

令和7年12月定例会会議録（第1号）

令和7年12月5日 金曜日 午前10時00分開会
議 長 佐 藤 卓 也 副議長 山 科 春 美

出 席 議 員（17名）

1 番	佐 藤 悦 子	議員	2 番	亀 井 博 人	議員
4 番	鈴 木 啓 太	議員	5 番	坂 本 健 太 郎	議員
6 番	田 中 功	議員	7 番	山 科 春 美	議員
8 番	鈴 木 法 学	議員	9 番	辺 見 孝 太	議員
10 番	渡 部 正 七	議員	11 番	新 田 道 尋	議員
12 番	今 田 浩 徳	議員	13 番	伊 藤 健 一	議員
14 番	山 科 正 仁	議員	15 番	高 橋 富 美 子	議員
16 番	佐 藤 卓 也	議員	17 番	小 野 周 一	議員
18 番	小 嶋 富 弥	議員			

欠 席 議 員（0名）

欠 員（1名）

出席要求による出席者職氏名

市 長	山 科 朝 則	副 市 長	石 山 健 一
総 務 課 長	小 関 孝	総 合 政 策 課 長	鈴 木 則 勝
財 政 課 長	川 又 秀 昭	税 務 課 長	小 関 紀 夫
防災危機管理課長	柏 倉 敏 彦	市 民 課 長	高 橋 智 江
環境エネルギー課長	井 上 徹	成 人 福 祉 課 長 兼 福 祉 事 務 所 長	大 野 智 子
子育て推進課長 兼 福 祉 事 務 所 長	土 屋 智 史	健 康 課 長	佐 藤 朋 子
農 林 課 長	大 江 周	商 工 観 光 課 長	高 橋 潤
都 市 整 備 課 長	高 橋 学	上 下 水 道 課 長	阿 部 和 也
会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課 長	杉 澤 直 彦	教 育 長	津 田 浩
教 育 次 長 兼 教 育 総 務 課 長	伊 藤 リ カ	学 校 教 育 課 長	大 町 淳
社 会 教 育 課 長	岸 聡	監 査 委 員	須 田 泰 博

監査委員局長 井上利夫
 選挙管理委員会会長 長沼俊司
 農業委員会会長 今田新

選挙管理委員会会長 武田清治
 農業委員会会長 浅沼玲子

事務局出席者職氏名

局長 山科雅寛
 主事 小野一樹
 議会総務主査 伊藤幸枝
 主事 秋葉佑太

議事日程（第1号）

令和7年12月5日 金曜日 午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員指名
 日程第 2 会期決定

（一括上程、提案説明、総括質疑）

- 日程第 3 議案第73号最上広域市町村圏事務組合規約の一部変更について
 日程第 4 議案第74号新庄市市税条例の一部を改正する条例について
 日程第 5 議案第75号新庄・最上さくらが丘斎苑の管理を行わせる指定管理者の指定について
 日程第 6 議案第76号児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
 日程第 7 議案第77号新庄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
 日程第 8 議案第78号新庄市萩野児童センターの管理を行わせる指定管理者の指定について
 日程第 9 議案第79号新庄市升形児童館の管理を行わせる指定管理者の指定について
 日程第10 議案第80号新庄市エコロジーガーデンの管理を行わせる指定管理者の指定について
 日程第11 議案第81号新庄市民プラザの管理を行わせる指定管理者の指定について
 日程第12 議案第82号新庄市立図書館の管理を行わせる指定管理者の指定について
 日程第13 議案第83号新庄市体育館等の管理を行わせる指定管理者の指定について
 日程第14 議案第84号新庄市農業委員会の委員等の定数に関する条例の一部を改正する条例について
 日程第15 議案第85号新庄市水道給水条例及び新庄市下水道条例の一部を改正する条例について
 日程第16 議案第86号最上圏域下水道共同管理協議会規約の一部変更について
 日程第17 議案等の常任委員会付託

(一括上程、提案説明)

日程第 18 議案第 68 号令和 7 年度新庄市一般会計補正予算 (第 6 号)

日程第 19 議案第 69 号令和 7 年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)

日程第 20 議案第 70 号令和 7 年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)

日程第 21 議案第 71 号令和 7 年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 2 号)

日程第 22 議案第 72 号令和 7 年度新庄市水道事業会計補正予算 (第 3 号)

本日の会議に付した事件

議事日程 (第 1 号) に同じ

開 会

佐藤卓也議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は17名です。

欠席通告者はありません。

これより令和7年12月新庄市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第1号）によって進めます。

日程第1 会議録署名議員指名

佐藤卓也議長 日程第1 会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により議長において、田中 功議員、伊藤健一議員のお二人を指名いたします。

日程第2 会 期 決 定

佐藤卓也議長 日程第2 会期決定を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長山科正仁議員。

（山科正仁議会運営委員長登壇）

山科正仁議会運営委員長 おはようございます。

議会運営委員会における協議の経過と結果について御報告申し上げます。

去る11月28日午前10時から議員協議会室において議会運営委員6名出席の下、執行部からは副市長及び関係課長の出席を求め、議会運営委

員会を開催し、本日招集されました令和7年12月定例会の運営について協議いたしました。

初めに、執行部から招集日を含め提出議案についての説明を受け、協議を行った結果、会期につきましては、お手元に配付しております令和7年12月定例会日程表のとおり、本日から12月17日までの13日間と決定いたしました。

また、会期中の日程につきましても、日程表のとおり決定いたしましたので、よろしくお願いいたします。

このたび提出されます案件は、議案14件、補正予算5件、計19件であります。

案件の取扱いにつきましては、議案第68号から議案第72号までの補正予算5件につきまして、本日は提案説明のみにとどめ、委員会への付託を省略して、12月17日、最終日の本会議において審議をお願いいたします。

議案第73号から議案第86号までの議案14件につきましては、本日、本会議に上程し、提案説明の後、総括質疑を受け、所管の常任委員会に付託し審査していただきます。

次に、一般質問についてであります。今期定例会の一般質問通告者は14名であります。1日目5名、2日目5名、3日目4名で行っていただきます。なお、質問時間は、質問、答弁を含めて1人50分以内といたします。質問者及び答弁者の御協力を特にお願いたします。

以上、議会運営委員会における協議の経過と結果についての報告といたします。

よろしくお願いいたします。

佐藤卓也議長 今期定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日から12月17日までの13日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、会期は12月5日から12月17日までの13日間と決しました。

令和 7 年 1 2 月 定 例 会 日 程 表

会 期	月 日	曜	会 議 別	場 所	開 議 時 刻	摘 要
第 1 日	12月 5 日	金	本 会 議	議 場	午 前 10 時	開会。議案（14 件）の一括上程、提案説明、総括質疑。議案等の常任委員会付託。補正予算（5 件）の一括上程、提案説明。
第 2 日	12月 6 日	土	休 会			
第 3 日	12月 7 日	日				
第 4 日	12月 8 日	月	本 会 議	議 場	午 前 10 時	一般質問 山科正仁、坂本健太郎、渡部正七、鈴木啓太、田中 功の各議員
第 5 日	12月 9 日	火	本 会 議	議 場	午 前 10 時	一般質問 亀井博人、伊藤健一、山科春美、高橋富美子、辺見孝太の各議員
第 6 日	12月10日	水	本 会 議	議 場	午 前 10 時	一般質問 小嶋富弥、今田浩徳、佐藤悦子、鈴木法学の各議員
第 7 日	12月11日	木	常任委員会	総 務 文 教 (議員協議 会室)	午 前 10 時	付託議案、請願の審査
第 8 日	12月12日	金	常任委員会	産 業 厚 生 (議員協議 会室)	午 前 10 時	付託議案、請願の審査
第 9 日	12月13日	土	休 会			
第10日	12月14日	日				
第11日	12月15日	月	休 会			本会議準備のため
第12日	12月16日	火				
第13日	12月17日	水	本 会 議	議 場	午 前 10 時	常任委員長報告、質疑、討論、採決。補正予算（5 件）の質疑、討論、採決。

議案 14 件一括上程

佐藤卓也議長 日程第3議案第73号最上広域市町村圏事務組合同規約の一部変更についてから日程第16議案第86号最上圏域下水道共同管理協議会規約の一部変更についてまでの議案14件を会議

規則第35条の規定により一括議題としたいと思
います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、
議案第73号から議案第86号までの議案14件を一
括議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

山科市長。

（山科朝則市長登壇）

山科朝則市長 おはようございます。12月定例会、
慎重審議、どうぞよろしくお願いします。

それでは、私から議案を説明させていただきます。

議案第73号最上広域市町村圏事務組合規約の
一部変更について御説明申し上げます。

本案は、最上広域市町村圏事務組合の事務所
の位置を変更するとともに、共同処理する事
務の一部を廃止するため規約を変更することに
つきまして、地方自治法第290条の規定によ
り議会の議決を求めるものであります。

主な変更の内容といたしましては、消防庁舎
の移転に合わせ、事務所の位置を新消防庁舎内
に変更するとともに、共同処理する事務のうち、
広域医療システムの整備に関する事務並びに総
合開発センターの設置及び管理運営に関する事
務を廃止するものであります。

施行日は、共同処理する事務の変更規定につ
きましては令和8年4月1日とし、事務所の位
置に関する変更規定につきましては令和8年3
月中の事務所移転を予定しておりますので、移
転の日が決定し次第、最上広域市町村圏事務組
合規則で定めることといたします。

次に、議案第74号新庄市市税条例の一部を改
正する条例について御説明申し上げます。

令和7年度税制改正大綱に基づく地方税法等
の一部改正に伴い、令和7年4月1日を施行日
とする新庄市市税条例の一部改正につきまし
ては、5月臨時会で専決処分に関する御承認をい

ただいたところであります。

本案は、令和7年度における税制改正のうち、
令和8年1月1日以降に施行する部分について
必要な改正を行うとともに、都市計画税の課税
区域を変更するため御提案するものであります。

主な改正の内容であります。個人の市民税
につきましては、特定親族特別控除の創設に伴
い必要な改正を行うものであります。

また、都市計画税につきましては、都市計画
用途地域を変更したことに伴い、課税区域に桧
町及び川西町の一部を追加するとともに、東山
町の一部を除外するものであります。

さらに、市たばこ税につきましては、加熱式
たばこに係る課税標準の特例を新たに設定す
るため、必要な改正を行うものであります。

加えて、公示送達の手続につきまして、市の
掲示板に掲示する方法に加え、インターネット
を利用する方法等により、公示事項を不特定多
数の者が閲覧することができる状態にすること
により行うことができるよう、必要な改正を行
うものであります。

これらの改正は、施行日が一律でないことか
ら、附則においてそれぞれの施行日を定めると
ともに、所要の経過措置を設けることといたし
ます。

次に、議案第75号新庄・最上さくらが丘斎苑
の管理を行わせる指定管理者の指定について御
説明申し上げます。

本案は、令和8年3月31日をもって指定管理
の期間を満了する新庄・最上さくらが丘斎苑の
管理を行わせる指定管理者の指定のため、議会
の議決を求めるものであります。

指定管理者の候補の選定に当たり公募を行っ
たところ、株式会社セロン東北の1団体から応
募がございました。

市民から選出された委員を含む指定管理者候
補選定委員会における審議の結果、これまでの
火葬場の指定管理者として管理運用実績が認め

られるほか、職員研修や緊急時における人員配置の対応、利用者への公平なサービスや地域貢献など意欲的な姿勢が評価され、引き続き、株式会社セロン東北が指定管理者候補として選定されました。

指定の期間につきましては、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間といたします。

次に、議案第76号児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について御説明申し上げます。

本案は、児童福祉法等の改正に伴い、関係条例の条項ずれを解消するなど、規定の整備を行うものであります。

改正いたしますのは、新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例、新庄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び新庄市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例であります。

施行日は公布の日といたします。

次に、議案第77号新庄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、議案第76号と同様に、児童福祉法等の改正に伴い、条項ずれを解消するなど規定の整備を行うものであります。

あわせて、家庭的保育事業等を利用する乳幼児に対する健康診断につきまして、母子保健法に基づく乳幼児健診の内容が相当と認められる場合、その全部または一部を行わないことができるようにするものであります。

施行日は公布の日といたします。

次に、議案第78号新庄市萩野児童センターの管理を行わせる指定管理者の指定について及び議案第79号新庄市升形児童館の管理を行わせる指定管理者の指定について、一括して御説明申し上げます。

本案は、令和8年3月31日をもって指定管理の期間が満了する萩野児童センター及び升形児童館の管理を行わせる指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものであります。

児童センター及び児童館につきましては、地域と密接な関わりを持ちながら、児童の健全育成と施設運営を行う必要があることから、候補選定に当たりましては公募を行わず、地域で組織した管理委員会を選定することについて、市民から選出された委員を含む指定管理者候補選定委員会により御協議いただきました。

その結果、指定管理者等の団体につきましては、萩野児童センターについては萩野児童センター管理委員会が、升形児童館については升形児童館管理委員会が引き続き選定されたところであります。

指定の期間は、いずれも令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間といたします。

次に、議案第80号新庄市エコロジーガーデンの管理を行わせる指定管理者の指定について御説明申し上げます。

新庄市エコロジーガーデンの管理運営について、指定管理者制度を導入することにつきましては、6月定例会において関係議案を御可決いただいたところでありますが、本案は新庄市エコロジーガーデンの管理を行わせる指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者の候補の選定に当たり公募を行ったところ、2団体の応募があり、市民から選出された委員を含む選考委員会において、施設特性の理解、地域連携の方針、自主事業の内容、組織運営の確実性などの観点から審議を行ったところであります。

審議の結果、地域文化の理解と継承を図りながら施設の魅力を効果的に発信し、観光・交流の拠点として機能を高める運営が期待されることや、施設の特徴を深く理解した自主事業の提

案などが評価され、一般社団法人温故知新と株式会社 J P D コミュニケーションズが組織する共同企業体新庄ガーディアンズが候補として選定されました。

指定の期間につきましては、令和 8 年 4 月 1 日から令和13年 3 月31日までの 5 年間といたします。

議案第81号から議案第83号までの指定管理者の指定に関する議案について、一括して御説明申し上げます。

いずれの議案も、令和 8 年 3 月31日をもって指定管理者の期間が満了する市の公の施設の管理を行わせる指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものであります。

新庄市民プラザ、新庄市立図書館、新庄市体育館など10の体育施設につきましては、指定管理者の候補選定に当たり公募を行ったところ、それぞれ 1 団体から応募がございました。

市民から選出された委員を含む指定管理者候補選定委員会における審議の結果、新庄市民プラザにつきましては、生涯学習施設としての役割を十分に認識し、これまでの実績を生かしながら利用者の意見やニーズを取り入れて実施していただく実行力や利用者の利便性に配慮した適切な施設管理体制が高く評価され、引き続き、特定非営利活動法人芸術文化振興市民ネット新庄が指定管理者候補として選定されました。

新庄市立図書館につきましては、施設の設置目的や役割を十分に認識し、図書に関する専門知識の高い職員体制が整っていることが高く評価されたことに加え、運営や事業に当たっては、専門性を生かしながら市民や関係団体、関係機関との協働の中で実施していく姿勢が評価され、引き続き、一般社団法人とらいあが指定管理者候補として選定されました。

新庄市体育館など10施設につきましては、市の体育施設の役割を十分に認識し、これまでの施設運営に関する経験や実績を生かしたスポー

ツ振興事業や利用者の安全安心の確保を最優先とした施設管理への積極的な姿勢など、今後も利用者本位の施設運営が期待できることが評価され、引き続き、一般財団法人新庄市スポーツ協会が指定管理者候補として選定されました。

指定期間につきましては、いずれの施設も令和 8 年 4 月 1 日から令和13年 3 月31日までの 5 年間といたします。

次に、議案第84号新庄市農業委員会の委員等の定数に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、農業委員会の委員と農地利用最適化推進委員により農地等の利用の最適化を進めてまいりましたが、これまでの取組により、市における遊休農地の割合が減少するなど、国の示す農地利用最適化推進委員の非設置要件を満たすこととなったところであります。

これを踏まえ、本年 9 月24日に、本市農業委員会から、農地利用最適化推進委員を廃止するとともに農業委員会の委員の定数を変更すること及び国の交付金を活用して農業委員会の委員の報酬の上乗せを実施することについて意見書を頂いたところであります。

本案はこれらを勘案し、本市の農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数等を改めるため、必要な改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、農地利用最適化推進委員を廃止するとともに、農業委員会の委員の定数を19名から21名に変更するものであります。

これに伴い、農業委員会の委員の報酬につきましては、国の交付金を活用し、農地利用最適化活動実績に応じて支給する能率報酬を新設するため、新庄市特別職の職員の給与に関する条例につきましても必要な改正を行うものであります。

施行日は、農業委員会の委員の次の任期の開始の日である令和 8 年 7 月20日といたします。

次に、議案第85号新庄市水道給水条例及び新庄市下水道条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、水道給水装置や下水道の排水設備等の工事を行う業者に関する特例を定めるため、必要な改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、能登半島地震などの大規模な災害時において、宅内の給排水設備等の復旧が遅れ、家庭で水が使用できない状況が長期化したことを踏まえ、災害その他の非常の場合においては、給水装置や排水設備の工事を他の市町村長が指定した事業者を使うことができることとするものであります。

施行日は公布の日といたします。

次に、議案第86号最上圏域下水道共同管理協議会規約の一部変更について御説明申し上げます。

最上圏域下水道共同管理協議会につきましては、平成12年4月に、鮭川村を除く最上地域7市町村により終末処理場の水質試験、運転監視、保守点検等の業務を共同化し、経済性と事業効率の向上を図ることを目的とし、地方自治法の規定に基づき設立したものであります。

処理場の共同管理に当たりましては、運営監視に要する経費の負担割合について、構成市町村の処理施設能力に基づいて定めておりますが、舟形町、大蔵村及び戸沢村における処理施設能力が見直されたことから、協議会規則のうち負担割合に関する規定を変更するため、地方自治法第252条の6の規定により、議会の議決を求めるものであります。

施行日は令和8年4月1日といたします。

以上、御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

佐藤卓也議長 これより、ただいま説明のありました議案14件について総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員。

1 番（佐藤悦子議員） 議案第74号についてお聞きします。

都市計画税の課税区域を令和8年度から新たに桧町、それから川西町の、対象地積としては5万6,329.99平方メートル、年税額としては19万9,386円の都市計画税を新たに課税するという内容が入っております。ここについてですが、人口減少の中での新たな宅地開発促進は問題があるのではないかと思います。

現在、田畑として活用を図っている農業者がおられます。そういう農業者への増税になるのではないかと思います。そうなりますと、田畑を減らしていくことになるし、離農を促進することになってしまう施策ではないかと私は思います。

田畑を維持して農業者を支援することこそ必要なので、そういう意味では、新たに田畑に都市計画税を課税するというのは異議があるのですが、その点についてどう見ておられるのかお願いします。

小関紀夫税務課長 議長、小関紀夫。

佐藤卓也議長 小関税務課長。

小関紀夫税務課長 都市計画税の課税区域の見直しに係る変更ということでの御質問でございますが、こちらは平成23年度に都市計画税の課税区域の見直しを、全員協議会等々で議員の皆様から御意見をいただきながら、見直しの方向性を市として定めさせていただいたところでした。

第一義的には、まず都市計画税用途区域については原則的に全ての地域において課税するという方針を御了承いただいたものと思ってございます。

現在も、当然、農地の部分につきましても、ほかの地域につきましても、用途区域につきましては全て課税をさせていただいております。

以上のことから、今回見直しする部分に農地等々ございますが、そちらも従来と同じような

考えで課税させていただくということになると
思います。

よろしくお願いします。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員。

1 番（佐藤悦子議員） 農地について都市計画
税を課して、なるべく宅地開発するようにとい
う誘導をしていることになるんだと思います。

しかし、既存の住宅地域に空き家がたくさ
ん出てきております。その空き家あるいは空き地
などは、考えてみると、上下水道が入っていた
り、流雪溝が入っていたり、かなり市から優遇
されている状態の宅地になっているわけです。
そういうところにこそ本当は住宅になっていた
だきたい。そうすれば、新たに市が上下水道を
引いたり、流雪溝を考えなければならないとい
うことがないわけです。そういうふうに、今ま
で開発してきて、そして使われなくなっている
住宅地を使うように誘導することこそ、人口が
これから2万人になると言われている中での持
続可能な運営でないかと考えます。

一方、農家の農地は今減っておりまして、農
業経営者も激減しています。今々、米不足にな
ったりする可能性もあるわけで、そうならない
ようにするためにも離農を防がなければいけな
い。できれば現在の田畑を次の世代の方が使っ
ていただけるように営農を応援しなければいけ
ない。それが持続可能な市の運営でないかと考
えますと、田畑に都市計画税を課すというのは、
私は控えるべきではないかと思うんですが、そ
の点、市長はどうお考えでしょうか。

小関紀夫税務課長 議長、小関紀夫。

佐藤卓也議長 小関税務課長。

小関紀夫税務課長 まず、都市計画税の目的で
ございますが、都市計画事業等に充当する財源と
してこちらのほうで課税させていただいている
税目となります。

今、都市計画区域のほうに都市計画道路、そ

れから公園等々、都市施設につきましては整備
が進んでおりますが、依然として下水道事業の
ほうはまだこれから進むものというふうに考え
てございます。

市全体といたしましては、そういった都市計
画事業等々の財源として都市計画税を課税させ
ていただいておりますし、平成23年度の見直
しの際も、様々な御意見をいただいた上で、課
税される区域と課税されていない区域の不公平
感、それから税の負担の公平性を担保するため
にそういう見直しを行って、その区域に係る場
所につきましては全て課税させていただくとい
う形で、議会の皆様にも御説明させていただい
て見直しを行ってきた経緯がございます。

そういった観点からも、税の特に公平性とい
う観点から考えますと、従来どおり課税させて
いただくというのが税務課としても本筋ではな
いかというふうに考えてございます。

以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員。

1 番（佐藤悦子議員） 今の税務課長の話の中
で、下水道が入るべきところにまだまだ入って
いないという、確かにその点遅れているという
ことで、本来宅地があって、そして下水道管が
入ってほしいところに来ないということで、下
水道敷設が進まないところがまだまだあるよう
です。

それから、税の公平化ということでもあります
が、宅地になっていて下水道が来ていたりする
と、そこは都市計画という点から大変よくして
いただいているので都市計画税はやむを得ない
と思います。

しかし、現在頑張って田畑にしているところ
をわざわざ畑をやめて宅地にしたほうがいいの
ではないかみたいな、考えさせられるような増
税は控えて、田畑を守っていただく、田畑とし
て使っていただく、そういうふうにしたほうが、

人口がこれから2万人になるという人口減少の中では、そしてまた一方で、食料の不足の中で農業を続けていただける、米を作っていただける、そういう環境を守っていただくという立場から、私は考える必要があると思うんですけども、市長はいかがお考えですか。

小関紀夫税務課長 議長、小関紀夫。

佐藤卓也議長 小関税務課長。

小関紀夫税務課長 先ほども申し上げましたとおり、都市計画税は用途地域に課税させていただくというのがまず第一原則だと考えてございます。

また、地目については宅地、それから農地等々ございますけれども、まず、都市計画の用途地域の見直し、変更が行われた結果において課税をさせていただく形になってございます。都市計画の見直し、変更について、そういった部分にまで宅地誘導をしていくという形で市として方針を打ち出したわけですので、それに従いまして税務課としても課税させていただくという形になるかと思います。

以上です。

佐藤卓也議長 ほかにありませんか。

14番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

佐藤卓也議長 山科正仁議員。

14番（山科正仁議員） この議案に関しては各常任委員会に付託されるということで、広めの質問をさせていただきます。

まず、議案第73号ですが、こちらで広域医療システムの整備というのが削除されるということですが、住民に対する影響というのはどのように考えておるのか。

また、議案第77号、家庭的保育事業の基準の改正ということで、重複健康診断が免除されるということになるようですが、この健康診断を省略しても子供たちの安全性というのは確保されるのか、ちゃんと担保されていくのかということをお伺いしたい。

あと、この中で運用の基準の統一というのがありますが、その図り方、どのようにして基準を統一していくのかという点です。

次に、議案第81号から第83号の新庄市の図書館と市民プラザ、それから体育施設、これらの指定ですけれども、これはいつも問題になっております指定管理料に対しての、職員の働き方改革とか今の国内の物価高騰によって、ある程度、待遇面の改善が図られるというふうな指定管理の契約の仕方が必要かと思いますが、その辺の考慮はなされているのかという点。

あと、議案第84号の農業委員会です。これは農業委員の定数を増やして推進委員を減らすという点で了解しましたが、今後、新しく入った能率報酬というものがあります。規則で定めるとありますが、この報酬の判断基準、よく分からないという点で、能率報酬の基準という点で課題が残ると思いますが、その辺の回答をお願いしたいと思います。

最後に、議案第85号の水道給水、それから下水道の条例の改正ということで、これは特例の場合だけ、大きな災害だけの特例という点で明記されておりますけれども、特例を発動するときの判断基準、どういうときに特例を発動して他町村とか他の方々にやってもらうという、指定業者を選ぶという判断だと思いますが、これはその判断基準が曖昧だと、どうしても契約もなかなか進まないと思います。特に、災害時に契約している時間があるのか、手続上の迅速化をどういうふうに図っていくのか。

以上、よろしく願いいたします。

鈴木則勝総合政策課長 議長、鈴木則勝。

佐藤卓也議長 鈴木総合政策課長。

鈴木則勝総合政策課長 それでは、初めに議案第73号最上広域市町村圏事務組合規約の一部変更の中で、共同処理する事務を廃止する中で、広域医療システムの整備に関することについてお答えさせていただきます。

最上広域のほうで広域医療システムの整備として行っていた事務につきましては、平成18年度まで、過去のことになりますが、広域のほうで休日在宅当番医制度というものを設けてございました。こちらは18年度まで行ってございましたが、その後、平成19年度からは新庄市で夜間休日診療所を行ったことによりまして、広域としての事務というのはその当時で終わっているというような現状でございます。

現在は、救急の部分は県立新庄病院に移管しているということでございますが、広域の規約の改正をこれまで行ってきていなかったという現状があります。このたび、総合開発センターの位置の変更に合わせて規約の変更がございますので、こちらにつきましても併せて規約を変更して落とすということで、特に市民の生活への影響はないとお聞きしてございます。

以上であります。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、土屋智史。

佐藤卓也議長 土屋子育て推進課長兼福祉事務所長。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 それでは、議案第77号新庄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての御質問にお答えします。

本条例については、家庭的保育事業の利用開始時に行うべき健康診断について、それと同等の乳幼児健診等をされた場合についてはそれが免除されるという内容ですけれども、基本的には、同一の健康診断等を行うということですので、安全性については確保されると認識しております。

以上です。

岸 聡社会教育課長 議長、岸 聡。

佐藤卓也議長 岸社会教育課長。

岸 聡社会教育課長 議案第81号から議案第83号の指定管理者の指定の3本の議案についての中

で、指定管理料についての御質問をいただいたところでです。

指定管理につきましては、このたびの議案を御可決賜りましたら5年間の基本協定を結びまして、それに基づきまして、毎年度、年度協定というものを結ばせていただいております。その年度協定の中で、詳しい指定管理料についての算定協議というものを指定管理者と行わせていただくことになります。

こういった部分については、毎年毎年見直しを行いまして、毎年度の予算に計上しているところでございますので、今後も適正になるよう指定管理者と協議の上決定してまいりたいと思います。

よろしくお願いします。

今田 新農業委員会事務局長 議長、今田 新。

佐藤卓也議長 今田農業委員会事務局長。

今田 新農業委員会事務局長 私からは、農業委員会の農業委員に係る新庄市特別職の職員の給与に関する条例に新たに定める能率報酬についての御質問でしたので、お答えさせていただきたいと思います。

数年前から全国的に取組が始まっているわけでございますけれども、農地利用最適化交付金という国の事業に従いまして、その交付金を財源としたいと思います。

農地利用最適化活動実施要綱に従いまして、その要件に従う活動をしていくわけですが、活動の実績を交付申請し、国から交付決定いただいた金額が年額の財源となります。年度末の交付決定額を委員で分配するということになるんですけれども、最適化活動ということで活動した日数やその成果、そして目標に対する実績などが勘案されて交付金の額が決定されるということでございます。

県内では13市のうち10市が既に実施しておりまして、残された3市に関しましても、国からの要請を受けて、できるだけ早く取り組むよう

にと言われてきたものでございます。

よろしく願いいたします。

阿部和也上下水道課長 議長、阿部和也。

佐藤卓也議長 阿部上下水道課長。

阿部和也上下水道課長 それでは、議案第85号の御質問についてお答えいたします。

発令の基準ということでありますけれども、大規模災害等におきまして事業者そのものが被災された場合なども含めると、要望件数に対して事業者の対応が困難となったときの判断ということで、こういった特例を設けることによって、他自治体の市町村長、首長が指定した事業者でも対応を可能とするというふうな内容になっております。

また、契約方法につきましては、内容にもよるとは思いますが、基本的には民間のといえますか、個人の方の被災に対して事業者が対応できるということなので、契約方法というところまではちょっと、直接新庄市が発注するということを想定したものではないので、そういったことで御理解いただきたいと思います。

以上であります。

14番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

佐藤卓也議長 山科正仁議員。

14番（山科正仁議員） 回答ありがとうございます。おおむね了解しました。

議案第86号ですが、今ちょうど上下水道課長にも答弁いただいたので、負担割合が新庄市は増えるわけです。6%ずつ増えるということですけれども、これで下水道関連の予算に関して影響はどのくらい見込まれておりますか。

阿部和也上下水道課長 議長、阿部和也。

佐藤卓也議長 阿部上下水道課長。

阿部和也上下水道課長 ただいまの議案第86号についてでありますけれども、今後見直されることにつきまして、この部分では大体、新庄市として6%増えるというふうな内容でありますけれども、具体的な資料をただいま持ち合わせて

おりませんので大変申し訳ございません。

以上です。

佐藤卓也議長 ほかにありませんか。

17番（小野周一議員） 議長、小野周一。

佐藤卓也議長 小野周一議員。

17番（小野周一議員） 1点目は、議案第80号新庄市エコロジーガーデンの管理を行わせる指定管理者の指定についてですけれども、先ほどの市長の説明では、この指定管理の申込みに2つの団体が応募されたという話がありましたけれども、選定の基準ですよね。この共同企業体新庄ガーディアンズが選定された理由が1点と、あと期間です。このエコロジーガーデンの指定管理者は新しい団体ですよね、今回の指定管理者は。今までだったら、期間というのは3年もしくは5年となっていて、最初の場合は3年で、その経過を見て、再度選定する場合は5年とあったんですけれども、最初から5年という指定期間にされた理由って、新しく変わったんですか、期間設定が。その2点をお願いします。

高橋 潤商工観光課長 議長、高橋 潤。

佐藤卓也議長 高橋商工観光課長。

高橋 潤商工観光課長 それでは、エコロジーガーデンの指定管理に関する御質問ということで、まずは審査の内容という部分でございましたが、審査に当たっての項目についての採点表といえますか、そういったものを明示して、今回公募を行ったところでございますが、全部で13項目の内容を設定いたしまして、審査委員6名で審査して決定したというふうな内容でございます。

13項目についてですけれども、エリア全体の運営管理ということで、例えば施設目的を理解しているかとか、あるいは出していただいている収支計画が妥当かどうかとか、そういった部分の項目がございました。

そして、施設の管理という部分で、施設ということでの維持管理が適切にできるかどうか、また現在の施設を活用して今以上に利活用を進

めていただく上での考え方、提案がいかなものかというふうな部分などを審査項目としておりました。

既存のテナントがいらっしゃるわけで、これからそういった方々と連携して進めていただくわけですので、そこら辺の連携についてはどういうふうに考えているかというふうな部分、また実際それを実行できる体制がどうなっているかという部分などについてそれぞれ点数化をいたしまして、合計点数が高かったほうを候補者として、このたび議案上程させていただいたということでございます。

続いて、5年と3年のお話でしたけれども、5年ということで当初より考えておったところです。短い期間で成果を上げていくというふうな部分で、ある程度の期間がないと成果が図れないというふうなこともあろうかと思えます。もし指定管理がきちんとできなかった場合につきましては、当然、期間を短縮し、打ち切ることも可能と考えておりますので、まずは5年ということで進めてきたところでございます。

以上でございます。

小関 孝総務課長 議長、小関 孝。

佐藤卓也議長 小関総務課長。

小関 孝総務課長 私からは指定管理期間について御回答させていただきます。

まずは、指定管理の在り方については、新庄市の指定管理者の要綱に基づいて実施しております。

期間についてなんですけれども、当初、導入した最初の頃は、まだ制度が煮詰まっていないといえますか、その先どうなるか検証する必要があるとして、まずは初期の頃は3年としておりました。確かにそのとおりです。

ただし、運用して年月を重ねる中で、3年を目安にした場合、指定管理料が割高になったり、3年という短い期間の中では人材育成、人材確保が困難な場合が生じるということがだんだん

分かってきたんですね。それで、平成31年に運用指針を改正いたしまして、そういった情勢の変化に対応していくために、指定期間については、「基本は5年とし、その他個別に判断していく」というふうに改正しておるということでございます。

以上です。

17番（小野周一議員） 議長、小野周一。

佐藤卓也議長 小野周一議員。

17番（小野周一議員） 1点目ですけれども、2者応募なされたわけですね。個人情報に関係ないとすれば、もう1者はどこの団体が申し込まれたんでしょうか。

あと、今、総務課長が平成何年かに要綱が変わって5年って言うていたけれども、私、ホームページを見たら、新庄市の指定管理の期間は3ないし5とあるわけですね。やはりその辺から直していかないと、我々みたいに何年も議員を経験していると、当初はやはり3年にして、再度選定する場合は5年ですと、そういう思いがあるものですからこういう質問をしたんですけれども、今後いろいろな公的な場所が指定管理を受ける場合は、最初から5年でいいわけですね。その辺、お聞きしたいと思います。

高橋 潤商工観光課長 議長、高橋 潤。

佐藤卓也議長 高橋商工観光課長。

高橋 潤商工観光課長 今回、候補者とならなかった団体ですけれども、市外の団体、企業ということで、道の駅を運営している実績のある企業ということでございました。企業名につきましては発言を控えたいと思います。

よろしくお願いします。

小関 孝総務課長 議長、小関 孝。

佐藤卓也議長 小関総務課長。

小関 孝総務課長 先ほど御説明いたしました新庄市の指定管理者制度運用指針につきましてはホームページで公開してございます。

選定に当たっての基本的な情報ということで

お出ししているもので、その中で基本的に5年
とうたっておりますので、そのような取扱いに
していきたいというふうに考えております。

以上です。

佐藤卓也議長 ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 ほかに質疑なしと認めます。よっ
て、総括質疑を終結いたします。

日程第17議案等の常任委員会付託

佐藤卓也議長 日程第17議案等の常任委員会付託
を行います。

議案等の常任委員会付託につきましては、お
手元に配付しております令和7年12月定例会付
託案件表により、それぞれ所管の委員会に付託
しますので、よろしくお願いいたします。

令和7年12月定例会付託案件表

付 託 委 員 会 名	件 名
総 務 文 教 常 任 委 員 会 議案（5件） 請願（1件）	○議案第73号最上広域市町村圏事務組合規約の一部変更について ○議案第74号新庄市市税条例の一部を改正する条例について ○議案第81号新庄市民プラザの管理を行わせる指定管理者の指定について ○議案第82号新庄市立図書館の管理を行わせる指定管理者の指定について ○議案第83号新庄市体育館等の管理を行わせる指定管理者の指定について ○請願第4号新庄市職員の適正な人員確保と定着率向上に向けた措置を求める請願
産 業 厚 生 常 任 委 員 会 議案（9件） 請願（1件）	○議案第75号新庄・最上さくらが丘斎苑の管理を行わせる指定管理者の指定について ○議案第76号児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について ○議案第77号新庄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について ○議案第78号新庄市萩野児童センターの管理を行わせる指定管理者の指定について ○議案第79号新庄市升形児童館の管理を行わせる指定管理者の指定について ○議案第80号新庄市エコロジーガーデンの管理を行わせる指定管理者の指定について ○議案第84号新庄市農業委員会の委員等の定数に関する条例の一

付 託 委 員 会 名	件 名
	部を改正する条例について ○議案第 8 5 号新庄市水道給水条例及び新庄市下水道条例の一部を改正する条例について ○議案第 8 6 号最上圏域下水道共同管理協議会規約の一部変更について ○請願第 5 号道路復旧工事についての請願

議案 5 件一括上程

佐藤卓也議長 日程第18議案第68号令和 7 年度新庄市一般会計補正予算（第 6 号）から日程第22議案第72号令和 7 年度新庄市下水道事業会計補正予算（第 3 号）までの補正予算 5 件について、会議規則第35条の規定により一括議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第68号から議案第72号までの補正予算 5 件を一括議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

山科市長。

（山科朝則市長登壇）

山科朝則市長 議案第68号から議案第72号までの令和 7 年度新庄市一般会計及び特別会計並びに水道事業会計の補正予算について御説明申し上げます。

補正予算書 1 ページ、議案第68号令和 7 年度一般会計補正予算であります。歳入歳出それぞれ14億379万5,000円を追加し、補正後の予算総額を221億3,420万5,000円とするものであります。

5 ページ、第 2 表繰越明許費補正につきましては、民間立保育所等施設整備費補助金交付事業など 3 事業を追加するものであります。

また、第 3 表債務負担行為補正につきましては、市民プラザ大規模改修工事など 3 事業を追加するものであります。

6 ページ、第 4 表地方債補正につきましては、保育所建設事業など 6 事業の地方債の額を変更するものであります。

次に、主な補正の内容につきましては、12 ページからの歳出を中心に御説明申し上げます。

2 款総務費では、ふるさと納税寄附金の今後の寄附額を見込みまして、ふるさと納税事業費を増額補正しております。

また、大相撲地方巡業の令和 8 年度の新庄市開催に向けた大相撲地方巡業開催事業費を新たに計上しております。

3 款民生費では、小中学校等新入学祝い金の支給時期を入学の前年度支給に変更するための予算を計上しております。

6 款農林水産業費では、環境保全型農業直接支払交付金などの各種補助金を増額補正しております。

8 款土木費では、道路の除排雪業務費や流雪溝整備事業費を増額補正しております。

10 款教育費では、学校給食の食材費等高騰に対応するため、学校給食物価高騰対策事業費補助金を新たに計上したほか、社会教育費におきましては、市民プラザの大規模改修のための費用並びに市体育館及び武道館に空調設備を設置するための費用を新たに計上しております。

続きまして、25 ページからの議案第69号から議案第71号までの 3 つの特別会計補正予算並び

に議案第72号水道事業会計補正予算につきましても、今年度それぞれの事業執行に必要な予算の補正を行うものであります。

私からの説明は以上であります。各会計の詳細につきましては財政課長及び上下水道課長に説明させていただきますので、御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

佐藤卓也議長 川又財政課長。

(川又秀昭財政課長登壇)

川又秀昭財政課長 それでは、私から、議案第68号から議案第71号までの補正予算について御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

初めに、議案第68号一般会計補正予算(第6号)につきまして、一般会計補正予算は歳入歳出それぞれ14億379万5,000円を追加し、補正後の総額を221億3,420万5,000円とするものでございます。

各款各項の補正予算額並びに補正後の額につきましては、2ページから4ページの第1表歳入歳出予算補正にて御確認をお願いします。

次に、5ページをお開きください。

第2表繰越明許費補正につきましては、繰越予定事業が全部で3事業ございます。

初めに、3款の民間立保育所等施設整備費補助金交付事業につきましては、補助金の交付先において年度内の事業完了が見込めないことから繰越しするものでございます。

8款土木費の道路長寿命化事業及び公園整備事業につきましては、関係機関との協議に時間を要したことや事業工程などの関係により、年度内の完成が困難であるため繰越しするものでございます。

次に、第3表債務負担行為補正でございますが、自動車購入につきましては、今年度当初予算に計上しているものでございますが、年度内の納車が困難であることから、債務負担行為を設定した上で手続を進めるものでございます。

次の大相撲地方巡業開催委託につきましては、現在、令和8年度の大相撲地方巡業の新庄市開催に向けた検討を進めているところでございまして、協議が調いましたら、本年度中に日本相撲協会との契約を締結する必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。

市民プラザ大規模改修工事につきましては、空調設備等の改修工事に相当の期間を要することから、実施設計業務が完了次第、速やかに改修工事に着手するため、債務負担行為を設定するものでございます。

次に、6ページ、第4表地方債補正の変更につきましては、事業費の確定や増嵩による変更が主なものとなりまして、新中部保育所の建設工事に充てる保育所建設事業債を含め、全部で6事業の変更を行っております。

このうち、一番下の社会教育施設改修事業につきましては、市民プラザの大規模改修などに充てる財源として大幅な増額変更を行うものでございます。

続きまして、9ページからの歳入について説明申し上げます。

初めに、11款地方交付税につきましては、このたびの補正予算に充てる一般財源といたしまして普通交付税を増額補正しております。

15款国庫支出金及び16款県支出金につきましては、全体を通して、交付決定額などに合わせた負担金、補助金の補正を行っております。

10ページをお開き願います。

18款寄附金につきましては、ふるさと納税寄附金の今後の寄附額を見込みまして4億5,000万円を増額するものでございます。

また、新庄開府400年記念事業実施のため、パートナー企業各社より頂戴いたしました社会教育総務費寄附金を含め、各種寄附金を増額補正しております。

11ページ、19款繰入金及び20款繰越金につきましては、このたびの補正予算に充てる一般財

源といたしまして、財政調整基金繰入金及び前年度繰越金を増額補正しております。

続きまして、12ページからの歳出について御説明申し上げます。

初めに、2款総務費1項1目一般管理費におきまして、職員給与費を増額補正しておりますが、職員の時間外手当が主な内容となっております。

1項7目企画費につきまして、歳入のふるさと納税寄附金の増額補正に合わせて必要な経費を増額したほか、大相撲地方巡業開催事業費を新たに計上しております。

15ページをお開き願います。

中段からの3款2項1目児童福祉総務費におきまして、小中学校等新入学祝い金を計上しておりますが、祝い金の支給の時期を現在の5月支給から、保護者の要望に合わせて入学前の前年度支給に変更するため、追加で増額補正するものでございます。

また、新中部保育所建築事業費につきましては、今年度、中間前払金等の一部について、令和7年度の支出が不要となったことから減額補正を行っております。

続きまして、17ページ、6款農林水産業費でございますが、1項3目の学校給食食育・地産地消促進事業費補助金、1項5目の環境保全型農業直接支払交付金及び1項6目の中山間地域等直接支払交付金のそれぞれの補助金、交付金等につきましては、県の内示額等に伴い、それぞれ増額補正をするものでございます。

18ページ、7款1項3目のエコロジーガーデン推進事業費につきましては、南側エリア広場整備工事につきまして、事業費の確定に伴い減額補正を行っております。

次に、8款土木費でございますが、2項2目道路維持費におきましては、国の事業採択に伴い、泉田二枚橋線舗装工事を新たに計上したほか、2項3目道路新設改良費におきまして、事

業費の確定に伴い、一本柳檜葉沢線整備事業費を減額補正しております。

次に、19ページ下段、6項1目除排雪費におきましては、道路の除排雪業務に係る委託料及び借上料について増額補正をしております。

また、2目雪総合対策費では、社会資本整備総合交付金を充てて実施いたします桧町地区流雪溝整備事業費を増額補正しております。

次に、20ページ下段からの10款教育費でございますが、2項2目、3項2目及び4項2目のそれぞれの各教育振興費に計上しております図書購入費につきましては、今年度頂戴いたしました寄附金を財源として、各学校で自由に使える図書購入費を予算化するものでございます。

また、小中義務教育学校費の各学校保健費の給食管理運営事業費に計上しております学校給食物価高騰対策事業費補助金につきましては、食材等の物価が高騰する中、学校給食の質や量を維持するため、緊急的に補助を実施するものでございます。

22ページ下段、5項2目市民プラザ費におきましては、市民プラザの大規模改修工事のための費用を新たに計上するとともに、23ページ中段、5項12目体育施設費におきましては、市体育館及び武道館に空調設備を設置するための備品購入費等を新たに計上しております。

以上で一般会計を終わります。特別会計に入らせていただきます。

25ページをお開きください。

議案第69号国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）でございますが、歳入歳出それぞれ2,205万9,000円を追加し、補正後の予算総額を31億2,886万2,000円とするものでございます。

内容といたしましては、出産育児一時金及び国、県への返還金を補正するものでございます。

続きまして、31ページ、議案第70号介護保険事業特別会計補正予算（第3号）でございますが、歳入歳出それぞれ1億8,040万円を追加し、

補正後の予算総額を40億6,631万9,000円とする
ものでございます。

内容といたしましては、介護保険システムの
改修費及び保険給付費を補正するものでござい
ます。

最後に、41ページをお開き願います。

議案第71号後期高齢者医療事業特別会計補正
予算（第2号）でございますが、歳入歳出それ
ぞれ161万2,000円を追加し、補正後の予算総額
を5億6,158万4,000円とするものでございます。

内容といたしましては、健康診査の実施に要
する費用の補正を行うものでございます。

以上で一般会計及び特別会計補正予算の説明
を終わります。

御審議いただき、御可決賜りますようよろし
くお願い申し上げます。

佐藤卓也議長 阿部上下水道課長。

（阿部和也上下水道課長登壇）

阿部和也上下水道課長 私からは議案第72号令和
7年度新庄市水道事業会計補正予算（第3号）
につきまして、別冊の令和7年度新庄市水道事
業会計補正予算書により御説明申し上げます。

1ページを御覧ください。

第2条、収益的支出の補正につきましては、
第1款水道事業費用を320万5,000円増額し、計
9億9,367万8,000円とします。これは主に給水
管、配水管等の修繕を行うため増額するもので
あります。

2ページには補正予算の実施計画を記載して
おりますので、後ほど御確認をお願いいたしま
す。

以上、議案第72号令和7年度新庄市水道事業
会計補正予算（第3号）について御説明申し上
げました。

御審議の上、御可決くださいますようお願い
申し上げます。

佐藤卓也議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました補正予算5件につ

きましては、会議規則第37条第3項の規定によ
り委員会への付託を省略したいと思います。こ
れに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、
議案第68号から議案第72号までの補正予算5件
につきましては、委員会への付託を省略し、12
月17日水曜日、定例会最終日の本会議において
審議をいたします。

散 会

佐藤卓也議長 以上で本日の日程を終了いたしま
した。

12月8日月曜日午前10時より本会議を開きま
すので、御参集願います。

本日は以上で散会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時11分 散会

令和7年12月定例会会議録（第2号）

令和7年12月8日 月曜日 午前10時00分開議
議 長 佐 藤 卓 也 副議長 山 科 春 美

出 席 議 員（17名）

1 番	佐 藤 悦 子	議員	2 番	亀 井 博 人	議員
4 番	鈴 木 啓 太	議員	5 番	坂 本 健 太 郎	議員
6 番	田 中 功	議員	7 番	山 科 春 美	議員
8 番	鈴 木 法 学	議員	9 番	辺 見 孝 太	議員
10 番	渡 部 正 七	議員	11 番	新 田 道 尋	議員
12 番	今 田 浩 徳	議員	13 番	伊 藤 健 一	議員
14 番	山 科 正 仁	議員	15 番	高 橋 富 美 子	議員
16 番	佐 藤 卓 也	議員	17 番	小 野 周 一	議員
18 番	小 嶋 富 弥	議員			

欠 席 議 員（0名）

欠 員（1名）

出席要求による出席者職氏名

市 長	山 科 朝 則	副 市 長	石 山 健 一
総 務 課 長	小 関 孝	総 合 政 策 課 長	鈴 木 則 勝
財 政 課 長	川 又 秀 昭	税 務 課 長	小 関 紀 夫
防災危機管理課長	柏 倉 敏 彦	市 民 課 長	高 橋 智 江
環境エネルギー課長	井 上 徹	成 人 福 祉 課 長 兼 福 祉 事 務 所 長	大 野 智 子
子育て推進課長 兼 福 祉 事 務 所 長	土 屋 智 史	健 康 課 長	佐 藤 朋 子
農 林 課 長	大 江 周	商 工 観 光 課 長	高 橋 潤
都 市 整 備 課 長	高 橋 学	上 下 水 道 課 長	阿 部 和 也
会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課 長	杉 澤 直 彦	教 育 長	津 田 浩
教 育 次 長 兼 教 育 総 務 課 長	伊 藤 リ カ	学 校 教 育 課 長	大 町 淳
社 会 教 育 課 長	岸 聡	監 査 委 員	須 田 泰 博

監事	査務委員局長	井上利夫	選挙管理委員会 選挙管理委員会 農業委員会 会長	武田清治
選挙管理委員会 選挙管理委員会 農業委員会 会長	長沼俊司		農業委員会 会長	浅沼玲子
農業委員会 局長	今田新			

事務局出席者職氏名

局長	山科雅寛	議会総務主査	伊藤幸枝
主事	小野一樹	主事	秋葉佑太

議事日程（第2号）

令和7年12月8日 月曜日 午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

1番	山科正仁	議員
2番	坂本健太郎	議員
3番	渡部正七	議員
4番	鈴木啓太	議員
5番	田中功	議員

本日の会議に付した事件

議事日程（第2号）に同じ

令和 7 年 1 2 月定例会一般質問通告表（1 日目）

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	山 科 正 仁	1. 新庄 I C 付近における道の駅整備構想に関する今後の方向性と市の判断について 2. 免許返納高齢者の移動支援を制度化する仕組みづくりについて	市 長
2	坂 本 健太郎	1. 持続可能な熊対策の構築に向けて一猟友会との連携強化と市民協力の促進— 2. 公共サービスを支える職員の処遇改善に向けた制度的対応について 3. 部活動の地域展開に伴う“展開期支援”と環境づくりについて	市 長 教 育 長
3	渡 部 正 七	1. 「泉田保育所の整備」について 2. 「新庄市こどもスマイルプラン」について 3. 「学びの多様化学校」について 4. 「文化芸術の振興」について	市 長 教 育 長
4	鈴 木 啓 太	1. 児童生徒の通学時の安全確保について 2. 給食費の無償化について 3. スマート農業の推進について	市 長 教 育 長
5	田 中 功	1. 市民提案事業の継続と制度化について 2. インターチェンジ周辺の「道の駅」整備について 3. 学校再編と義務教育学校の方向性について	市 長 教 育 長

開 議

佐藤卓也議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は17名です。

欠席通告者はありません。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第2号）によって進めます。

日程第1 一般質問

佐藤卓也議長 日程第1 一般質問。

これより一般質問を行います。

今期定例会の一般質問者は14名です。質問の順序は、配付しております一般質問通告表のとおり決定しております。

なお、質問時間は、答弁を含めて1人50分以内といたします。

本日の質問者は5名です。

山科正仁議員の質問

佐藤卓也議長 それでは最初に、山科正仁議員。

（14番山科正仁議員登壇）

14番（山科正仁議員） おはようございます。

議席番号14番、新政・結の会の山科正人です。

今日は、後ろに明倫学園の9年生の皆さんもいらっしゃっていますので、なるべく分かりやすいように質問させていただきますので、よろしく御答弁をお願いいたします。

私からは発言事項として2点ございます。

1点目が新庄インターチェンジ付近における

道の駅整備構想に関する今後の方向性と市の判断について、2点目については免許証返納高齢者の移動支援を制度化する仕組みづくりについて、この2点となりますのでよろしくお願いいたします。

一問一答方式ということで、一問一問質問させていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、まず要旨を読み上げます。

まず1番ですが、さきの全員協議会におきまして、新庄インターチェンジ付近「道の駅」勉強会の取りまとめ報告、これが行われたわけがあります。これを受けまして、新庄市を含む最上地域8市町村における新庄インターチェンジ付近道の駅構想は、地域の振興、それから観光の拠点、防災、物流などの多面的な機能を想定しつつも、想定される面積3ヘクタールとした場合には約30億円を超える長大な事業費と長期的な財政負担、これを伴う計画であると理解いたしました。

その後、令和8年5月をめどに基本構想案の取りまとめ、これを予定するとの報道がありました。

市として、今後、民意の反映の在り方、それから財政負担の見通し、官民連携の現実性、それから持たせる機能によって地域全体に与えるメリット、デメリット、この整理等を具体的にお伺いしたいと思います。

よろしくお願いします。

山科朝則市長 議長、山科朝則。

佐藤卓也議長 山科市長。

（山科朝則市長登壇）

山科朝則市長 おはようございます。

それでは、山科議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、新庄インターチェンジ付近道の駅整備構想についての御質問にお答えをいたします。

全員協議会で説明いたしました面積、規模、

事業費につきましては、新庄インターチェンジ付近「道の駅」勉強会での取りまとめとして、類似事例を基に算出したものであり、したがってこれがそのまま事業計画となるものではないことを御理解ください。

本事業は、8市町村の全てが恩恵を享受できる事業を目指しております。物産振興や観光の連携が進むことで、経済効果にとどまらず、地域の魅力向上や交流拡大など幅広い波及効果が期待されております。

なお、計画の具体化につきましては、検討会の作業部会を通じ、それぞれの分野の住民、関係者からヒアリングを行い、事業の具体化を目指してまいります。

財政負担や官民連携の在り方につきましては、国の交付金等の各種制度を引き続き精査し、より有利な制度の活用を図るため、情報収集に鋭意努めてまいります。

また、勉強会におきましても、官・民、事業者の活力を効果的に生かす官民連携が不可欠であるという取りまとめを行ったところでありますので、官民双方による対話の機会を継続して設けてまいりたいと考えております。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

14番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

佐藤卓也議長 山科正仁議員。

14番（山科正仁議員） 市長、御答弁ありがとうございます。

まだまだこれから進んでいく計画だと認識しました。財政規模、係る事業費においてもまだまだこれから精査の必要があるかと思えます。

ここで、民意の反映という点についてまず詳しくお伺いしたいと思いますが、勉強会が終わりまして、報告いただきました。これから今後の基本構想案策定が始まるわけでありまして。基本構想案策定というのは、ポジションとして考えれば、今まで抽象的なアイデアのレベルだった構想を一個アップしまして、より具体的な、

そして実現可能な計画へ移行するものだと捉えておりますが、市民や地域事業者の意見というのをどのように聴取してそれを反映していくのか、また地元説明会とかパブリックコメントの実施予定というのはどのようになさるのかお伺いしたいと思います。

高橋 学都市整備課長 議長、高橋 学。

佐藤卓也議長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 おはようございます。

それでは、ただいま御質問いただいた件につきまして回答させていただきたいと思えます。

新庄インターチェンジ付近道の駅の具体的な構想、いわゆる基本構想を今後まとめていくという段階にあるわけでございますけれども、基本構想を取りまとめるに当たっては、検討会という組織の中でまずはやっていくんだということでございます。この検討会につきましては、最上の8市町村、国・県、あと郡内の3商工団体ということで構成したメンバーで検討していくということでございます。

この検討会において基本構想、基本計画を策定していく中におきまして、議員おっしゃられたように、より具体的になってくるわけでございますので、検討会の下に作業部会というところを設置しまして、その作業部会の中に市民の方々、事業者の方々に関係する内容がありましたらメンバーに加わってもらったりいろいろ意見をお伺いしたりということで、より具体的なものをつくっていきたいと考えているところでございます。こちらの作業部会については、今後開催予定でございますので、その都度その都度、内容に応じたところを協議していくのかなと思っております。

計画をつくるに当たって、パブリックコメント等々ということでございますので、そういったものも必要に応じてその時期に公表するということも考えていかなければいけないと考えているところでございますので、御理解のほどを

いただければと思います。

以上でございます。

14番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

佐藤卓也議長 山科正仁議員。

14番（山科正仁議員） ありがとうございます。

今後、検討会、作業部会、細かいところの決定が始まるかと思います。これは住民の理解というのを伴っていないと検討過程の透明性を図るという点ではなかなか難しい点かなと思います。理解を得ることが一番大事な点であろうかと思いますので、議会とか市民への今後の情報の公開、その都度、結果の報告はすると申したところであろうかと思いますが、情報の公開等をきちんとした形でやっていくのはどのようにして行っていくおつもりですか。

高橋 学都市整備課長 議長、高橋 学。

佐藤卓也議長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 検討している内容についての公表、透明性を確保するというところについての御質問でございます。

この検討会につきましては、このたび再開をしたということでございますが、以前からありました検討会の形で続けてまいっているところでございます。

以前の検討会において検討した内容、中身についてはホームページ等々で公表してきたということの経過がございますので、これからの検討会の内容についてもそういった場面を利用しながら、活用しながら皆様に公表していくという流れを考えているところでございます。

以上です。

14番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

佐藤卓也議長 山科正仁議員。

14番（山科正仁議員） 分かりました。

市民へのきちんとした説明責任というのを行政が果たしていったら、それで理解を得る、市民の参加の機会というのは非常に大事だと思いますので、その辺はしっかり確保した上で行って

いただきたいと思います。

次に、財政面から見たメリットとデメリットの評価ということで、市長から今ありましたが、30億円を超える事業費、これは類似するケースを参考にしてはじき出しているものだというものでしたが、大体あながちそんなに違う金額にならないのかなと捉えております。

この示されている30.8億円のうち、8市町村の負担する割合、市が負担する割合、それから民間が負担してもらう割合として、新庄市ではどの程度の財政負担を想定しているのか、これは金額でなくてもパーセントでも結構ですのでお示ください。

高橋 学都市整備課長 議長、高橋 学。

佐藤卓也議長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 財政負担についての御質問をいただきました。

勉強会の取りまとめ報告書の中において30.8億円の総事業費をお示ししているところでございますが、先ほど市長答弁にもありましたように、あくまでも類似の施設のものを引っ張ってきたということでございますので、これがそのままということではないということを経験としております。

なお、この取りまとめ報告書の中にも負担割合、自治体の負担ということでお示しはしておりますけれども、これもあくまでも今現在ある制度の中で様々な補助事業であったりということを活用しながらということで、あくまでも想定内ということですので御了承いただければと思います。

さらに、それぞれの自治体の負担割合ということも、これについても今後の話合いの中で決まってくるものということで考えてございますので、今現在、この中で市が負担すべきものはこのぐらいだということの試算までは致しかねておりますので、御理解いただければと思います。

14番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

佐藤卓也議長 山科正仁議員。

14番（山科正仁議員） まだまだ不透明なところで、ところが、これが一番市民の関心事というか、我々議会でも議員の関心事だと。どれだけの規模の事業費になるのかというのがイコールどれだけの財政負担がこれから市民にかかってくるのかという点かと思しますので、これはしっかり、新庄市だけではないわけですよね、8市町村全てが納得するような負担割合というのがこれからはじき出されると思います。

これが、もし、これも想定の内だと思いますが、このレベルの事業費でいった場合、新庄市の財政に与える影響、つまり地方交付税とか自主財源、いろいろ関係あると思いますが、それにどの程度影響を与えるかというのをお聞かせください。

川又秀昭財政課長 議長、川又秀昭。

佐藤卓也議長 川又財政課長。

川又秀昭財政課長 ただいまの事業規模の場合の市に与える財政の影響というところでございますけれども、ただいま都市整備課長が申し上げましたとおり、今現在、事業費あるいは負担割合についても想定の内を超えていないというところでございます。実際、事業が具体化してまいりますと、道の駅に複合化する機能といいますか、そういったものが決まってくると、使える補助金でありますとか地方債のメニューなんかもそのときに決まてまいりますので、そういったものが具体化していきませんと新庄市が実際負担する一般財源でありますとかそういったところがまだ不透明な部分があります。ですので、今現在は市に与える影響というものは事業が具体化しないと申し上げることができないという段階でありますので、そういったところを御理解いただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

14番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

佐藤卓也議長 山科正仁議員。

14番（山科正仁議員） 分かりました。

これは、基本構想案の策定というのが令和8年5月という点を考えれば、あと半年、もはや実質上のスタートみたいな感じになると思うんです。

そこで、やはり並行して考えていかなければならないのは、さっきも言いましたけれども、財政というのは、どのぐらいそれに使える、回せる、将来的に後ろにいる子供たちにも負担がかからないような内容で持っていけるかどうかというのが一番のポイントかと思えます。それは今後の検討会でしっかり他町村とも話し合った上で、きちんとした対応を取っていただきたいと思えます。

官民連携にまた移りますが、事業スキームの現実ということを考えた場合に、報告書ではDBO方式とかPFI-BTO方式と、指定管理者制度については我々も通常採用しているのでよく理解できるんですが、この点の方式、DBOとPFI-BTOという方式、恐らく後ろの生徒の皆さんもさっぱり分からないかなと思います。この方式の説明と、これを導入する場合に市としてどのようにうまく導入できるのかという点をお伺いしたいと思います。

高橋 学都市整備課長 議長、高橋 学。

佐藤卓也議長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 事業スキームについてということで御質問をいただいております。

報告書の中に、DBO方式、PFI方式、指定管理者ということで記載しているところでございます。大きく言いますとPPPという、民間と行政が共有しながら協働しながらやっていくということの流れは同じなのかなと思います。

その中で、行政の役割がどの部分なのか、民間の役割がどの部分なのかということでそれぞれの方式が変わってくるということでございますので、詳しく説明すると時間があれなんです

が、行政と民間がそれぞれ基本協定を結びながら、民間側が基本設計から建設、維持管理までを行う、行政としてはその内容に対して補助金であったりを行うということになるかと思いますが。その中で、民間の事業者がやるわけですが、そのくくり方によっても違ってくるということで、PFIであったりBTOというような方式に分かれるということがございますので、御理解いただければと思います。

14番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

佐藤卓也議長 山科正仁議員。

14番（山科正仁議員） 分かりました。横文字を使うとどうしても分かりにくくなるという点がありますけれども、基本的には民間と行政のお互いの協力の下で資金調達やら運営もやっていくという内容かなと捉えました。

それを考えた場合に、現時点で民間事業者の参入意欲、それから事業者の採算性、この見通し、その具体的な調査とかヒアリングは行っておりますか。

高橋 学都市整備課長 議長、高橋 学。

佐藤卓也議長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 運営方式、いずれの方式になるかということ自体も今後の検討ということでございますので、民間の運営会社等々について何か調査をしているという段階ではございませんので、先ほど申しました検討会の中において基本構想、基本計画をつくっていくときに将来的な運営についても協議をしながら方向性を定めていくのかなと思っております。その時点で、どんな方向性ができるのか、参入していただける民間事業所はどういう方々がいるのかということもその時点でヒアリングなり市場調査なりということも必要になってくるだろうと考えているところでございます。

14番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

佐藤卓也議長 山科正仁議員。

14番（山科正仁議員） この点も財政と絡んで

非常に重要な点かなと思います。民間等の活力を入れたい、市が主導権を握る、町村はそれに賛同してもらうという構図かなと思います。これはバランスの取り方が難しいのではないかなと考えるのであります。例えば民間の賛同者が少ないとか、現状は恐らく商工会議所関連のプッシュは非常に強いかなと思いますが、いざ個人商店の本当の末端までいった場合、どういうバランスを取っているのか、それは内情をよく調査しないと、大きいところの話だけをまとめてしまつて構想を進めていくと、市民として不満点というか、なかなか解消されない点があるかなと思います。その辺の市の主導権と民間活力のバランスというのはどのように取っていこうと思っておりますか。

高橋 学都市整備課長 議長、高橋 学。

佐藤卓也議長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 道の駅事業については、官民連携をしてやっていきたいと考えているところでございます。どちらが主導権というところではなくて、お互いの役割というところがあるのかなと考えてございますので、行政は行政の中での役割、民間の中での役割をそれぞれ發揮していただきながら、議員がおっしゃったような一つ一つの個人事業主とかそういったところへの波及も含めてどうあるべきかというところは、やはり民の力を借りなければ当然できないと思いますので、官と民それぞれの得意分野というか、あるべき役割というところでそれぞれが發揮しながら連携してやっていきたいと考えているところでございます。

14番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

佐藤卓也議長 山科正仁議員。

14番（山科正仁議員） この発言事項の最後の質問になりますけれども、今後の検討会のスケジュール、それから市の意思決定のプロセスというか、タイミングなんです、2026年5月に基本構想案をまとめるとの報道があったわけで

す。今後のスケジュールとか市の関与の段階というのがまだ判明しないというか、はっきりしない。

例えば、今後検討会とか協議会が行われて、市としてはどの段階で、賛同する、留保する、もしくは見直す、つまりゴーサインなのかストップなのか、修正をかけて進んでいくのか、この判断をきちんと明確にしておかないと、ただ単に計画案だけが策定されて進んでいくというのは非常にリスクが大きいかなと思います。

また、判断の時期がいつなのか分かりませんが、それに対する議会への報告とか、議会で協議していただく、審議していただくというタイミング、これをどのようにスケジュール的に考えておられますか。

高橋 学都市整備課長 議長、高橋 学。

佐藤卓也議長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 今後のスケジュールということで御質問いただいております。

検討会において基本構想案を5月をめどにということでスケジュールを調整しているところでございますが、やはり関連する団体、自治体ということがございますので、ここはかなり調整に時間がかかるのではないかなということで考えてございます。

基本構想の案ということで、そういったものが出来上がった際に、最終的にはそれぞれ関係する団体、8市町村、また民間の3団体においてもそれぞれで確認を取っていただくということが必要だと考えてございます。

市であれば、今後の方向性、予算を伴うということもございますので、議会への説明も当然そうですし、一般の市民への説明ということも必要になってくる、それぞれ8市町村の中でそういった手続も含めて必要になってくるということも承知してございますので、そういったスケジュールも鑑みながら計画案の策定、意思決定の仕方というところを進めてまいりたいと考

えているところでございます。

14番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

佐藤卓也議長 山科正仁議員。

14番（山科正仁議員） こういう大きな事業構想では市の立場というのをしっかり明確に示しておいて、簡単に合意形成がなされるというわけではなくて、しっかり各8市町村との合意の形成がなされた上で進めていく、そして議会もしっかり関与してもらい、議会で報告して、しっかり議会としての判断というのも仰いで、その結果によって進めていただきたいと思います。

それでは、2番目の質問に移らせていただきます。

免許証返納高齢者の移動支援、それを制度化する仕組みについてです。

要旨を読み上げますが、本市において、全国的に同じですが、高齢化が進んでおります。それで運転免許証の自主返納を検討する高齢者が増加傾向にあります。しかし、一方で、免許証を返納した後の通院とか買物などの移動手段の確保が課題となってきた現実があります。そして、当市の冬期間、冬の間は積雪によって移動が困難であります。公共交通の減少、これが加わってきている中で、車を手放したら生活が成り立たないという声も聞かれております。

今後、免許証返納という制度、これを安心して選択できるようにするためには、単なる交通支援だけにとどまらず、移動支援全般を条例によって制度的に位置づけて早急に進めることが必要と考えますが、市の見解をお伺いしたいと思います。

山科朝則市長 議長、山科朝則。

佐藤卓也議長 山科市長。

山科朝則市長 それでは、免許証返納高齢者の移動支援を制度化する仕組みづくりについての御質問にお答えをいたします。

本市では、高齢者の運転による交通事故を減らすため、自主的に免許証を返納された満70歳

以上の方を対象に、市内を運行するバスやタクシーを使用できる利用券の交付を行い、運転に不安を持つ高齢ドライバーが免許証を返納しやすい環境づくりに努めております。

今後は高齢化が進むことを踏まえ、通院や買物などに使われる公共交通の維持、確保は急がなければならない課題と認識しております。

免許証返納高齢者の移動支援について、安心感を持っていただくため、条例を制定し、基本方針などを示すことも考え方の一つであると認識しておりますが、交通政策全般についての考え方も整理する必要があると考えております。

現在、市では公共交通に関する計画の策定をしておらず、公共交通についての具体的な方向性を示しておりませんので、まずは現状を分析し、今後の高齢者の移動支援の在り方も含め、公共交通全体を地域の交通事業者と協議の上、公共交通に関する計画の策定を進めてまいりたいと考えております。その上で、公共交通を維持、確保していくための体制を整え、市民の皆様が安心して暮らし続けられるよう努めてまいりたいと考えております。

14番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

佐藤卓也議長 山科正仁議員。

14番（山科正仁議員） 市長、答弁ありがとうございます。

あまり力が入っていない、まだ入っていないんだと捉えております。

ちょっと個別の細かい質問をさせていただきますが、まず免許証返納者、これが増加しているというのは当然御理解の上かと思いますが、これに伴って移動手段の確保、この現状の認識についてお伺いしたいと思いますが、まず本市は全国的に知られる豪雪地であるのは御存じのとおりだと思います。高齢化率の上昇も顕著であります。

こうした中で、運転免許証を自主的に返納される高齢者が年々増えてきているわけです。交

通安全の観点から非常に望ましい制度だと思いますが、同時に、返納後は移動の自由というのが失われるという深刻な問題が起こるわけです。

特に雪が降っている積雪時は、歩行が困難、歩くのも大変だと、通院、それから買物、近所でちょっとお付き合いのコミュニティー、これでもできない、つまり交流ができなくなってしまう、制限されてしまうという現状にあります。

せっかく命を守るために、自分の命を守るために、人に迷惑をかけないために免許証を返したのに今度は外出ができなくなって健康を損なってしまったよという声を聞きます。また、家族が市外に住んでいて、そうちょこちょこちょこ送迎できない、日常的な送迎というのが難しい高齢世帯がいっぱい出ております。

これらの状況を踏まえまして、まずお伺いしたいと思いますが、市として、現在どの程度の高齢者が免許証を返納していて、その後の移動手段をどのように確保しているかという現状を把握しているか、また返納後にどのような生活の変化があったか、これができなくなった、これは大丈夫だというような生活の実態について、調査、把握しているのか、これをお伺いしたいと思います。

井上 徹環境エネルギー課長 議長、井上 徹。

佐藤卓也議長 井上環境エネルギー課長。

井上 徹環境エネルギー課長 免許証返納者の返納状況についての御質問なので私からお答えさせていただきます。

免許証返納の状況でございますが、新庄警察署に確認いたしましたところ、この支援事業が始まった令和2年度から令和6年度までの免許証返納者は、70歳未満の方が含まれている数字ではございますけれども、新庄市全体で724名ということでございました。

本市の高齢者運転免許証自主返納支援事業に申請された方は、開始した令和2年度から昨年度までで611名になります。自主返納支援事業

に申請する方は、年平均で大体120名前後で毎年推移しておりまして、今年度は11月末現在で103名の方に申請いただいている状況でございます。

また、免許証返納後の移動手段としましては、環境エネルギー課で実施しておりますのはバスとタクシーの利用ということになりますけれども、免許証返納者の利用実績として、市に請求される金額は毎年増加傾向にありまして、利用率といたしまして大体50%を超えてきている状況でございます。ということで、バスやタクシーをうまく活用していただいているものところらでは認識しております。

また、利用の実績額といたしましては、タクシー利用が圧倒的に多い状況でございますけれども、これは1回の乗車で支払う金額がバスとタクシーでは差が大きいということもありますので、バスについては運行時間と利用される方の生活のリズムに合わせてうまく利用されているのかなと考えているところでございます。

生活の実態につきましては、環境エネルギー課といたしましては、苦情とか要望等というのはあまり上がってきておりませんので、実際の生活の実態は把握してないところではございますけれども、新庄市の中では公共交通の手段というのが限りがあるということもありますので、こういったところをもう少し慎重に検討していかなければならないと思っております。

以上でございます。

14番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

佐藤卓也議長 山科正仁議員。

14番（山科正仁議員） 分かりました。利用券についても増加傾向にあるということで、浸透はしているのかなと思います。

ただ、根本的な解決を考えた場合は、しっかりした交通網というか、移動手段を確保する必要があるかと思っておりますので、質問を続けさせていただきます。

まず、新庄市の場合は循環バスが運行されておりますが、利用者は増加傾向にあるかと思いますが、利用者からはなかなか不便だよという声も聞かれます。バス停が遠いとか、やはり冬場は、やっと歩いていったのに雪があつてそこにとどまっていられないという話が聞こえるわけです。これは、高齢者というのは数百メートル歩けと言われてもなかなか大変なことでありまして、結果としてバスの制度があつてもそれを利用できないという現実があります。つまり制度上の交通と実際に使える交通というのはギャップがあると私は思っております。確かに豪雪地ですから、地理的な特性上、課題が多く起こるのは当然ですけれども、いろいろな意味で解決しなければならない問題があるかと思えます。

このような現状を踏まえまして、現在、新庄市では地域交通のネットワークの課題というのをどのように認識しているのか、簡単に結構でするので、お願いします。

鈴木則勝総合政策課長 議長、鈴木則勝。

佐藤卓也議長 鈴木総合政策課長。

鈴木則勝総合政策課長 交通ネットワークの課題ということで御質問でございましたが、交通のネットワークということになりますので、利用できる様々な交通機関をうまく組み合わせてどう使うかということかと思えます。

市では循環バスを運行してございますが、それにつきましては定時定路線、決まった時間に決まった経路ということですので、それを使う方というのも限界があるかと思えます。

一方で、タクシーなどは自由に家まで迎えに行っていただけるということで、複数の交通をうまく組み合わせながら市民の足の確保ができるように、そういったことを事業者とも連携を取りながら、全体的な体制というのを今後考えていかなければならない、今そのようなことを考えているところでございます。

14番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

佐藤卓也議長 山科正仁議員。

14番（山科正仁議員） 今、課長からありましたが、確かにこの辺で利用できるといえばバスかタクシーに限られるのかなと思います。

ただ、全国のいろいろな取組で地域のボランティア輸送というんですかね、ボランティアで無償で協力して地域で助け合うみたいな支援の体制を取っている自治体もあります。本市には明確なボランティア輸送とか地域助け合いの交通というのはないんですけれども、免許証返納者とか高齢者を対象に、地域住民が運転する、いわゆる助け合い輸送というのがいろいろな自治体で成果を上げているようです。

例えば、秋田県の横手市にあるんですが、地域住民が自家用車を使って高齢者を送迎する制度、これを市が認可して支援しているというのがあります。実例があります。この車に関してはトヨタ自動車が支給しているという話でありました。これによって行政の負担をある程度抑えて、なお地域の絆づくりができる、そういう取組がされております。

新庄市、我が市でも同様のモデルを導入するような余地があるのかなと私は思うんですが、市としてどのような考えがあるでしょうか。

鈴木則勝総合政策課長 議長、鈴木則勝。

佐藤卓也議長 鈴木総合政策課長。

鈴木則勝総合政策課長 地域での助け合い輸送の市への導入の余地ということでの御質問でございましたが、いわゆる互助輸送と言われる運行の仕方かと思います。こちらにつきましては無償ということで認可なども取りやすく、一般の乗用車の乗り合いで助け合いができる制度ということで認識はしてございますが、近隣の市町村でそういった事例というのをこれまで拝見したことがなく、我々ももっと勉強していかなければならない分野かなと考えております。

住民の足の確保の仕方につきましては、助け

合い輸送に加えまして、公共ライドシェアといった新たな仕組みであったり、デマンド交通であったり、あるいはバスも組み合わせた形ということで様々なやり方があるかと思います。そういった点につきまして、市としてどういったやり方がいいかという形は明確に決まったものはございませんので、今後そういった点についての計画、交通に関する計画を少しまとめていかなければならないのかなということは考えております。その計画づくりの中で、市に合った形、新庄市に合った交通、足の確保の在り方というところをまとめながら、地域の実情に合った足の確保の検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

14番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

佐藤卓也議長 山科正仁議員。

14番（山科正仁議員） 分かりました。

行政はどうしてもボランティア関係というとは強く言えない、やらせるわけにはいかないというのは当然のことなんですが、それを支えるという考えでもっていくと、それを目指す地域の力、協力体制というのは出来上がるんじゃないかなと思いますので、その辺も御考慮の上、よろしく願いいたします。

次ですけれども、バス、タクシー、先ほど出ましたが、地域交通を担う民間事業者というのは、高齢化、人材不足、非常に経営が厳しいという現状にあります。一方で、免許証返納が進めば、その利用ができないのは当然弊害になる。ということは、民間交通の存在というのが非常に大きくなっていくわけであります。この事業者とどうやって今後連携して、地域の足を守って、高齢者の移動手段に支援する体制を構築するかというのは難しいことだと思います。

地域交通とか交通の政策というのは、ただ単にお年寄りを運んで帰せばいいというレベルではなくて、当然福祉とか医療とか地域づくりと密接に関係してくるわけで、総合政策課だけの

話ではなく、いろいろな課で横断的に進めていく必要があるかと思いますが、その辺の部署を超えての市全体の行動計画というのがあればお伺いしたいと思います。

鈴木則勝総合政策課長 議長、鈴木則勝。

佐藤卓也議長 鈴木総合政策課長。

鈴木則勝総合政策課長 関係する部署が連携しての行動計画があるかということでございますが、特に計画として決まったものを定めているわけではございませんが、交通の中で、通学で必要だったり、あるいは福祉的な面で高齢者であったりと様々な面が複合的に絡んできますので、そういった面、住民の足の確保といった点、交通政策全般の中で連携して取り組んでいくべきものということでの認識は庁内でもできているものと認識しております。

今後、交通に関する計画も少し考えていきたいと先ほど申し上げさせていただきましたが、そういった点につきましても様々な場面での必要性といったことは各課連携しながら取り組んでいかなければならないと認識しているところでございます。

14番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

佐藤卓也議長 山科正仁議員。

14番（山科正仁議員） 各課連携ということで、非常に大事な点だと思います。それを各課しっかり認識する制度というか、その仕組みをつくるために、最後に質問しますが、高齢者移動支援に関する条例制定、その可能性についてという質問になります。

この課題というのは、高齢者支援の課題というのは一時的な政策で対応するというのは無理があるのかなと、そのときそのときで対応していたのであればなかなか進まない。やはり恒久的な仕組みづくりをしなければならないのではないかなと思います。

総合的に高齢者の移動支援を進めるためには、まず行政の努力義務ですね、これを明文化する、

ちゃんとした書面として明文化する、そして市民、事業者、地域の協働を促す、これを協力してください、この条例に沿って行ってくださいというお願いをする、促す条例というのが必要かと思います。そのために、高齢者移動支援に関する条例というような、文言は変わるでしょうけれども、こういうような条例の制定というのは私は提案したいと思います。

この条例というのは、単に市が施策を行うだけではなくて、市民、事業者、地域団体が総合的に協働して高齢者を支えていく、その理念というのを明文化するものでありますので、この条例によって、新庄市の責任、それと方向性、これをまず明確にする、それで継続的な取組の土台を築くことが可能かなと思うんです。

市として、このような条例を制定するに当たってどのようなお考えがあるか、先ほど市長答弁ありましたけれども、より具体的にお願いしたいと思います。

鈴木則勝総合政策課長 議長、鈴木則勝。

佐藤卓也議長 鈴木総合政策課長。

鈴木則勝総合政策課長 高齢者移動支援に関する条例制定の考えということでございますが、議員からお話が合ったとおり、条例を制定することによりまして、基本的な理念を定め、市の責務、市として何をするかというのをはっきりさせることができるかと思います。

一方で、市だけでなく、例えば事業者の責務あるいは市民の責務ということで、それぞれの段階において求めるものも出てくるかと思いますので、そういった点、一方的に条例で定めるとことはできないと思いますので、住民の意識醸成ですね、関係する方々とのしっかりした議論の中で取りまとめていかなければならないかなと思っております。

差し当たり交通の確保というのは喫緊の課題ということも考えておりますので、より実効性を高めるという意味では先に計画を策定しながら

ら補助制度などをうまく使える形で実際動かし
ていくということも必要かと思います。そうい
った計画づくりをする中で様々な方々と議論す
る場なんかも出てくるかと思いますが、そう
いった中で条例の必要性そのものといったとこ
ろの意見がもし出てくればそういった中で意見
を反映させながら、新庄市の中でどのような在
り方がいいかというのは今後の検討課題、考え
ていかなければならない事項ではないかなと考
えているところでございます。

以上であります。

14番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

佐藤卓也議長 山科正仁議員。

14番（山科正仁議員） ありがとうございます。

条例のハードルは高いと思います。条例をつ
くってまで、いわゆる法律、市の法律ですから、
かなり重いわけで、その辺はつくるにしても慎
重にしなければならない、簡単にできるもので
はないというのは認識しておりますが、なかな
か施策自体、支援自体が進まないと条例で縛り
たくなってくるというか、ある程度のかせをつ
くって、その中でしっかり集中してやっていた
だきたいと思うわけなんです。

いわゆる条例というのは、これは市の意思で
すよね、条例というのは。市民に約束するとい
うレベルのものなんです。高齢者が最期まで自
分らしく暮らせて、そして移動できる環境をち
ゃんと提供することが市の責務だと思いますの
で、今後、議会としても、条例制定というレベ
ルまではいかないかもしれませんが、しっかり
その辺は注視していきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

佐藤卓也議長 ただいまから10分間休憩いたしま
す。

午前10時49分 休憩

午前10時59分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

坂本健太郎議員の質問

佐藤卓也議長 次に、坂本健太郎議員。

（5番坂本健太郎議員登壇）

5番（坂本健太郎議員） 令和7年度12月定例
会一般質問、議席番号5番、共に創る市民の会
の坂本憲太郎です。

本日2番目となります。通告に従って一括方
式にて3点質問いたします。本日、猟友会、明
倫学園の9年生も来ております。ぜひ前向きな
回答をよろしくお願いいたします。

3点の1つ目、持続可能な熊対策の構築に向
けて、猟友会との連携強化と市民協力の促進に
ついて。

近年、熊の市街地への出没が、かつてない頻
度で増えています。「家の裏で熊を見た」「子供
の登下校が不安」といった声が地域から多く上
がっています。特に今年は親子熊の目撃情報も
相次ぎ、市民の生活に与える不安は深刻です。

この危機的状況に対し日々最前線で対応して
いるのが地元猟友会です。しかし、その実態は、
高齢化と人手・成り手不足、非常に低い報酬水
準の中で使命感のみで現場を支えているという
極めて苛酷で危険なものとなっております。こ
のままでは地域の安全を守る担い手がなくな
るという重大なリスクをはらんでおります。

これらの施策について、市長の考えをお聞き
します。

1、猟友会と市はどのような関係の下で害獣
駆除を行っておりますか。

2、早朝の対応、見回り、駆除の後の処理な
どが猟友会頼みとなっている現状にどのような
認識を持っていますでしょうか。

3、持続可能な熊対策とするためにも、市民

総ぐるみでの対応を考えると来ているのではないかと考えます。市の認識を問います。また、どのような対応をしていますか。

2つ目です。公共サービスを支える職員の処遇改善に向けた制度的対応について。

本市の指定管理者制度では、地域の公共施設の運営を民間団体やNPO法人が担っておりますが、指定管理料の水準が長年据え置かれており、職員の処遇改善や人材確保に支障を来していると指摘があります。

特に事務手数料や一般管理費は、職員給与の調整や自主事業の原資として重要であるにもかかわらず、その積算根拠が不透明であり、物価や人件費の変動にも対応できていない状況が見受けられます。公共サービスの質と持続可能性を支える制度への転換が求められていると考えます。

市長の現状認識と今後の対応についてお聞きします。

1、本市の指定管理料において、人件費や福利厚生費等はどのような水準で積算されているのでしょうか。また、その水準は、職員の処遇改善や安定した雇用に資するものと認識しておられるのかお伺いします。

2、民間団体の適正利益の考え方、一般管理費の明示など、持続可能な制度として担保する積算手法の導入についてどのようにお考えかお伺いします。

3点目です。部活動の地域展開に伴う展開期支援と環境づくりについて。

休日の部活動が地域へと展開する中で、それを支える大人が続けてきた活動を子供たちがこれからも安心して無理なく伸び伸びと取り組める環境をどうつくるかが問われております。

現場では、指導者の確保や練習場所の調整、費用負担、競技力の維持など実際に困り事が生じております。この移行期を丁寧に取り組むことが重要だと考えております。

そこで、以下の3点について市の取組を市長に伺います。

1、地域展開の進捗と子供たちの練習の機会の変化が競技力や活動意欲にどのような影響を与えていると捉えているか、現時点での現状をお聞きします。

2、地域クラブにおいて指導者確保の状況について、特に不足が生じている競技とその要因を伺います。また、展開に伴い、これまで学校が担ってきた部分をどのように移行するか、仕組みや市の支援について伺います。

3、競技力向上には練習が不可欠であり、その確保の公平性、支援が求められます。体育館や武道館、学校などの市有施設の利用調整の仕組み、夜間練習、送迎支援など環境面の状況と課題、今後の方針について伺います。

以上3点、よろしくお願いします。

山科朝則市長 議長、山科朝則。

佐藤卓也議長 山科市長。

(山科朝則市長登壇)

山科朝則市長 本日は、日頃から大変お世話になっている猟友会の皆様が傍聴に来ていただいています。改めてこの場をお借りして日頃の活動に感謝とお礼を申し上げるところでございます。

あわせて、明倫学園の生徒さんもお見えになっているということで、しっかりと答弁してまいりたいと思います。

それでは、坂本議員の御質問にお答えいたします。

部活動の地域展開に伴う展開期支援と環境づくりにつきましては教育長が答弁しますので、よろしくお願いいたします。

初めに、持続可能な熊対策の構築についての御質問にお答えします。

本年は全国的に市街地で熊の出没件数が増加しており、本市においてもツキノワグマの出没が多数確認され、市民生活に大きな影響を与えているところであります。

猟友会と市の害獣駆除等に関する関係につきましては、猟友会と連携し有害鳥獣捕獲業務を実施しているほか、農林課が事務局を担う鳥獣被害防止対策協議会の実施主体として参画いただいているところであり、連携を密にし、鳥獣被害防止活動に取り組んでいただいているところでもあります。

また、熊対応につきましては、市と警察、猟友会が連携し取り組んでおりますが、熊の出没件数や捕獲件数の増加に伴い、わなの見回りや捕獲後の処理など、猟友会が担う役割が増加していると認識しております。そのため、負担軽減に係る支援が喫緊の課題と認識し、本年9月定例会において補正予算を御可決いただき、装備品の充実などの支援を行ったところでございます。

次に、市民総ぐるみの対応につきましては、里山と市街地の間の緩衝地帯の鳥獣が潜みやすい草むらや、やぶなどの環境整備のほか、収穫を行わない栗や柿などの樹木の伐採による誘引物の駆除などについて、市民へ周知し、協力を呼びかけているところでもあります。

自治体や集落単位での活動がより効果を高めることにつながるものと考えておりますので、様々な機会を捉えて情報の提供や呼びかけをさらに行うとともに、緩衝地帯の環境整備及び誘引物となる樹木の伐採に対する補助制度について検討してまいります。

また、熊が生息する山林の環境整備につきましては、中長期的課題と捉えており、広葉樹林化等による人の生活圏とのすみ分けに向けた取組も重要であると考えております。今後、国・県の熊被害対策パッケージの活用のほか、森林環境譲与税や緑環境税を財源とした中長期的な事業の構築について検討してまいります。

今後も市民の安全安心な暮らしを守るため、持続可能な熊対策の構築に向けて取り組んでまいります。

次に、公共サービスを支える職員の処遇改善に向けた制度的対応についての御質問にお答えをいたします。

初めに、指定管理料の積算基準に関する御質問ですが、指定管理料につきましては、指定管理者制度事務取扱要領に基づき、統一的な基準を設けております。

そのうち人件費の基準につきましては、本市の会計年度任用職員と同程度の水準となるよう引上げを行っているところでもあります。また、社会保険料や健康診断、研修といった福利厚生に関わる経費も積算基準に盛り込むほか、指定管理業務に要する経費に対し一定の割合を諸経費として算定しているところでもあります。

今後も職員の処遇改善や安定雇用に資するため、必要な改正を行ってまいります。

次に、持続可能な指定管理者制度の運用に向けた指定管理料の積算手法の導入に関する質問ですが、本市においては施設の管理に要する経費につきましては過年度の実績を基に毎年度積算することとしております。これは物価の変動や施設ごとの特殊事情により細かく対応するために行っているものであり、積算時において見込むことができなかった経費につきましては、その都度、指定管理者との協議により対応しているところでもあります。

指定管理料の積算手法につきましては、本市と同様に毎年度積算する手法を取っている自治体もある一方で、指定管理期間中の指定管理料を毎年定額とする自治体もあります。利益の取扱いや一般管理費についての考え方も自治体によって様々であります。

指定管理者の収入となる利用料金の設定手法や、それをどのように指定管理料に反映させるかなどを含め、今後も指定管理者の御意見を十分に聞きながら、本市の実情に合った、よりよい制度運用が可能となるよう努めてまいります。

以上、壇上からの答弁といたします。

津田 浩教育長 議長、津田 浩。

佐藤卓也議長 津田教育長。

津田 浩教育長 私からは、部活動の地域展開についての御質問にお答えします。

本市における休日の部活動の地域展開につきましては、国や県の方針を踏まえ、令和4年度から、学校、保護者、スポーツ団体、文化団体の代表などから成る新庄市休日の部活動地域展開移行検討委員会において検討を進めてまいったところでございます。

この委員会では、令和5年度から令和7年度末までを休日の部活動の地域移行への移行期間とし、令和8年度から休日は部活動を廃止し、地域クラブ活動のみとすることにしております。

地域展開の進捗につきましては、休日に活動するための地域クラブの立ち上げが進み、現在、地域クラブとして30団体が活動しているところでございます。

子供たちの練習機会の変化に伴う影響についてでございますが、「学校単位で一貫した指導ができない」あるいは「平日だけでは練習量が足りない」などの声があります。しかし一方では、「これまで学校単位では参加できなかった競技に参加できるようになった」「専門性の高い指導者の指導を受けられる」「休日をほかの活動に使うことができる」といった声のほか、学校単位では得られない世代間交流や出会いを通じて、自主的、自発的な活動を通じた人間形成の新たな機会となっているなどの肯定的な意見もございます。

現在の地域クラブは、保護者会など学校の部活動を補完している地域クラブのほか、地域に自分たちがしてきた競技がなくなってしまうことを危惧して、競技人口の拡大や普及なども含めて立ち上げている地域クラブもあります。いずれにいたしましても競技力向上のみを主たる目的とした地域クラブは見当たりません。

市といたしましては、今後も地域クラブ運営

の実態を把握しながら、子供たちが継続して意欲的に取り組める環境づくりに努めてまいります。

次に、指導者の確保状況についてですが、指導者の確保は重要な課題の一つと捉えております。特に吹奏楽におきましては、技術的な要因から一般の指導者の確保が難しく、兼職兼業の手続を経た教員の協力を得て指導者を確保している状況となっており、謝金などクラブ運営に係る費用が大きな負担となっております。

次に、これまで学校が担ってきた部分の展開についてですが、地域クラブ活動におきましては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承、発展させつつ新たな価値を創出することが重要とされております。

そのため、国では、民間のクラブチーム等との区別や質の担保等の観点から、地域クラブ活動の定義要件や認定方法等を示した上で地方公共団体において認定を行う仕組みを検討しているところでございます。

市といたしましても、今後、国の動向を注視しながら、指導者の質の向上を目的とした研修会の開催や、学校と地域クラブとの連携強化、チーム運営のマネジメント支援など、学校が担ってきた役割や質を円滑に地域へ移すための仕組みづくりについて、先行事例も参考にしながら進めてまいります。

次に、練習場所などの環境面の状況と課題についてですが、特に練習場所の確保につきましては、他のクラブと競合し、希望する日時の確保ができない、あるいは練習場所への送迎の負担が重いなど、地域展開を実施する中で様々な課題が見えてきておりますので、地域クラブが活動しやすい環境づくりについて関係機関と協議検討を重ねながら、子供たちが安心して練習できるよう努めてまいります。

休日の部活動の地域展開は、単なる制度変更ではなく、急激な少子化が進む中においても将

来にわたって子供たちが継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保、充実していくことが主たる目的でありますので、今後も子供たちが希望する活動を主体的に選択できる環境の整備を図ってまいります。

以上でございます。

5 番（坂本健太郎議員） 議長、坂本健太郎。

佐藤卓也議長 坂本健太郎議員。

5 番（坂本健太郎議員） 御答弁ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきたいと思います。

まず最初に、熊対策からさせていただきます。

先ほど、猟友会と市はどのような関係の下でという御回答に「業務の連携とか協議会の中で」というお話がありました。

私が聞いているところでは、委託契約というところで、委託というものは基本的には市の業務を外部の専門性のある方にやっていただくときに委託という、本来ならば市の業務を相手に担っていただくというのが委託契約と認識しております。

その中で、猟友会の業務というものは普通の通常のものとはやはり異なるのかなと思っております。特に危険性、この危険性について加味されているのか、具体的には危険な作業に対する保険、補償など、このようなものはどのようなになっていますでしょうか。

大江 周農林課長 議長、大江 周。

佐藤卓也議長 大江農林課長。

大江 周農林課長 坂本議員の質問にお答えします。

委託の中身につきましては、相談・保管料、銃整備費、諸経費としまして設置おなの餌代と燃料代等含まれておりますけれども、損害保険については委託料の中に含まれていないということで、他市町村を見ますと損害保険につきましても補助等を出している市町村もございます

ので、そこら辺は現状を鑑みて今後十分検討していく必要があると認識しております。

5 番（坂本健太郎議員） 議長、坂本健太郎。

佐藤卓也議長 坂本健太郎議員。

5 番（坂本健太郎議員） 今まではそこまで踏み込んでなかったというか、猟友会の皆さんが保険や補償という部分を担っていて、これからは市でも考えていくという御答弁だったと思います。ぜひ危険な作業というところを十分加味していただければと思います。

近隣の市町村という話も出ましたけれども、市町村ごとに、自治体ごとに、熊対策、害獣駆除というところは相当温度差というか、差があるというところが今回の熊の報道で見えてきた部分だと思います。

私も金山町にお邪魔しまして、どのような対応を取っているのかというのを聞いてきました。金山町では、鳥獣被害対策実施隊に加盟というか、任命をして、猟友会の方々になれる方を任命して特別公務員として活動しているということでした。

これは消防団と同じ扱いということで、猟友会の方々の危険性は消防団の火災現場での危険性と同じようなものだとも私も思っておりましたが、先ほどの答弁では、委託契約の中では相手方の猟友会に保険の責任というか、そちらで入ってもらっているということでしたので、消防団と同じ取扱いというのは有効かなと思って聞いてきました。

このような仕組みというのを取り入れるお考えはいかがでしょうか。

大江 周農林課長 議長、大江 周。

佐藤卓也議長 大江農林課長。

大江 周農林課長 坂本市議の御質問にお答えします。

消防団と同等という質問をいただきましたけれども、損害保険に関しましてはそのような保険があるということで考えておりますけれども、

消防団と同等程度とまではまだ検討に至っていない状況でございます。

5 番（坂本健太郎議員） 議長、坂本健太郎。

佐藤卓也議長 坂本健太郎議員。

5 番（坂本健太郎議員） 私が言いたいのは、その危険性において消防団以上に危険なところもあるのかなと私は思っておりまして、それが特別公務員という扱いであれば、新庄市の危険な鳥獣被害に対して猟友会の皆さんもその辺では活動しやすいのかなという意見で申したところです。別にこの制度がいいとか悪いとかではなくて、そのような仕組みもあるということを認識していただきたいのと、猟友会の皆さんがどのような下で市の業務の中で活動しているのかというのをちゃんと認識していただければという思いで質問しました。ぜひ検討していただければと思います。

次に、報酬の話になるんですけれども、金山町では日当1万円というところでした。これは県からの補助とか国のいろいろな補助とかあるんですけれども、金山町で日当1万円というのは、交付税の中で加味されるというところもありまして、国からの交付税で全額負担とはならないんですけれども、ただ、交付税ということで扱われると、まちの責任というか、まちの管理がしやすいというところで、細々とした報告とかそういうものを国・県にやらなくても、まちの中で活動したというものを認定できるというところで、金山町では日当1万円、交付税で担っているの、町単費もあるということでした。

この報酬については、これも報道等で明らかになりましたが、新庄市は多分一番低いのではないかという報道でした。市民の安全を守るところで、県の補助頼みと思いますが、市として積極的に報酬体系を構築すべきと考えますが、いかがでしょうか。

大江 周農林課長 議長、大江 周。

佐藤卓也議長 大江農林課長。

大江 周農林課長 坂本市議の質問にお答えします。

日当につきましては、新庄市鳥獣被害防止対策協議会から支払われております。市としては、負担金として当初3万円で、日当がこの出場の状況を見ますと足りなくなるのではないかということ踏まえまして、9月議会で補正させていただいたところでございます。

そちらのほう山形県鳥獣被害防止総合対策交付金を利用して日当を支払わせていただいているところでございますが、そちらが十分なのかということも改めて検討しまして、日当として支払っていますけれども、日当でいいのか、それとも時間給として払ったほうが実態に合っ、適正な価格というか、実績に合った報酬が出るのではないかということも含めまして、日当につきましては改めて再度検討していく必要があると認識しております。

以上です。

5 番（坂本健太郎議員） 議長、坂本健太郎。

佐藤卓也議長 坂本健太郎議員。

5 番（坂本健太郎議員） 検討していくというところで、明確にその額がどの程度のものなのかというのはお答えになかったと思うんですけれども、現場の実態に応じた額ではないと私は思っておりますので、ぜひその点を加味していただいて検討していただければと思います。

安全装備の支給とか委託契約の見直しなどもこれから検討していくということでしたが、やはりスピード感を持って対応することが重要だと思いますが、その点はいかがでしょうか。

大江 周農林課長 議長、大江 周。

佐藤卓也議長 大江農林課長。

大江 周農林課長 坂本市議の質問にお答えします。

今、令和8年度の予算編成ということで進めております。担当課としましては、令和8年度

の予算に反映できるよう進めてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

5 番（坂本健太郎議員） 議長、坂本健太郎。

佐藤卓也議長 坂本健太郎議員。

5 番（坂本健太郎議員） ありがとうございます。令和8年度の予算、これから出てきて3月に審議に入りますけれども、ぜひその中身、期待して待っております。よろしくお願いいたします。

次に、市民総ぐるみということで書かせていただきましたけれども、行政、猟友会だけでは対応できない時期に来ているのではないかと考えております。

今回、現場に視察というか、一緒に猟友会の方と回らせていただいたんですけども、柿の木とか栗の木に熊棚というのが、本当に普通に市街地のちょっと先のそういうところに熊が来ている、来ていた、そういうのが見られました。毎日のように報道というか、連絡網で来ておりました。

管理できていない木が誘引しているということは市も認識していると思いますが、木の伐採等も必要になってくるのかなと思っております。

一昨年より山形県では伐採についての補助メニューの中に1つ補助を創設したということでしたが、現在、想定を上回る要望が県内の自治体から来ていると聞いております。

新庄市は活用していないと聞いておりますが、その理由はどういったものでしょうか。

大江 周農林課長 議長、大江 周。

佐藤卓也議長 大江農林課長。

大江 周農林課長 ただいまの質問にお答えします。

市が柿伐採の県の補助を利用していないという現状につきましては、今年のこのような状況を予想できなかったのかなと私自身は認識しております。今年のような状況等が今後も続くだろうという予想がありますので、柿の木の伐採につきましては市でも補助等を今後検討してい

く必要があると強く認識しております。

5 番（坂本健太郎議員） 議長、坂本健太郎。

佐藤卓也議長 坂本健太郎議員。

5 番（坂本健太郎議員） 今後検討していくということで、ぜひよろしくお願いいたしますと思います。

ただ、話を聞いておりますと、伐採には多額の費用がかかる、大きくなればなるほど、民家の近くにあればあるほど、なかなか伐採も普通の伐採ではいけないということで、経費もかかると聞いております。

枝に登らないようにするにはトタンを巻けばいいという話も聞いてきました。トタンを巻いて上に登れなくするという方法もあるんですが、そういうところの費用をかけない支援というものも考えられますが、いかがでしょうか。

大江 周農林課長 議長、大江 周。

佐藤卓也議長 大江農林課長。

大江 周農林課長 ただいま坂本市議からありましたけれども、爪が引っかからないトタン等で滑らせるような方法もあるということは認識しております。様々な熊被害対策について今後さらに検討して、経費のかからない方法等も考えていく必要があると認識しております。

5 番（坂本健太郎議員） 議長、坂本健太郎。

佐藤卓也議長 坂本健太郎議員。

5 番（坂本健太郎議員） これから検討というところをお聞きしましたけれども、報道でも毎日のように熊報道、これからどのような傾向にあるのかということで専門家も話しております。その中で、この傾向はこれからも続くのではないかという話もしております。特に秋田県とか岩手県、桁が違ふようなところですけども、「明日は我が身」ではないですけども、山形県にもそのようなときが来るかもしれないという報道までされておりました。今年は多いので、来年はどうなるか分かりませんけれども、落ち着くというところもあるかもしれません。

集中対策として3年ぐらいの期間を設けて、補助も上乘せして、1年目は実施調査とか、あとは集落における話合いで木が何本あるのかとか、2年目からは伐採を始めたり、市民への周知、新規に取り組む地区への支援とか、3年目はさらに周知徹底など、場当たりの対応ではなくて、計画的に集中的に支援をしていくということも有効かと思うんですが、どのようにお考えでしょうか。

大江 周農林課長 議長、大江 周。

佐藤卓也議長 大江農林課長。

大江 周農林課長 ただいまの坂本市議の質問にお答えします。

熊対策につきましては、すぐにやるべきものと中長期的な視点でもってやるべきものに分かれてくるかなと思います。先ほど坂本市議から提案ありましたように、1年、2年、3年と計画を立ててすぐにやるべきもの、自治会と市民に知らしめていくもの、あとは広葉樹の植林とか里山の整備等、中長期的に見てやっていくべきものを各段階に分けて計画的に進めていきたいと考えております。

以上です。

5 番（坂本健太郎議員） 議長、坂本健太郎。

佐藤卓也議長 坂本健太郎議員。

5 番（坂本健太郎議員） 前向きな答弁ありがとうございます。ぜひそのように計画的に進めていってほしいと思います。熊対策についてはここまでにしたいと思います。

続きまして、公共サービスを支える職員の処遇改善というところで再質問させていただきます。

指定管理者制度の件なんですけれども、人件費を会計年度任用職員並みに引き上げるというところで道筋をつけていただき、改善中と聞いております。これについては本当に光が差してきたなと思います。感謝申し上げます。

ただ、来年度でさらなる上昇を見込んでいる

ということも聞いていますが、次は労務管理費を含む管理料の部分もぜひ改善していってほしいと思っていますが、いかがでしょうか。

小関 孝総務課長 議長、小関 孝。

佐藤卓也議長 小関総務課長。

小関 孝総務課長 労務管理費の捉え方はどうなんだという話がまずあると思いますが、市としては、人件費、施設の維持管理に必要な費用については施設と十分に打合せをした上で、必要なものについては措置していく考え方でありますので、よろしくおしいたいと思います。

5 番（坂本健太郎議員） 議長、坂本健太郎。

佐藤卓也議長 坂本健太郎議員。

5 番（坂本健太郎議員） 今の答弁では「措置している」という回答だったと思いますが、やはりなかなか市の考えと指定管理を受けている団体との、話合いはしているんですが、なかなか改善されない部分もあるということは認識していただければありがたいと思います。

一般社団法人指定管理者協会というものがありまして、全国の指定管理をされている団体と同じような悩みを持っております。令和元年度には「指定管理者制度の収支構造と適正利益についての考察」ということで出しております。やはり適正利益、団体は市からの指定管理における積算、これで十分でしょうというものでやっているわけですが、団体はそれを受けるにはなかなか足りないというところが全国的に問題になっているというところで、考察として提言を出しております。

再度お聞きしますが、本市では事務運営費の諸経費を2%から3%とされております。この水準なんですけれども、ほかのところを見ても低いのではないかと、極端に低いのではないかと私は感じております。

なぜ低いのかというと、ここの中に勤怠管理とか採用活動とか人材定着の対応とか、団体が持続可能に活動するためには、福利厚生なり、

採用するための人件費、先ほど会計年度任用職員並みと言っておりましたが、勤続年数が長くなればそれに対応する給与も必要になってくる、あとは退職金も積み立てていく、団体として必要なものが、その利益、適正利益という中で確保できていないという実態がございます。それを2%、3%の事務運営費の中でやっていかなければならないというのは非常に大変だというお声を聞いております。

これについて、この2%、3%の数字の根拠を示すことができますでしょうか。

小関 孝総務課長 議長、小関 孝。

佐藤卓也議長 小関総務課長。

小関 孝総務課長 いろいろと質問を頂戴した中で、根拠を示すことができますでしょうかということでしたので、お答えしたいと思います。

前回も一般質問でお受けしたのですが、その根拠につきましては、設定したときに他自治体の状況とかを加味して決めたものだろうとお答えしているとおりでと思います。

以上です。

5 番（坂本健太郎議員） 議長、坂本健太郎。

佐藤卓也議長 坂本健太郎議員。

5 番（坂本健太郎議員） 他の自治体を見習ってというか、並んでということで設定したという御回答でしたけれども、明確な積算根拠がないというところと同じかなと思っております。

この2%、3%がなぜ重要かというのは、団体は、適正な利益といいますか、活動資金がないと中でうまく回っていかない。先ほど申したように、退職金なり勤続年数が長くなればそれに応じた対応をしなければならないというところまで回らないというところがあります。これが何を意味しているかというと、サービスというものは、継続的にサービスを受けていて毎回毎回人が替わってはなかなか難しいというところもあるんですが、次の改善に向けて、この点をぜひ制度的に対応していただきたいと思って

おりますが、いかがでしょうか。

小関 孝総務課長 議長、小関 孝。

佐藤卓也議長 小関総務課長。

小関 孝総務課長 例えば事務所経費の2%についてお話しさせていただきたいと思います。

そもそも指定管理者の事務の諸経費率はこの水準に下さいという全国的な基準とか目安とか法はないんです。積算の中に事務所経費が全く見受けられない自治体もあります。

議員の質問にありました一般社団法人指定管理者協会の令和元年度の提言の中に、5%としている自治体がありましたので調べてみました。

まず5%の内容として定義しているのは、施設の管理運営に係る直接業務以外の間接部門の経費、本社機能の維持に係る経費、役員報酬や本社職員の福利厚生費、本社の雑費などとしてございました。この提言書に書かれているんですが、その金額については人件費の5%です。人件費に5%を乗じて積み上げたものということでございました。この自治体では人件費分しか見ていないということなんです。

新庄市では、人件費と設備費などの管理費、事業費、研修費ですとか一般管理費、燃料代、消耗品費、全てを合算した額の2%、委託料全額の2%です。

したがって、先ほど市長から自治体ごとに様々な考え方があるという答弁がありましたけれども、新庄市は必ずしも適正でなくもないと言えるのではないかなと考えております。

以上です。

5 番（坂本健太郎議員） 議長、坂本健太郎。

佐藤卓也議長 坂本健太郎議員。

5 番（坂本健太郎議員） この話をここでやり取りしてもなかなか明確なお答えというか、するしないの話はできないですし、それが適正かどうかという話もなかなか難しいところがあると思っております。

ただ、実際に管理をしている団体からは、毎

年その協議を行っているというところで話合いの場は持たれているというところは確認しております。毎回この話が出ているのかどうか、長年の課題だと思っているんですが、その辺についてはどのような話合いの中で出てきているのか、課題認識を持っているのか、お願いします。

小関 孝総務課長 議長、小関 孝。

佐藤卓也議長 小関総務課長。

小関 孝総務課長 冒頭に議員から「長年据え置いている」ということがあったと思いますが、まずは決してそのようなことはございません。

平成30年度から令和6年度の決算を見ますと、文化施設と体育施設の指定管理料の推移で指定管理料は率にして24%増えています、額にして5,400万円。なので、据え置いているという事実はまずはございません。

いずれにしろ、市と指定管理者の関係は発注者と受託者で、受託者は下請者とは全く違うものだと考えています。市と指定管理者は、市民サービスの向上、市民に楽しんでもらうという利害関係で一致しているだろうと。もともと市でやっていた業務を委託するものです。議員からもございました。施設の目的とか基本的な考え方は我々も管理者も一緒なんだろうと考えています。それをさらにいいものにして市民サービスを向上させていこうという共通の目的を持ってお互いやっていると思っています。

大事なのは、社会情勢の変化ですとか市民のニーズを含めて、お互いの考え方とか内情などを十分に話し合った上で、欠けているものがあれば補いながら、やるべきことをお互いの立場を理解してやっていくことが一番大事なんだろうと考えています。

以上です。

5 番（坂本健太郎議員） 議長、坂本健太郎。

佐藤卓也議長 坂本健太郎議員。

5 番（坂本健太郎議員） 今の答弁では、お互いが新庄市民の利便性、公共サービスの在り方

で同じ方向を向いてというお答えでしたので、ぜひその考えで、制度についてもいろいろ段階なり壁はあると思うんですけども、ぜひ乗り越えていただければと思います。よろしくお願いします。

最後に、部活動の地域展開について再質問させていただきます。

やはりなかなか、指導者の方々のお話を聞くと、自分たちが部活動してきた時代とは全く変わってきているというところもあって戸惑いがまずはあるのかなと思っております。地域展開も受け入れて、指導者の方々は日々指導して、ほぼボランティアに近いような形でやっておりますが、今までの流れを変えていかないと難しい部分も出てきているなというのが正直なところです。

その一つは、先ほど競技力というところも申しましたが、地域クラブに移行するのであれば、指導者の方を信頼してクラブの指導を任せていただきたいという思いがあります。

具体的には、新庄市の体育館の利用時間について、現在も児童生徒の利用時間が夜間帯ですと制限があるというところでした。練習時間が長くなり過ぎるというのが課題だというところでこのような制限が出てきたんだろうと思いますが、地域展開を担うならこういう規制は取っ払って任せていただいて、仮に児童生徒が翌日の授業に疲れるというところであれば、それは個別に指導していただいて、全体的な規制というものは、これからの時代というか、地域展開にはなじまないのではないかと思いますので、いかがでしょうか。

岸 聡社会教育課長 議長、岸 聡。

佐藤卓也議長 岸社会教育課長。

岸 聡社会教育課長 ただいまの質問にお答えしたいと思います。

議員御指摘のとおり、部活動時代から一定の時間の制約というのは教育委員会で基準を示さ

せていただいているところでございます。

ただ、地域展開も含めまして、様々な社会情勢等が変わってきておりますので、今現在、その制度の見直しについて着手しているところでございますので、いましばらく時間をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

5 番（坂本健太郎議員） 議長、坂本健太郎。

佐藤卓也議長 坂本健太郎議員。

5 番（坂本健太郎議員） そうですね、変化しているというところを捉えて、ぜひ協議をしていただいて、意見等を反映していただければと思います。

あともう1点なんですけれども、以前の一般質問でも出ましたが、武道館において畳敷きと板敷きの競技間で話合いが持たれたということも聞いておりますが、その結果はどのようなものだったのかというところと、あと学校の柔道場というものも利用可能だと思いますので、折り合いがつかなかった場合はそちらの提示など、公平な環境づくりを進めていただきたいと思います。思っているんですが、どのようなところだったでしょうか。

岸 聡社会教育課長 議長、岸 聡。

佐藤卓也議長 岸社会教育課長。

岸 聡社会教育課長 武道館の畳問題につきましては、以前、ほかの議員からも御指摘いただきまして、社会教育課、スポーツ協会等々での協議、利用団体ともお話しさせていただいたところでございます。ただ、なかなかそれぞれの団体におきまして考え方、主張がございまして、協議がまとまったということにはならなかったという残念な結果でございます。

ただ、引き続きその協議については続けてまいりたいと考えております。学校等の利用についても今後検討してまいりたいと思います。よろしくお願いします。

佐藤卓也議長 ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時49分 休憩

午後 1時00分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

渡部正七議員の質問

佐藤卓也議長 次に、渡部正七議員。

（10番渡部正七議員登壇）

10番（渡部正七議員） 12月定例会初日3番目に一般質問いたします。新政・結の会、議席番号10番の渡部正七です。よろしくお願いします。

それでは、通告に従い質問に入ります。

大項目1の泉田保育所の整備について。

昨年9月の定例会においても質問しましたが、泉田保育所は昭和51年に建築され、築50年を経過し、非常に建物の老朽化が毎年進んでいる状況であります。児童の安全性の確保、保育士が働きやすい環境整備等、保育環境の向上を図る必要があると考えます。

泉田保育所の整備について、今後どのように推進していくのか、市長の見解をお伺いします。

続きまして、大項目2、新庄市こどもスマイルプランについて。

本市においては、今年度から令和11年度までの子供の健やかな育ちと子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に、新庄市こどもスマイルプランが策定されましたが、こどもスマイルプランの中で、子供、若者も意見表明や社会参加できる機会の確保が施策目標の一つとしてあります。

このことについての取組推進について、これからお伺いしますのでよろしくお願いします。

まず最初に、「こどもを権利の主体として認識し、多様な人格・個人を尊重するとともに、

権利を保障し、こどもの最善の利益を図り、こどもが自由に意見を表明しやすい環境整備と機運醸成に取り組めます」となっておりますが、具体的な取組内容などをお聞かせ願いたいと思います。

次に、こども・若者の意見を表明する機会の創出として、「こども・若者の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるよう、こどもが安心して自分の思っていることを表現できる方法を検討し、意見表明の機会を創出します」となっていますが、この点についても具体的な事例などをお聞かせ願いたいと思いますので、よろしくお願いします。

3番目に、「児童生徒が地域課題を見つめ、解決策を考えたり意見を表明したりすることを通して未来の新庄市について考える」子ども議会の開催について、市の見解をお伺いします。

最後に、青少年ボランティアの主体的な活動の支援、次世代の担い手となる人材の育成についての見解をお伺いします。

以上、新庄市こどもスマイルプランについての質問となりますので、よろしくお願いします。

大項目3、学びの多様化学校について。

文部科学省では、不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合、文部科学大臣が学校教育法施行規則第56条に基づき、学校を指定し、特定の学校において教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成し、教育を実施することができるとしております。

このような学校は「学びの多様化学校」と呼ばれており、県内においては今年度初めて県内初の学びの多様化学校が上山市に開校し、学校に行きづらく、不登校の経験がある児童生徒が自分に合ったペースで学び直しに取り組んでいると聞いております。

学びの多様化学校は、廃校などの学校設備をそのまま活用する学校型や、一般の小中・義務

教育学校を母体とする本校を持ちながら一部の学級のみを学びの多様化学校として指定する分教室型など様々な運用方法がありますが、本市においてこれまで検討されてきたことはあるのか、また現時点において検討する予定はあるのか、その点、見解をお伺いしたいと思いますのでよろしくお願いします。

大項目4、文化芸術の振興について。

文化芸術は、精神的なゆとりや癒やしを与え、心豊かな生活を送る上で欠かすことのできない魅力を持っていると思います。これから文化芸術の振興についてお伺いします。

まず、文化芸術のある場所には人が集まり、地域に活力が生まれますので、そこは公的な取組が必要な分野と考えるところであります。文化芸術の多様性を生かしたまちづくりについて、文化芸術を本市の振興にどう役立てるかという視点で見たとき、その位置づけをどのように考えているのかお伺いします。

次に、「ベガ星煌めく芸術文化の街、新庄」をスローガンとして、第61回新庄市芸術祭が今年も多く多くの市民の参加により開催されておりますが、芸術祭事業参加団体の活動支援、現状どのようなになっているか、その点についてお伺いします。

最後に、芸術文化の体験の中で、誰もが気軽に参加し触れ合い、体験できる機会、こういう機会はこれまでも多くつくっていただいたと思いますが、これまで以上に推進していくべきと考えますので、その点についての御見解をお伺いしたいと思います。

以上、大項目4つの質問となりますので、よろしくお願いします。

山科朝則市長 議長、山科朝則。

佐藤卓也議長 山科市長。

(山科朝則市長登壇)

山科朝則市長 それでは、渡部議員の御質問にお答えします。

こどもスマイルプランについての御質問のうち、子ども議会の開催と青少年ボランティアについて、学びの多様化学校について、さらに文化芸術振興についての御質問は教育長が答弁しますので、よろしくお願いいたします。

初めに、泉田保育所の整備についての御質問ですが、泉田保育所は昭和51年に建設され、老朽化対策など適宜修繕を行い、児童の安全性の確保や保育環境の向上に努めております。

泉田保育所の整備方針につきましては、公立保育所整備計画において中部保育所の整備を優先し、その後、泉田保育所の方向性を検討することとしております。

今後、具体的な検討を進めるに当たり、市全体の将来的な保育提供体制の確保に努めるため、急速に進行する少子化の状況や民間立保育施設等の体制などを勘案しながら、整備の方向性や運営方法、定員規模や必要な機能等について検討してまいります。

次に、新庄市こどもスマイルプランについての御質問にお答えをいたします。

初めに、子供が意見を表明しやすい環境整備と機運の醸成に向けた取組につきましては、本市では子供や若者の声を市政、まちづくりに反映させるための基礎資料として、今年度、小学生から高校生までを対象とした子供の居場所についてアンケート調査を予定しております。

この調査における回答しやすい環境整備の取組といたしましては、小中学生に対しては学校で日常に使用している学習用タブレット端末を活用し、子供自身が直接回答できる形式といたします。また、高校生につきましては、スマートフォン等からインターネットを通じて回答できる仕組みを整えております。子供たちが使い慣れたツールを用いることで心理的なハードルを下げ、安心して自分の思いを伝える環境を整えとともに、子供自身の声を直接吸い上げることで、子供が自由に意見を表明できる意識の

醸成を図ってまいります。

次に、子供、若者の意見表明の機会の創出についての具体的な取組内容につきましては、子供たちの意見が尊重され、社会参画を実感できる具体的な機会として、今年度は市長と中学生による意見交換を予定しております。この意見交換は、次代を担う中学生が日頃感じていることや市政への思いを直接表明できる機会となります。子供たちの生の声を聞き、その意見をしっかりと受け止めることで、子供の最善の利益を考慮したまちづくりにつなげてまいりたいと考えております。

以上、壇上からの答弁とします。

津田 浩教育長 議長、津田 浩。

佐藤卓也議長 津田教育長。

津田 浩教育長 私からは、初めに子ども議会についての御質問にお答えします。

新庄市こどもスマイルプランが目指す「こどもが意見表明や社会参画できる機会」として、新庄市子ども議会を令和8年度に開催する予定としております。

今年度は、参加予定の現中学2年生と義務教育学校の8年生に対して、12月中に第1回準備委員会を開催し、1月に委嘱状を交付することとしております。その後、数回の準備委員会、中学校3年生、義務教育学校9年生が公民分野の学習を通して来年度の子ども議会の開催に向けた学習や準備を進めてまいります。

今後も、児童生徒が地域課題を見詰め、解決策を考えたり意見を表現したりすることを通して未来の新庄市を考えるきっかけをつくってまいります。

次に、青少年ボランティアの主体的な活動の支援、次世代の担い手となる人材の育成についての御質問にお答えします。

本市では、青少年ボランティアにつきましては単なる社会貢献活動にとどまらず、ボランティア活動を通し様々な世代と関わりながら地域

や地域の人を知ること、地元への愛着を高め、将来的に地域社会で活躍する人材の育成を目指して進めております。

青少年ボランティア活動を推進していくことによって、参加する青少年や関わっていただく地域の方々の地元愛が涵養され、こどもスマイルプランに掲げております「こどもや若者が社会参画できる機会の確保」の一助となるものと考えております。

次に、学びの多様化学校の設置についての御質問にお答えいたします。

学びの多様化学校につきましては、今年度、市教育委員会及び市の校長会で上山市の学びの多様化学校を視察したり、地区の校長会では講師を招聘して研修会を行ったりしてまいりました。

学びの多様化学校では、教育課程にゆとりを持たせ、現学年の学習に加えて、学び直し等に充てる時間の確保に取り組まれており、子供たちの学習の保障を学校経営の重点の一つとしておりました。

今後も、学びの多様化学校に関する実践に学びながら、本市でのニーズがどのくらいあるのか、他市町村、とりわけ近隣町村の動向にも注視しながら研究を進めてまいります。

次に、文化芸術の振興についての御質問にお答えします。

初めに、本市の文化芸術振興についての位置づけであります。第5次新庄市総合計画のまちづくりの柱の一つである教育分野にも掲げております。その中で、市民の誇りや愛郷心が醸成され、多くの市民が心豊かに文化芸術活動に親しむことを目指すべき状態としておりますので、文化芸術の振興につきましても今後も推進してまいりたいと考えております。

次に、新庄市芸術祭事業参加団体への活動支援についてでございますが、施設を利用する際の使用料の減免措置により、活動を行いやすい

ように支援をしているところでございます。

次に、芸術文化について体験できる機会づくりについてでございますが、本市では、子供たちが芸術文化に親しむ素地を培う場となることを目的として、新庄市子ども芸術学校事業を実施しております。

また、新庄開府400年記念事業において盛り上がった市民の方々の文化芸術活動の機運を生かし、指定管理施設につきましては、指定管理者とも協議しながら、気軽に参加、体験できる芸術文化事業を検討してまいります。

以上でございます。

10番（渡部正七議員） 議長、渡部正七。

佐藤卓也議長 渡部正七議員。

10番（渡部正七議員） いろいろとお答えいただき、ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきます。

まず最初に、泉田保育所の整備について再質問いたします。

泉田保育所の整備について、昨年6月定例会においても私は質問させていただきましたが、今回も答弁の内容についてはあまり変わらないかと捉えております。

今回、泉田保育所の質問をするに当たりまして、私も現場を改めて確認、再度見させていただきました。外見からすれば、軒下の屋根が波打っていたり、入っていくと引き戸が閉まらないところがいっぱいあるとか、夏場は網戸もないとか隙間から入り込むような箇所も多くて、改めて老朽化が進んでいるなど感じてきたところであります。

しかしながら、老朽化した中でも、保育士、職員の皆様が清掃とか備品の管理等、本当にきちんとやっていただいて、頭が下がる思いでありました。

前回質問のときに、地域のニーズや意見を聴取することをどのようにして進めていくのか質問したんですけれども、そのときは「整備計画

を進めていく中で地域の意見を聞くまでには至っていない。そこまで踏み込めていない」という意見でありました。

今後、検討を進める上で、地域の声にどのように取り組んでいくのか、その点について質問しますので、よろしくお願いします。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、土屋智史。

佐藤卓也議長 土屋子育て推進課長兼福祉事務所長。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 それでは、泉田保育所の整備につきまして、地域のニーズや意見という御質問にお答えしたいと思います。

泉田保育所につきましては、確かに老朽化が大変進んでおりまして、昭和51年築ということで、修繕を行いながら子供の安全性と保育環境の確保に努めているところでございます。

現在、公立保育所整備計画におきましては、まずは中央保育所の整備を優先して行いながら、その後、泉田保育所の方向性の決定などを検討していくということになっております。

そういった中で、地域のニーズ、保育の需要の状況等、皆さんの意見を聞きながら整備の方向性を考えていくということにしておりますので、まずは保護者の意見をお聞きしながら進めていきたいと、また市内の民間立保育所の状況なども聞きながら、泉田保育所の整備の在り方について今後検討していきたいと思っております。

以上です。

10番（渡部正七議員） 議長、渡部正七。

佐藤卓也議長 渡部正七議員。

10番（渡部正七議員） もう一つ、新庄市公立保育所整備計画は令和3年度から令和7年度まで、私の手元に整備計画書がありますけれども、これは今年度で、令和7年度で切れます。今現在、整備計画書みたいなことを策定されている

のか、また策定されているとすれば進捗状況などをお聞かせ願いたいと思います。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、土屋智史。

佐藤卓也議長 土屋子育て推進課長兼福祉事務所長。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 それでは、公立保育所整備計画の策定状況というところでお答えしたいと思います。

先ほどお答えしましたとおり、現在の計画については令和3年度に策定いたしまして、令和6年度には泉田保育所の方向性の決定、令和7年度には整備計画の策定という予定でございましたけれども、まずは中部保育所の整備を優先して行うということで、後ろ倒しになっているような状況でございます。

また、令和3年の計画策定当時と比べて想定を上回るスピードで少子化が進んでいるような状況でございます。こういった中、将来の児童数の推計とか民間立保育所の施設整備の予定などを確認しながら、保育の受入れ数の将来見込みなどの整理を行った上で、地域の保育ニーズに合った整備の方向性を検討していきたいと考えております。

今年度については、整備の方向性とか運営方法、定員規模などを考えていく中で、近隣の公共施設の活用なども検討したところでございます。一番近い公共施設ということで萩野学園などに移転できないかというところで、移転の可能性も検討したところです。

萩野学園につきましては、もともと1学年1クラスから2クラスの想定で建設されている学校でありまして、児童生徒数は減少しているものの、特別支援学級などの増加もあり、現在の空き教室は4つという状況でございました。特に萩野学園については学区内に児童養護施設がある関係上、児童生徒数の減少は穏やかだという予想があります。

そういった中で、萩野学園の空き教室は現在4つということで、保育所として必要な保育室とか職員室、休養スペースなど、幼児用のトイレ、遊戯室、またクールダウンルームなど保育所に必要な様々なスペースの確保というところでは現段階ではちょっとスペースが足りないという検討結果でございました。

このような検討をしながら、児童数の推移や民間立の状況なども再度確認しながら策定に向けて課題を整理していきたいと思っております。

10番（渡部正七議員） 議長、渡部正七。

佐藤卓也議長 渡部正七議員。

10番（渡部正七議員） 課長から萩野学園の話をお聞きしました、私も次に萩野学園について質問しようかなと思ったんですけども。

少子化が進んでいって、定員規模とか必要な機能とか設備とか、そして萩野学園の場合ですと所管も違いますし、大きな壁もあるのではないかなと私なりに認識していたんですが、そういうことも含めて、課長は先を見てというか、そういう検討をなされてきたということは非常にありがたく思っています。そういうことで、なかなか萩野学園との連携というか、その施設を使うのは難しいということも分かりました。

新庄市こどもスマイルプラン、先ほどお話ししましたけれども、新庄市に充実を図ってほしい子育て支援という中では、夏の暑い時期とか冬の寒い時期に快適に遊ぶ屋内整備、そういうものをしてほしいというのがアンケート調査で79.3%ありました。

今後、公共施設の再編により、市民の利便性の向上とか市民の変化するニーズに即して施設運営の効率化を進めていくと思いますが、例えば旧泉田小学校の跡地、大変広い面積があります。あそこを利用したり、また萩野地区では地区公民館も非常に老朽化しております。それから、要望の多い屋内の子供の遊び場など、これらを連携した複合施設とか、それには泉田保育

所の整備、複合的な施設、こういうものをつくってはどうかと考えるわけですが、その辺についての御見解をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、土屋智史。

佐藤卓也議長 土屋子育て推進課長兼福祉事務所長。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 それでは、保育所整備に関して、その他の公共施設の複合化という御質問であったと思います。

泉田保育所の整備の方向性、運営方法、定員規模などを改めて検討していくわけですが、その検討の中では、施設の複合化、既存施設の活用など、そういったことも検討項目の一つとなってくるのかなと考えております。先ほどの萩野学園への集約化という部分もそれと同じようなお話なのかなと考えております。

近隣の公共施設、例えば公民館、学校、また子供の遊び場という話もありましたけれども、子供の居場所づくりなど、こういったことについても、複合化、集約化などを行えば、施設運営の効率化、ランニングコストの低減など効果は得られるものと考えております。

こういったことも含めまして、少子化、保育の需給バランス、地域の実情など様々な視点を考慮しながら、規模、複合化、設置・運営方法なども含めて検討を進めてまいりたいと考えております。

10番（渡部正七議員） 議長、渡部正七。

佐藤卓也議長 渡部正七議員。

10番（渡部正七議員） 先日、議会の全員協議会において、持続可能な未来のための公共施設の在り方、公共施設のマネジメントの説明がありました。最後にまとめとして、老朽化対策を通じて市民生活の質を維持、向上させることが最大の目的であると、まとめにありました。

私は、やはり質という点ですね、保育施設と

いうのは、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な場所であると考えますので、泉田保育所の整備についてもひとつよろしく御検討いただきたいと思います。

それでは、次に新庄市こどもスマイルプランについて再質問いたします。

昨年9月議会において、こども基本法、こども大綱により、こども計画を定めるように努力義務とされていますので、本市の取組とか進捗状況はどのようになっていますかという質問を私はさせていただきました。

今年度、こどもスマイルプラン、すばらしいプランをつくっていただきまして、本当にありがとうございます。

先ほど、子供が意見を表明しやすい整備環境と機運の醸成に向けた取組について、今年度は小学校から高校生までを対象とした子供の居場所についてのアンケートを実施し、その方法としては学習用のタブレット端末とかスマートフォン、インターネットを使って回答できるような仕組みを整えていく、そのような話がありましたが、実際、いつ頃からこのようなアンケート調査を始めて、それから取りまとめをどのようにしていくのか、またどのように公表していくのか、その辺、詳細なところを分かりましたらお聞かせ願いたいと思います。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、土屋智史。

佐藤卓也議長 土屋子育て推進課長兼福祉事務所長。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 それでは、こどもスマイルプランについて、意見表明の場ということで御質問いただきました。

今年度につきましては、小学生から中学生、高校生までを対象にアンケートを実施することにしております。昨年、おとしまでは全般的な項目ということでアンケート調査などを行ってございましたけれども、今年度からはテーマを

絞った上でアンケートを実施しようと思っております。

今年度については、子供の居場所に関するアンケートということで、教育委員会等とも相談しながら進めているところですが、当初は長期休みのときがいいかなというところもあったんですが、その点については冬休み明けのほうがいいという御意見もありましたので、まず1月から2月にかけてアンケートを実施させていただいて、それを取りまとめた上でホームページ等で公表していきたいと思っております。

以上です。

10番（渡部正七議員） 議長、渡部正七。

佐藤卓也議長 渡部正七議員。

10番（渡部正七議員） まず子供の居場所についてのアンケートをよろしくお願いします。

子ども議会について、私は子ども議会をしてほしいとずっと一般質問で述べてきましたが、令和8年度より開始するということでお答えいただきましたので、ぜひ成功できるように、私たちも協力したいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、次に学びの多様化学校について再質問いたします。

全国的に見て、小中学校の不登校児童生徒数がこの11年間あたりでずっと増加し、過去最高を更新しているような状態であると聞いております。2024年度の文部科学省の調査では、小中学校合わせて35万3,970人いたそうですが、本市において現在把握している不登校者数、どれぐらいいるのか、また対応として学習支援とかオンライン相談など、本市においてもいろいろ支援を行っていると思いますが、その辺の支援の現状等をお聞かせ願えればと思いますので、よろしくお願いします。

大町 淳学校教育課長 議長、大町 淳。

佐藤卓也議長 大町学校教育課長。

大町 淳学校教育課長 それでは、ただいまの御

質問にお答えしたいと思います。

本市におきましては、全国に比べますと不登校の出現率は低くなってございますが、それでも微増の傾向が続いております。特に小学校の段階におきまして、以前と比べますと増えている割合が多くなっている傾向がございます。

また、本市で様々取組を行っておりますが、教育委員会内にごございますシャイニングクラス（適応指導教室）の事業も行っておりますし、その中でオンラインによる子供からの教育相談、また保護者の方からは、お子さんの進路、学習状況に対する御心配の御相談もいただいております。昨年度の実績で申しますと、様々な相談を全て合わせますと800件ほどの御相談をいただいているところでございます。ただ、お子さんの中にはオンラインで相談することで安心してしまうようなケースもございますので、内容としては様々なケースがございます。

また、各校におきましては、県の配置による学習指導員、また別室登校指導員等も含めまして、教室には入れないんですけれども、学校の別室にて学習を行うお子さんへの対応も行っているところでございます。

様々なケースがございますが、お子さんに応じた対応を心がけているところでございます。

以上です。

10番（渡部正七議員） 議長、渡部正七。

佐藤卓也議長 渡部正七議員。

10番（渡部正七議員） 800件という数字が出まして、結構多いんだと改めて感じているところであります。

学校に行きにくい子供も気軽に相談できる環境整備ですね、一人一人の子供たちに合わせたきめ細やかな支援、これまで以上に本当によろしくをお願いしたいと思います。

続いて、文化芸術振興について再質問いたしますので、よろしくお願いします。

令和3年度から、まちづくりの指針となる第

5次新庄市総合計画においては、文化芸術の振興施策で「優れた芸術や伝統文化に触れることで市民の誇りや愛郷心が醸成され、多くの市民が文化芸術に親しんでいる」ことを10年後の目標としていました。

この計画の策定時ですけれども、2020年では文化関連の社会教育団体の登録者数は112団体であったそうです。2024年はこれが90団体になりまして、22団体が減っています。

その反面、市民アンケートによりますと「文化芸術活動が充実している」と回答した市民の割合は、2020年度は17.4%、2025年は28.6%と11.2%アップしているわけです。

この計画の前期を過ぎようとしている今、この辺の数字とか、この辺についてどのように捉えているかお聞かせ願いたいと思いますので、よろしくお願いします。

岸 聡社会教育課長 議長、岸 聡。

佐藤卓也議長 岸社会教育課長。

岸 聡社会教育課長 ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

まず最初に、総数として減っているという部分につきましては、最近、コロナ禍というものがありましたので、そういった中で活動の場が失われたというところでの物理的なものと、あと活動されている方は比較的高齢の方が多いのかなという分野がありますので、そういった部分でなかなか活動される方が減ってきて、そういったところも踏まえまして実数が減ったのかなと捉えているところでございます。

また、アンケート結果につきましては、正直なところ、無作為の抽出でございますので、文化芸術活動を行っている方の割合等々もあると思いますので、そこはその時々の数値もあるのかなと思いますが、皆さん、文化的な生活をされているのであろうなというところでの捉え方かと思います。よろしくお願いします。

10番（渡部正七議員） 議長、渡部正七。

佐藤卓也議長 渡部正七議員。

10番（渡部正七議員） 回答していただき、ありがとうございます。

もう一つなんですけれども、各市町村とか自治体において文化芸術推進の基本計画と文化芸術振興の指針となるものがよく策定されていますが、本市においてはこれらがあるのでしょうか、また現状どうなっているのかをお聞かせ願いたいと思います。

岸 聡社会教育課長 議長、岸 聡。

佐藤卓也議長 岸社会教育課長。

岸 聡社会教育課長 私の頭の中ではそういった計画等は市においては策定していないのかなと認識しております。よろしくお願いします。

10番（渡部正七議員） 議長、渡部正七。

佐藤卓也議長 渡部正七議員。

10番（渡部正七議員） 認識してないということだったので、後で調べてみていただければと思います。

芸術文化の団体というのは、今、非常に高齢化、また会員数が非常に減少しているような状態だと思います。例えば民話の語り部がいなくなっているとか、地域の行事とか祭りなどの担い手が非常に減少していると感じるわけですが、伝統文化を継承する担い手の育成ですね、その点についてどのように考えているのか見解をお聞かせ願えればと思いますので、よろしくお願いします。

岸 聡社会教育課長 議長、岸 聡。

佐藤卓也議長 岸社会教育課長。

岸 聡社会教育課長 担い手の育成という御質問をいただいたところですが、こちらについては文化芸術に限らず、様々な分野で担い手について今後どうしていったらいいのかという大きな課題を抱えているのかなと思います。

そういった中で、文化芸術の分野につきましても、当然様々な活動されている方がいらっしゃると思いますので、そういった方を中心に今後

それをどう進めていったらいいのかという部分について協議させていただいて、その中で中心となる方を見だし、そういった方に担い手になっていただければと考えているところです。

以上です。

10番（渡部正七議員） 議長、渡部正七。

佐藤卓也議長 渡部正七議員。

10番（渡部正七議員） それでは、次に新庄市芸術祭について伺いたしたいと思います。

私の手元に新庄市芸術祭の今年用のパンフレットがあります。皆さんもこれを御覧になったことがあると思います。

昨年度の芸術祭ですけれども、13部門で22の事業が行われまして、去年は5,840人ほど来場者があったそうです。今年度は新庄開府400年記念事業もありまして、非常に盛り上がったのではないかと個人的に思っています。

第61回を数える新庄市芸術祭は、毎年実行委員会を設立し開催しているわけですが、この実行委員会の構成の中で、副会長に教育長、社会教育課長も実行委員会に入っていますよね。

先ほどの答弁の中で、芸術祭事業の参加団体への支援活動にどのようなものがあるかという質問に対し、施設を利用する際の使用料の減免措置を行って、より活動しやすい支援をしているという御回答がありましたが、この事業をやっている実施団体ですけれども、本当に少子高齢化とか会員の減少、会の中でもいろいろ経費がかかるものですから、会費の値上げとか、非常に各参加団体の運営もきつくなっていると聞いているところであります。

市民が気軽に参加、体験できるまちづくりにおいても、この芸術祭というのは大変有意義な取組だと思います。この活動支援についてもう少し充実させていただきたいと思うんですが、見解をお聞かせ願いたいと思います。

岸 聡社会教育課長 議長、岸 聡。

佐藤卓也議長 岸社会教育課長。

岸 聡社会教育課長 議員からありました芸術祭につきましては、様々な団体の方々から御参加いただいているところでございます。参加されている団体等々につきましては、個別に市から助成を行っているということは今現在ではございません。今年度からになりますけれども、パンフレットに書いてございますけれども、芸術祭の事務局が文化会館となつてございますので、文化会館の指定管理者に今年から幾ばくかの助成を行っているという状況でございます。よろしくをお願いします。

10番（渡部正七議員） 議長、渡部正七。

佐藤卓也議長 渡部正七議員。

10番（渡部正七議員） 指定管理者である文化会館に事務所があるという話でありました。

芸術祭は結構広く多くやっているものですから、この芸術祭の予算はどうなっているのかなと。私は今年の予算書を見たんですけれども、どこにも出てこないの、市として補助とか負担を少しは出しているかもしれませんが、予算書の中には出てこないの、分からなかったんですけれども、その辺はどのようになっているのかお聞かせ願えればと思います。

岸 聡社会教育課長 議長、岸 聡。

佐藤卓也議長 岸社会教育課長。

岸 聡社会教育課長 芸術祭につきましては、芸術祭実行委員会の中での予算書というのは、議員御指摘のとおり、ない状況でございます。

芸術祭につきましては、構成団体をほぼ同じにする新庄市芸術文化協会というものがございまして、実際はそちらが事務局を担っているという状況にございまして、実際そちらで予算組みをし、芸術祭を運営しているという状況でございます。よろしくをお願いします。

10番（渡部正七議員） 議長、渡部正七。

佐藤卓也議長 渡部正七議員。

10番（渡部正七議員） 新庄市芸術文化協会で行っているというのは私も知っています。

新庄市芸術祭ですけれども、先ほどから言っていますけれども、文化芸術振興の役割は非常に大きいと思います。

例えばスポーツで言いますと新庄市の総合スポーツ大会とか新庄市のレクリエーション大会などがありますが、そちらには委託料とか負担金として市が支出しているわけでありまして。

そう考えれば芸術祭もこれらと同等というか、そういう規模の芸術祭ではないかと思ひます。スポーツから比べると何か不公平感というか、もう少し市として支援していただきたいなという思いがありますが、その点いかがでしょうか。

岸 聡社会教育課長 議長、岸 聡。

佐藤卓也議長 岸社会教育課長。

岸 聡社会教育課長 スポーツとの対比ということでの御指摘をいただいたところです。

金額面につきましては、予算を伴うものですので、総合的に判断し、市全体で考えていくべきものかなというところでございます。

また、文化の予算につきましては、直接的な負担金、補助金等は支出しておりませんが、実際、文化会館の指定管理を行う前に市が直接行っていた文化関係の事業については、指定管理者に対して指定管理事業ということでお願いしておりまして、その中である程度の予算組みをしておりますので、そういった中で今回は手だてをしているという状況でございますので、御理解賜りたいと思ひます。

以上です。

10番（渡部正七議員） 議長、渡部正七。

佐藤卓也議長 渡部正七議員。

10番（渡部正七議員） 大変厳しい予算状況だと思いますが、ひとつもうちょっと厚い支援をしていただければと思ひますので、よろしくをお願いします。

地域の歴史とか風土に培われた文化芸術、これが将来にわたって継承されるよう文化芸術の振興に努めることは、本市の目指す住みよさを

かたちにして、市民一人ひとりが心の豊かさを実感できるまちづくりに資するのではないかと考えるところでもありますので、心豊かな社会形成、かけがえのない文化芸術の振興について、今後ともひとつよろしく願いしまして、私の本日の一般質問を終わります。

佐藤卓也議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後1時48分 休憩

午後1時58分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

鈴木啓太議員の質問

佐藤卓也議長 次に、鈴木啓太議員。

(4番鈴木啓太議員登壇)

4 番(鈴木啓太議員) 12月議会一般質問、本日4番目に質問させていただきます、議席番号4番、新政・結の会の鈴木啓太です。どうぞよろしくお願いいたします。

発言事項は3つ、それぞれ通告書に基づきまして一括方式で質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

1点目、児童生徒の通学時の安全確保についてです。

近年の猛暑による熱中症リスクの高まりに加え、市街地でも熊の出没が増えるなど、児童生徒の通学環境は大きく変化しており、これまでに以上に安全安心な通学路の確保が求められています。こうした状況を踏まえると、従来の枠組みにとらわれない多面的な検討が必要です。

本市では一定の距離以上の児童生徒にはスクールバスを運行しておりますが、距離基準に加えて、安全面からの視点も見直しの検討対象に

なり得るのではないかと考えます。

そこで、現在の通学時の安全確保について、本市ではどのような認識をしているのか、また今後はどのような点を重視していくべきと考えるのか伺います。

2点目です。給食費の無償化について伺います。

国において令和8年度から給食費の無償化が実施される見通しとなっております。文部科学省が行った実態調査では学校給食費の全国平均月額額は4,700円程度とされ、この平均額を基に支援制度の具体化が進められていると認識しております。

こうした状況を踏まえ、本市の現状に合わせた対応が必要と考えますが、市長のお考えを伺います。

3点目です。スマート農業の推進について伺います。

スマート農業の推進に向けて、令和7年2月に東北農林専門職大学及び株式会社南東北クボタとの三者連携協定を締結し、技術の普及に向けた取組が進められているものと認識しております。

こうした取組により、本市としてどのような効果が見込まれると考えているのか伺います。あわせて、これまでの進捗や実績についてもお聞かせください。

以上3点につきまして、よろしくお願いいたします。

山科朝則市長 議長、山科朝則。

佐藤卓也議長 山科市長。

(山科朝則市長登壇)

山科朝則市長 それでは、鈴木議員の御質問にお答えします。

児童生徒の通学時の安全確保及び給食費の無償化につきましては教育長が答弁しますので、よろしくお願いいたします。

初めに、スマート農業の推進についての御質

間であります。令和7年2月に本市と東北農林専門職大学、そして株式会社南東北クボタの三者で締結いたしましたスマート農業推進に向けた連携協定につきまして、その効果とこれまでの進捗や実績についてお答えをいたします。

この協定は、本市の農業が直面する労働力不足や生産性の向上といった喫緊の課題を解決し、持続可能な農業を確立するために極めて重要なものであると認識しております。

効果といたしましては、スマート農業技術の導入により、特に高齢化が進む農家の労働負担の大幅な軽減につながることや、若手農家や新規就農者が高度で効率的、魅力的な農業経営モデルを確立することが可能となり、将来の農業を支える人材の確保と育成に効果を発揮するものと期待をしております。

また、専門職大学の専門的な知見と企業が持つ最先端の農業機械や技術を融合させ、土壌や生育状況に応じた品質管理を実践することにより、収量の安定化や品質向上が図られ、農家の所得向上に直結するものと見込んでおります。

また、東北農林専門職大学をスマート農業の人材育成拠点として実践的な研修等を連携して行うことにより、地域全体に技術を普及させる核となる人材育成と技術の普及体制を構築することも重要な効果であると考えております。

次に、これまでの進捗と実績についてですが、これまでの実績といたしましては、大学の圃場や市内の協力農家において、トラクターの自動操舵による耕起や大豆播種の実証実験を実施するなど、地域での導入効果を検証しております。

また、情報通信環境整備対策計画策定の事業におきましては、国・県の補助事業を活用し、自動操舵技術のほか、水田における水位センサーや自動給水栓の活用、農業用ドローンの導入支援、水田の自動抑草ロボットの実証実験に取り組む計画としており、スマート農業の研究開

発と普及拡大に向け、連携事業に取り組んでまいります。

今後、本市の地理的特性に応じてスマート農業技術が最大限に生かされるよう、農地の集積や大区画化などの面的基盤整備につきましても推進することとしております。

また、多くの農家の方々にスマート農業の技術への関心と期待を持っていただくため、研究会等を開催するなど普及啓発活動にも力を入れてまいります。

本市といたしましては、三者連携協定の継続と情報通信環境整備を計画的に推進することにより、より多くの農家がスマート農業の恩恵を受けられるよう引き続き取り組んでまいります。

以上、壇上からの答弁とします。

津田 浩教育長 議長、津田 浩。

佐藤卓也議長 津田教育長。

津田 浩教育長 それでは、私から初めに児童生徒の通学時の安全確保についてお答え申し上げます。

現在、安全確保対策といたしましては、学校や警察、道路管理者等の関係部署と連携し、危険箇所の点検、改善を行っております。

スクールバスの運行につきましては、全ての児童生徒に公平公正なサービスの提供を行うことを前提とした上で、年々高まる熱中症リスクや防犯上の観点などを複合的、総合的に判断し、距離基準の見直しを検討する必要があると認識しております。

一方で、熊の出没のような突発的で広域的に関わる事案につきましては、熊等野生生物出没対応ガイドラインに基づき、保護者の方々にも登下校の送迎等、御協力をいただく場合がございます。

今後も引き続き、安全安心な通学路の確保に努めてまいります。

次に、学校給食費の無償化についての御質問にお答えいたします。

国において令和8年度から公立小学校給食費の無償化について検討されておりますが、詳細な制度設計は現時点では示されていない状況でございます。引き続き国の動向を注視するとともに、学校給食の質を低下させることなく、子供たちへおいしい給食が提供できるよう対応を検討してまいります。

以上でございます。

4 番（鈴木啓太議員） 議長、鈴木啓太。

佐藤卓也議長 鈴木啓太議員。

4 番（鈴木啓太議員） 3つそれぞれ御答弁いただきまして、ありがとうございます。

それでは、順番に再質問をさせていただきたいと思います。

まずは、児童生徒の通学時の安全確保についてからお伺いいたします。

警察とか関係機関と連携して、危険な箇所の点検や改善などをしつつ、またスクールバスの距離基準についても前向きに検討するような内容だったかと思います。

子供が学校に安全に通える環境というのが非常に大切な中で、近年ではいろいろなリスクが高まっていると思っております。

その中で、近年の夏期の猛暑による熱中症のリスクなどが一つ大きな例として挙げられます。熱中症アラートの発令なども含め、対策を講じているものと理解しておりますが、実際、具体的に学校現場で対策していることや、教育委員会として子供たちの登下校の熱中症対策として取り組んでいることなど具体的な事例等あればお聞かせいただきたいと思います。

伊藤リカ教育次長兼教育総務課長 議長、伊藤リカ。

佐藤卓也議長 伊藤教育次長兼教育総務課長。

伊藤リカ教育次長兼教育総務課長 それでは、鈴木議員の御質問にお答えいたします。

まず熱中症対策というところで学校での対策についてでございますが、学校においては暑さ

指数というものを計測しておりまして、それによって対応しているという状況でございます。登下校のみならず、学校での活動全般に対して影響してくるものでございますので、そういったところでまずは指数を計って対応しているというところでございます。

また、登下校に限って申し上げますと、児童生徒に対しては、日常の生活の中で、涼しい服装であるとか、登下校時の帽子の着用、適切な水分補給、また体調管理が重要になってきますので、体調が悪くなったときには登下校時は近くのお店とかに助けを求めるなど、そういったこともするようにという指導をしていると聞いております。

まずは保護者に対しても熱中症対策の案内をしておりますので、様々な注意喚起を行っているというところでございます。

以上です。

4 番（鈴木啓太議員） 議長、鈴木啓太。

佐藤卓也議長 鈴木啓太議員。

4 番（鈴木啓太議員） 暑さ指数などを基に一定の基準を設けて活動を制限したりとか、基本的に帽子の着用だったり水分補給だったりそういったところで対策を講じていただいているんだと、承知しました。

同様に、今年は特に多くの議員の方々が熊対策ということで質問されておりますが、実際に熊自体をどうにかするというのも大切な部分ではあるんですけども、今回のように突発的に増えた場合、市街地に出てきたときは、子供たちが安全に通えるような環境を整えていく、確保するというのも対策として重要な視点なのかなと思っております。

特に、今年は市街地に、うちの近所にも出没して、結構怖いなという思いがしたんですけども、ガイドラインなどを基にいろいろ対策されているということでしたが、市として何か学校側にこういうことをしてくださいみたいな、

そういった事例などがあれば、こちらも併せてお聞かせいただければと思います。

伊藤リカ教育次長兼教育総務課長 議長、伊藤リカ。

佐藤卓也議長 伊藤教育次長兼教育総務課長。

伊藤リカ教育次長兼教育総務課長 基本的な対応につきましては先ほど申し上げましたようなガイドラインに沿ってという形になります。学校、保護者、教育委員会、農林課、警察など関係機関と連携体制を取って迅速に対応しているところでございます。

警察などから熊の出没情報をいただいたときは、学校に早急に情報提供する形で、その後の具体的な対応については、子供の通学状況ですとか活動状況などに応じて学校で的確な判断を行っていただいているところでございます。

それについては、先ほど申し上げましたように保護者の協力が必要になってくる場面もございますので、登下校時の保護者の送迎などをお願いする場合もございますので、そういったところで連携が大切になってくると思っております。まずは学校に対してはガイドラインに沿って対応していただくようにということは申し上げておりますが、そういったところで連携が必要だということで、連携が重要だということを日々感じております。

以上です。

4 番（鈴木啓太議員） 議長、鈴木啓太。

佐藤卓也議長 鈴木啓太議員。

4 番（鈴木啓太議員） 学校に連絡して、状況によって、熊がいつどこでどうやって出るのかというのはなかなか予測が難しいところだと思うので、対応に困惑されているのかなと思っております。

そういった意味では、次長がおっしゃったように、保護者の協力、送迎は致し方ない部分であり、それは緊急的な方法として必要なことなのかなと感じております。

そうした中で、全員を送迎することができないケースもあると思っております、山形新聞の記事で、11月18日だったかと思うんですが、山形県の教育委員会は、熊が出没した際に保護者の送迎が困難な場合は無理に登校させず、オンライン授業など自宅での学習を活用するように市町村に求める考えを示しているということをお聞きしていたと記憶しております。

県からこうした考えが来たことを受けて、本市の教育委員会ではどのような対応を行ったのか、また、学校現場ではどのように周知とか指導をされているのか、お伺いしたいと思います。

大町 淳学校教育課長 議長、大町 淳。

佐藤卓也議長 大町学校教育課長。

大町 淳学校教育課長 それでは、ただいまの質問に対し私からお答え申し上げます。

議員御指摘のございました通知は県から来ております。各学校におきましては、教育委員会からこの通知を発出させていただいて、子供たちが安全に登校できない場合、保護者が送迎できない場合には、出席停止、また場合によっては学習保障という観点からオンライン授業の活用ということを各校に通知させていただいております。

ただ、各学校におきましては、地域の実情に応じながら、例えば学校を開ける時間を通常の時間よりも早めにして保護者の送迎をお願いするであったり、またお子さんを迎えに来ていただく際も、通常の時間に迎えが間に合わない場合には学校でお預かりするという対応を取っていただきながら、現時点ではオンライン等を実施することなく、通常の学校生活を送らせていただいているところでございます。

以上です。

4 番（鈴木啓太議員） 議長、鈴木啓太。

佐藤卓也議長 鈴木啓太議員。

4 番（鈴木啓太議員） 本市においては、時間の都合をつけていただき、なるべく来れるよう

な環境をつくってくださるということを今お伺いしまして、そちらについては大変ありがとうございます。

もちろん県の教育委員会が言うように、学習保障という部分でオンライン授業での学習を構築していくという点については必要なことだと思いつつも、一方で学校教育の大切な役割の一つとして、学校に行って同年代の仲間たちとコミュニケーション能力を育むことも重要なことなのかなと考えております。

以前、教育長が就任された際に、小嶋議員の質問に御答弁されたときに、本市の子供たちのコミュニケーション能力を育む教育を重視していきたいということをおっしゃっていたように記憶しております。

生成AIとか、今の子供たちは生まれた時からデジタルがあるような環境で育っているからこそ、対面での関わり合いを通して学ぶ力というのが非常に大切で、その重要性はどんどんこれから増していくように感じております。なので、子供たちが学校にきちんと登校して、同年代の仲間たちとコミュニケーションを図れるように通学環境を整えるということが非常に大切なことだと思っておりますが、こちらについてどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

伊藤リカ教育次長兼教育総務課長 議長、伊藤リカ。

佐藤卓也議長 伊藤教育次長兼教育総務課長。

伊藤リカ教育次長兼教育総務課長 子供たちの学習環境の確保、安全な通学路の維持というものは非常に大切なことであると考えております。

子供たちのコミュニケーション能力を培うためには、議員おっしゃるように対面での授業というのは大切なことであると考えております。先ほど学校教育課長から申し上げましたように、幸い今のところ新庄市では熊の出没によるオンライン授業は実施されてないと聞いております。

今後も安全な通学を確保するという点で学校と連携を取りながら、確かに熱中症であるとか熊の出没といったリスクがかなり高まっているということも感じておりますので、そういった状況を踏まえながら、今後も安全安心な通学というものを確保してまいりたいと考えております。

4 番（鈴木啓太議員） 議長、鈴木啓太。

佐藤卓也議長 鈴木啓太議員。

4 番（鈴木啓太議員） 御回答いただきまして、ありがとうございます。抽象的な質問で答えにくかったかなと思って反省しております。

いずれにしても、まずは学校に行ける環境を整えていただくということが大切なことで、先ほどスクールバスの距離基準について教育長から言及があったかと思うんですけれども、距離だけでは、小学校1年生と義務教育学校9年生では9年間の幅がある中で、体力的には例えば同じ1キロ2キロだとしても体にかかる負荷とか疲労感が変わってくると思うので、そういった部分も加味しつつ、猛暑による熱中症、熊はいつ出るとか、ポイントポイントで危なかったものが重なり合って結局1年間ずっと通学が大変な状況になることもありますので、距離基準に加えて、発達段階とか通学経路の安全性、季節的なリスクなどを考慮して御検討いただきたいと思うんですけれども、こういった検討はどうされるのか教えていただければと思います、スクールバスの検討。

伊藤リカ教育次長兼教育総務課長 議長、伊藤リカ。

佐藤卓也議長 伊藤教育次長兼教育総務課長。

伊藤リカ教育次長兼教育総務課長 スクールバスの距離基準ということでございますが、今現在は季節による距離基準の違いというもありまして、小学校、中学校でもまた違うんですけれども、小学校では通常は3キロ以上となっておりますが、冬期については2キロ、中学校に関し

て言えば通常はおおむね5キロですが、冬期に関してはおおむね3キロ以上という距離基準になっております。

これに加えて、夏の暑さ、熱中症対策の検討も必要ではないかというところになっておりますが、まずは事務局である教育委員会で検討しながらその方向性を定めていくということになると思いますので、まずは現状を把握してというところから始まると思いますので、まずはしっかりとその辺を検討しながらということになると思います。

以上です。

4 番（鈴木啓太議員） 議長、鈴木啓太。

佐藤卓也議長 鈴木啓太議員。

4 番（鈴木啓太議員） ありがとうございます。

なかなかこの場で即断というのは難しいと思いますが、丁寧に子供たちの安全確保に向けて検討していただければと思います。

続いて、学校給食の無償化について質問させていただきたいと思います。

詳細は国から示されていないということで、なかなかお答えできる部分も少ないのかなと思いますが、幾つか再質問させていただきたいと思います。

まず本市の給食費の現状を確認させていただく意味も込めて伺いたしますが、小学校の給食費については1食当たり350円であったと記憶しております。この内訳の中で特に御飯の価格が総体的に高いと以前伺ったような記憶がありますが、この認識が正しいかどうか1点確認させていただくの、御飯の単価が高くなっている背景、理由についてもお聞かせいただければと思います。

大町 淳学校教育課長 議長、大町 淳。

佐藤卓也議長 大町学校教育課長。

大町 淳学校教育課長 それでは、ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

現在、議員御指摘のとおり、小学校につきま

しては1食350円となっております。この内訳といたしまして、一番金額がかさむものは米飯になっております。次が牛乳という扱いになっております。その2つを合わせますと、ほぼほぼ半分を超えるような状況でございます。

米飯につきましては、本市におきましては市内に米飯を供給できる施設等がございませんので、他町村からそれを運んでくる形になってございます。そのようなことも含めまして、他町村に比べると若干米飯の価格が高い割合が多くなっているということがございます。

以上です。

4 番（鈴木啓太議員） 議長、鈴木啓太。

佐藤卓也議長 鈴木啓太議員。

4 番（鈴木啓太議員） ありがとうございます。

市内に供給できる業者がいらないということで、その分、輸送費だとかそういった部分で価格に跳ね返っているのかなと思います。

現状の1食350円という小学校の給食費で考えますと、大体1か月に20日間ぐらい給食が出るかと思います。計算すると1か月約7,000円程度となりまして、冒頭で質問させていただきましたように補助額が4,700円ぐらいで現在進んでいるということを考えますと、今の時点で本市では約2,300円の差額が生じているような状況になるかと思います。制度としてまだはつきり固まってない中ではあるんですが、この差額が生まれた考え方として、保護者負担を一部残すのか、それともその分を市で丸々見るのか、そういったところについて今時点で検討されていることとかあればお聞かせいただきたいと思います。

大町 淳学校教育課長 議長、大町 淳。

佐藤卓也議長 大町学校教育課長。

大町 淳学校教育課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

4,700円という数字につきましては、私も報道等で存じ上げているところでございます。た

だ、これにつきましてはあくまでも報道というところでしか私どもは把握してございません。国から直接的な金額であるとか、どのような制度になるのかも詳細がまだ伝わっていないところでございます。

そのような中でございますので、本市として今後どうこうとなかなか言えないところがございますが、学校教育課といたしましては、これまで同様、安全安心な給食の提供、また食育という観点から、給食の質と量を下げることはない、これを基本に考えながら進めてまいりたいと思っております。

以上です。

4 番（鈴木啓太議員） 議長、鈴木啓太。

佐藤卓也議長 鈴木啓太議員。

4 番（鈴木啓太議員） なかなかどういう制度になるのか分からないので、難しかったかなと思いました。

ただ、いずれにしても、その制度が下りてきてから検討、どういう方向でいくのかという前段階の調整というか、考え方を事前に固めていただけると、令和8年度から始めるにしても3か月半、そして当初予算の期間も大分短くなっていると思いますので、そういった部分については検討していただければと思います。

仮定の話になってしまっても大変申し訳ないんですけども、これもお答えできる範囲で大丈夫ですが、仮に保護者が一部負担する選択をした場合、今よりも給食費で浮くところがあるのかなと思っております。

今回は小学生から段階的にという内容だったかと思うんですけども、中学生には言及されておきませんので、そちらについてはどのような取扱いというか、現状のままですか、それとも何か対策等を考えているのかお伺いしたいと思います。小学生が軽減されて、中学生がそのままだと負担感としては相対的に大きく感じるようになるのかなと思います。中学生は部

活がこれから地域展開、クラブ活動が始まり、保護者負担も大きくなる中で、こちらについてはどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

大町 淳学校教育課長 議長、大町 淳。

佐藤卓也議長 大町学校教育課長。

大町 淳学校教育課長 それでは、お答え申し上げます。

現段階では、これも報道等によりますけれども、公立小学校からということ国では考えているとお聞きしております。それを順次、中学校にも広げると聞いているところでございます。

本市におきましては、今年度、今回の補正予算の中で給食費等につきまして補正を上げさせていただいております。教育委員会といたしましては、先ほども申し上げましたように、安全安心な給食、そして質と量を下げない、これを第一に思っております。

中学生につきましては、そのような観点から今回も補正させていただいておりますが、来年度の給食費を実際どのようにするかにつきましては、小学校段階の公立小学校の無償化の制度設計等を情報収集しながら早めに検討を進めてまいります。

また、各学校におきましては、4月のPTA総会等で年間の集金額等の提示と保護者の方々への御説明もございまして、学校でも早めに情報が必要かと思っておりますので、学校教育課といたしましては早めに検討し周知を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

4 番（鈴木啓太議員） 議長、鈴木啓太。

佐藤卓也議長 鈴木啓太議員。

4 番（鈴木啓太議員） ありがとうございます。

先ほどから御答弁の中で「給食の質を落とさないようにしたい」という御回答をいただいているかと思っております。給食というのは学校生活の中でも楽しみの一つですし、子供たちの成長に

欠かせない一食になると思いますので、こちらについてはぜひ質を低下させることがないように御尽力いただきたいと思います。

あわせて、給食費無償化の補助が国から来た際に、その財源が浮いた場合については、部活動の地域移行とかクラブ活動とか、子供たちに対する支援にその浮いた財源を使うような考えを持っていただければとお願い申し上げて、次の質問に移らせていただきます。

3つ目のスマート農業の質問に移らせていただきます。

本市ではスマート農業を推進するために三者連携協定を結んで取り組んでいると思います。東北農林専門職大学をスマート農業人材の核となるようにやっていきたいということで、地域全体にスマート農業を推進していきたいというお考えがあるのかなと伺いました。

まず現状値として把握していればお答えいただきたいんですけれども、自動運転機能などを活用してスマート農業に取り組んでいる農業者が市内にどの程度いらっしゃるのか、把握されている範囲で構いませんが、お聞かせいただければと思います。

大江 周農林課長 議長、大江 周。

佐藤卓也議長 大江農林課長。

大江 周農林課長 鈴木市議の質問にお答えいたします。

具体的な数字については、申し訳ございませんが、私は把握しておりません。申し訳ございません。

4 番（鈴木啓太議員） 議長、鈴木啓太。

佐藤卓也議長 鈴木啓太議員。

4 番（鈴木啓太議員） 数字としては把握されていないということでしたが、数は分からないということで、ただ、ある程度どのぐらいの方が利用しているのかという数字的なものを把握できると普及度合いがはかれるのかなと思い、確認させていただきました。

スマート農業の技術の一つとして自動運転、自動操舵機能というものがあるかと思いますが、導入する方法が幾つかあると思いますが、その中の一つとして、南東北クボタで整備したRTK基地局というものを利用してやることができると報道等で確認しました。こちらについてなんですけれども、聞いたところによると、クボタ製の農機のみが利用することができて、ほかのメーカーだと利用できないということを伺いました。クボタの機械でしか使えないという認識で合っているのか1点伺いたいのと……、じゃあまず、その機械、そのメーカーしか使えないというのを確認させてください。

大江 周農林課長 議長、大江 周。

佐藤卓也議長 大江農林課長。

大江 周農林課長 ただいまの質問にお答えします。

クボタ製だと無料で使えますけれども、ほかのメーカーであれば通信代がかかると認識しております。

以上です。

4 番（鈴木啓太議員） 議長、鈴木啓太。

佐藤卓也議長 鈴木啓太議員。

4 番（鈴木啓太議員） 今の内容だと通信料を払うとほかのメーカーも使用できるということ。ありがとうございます。

そうすると、使用に際して、持っている農機具によって参入できるハードルが多少あるのかなと感じておりまして、実際、自動操縦を使うための利用料というのはどの程度であるのかお聞きしたいと思います。

大江 周農林課長 議長、大江 周。

佐藤卓也議長 大江農林課長。

大江 周農林課長 ただいまの御質問にお答えします。

具体的な使用料まで私は把握していない現状でございます。申し訳ございません。

4 番（鈴木啓太議員） 議長、鈴木啓太。

佐藤卓也議長 鈴木啓太議員。

4 番（鈴木啓太議員） 使用料が分からないということでしたが、私が個人的に調べた感じだと年間大体2万円ぐらいなのかなと把握していたんですけども、もしかしたら違っているかもしれないんですが。

年間の使用料、利用料がかかるということで、新しく参入したいと思っている方には多少心理的なハードルになるのかなと感じています。その技術を普及させる導入の呼び水の形で利用料の補助とかそういったところを御検討してはいかがかなと思って質問させていただいたんですけども、そちらについてはいかがお考えでしょうか。

大江 周農林課長 議長、大江 周。

佐藤卓也議長 大江農林課長。

大江 周農林課長 ただいまの御質問にお答えします。

確かに、議員がおっしゃるように、他のメーカーであれば通信料がかかるということもございますので、新庄市では新庄市情報通信環境整備計画というのを今年と来年の2年間で策定する予定でございます。その中で独自にRTK基地局につきましても検討を進めておりますので、そちらでカバーできるものもあるかと考えております。

また、初期にかかる通信料等の経費につきましては、スマート農業を推進する上で一つの壁になる可能性もございますので、そちらの補助の在り方についても今後検討していく必要があると認識しております。

以上です。

4 番（鈴木啓太議員） 議長、鈴木啓太。

佐藤卓也議長 鈴木啓太議員。

4 番（鈴木啓太議員） 情報通信環境整備計画においていろいろカバーできる範囲を検討しつつ、その利用料の補助についても今後お考えいただくという内容で前向きな御回答をいただい

たかなと捉えておりますので、ぜひ使いやすいように、使う人が増えるように設計していただければと思います。

そして、もう1点なんですが、市長答弁の中で、面的な整備を進めていくことも必要だとお話しされておりましたが、自動操縦なので、なるべく広い農地でしていくとその効果も最大化していくのかなと思っております。その中で、農地が分散していたりとか、1つの区画が狭いとなかなかその効果、メリットが薄れてしまう部分もありますので、市長がおっしゃったように面的な整備というものが必要になると思いますけれども、こちらについてはどのように進めていくのか教えていただければと思います。

大江 周農林課長 議長、大江 周。

佐藤卓也議長 大江農林課長。

大江 周農林課長 ただいまの御質問にお答えします。

面的整備に関しましては、既に圃場整備等が終わっている区画であっても、なかなか大区画でもない、庄内等と比べると1つの区画が小さいということもございますので、既に面整備が終わった圃場につきましても再度整備が必要ではないかと考えております。

また、集積が進んでいても集約がなかなか進んでいないという各地域の事情もございますので、今年3月に地域計画を各地域で策定しておりますけれども、現状、集積しているところでも集約がなっていないという地域もございますので、それらの計画も含めて、農業委員会、各関係機関と協働して集約化に努めていって大区画化を進めていきたいと考えております。

以上です。

4 番（鈴木啓太議員） 議長、鈴木啓太。

佐藤卓也議長 鈴木啓太議員。

4 番（鈴木啓太議員） 集積は随分進んでいるけれども、集約化はこれから取り組んでいくという内容だったかと思います。

どうしても面的整備は中長期的な時間軸で進めていかなければいけない問題なのかなと思い、その点については私も理解しているつもりです。

ただ、一方で、まずはスマート農業技術に触れるとか、普及するための取組として参入障壁を下げていくのは割合早めに着手できる部分なのかなと思いますので、両方進めていかなければいけない部分だと思いますが、できることから早めに進めていき、市長の言葉の中にもありました高齢化とか労働力不足とか、そういったところを解決できるようなスマート農業技術を普及させていただければと思っております。

いずれ新庄がそういった技術の先進地となるように取り組んでいける状態になるといいのかなと思い、ぜひ引き続き取り組んでいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございます。

佐藤卓也議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後2時43分 休憩

午後2時53分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

農林課より発言の申出がありますので、これを許可します。大江農林課長。

大江 周農林課長 先ほど鈴木議員から質問がありましたRTK基地局の通信料について、お答えできませんでしたが、年間2万2,000円という金額になります。どうもすみませんでした。よろしくお願いいたします。

田中 功議員の質問

佐藤卓也議長 次に、田中 功議員。

(6 番田中 功議員登壇)

6 番(田中 功議員) 令和7年度12月議会一般質問、本日最後に質問させていただきます、議席番号6番、共に創る市民の会の田中 功です。よろしくお願いいたします。

発言通告書に基づき一括方式で質問をさせていただきます。

発言事項1、市民提案事業の継続と制度化について。

開府400年市民提案事業は、多様な市民が関わり、新たな地域活動が生まれた意義深い取組でした。しかし、成果の評価方法や次年度以降の制度化についてはまだ示されていません。ほかの自治体では市民提案を継続枠として位置づけ、地域づくりの起点として活用しています。本市も単年度で終わらず、継続的な仕組みが必要だと思います。

1、市民提案事業の成果と評価方法についてお伺いいたします。

応募状況、参加人数、交流人口など、市としてどのように成果を把握し、どのように評価しているのかお伺いいたします。

2、次年度以降の実施と制度化についてお伺いいたします。

市民のアイデアを地域づくりに生かす仕組みについて、官、民、企業との連携を含め、継続的に次年度以降も市民提案枠を実施する考えはないかお伺いいたします。

発言事項2、インターチェンジ周辺の道の駅整備について。

新庄インターチェンジ周辺は、観光、物流の要衝であり、他自治体ではインターチェンジ近接型の道の駅が大きな成果を上げております。

本市では以前から検討されながら具体化せず、判断基準も明確ではありません。商工会議所などからも拠点整備の必要性が出されており、勉強会から検討会に移行してから具体的に前進するものと期待されますが、市としての方針を

整理すべきと考えます。

そこで、過去の検討経過と判断理由についてお伺いいたします。

1、中断した背景、財政、交通量、官民連携などを市としてどう整理し、現在の状況に照らし再検証しているのかお伺いいたします。

2、7町村連携と市単独整備の可能性についてお伺いいたします。

広域連携は必須なのか、望ましいのか、市単独で整備する場合の課題や可能性をどう捉えているかお聞きいたします。

3、商工会議所との連携体制についてお伺いいたします。

商工会議所との協議の場をどのように設け、整備の方向性を共有しているのか、また今後の協働体制の考えについてお伺いをいたします。

発言事項3、学校再編と義務教育学校の方向性についてでございます。

児童生徒数の減少が進む中、本合海や升形地区では教育環境の維持が課題です。将来の学校像を早期に示し、地域との理解形成が重要だと考えます。

そこで、学校再編の判断基準についてお伺いいたします。

1、児童生徒数、学級数、教育内容の確保など、本市はどの指標をもって適正規模や再編の必要性を判断しているかお伺いいたします。

2、教育の質の確保の観点から再編の考え方についてお伺いいたします。

小規模校の課題をどう認識し、現状維持、統合、義務教育学校化など複数の将来シナリオをどう比較検討しているかお伺いいたします。

3、萩野学園や明倫学園などの経験を踏まえ、将来の学校像についてお伺いいたします。

萩野学園、明倫学園で得た成果と課題をどのように整理し、今後の学校配置や校区再編に生かすのか、市として将来の学校ビジョンを示す考えをお伺いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

山科朝則市長 議長、山科朝則。

佐藤卓也議長 山科市長。

(山科朝則市長登壇)

山科朝則市長 それでは、田中議員の御質問にお答えします。

学校再編と義務教育学校の方向性につきましては教育長が答弁しますので、よろしくお願いいたします。

初めに、新庄開府400年記念市民提案事業の成果と評価方法についての御質問であります。本事業は新庄開府400年記念事業の趣旨に沿って市民の皆様が実施する事業に要する経費に対して予算の範囲内において事業費の補助を行うものであります。

応募状況につきましては45件の申請があり、選考審査会を経て31件が採択されました。

事業の成果につきましては、現時点で完了していない事業もありますが、市民の方々が関わり合いながら事業を行っていただく中で、市全体で新庄開府400年記念の機運が醸成され、地域活性化や新たな文化創出につながったものと考えております。

次に、市民提案事業の次年度以降の実施と制度化についての御質問であります。これまで市民提案事業を実施してきた経過といたしましては、市制施行60周年、70周年などの節目の年や新庄開府400年など、記念すべき年を行政と市民が一緒に地域を盛り上げるために実施してきたものであります。

今後の実施につきましても、記念すべき年にはこれまで同様に市民の皆様からの提案を受け、一緒に地域を盛り上げるための事業として実施していきたいと考えております。

多くの提案をいただき、年間を通して事業が実施されたことにより、地域の活性化にもつながったものと感じておりますが、継続的に実施することにつきましては、事業の目的や財源の

確保など整理しなければならない課題も多くあります。今年度の市民提案事業が市の将来につながる事業として実施できたのか、多くの市民の方が参加できたのかなど効果を検証しながら、市民の皆様からの提案が地域課題の解決や地域活性化に生かせるような仕組みについて検討していきたいと考えております。

次に、インターチェンジ周辺の道の駅整備についての御質問にお答えをいたします。

初めに、過去の検討経過と判断理由につきましては、平成28年に県の提案により最上8市町村での道の駅検討会が開始され、令和元年からは北のゲートウェイプロジェクト検討会として、最上地域の核となる道の駅について検討が進められました。その後、検討主体が8市町村に移管し、新庄インターチェンジ付近道の駅検討会となりましたが、候補地の選定に課題があり、一時中断したところであります。

その後、検討会の再開に向けて、8市町村の首長により令和6年度に新庄インターチェンジ付近道の駅勉強会を設置いたしました。道の駅の行政としての役割に関する共通認識を整理し、その内容につきましては10月の全員協議会にもお示ししたところでございます。

次に、8市町村連携と市単独整備の可能性につきましては、これまでの経過を踏まえ、8市町村が連携する形で事業検討を進めてまいりました。

また、商工会議所との連携体制につきましては、10月に再開した検討会におきまして、連携して進めていくことについて改めて合意を得ることができたところでございます。

以上で壇上からの答弁とします。

津田 浩教育長 議長、津田 浩。

佐藤卓也議長 津田教育長。

津田 浩教育長 私からは、学校再編と義務教育学校の方向性についての御質問にお答えします。

学校再編の判断基準につきましては、文部科

学省が作成した公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引を基に、地域の実情や通学条件を考慮し、住民の理解と協力を得ながらその状況に応じて判断を行っております。

再編の考え方についての御質問であります。まず小規模校の課題といたしましては、児童生徒にとっては、集団の中で多様な考えに触れ、切磋琢磨することで成長する機会が少ないこと、また教職員にとっては、職員数が少ないことで一人一人の事務分担が増えるなど、負担が大きくなることが挙げられます。

現在、新庄市立学校施設整備計画において学校施設の整備方針についてお示ししておりますが、現状を踏まえ、来年度、新たな整備計画の策定を行いますので、その中で学校配置の検討を行ってまいります。

最後に、萩野学園、明倫学園における成果についてであります。最大の特徴といたしましては、いわゆる中1ギャップが見られないことや、より多くの年齢の子供たちが同じ校舎で学ぶことで、上の学年の子供のリーダー性を育む環境が整うなどが挙げられます。また、教科担任制の導入により、児童生徒がより早い段階から専門的な教員による授業を受ける機会が得られることも成果として捉えております。

課題といたしましては、9年間を同じメンバーで過ごす学校生活の中で、中期ブロックにおいて目指すべき姿に曖昧さがあり、中だるみ傾向が見受けられることも否めない状況となっていることが挙げられます。

今後は、義務教育学校の成果をさらに高めていけるよう前期・中期・後期ブロック制の意義をより深く研究、考察し、成果の検証を行いながら教育環境を改善してまいります。児童生徒のよりよい教育環境の整備に向け、引き続き検討を進めてまいります。

以上でございます。

6 番（田中 功議員） 議長、田中 功。

佐藤卓也議長 田中 功議員。

6 番（田中 功議員） それでは、順を追って再質問をさせていただきたいと思います。

最初に、市民提案事業の継続と制度化についてということで、先ほど市長の答弁にもありましたように、本年度は45団体のうち31団体が採択を受けたということでございます。

その中で、以前提示されました実施団体一覧表をまとめたところ、大きく2つに分けられるのかなと感じますけれども、イベント的な事業と、絵本、情報誌、パンフレットなどを制作する部門ということで分けてみたところ、17団体がイベント、14団体が制作部門という感じでしたが、31団体のうち現在終わっている件数とこれからやる件数を把握していれば教えていただきたいんですが。

岸 聡社会教育課長 議長、岸 聡。

佐藤卓也議長 岸社会教育課長。

岸 聡社会教育課長 400年記念市民提案事業の進捗についての御質問をいただいたところでございます。

今現在、事業完了ということで書類を提出いただいております団体が11団体、残りはまだ提出されていないということです。事業展開中という認識でございます。よろしくお願いします。

6 番（田中 功議員） 議長、田中 功。

佐藤卓也議長 田中 功議員。

6 番（田中 功議員） 31団体あるうち11団体ということで3分の1が事業完了といたしますが、完了報告がされた団体と認識しておりますが、残りは、年度で言えば3月までですので、あと4か月ほどしかありませんので、まだ3分の2の事業が終わっていないという捉え方ではないと思います。

その中で、私もできる限り、記念事業について情報があればといいますか、イベントなどの事業の日取りなんかが分かれば参加してみた

ころです。

この事業のPR活動などについて、市側はどのように携わったのかお伺いしたいんですが。

岸 聡社会教育課長 議長、岸 聡。

佐藤卓也議長 岸社会教育課長。

岸 聡社会教育課長 こちらの事業につきまして市民提案事業ということになりますので、あくまでも市民団体の方々が自主的に行っていただく事業になってございます。

そういった事業展開の中で、これは事前に御説明しておりますけれども、市報やホームページ等でそれぞれの事業についてお知らせをしていただきたいという御依頼がありましたら、依頼された内容についてそれぞれで対応しているところでございます。

以上です。

6 番（田中 功議員） 議長、田中 功。

佐藤卓也議長 田中 功議員。

6 番（田中 功議員） 確かに、私が以前に質問したときも申請者の完結型だと伺っています。そのことは事業主体になる提案者側に伝えられているのではないかと思います。

そうすると、市の関わり合い、いわゆる予算化、今回の予算についても、そもそもの出発が企業からの寄附行為といたしますか、そういう資源があつて、予算枠よりも申請者が多いという事情なのか、それ以外の事情か分かりませんけれども、事業費が増えて採択団体も31団体と増えたと思うんですが、最終的に全体事業費としては幾らと捉えておりますか、この提案事業に関する市側の持ち出しといたしますか、採択事業費ですね、教えてほしいんですが。

岸 聡社会教育課長 議長、岸 聡。

佐藤卓也議長 岸社会教育課長。

岸 聡社会教育課長 まず最初に、協賛いただいた企業からの寄附金でございますけれども、こちらについては様々それぞれの企業の思いがあるかと思っておりますけれども、あくまでも400年

記念事業に対するトータル的なものでございますので、市といたしましてはこの分がこれに当たっているという割り振りはしていない状況でございます。

総事業費でございますけれども、すみません、まだ決算がまとまっておりませんので、今現在、鋭意集計中ということでございますので、御理解いただきたいと思います。

6 番（田中 功議員） 議長、田中 功。

佐藤卓也議長 田中 功議員。

6 番（田中 功議員） 事業報告のまとめではなくて、申請額です。最初は例えば1団体上限20万円としていて、それ以外に係る事業経費の部分で上乗せというか、20万円以上になった団体も考えられるんですけども、その総事業費が分かりましたら教えていただきたい。

岸 聡社会教育課長 議長、岸 聡。

佐藤卓也議長 岸社会教育課長。

岸 聡社会教育課長 大変申し訳ございませんが、途中で事業を若干変更し、金額が動いた部分がございます、そういった分は今回用意した資料にございませんので、当初のおよそ800万円が市の補助額という事業費となってございます。

6 番（田中 功議員） 議長、田中 功。

佐藤卓也議長 田中 功議員。

6 番（田中 功議員） 了解しました。800万円が市民提案事業のための全体費用だということだと思います。

市民提案事業は、私は最初の発言でも言いましたが、非常に好評といいますか、非常に人気だったと思います、人気というのもおかしいんですが。市民から自主的に、市長も答弁されていますけれども、400年あるいは60年、70年の節目の提案事業を今までやってきているということから、それはそれで、そういう方向でよかったというか、そういう形で進んでいるんですが、市民がいろいろな角度、思いから提案して、これを見ますといろいろな企画あるい

はイベントをやられているようです。それが市の活性化に、要するに市の事業に参加しているという自覚が市民に生まれているというところがすごくいいと評価する部分なんです。

新庄市ではまだ事業中なので評価等はできていないと思います。しかし、関係団体から事業報告書、成果報告書が出て初めて集計ということではなくて、その効果あるいは評価ですね、団体の自己評価といいますか、やってみてどうだったかという質問といいますか、そういう評価項目などはないのでしょうか。

岸 聡社会教育課長 議長、岸 聡。

佐藤卓也議長 岸社会教育課長。

岸 聡社会教育課長 議員御指摘のそういった部分については当然必要なと認識しているところでございます。

今現在、事業が終了して提出いただいている書類につきましては、あくまでも補助金として出しておりますので、補助金の実績報告書という形でしかないものですから、そういった面については今後中身を集約した後に、こういった部分についてのヒアリング等が必要だという部分が見えてくるとと思いますので、そういった部分を踏まえて今後実施していきたいと考えております。

以上です。

6 番（田中 功議員） 議長、田中 功。

佐藤卓也議長 田中 功議員。

6 番（田中 功議員） 事業そのものに補助金として出していると新庄市の予算上の支出になると思いますので、評価なども十分しまして、今後も続けられるのか、あるいは単年度事業になるのかということの判断の一つになるかもしれないです。

ただ、私が先ほど言いましたように、新庄市の事業に参加しているという自覚が市民に生まれた、あるいは自分の日頃の考え方をこういう事業で展開することができたと思って、市と市

民の方々が一体になったと認識しております。
できれば今後とも事業展開を考えていただきた
いなど。規模が30団体、40団体ということでは
なくて、ある程度集約した形で市民からの提案
事業などを取り入れていただければと思います。

次に、インターチェンジ周辺の道の駅整備に
ついてでございますが、これについては先ほど
山科議員からも質問されていまして、勉強会か
ら検討会に移ったという内容で、具体的には今
後進めていくということになろうかと思ひます。

その中で、心配されるのは最終的には財政関
係かなという思ひもありまして、7か町村との
広域連携などはどの水準で必要と考えているの
か、また市単独整備の課題も含めてお伺いした
いと思ひます。

高橋 学都市整備課長 議長、高橋 学。

佐藤卓也議長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 インターチェンジ付近道
の駅の8市町村連携というところで御質問をい
ただいております。

どの水準でというお話ですが、8市町村それ
ぞれが最大の恩恵を享受できるようにというこ
とで勉強会でも考えてございましたので、そう
いった水準を目指してまいりたいと考えてござ
います。

また、市単独というお話もございましたが、
今現在、8市町村で目指すということでござ
いますので、市単独というところに関しては今段
階では考えていないということでございます。
よろしくお願いいたします。

6 番（田中 功議員） 議長、田中 功。

佐藤卓也議長 田中 功議員。

6 番（田中 功議員） 了解しました。よろし
くお願いします。

もう一つ、私が心配するところは、商工会議
所とはどの程度具体的な協議が進んでいるのか
気にかけております。将来的な体制、管理の方
法なんかも含めて、新庄市の考え方として、ど

のように考えているのかお伺いいたします。

高橋 学都市整備課長 議長、高橋 学。

佐藤卓也議長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 道の駅の検討会につつま
しては、8市町村、国、県、最上地域の3つの
商工団体で連携をしていくということでござ
います。その中に新庄商工会議所も入っている
ということでございます。

官民連携ということで、先日再開した検討会
の中で改めて連携をしていくということの確認
を取ったところでございますので、検討会、ま
た作業部会の中で事務担当レベルも含めて連
携を取りながら進めていきたいと考えているこ
ろでございます。今後、そういった部会、検討
会を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

6 番（田中 功議員） 議長、田中 功。

佐藤卓也議長 田中 功議員。

6 番（田中 功議員） 了解しました。

今後、いろいろな考え方を集約しながら1つ
のまとめということで、来年5月をめどにその
方向性を見いだしていこうとしていると思うん
ですが、先日、産業厚生常任委員会で茨城県の
常総市と境町に研修に行ってきたして、道の駅
の視察でございました。

皆さんも御存じだと思うんですけども、道
の駅常総については、大手建設会社のように
たけれども、企業がまちへの貢献ということで
道の駅の設置に力を注いだ、力を尽くしたと、
お金に関してもそういう状況があったと、それ
から境町についてはいろいろな補助金を利用し
ながら道の駅をつくったということで、よその
参考事例、道の駅の事例でございますけれども、
今後いろいろな方策を考えられると思ひます。

特に財政面での圧迫は市民の方々も心配して
いるところだと思いますので、財政面のことも
考えていると思ひますけれども、市の考え方、
今後の進め方をお伺いしたいと思ひます。

高橋 学都市整備課長 議長、高橋 学。

佐藤卓也議長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 道の駅の財政的な面ということで御質問いただいております。

これまでの検討会や勉強会におきましても先進的な事例というところに学ばせていただいております。今、御質問のあった常総であったり境町というところについてもいろいろ勉強させていただいているところでございます。

財政負担につきましては、市の負担を軽減するというか、行政的な面で言えば国・県の補助事業をいかに有効に使えるかというところも敏感にいろいろ情報を仕入れながら対応していかなければいけないだろうと考えてございますし、また民間の力も、財政面を含めてですが、そういった力もどんどん取り入れていきたいと考えてございます。中身につきましては、検討会での基本構想、基本計画の中で様々検討すべき内容だと考えておりますので、よろしく願いいたします。

6 番（田中 功議員） 議長、田中 功。

佐藤卓也議長 田中 功議員。

6 番（田中 功議員） まだこれからの検討だと思いますので、いろいろな考え方を取り入れながら進めていっていただきたいと思います。

次に、3番の学校再編と義務教育学校の方向性についてでございますが、先ほど統合校ということでは課題も表現していただきましたけれども、現在、升形、本合海地区、八向地区なんです。全員協議会でお話を聞きましたのでそれを踏まえてですけれども、その後11月27日に地区懇談会が開催されたようです。これは新聞に出ておりました。私の考えとしては、升形なり八向地区の住民、市民の方々の考え方が優先されてしかるべきだと思っています。

デリケートなところもあると思いますので答えられる範囲で結構ですが、地区懇談会が開催されて新庄市の方針が説明されたようです。そ

こで出た要望、意見などは、どのようなことだったか伺いたいたいんですが。

伊藤リカ教育次長兼教育総務課長 議長、伊藤リカ。

佐藤卓也議長 伊藤教育次長兼教育総務課長。

伊藤リカ教育次長兼教育総務課長 11月27日に八向地区で地域懇談会を実施させていただきました、今後の統合についての市の考え方を説明させていただいたわけですが、その中で出た意見とか要望というお話でしたが、そうですね、具体的にと申しますか、説明した内容としては、統合の時期ですとか、どこに統合するかということを市として現段階でどのように考えているかということを説明させていただきました。

市が提案させていただいた内容について皆様の考えをお伺いしたというところで様々な意見が出されましたので、一つ一つというところになるとなかなか難しい、ここでお話しするのはちょっと難しいわけですが、そこでいただいた意見をこれからまとめまして、市として正式にどういう形で統合させていただくかというところを教育委員会で決めていくということになりますので、正式に決まりましたら内容をまとめまして、議員の皆様にも説明させていただくという方向で考えておりますので、よろしく願いいたします。

6 番（田中 功議員） 議長、田中 功。

佐藤卓也議長 田中 功議員。

6 番（田中 功議員） 了解しました。

これも新聞報道なんです。12月10日、教育委員会の会議を開いて議論するというのでございますので、それについてはその委員会に委ねる、その後、私たちにも説明があるということだと思います。よろしくお願いします。

統合という形で現在進めていると思いますが、その中で、先ほど鈴木議員から言われたスクールバスの運行です。今も八向地区についてはス

クールバスを運行しているかと思いますが、本年度の在校生、小中3つの学校に合計72名の児童生徒がいるんですけれども、その中でスクールバスを利用している人数は全員ではないと思うんですけれども、例えば統合となった場合、スクールバスの運行が当然変わってくると思います。統合によっての財源なんかも出てくると思うんですが、スクールバスの運行については検討されているのかというのが1点。

それから、もう1点、現在、本合海児童館、升形児童館では放課後児童クラブがなされていると思います。例えば統合となった場合、その児童館の扱いをどのようにしていくか。多分、子供たちは児童館に入らなければならない環境があると思いますが、その点をどのように考えているのかお伺いいたします。

伊藤リカ教育次長兼教育総務課長 議長、伊藤リカ。

佐藤卓也議長 伊藤教育次長兼教育総務課長。

伊藤リカ教育次長兼教育総務課長 スクールバスについてはこちらで答弁させていただきます。

スクールバスの運行については、当然子供たちの通学距離が統合によって変わってまいりますので、現在よりも多くの子供たちがスクールバスで通うということになります。

そういったところ、スクールバスの車両が現在製造休止となっておりまして、なかなか買えないという状況になっておりますので、そういった状況もありますので、早め早めというところで、そういったところは検討に入っているところでございます。

6 番（田中 功議員） 議長、田中 功。

佐藤卓也議長 田中 功議員。

6 番（田中 功議員） 失礼しました。児童館は2つともなくなっていたんですね。やってないんですか、升形児童館、本合海児童館は……。

佐藤卓也議長 暫時休憩いたします。

午後3時33分 休憩

午後3時34分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

6 番（田中 功議員） 議長、田中 功。

佐藤卓也議長 田中 功議員。

6 番（田中 功議員） さっきの要件が私の聞きたかった部分なんです、いずれにしても、これから学校再編、升形小、八向地区の学校ばかりではなくて、新庄市内の学校の生徒数が減少することによって、学校の再編、大卒の再編計画を来年度検討するということですので、それも見守りながら、私たち側の意見なんかも出せる場所があれば出していきたいと思います。

終わります。

散 会

佐藤卓也議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

9日午前10時より本会議を開きますので、御参集願います。

本日は以上で散会いたします。

御苦労さまでした。

午後3時35分 散会

令和7年12月定例会会議録（第3号）

令和7年12月9日 火曜日 午前10時00分開議
議 長 佐 藤 卓 也 副議長 山 科 春 美

出 席 議 員（17名）

1 番	佐 藤 悦 子	議員	2 番	亀 井 博 人	議員
4 番	鈴 木 啓 太	議員	5 番	坂 本 健 太 郎	議員
6 番	田 中 功	議員	7 番	山 科 春 美	議員
8 番	鈴 木 法 学	議員	9 番	辺 見 孝 太	議員
10 番	渡 部 正 七	議員	11 番	新 田 道 尋	議員
12 番	今 田 浩 徳	議員	13 番	伊 藤 健 一	議員
14 番	山 科 正 仁	議員	15 番	高 橋 富 美 子	議員
16 番	佐 藤 卓 也	議員	17 番	小 野 周 一	議員
18 番	小 嶋 富 弥	議員			

欠 席 議 員（0名）

欠 員（1名）

出席要求による出席者職氏名

市 長	山 科 朝 則	副 市 長	石 山 健 一
総 務 課 長	小 関 孝	総 合 政 策 課 長	鈴 木 則 勝
財 政 課 長	川 又 秀 昭	税 務 課 長	小 関 紀 夫
防災危機管理課長	柏 倉 敏 彦	市 民 課 長	高 橋 智 江
環境エネルギー課長	井 上 徹	成 人 福 祉 課 長 兼 福 祉 事 務 所 長	大 野 智 子
子育て推進課長 兼 福 祉 事 務 所 長	土 屋 智 史	健 康 課 長	佐 藤 朋 子
農 林 課 長	大 江 周	商 工 観 光 課 長	高 橋 潤
都 市 整 備 課 長	高 橋 学	上 下 水 道 課 長	阿 部 和 也
会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課 長	杉 澤 直 彦	教 育 長	津 田 浩
教 育 次 長 兼 教 育 総 務 課 長	伊 藤 リ カ	学 校 教 育 課 長	大 町 淳
社 会 教 育 課 長	岸 聡	監 査 委 員	須 田 泰 博

監事	査務委員	局長	井上利夫	選挙管理委員会	武田清治
選挙管理委員会	局長	沼俊司	選挙管理委員会	農業委員会	浅沼玲子
農業委員会	局長	今田新			

事務局出席者職氏名

局長	山科雅寛	議会総務主査	伊藤幸枝
主事	小野一樹	主事	秋葉佑太

議事日程（第3号）

令和7年12月9日 火曜日 午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

1番	亀井博人	議員
2番	伊藤健一	議員
3番	山科春美	議員
4番	高橋富美子	議員
5番	辺見孝太	議員

本日の会議に付した事件

議事日程（第3号）に同じ

令和 7 年 1 2 月定例会一般質問通告表（2 日目）

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	亀 井 博 人	1. 雪対策について 2. 住みよさのために 3. 新庄まつりについて 4. 市有緑地について 5. 道の駅周辺について	市 長
2	伊 藤 健 一	1. 新庄開府 4 0 0 年記念事業の進捗状況について 2. 深刻化するクマ出没と市民安全確保のための施策 3. 東北農林専門職大学生向けの住宅について	市 長 教 育 長
3	山 科 春 美	1. 泉田保育所の今後のあり方について 2. 市民連携事業について 3. 市の広報について 4. 東北農林専門職大学との連携について	市 長 教 育 長
4	高 橋 富美子	1. 子宮頸がん及び H P V 関連がんの撲滅に向けて 2. 子どものネット依存ゲーム依存対策について	市 長 教 育 長
5	辺 見 孝 太	1. 財政調整基金の適正規模と効果的な活用について 2. タクシードライバー不足への対応について 3. 屋内遊戯場の検討状況について	市 長

開 議

佐藤卓也議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は17名です。

欠席通告者はありません。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第3号）によって進めます。

日程第1 一般質問

佐藤卓也議長 日程第1 一般質問。

本日の質問者は5名です。

これより2日目の一般質問を行います。

なお、質問時間は、答弁を含めて1人50分以内といたします。

亀井博人議員の質問

佐藤卓也議長 それでは最初に、亀井博人議員。

（2番亀井博人議員登壇）

2 番（亀井博人議員） おはようございます。

12月定例会一般質問2日目、最初に質問させていただきます議席番号2番、亀井博人です。よろしくお願いいたします。

一括方式にて、5項目について質問をさせていただきます。

私の今回の質問のテーマは、「住みよさ」としております。

1 番目、雪対策について。

住みよさを大きく左右する除排雪作業は、市民アンケートの重要度では2位、住みよさの判

断に影響を及ぼす場合もあります。

本市は特別豪雪地帯に指定され、地球温暖化により降雪量は増える傾向にあります。機械除雪の担い手、高齢者世帯玄関前除雪などの状況と、今後の課題について伺います。

①道路、歩道等を除雪するオペレーターについて。

②通勤・通学に間に合うように除雪完了するための課題について。

③玄関前除雪に対応するボランティア確保のアイデアについて。

2 番目です。住みよさのために。

『住みよさ』をかたちに」を将来像とする第5次市総合計画は、5年目となりました。今後に向けた方針や取組について伺います。

若者の流出を止める、婚姻数を増やす、出生数を増やす、子育て支援をする、持続可能な地域とするため、様々な施策が講じられています。限られた予算の中、効果を検証し、次への判断が重要ではないかと思います。

①総合計画全体の評価について。

②人口減少対策として実効性があった施策、事業について。

③政策決定、事務事業評価、公表のスケジュールについて。

④施策の実効性を高める予算の確保について。

3 番、新庄まつりについてです。

ユネスコ無形文化遺産、国指定重要無形民俗文化財、270年の歴史と伝統のある新庄まつりの期日について伺います。

9月定例会の市長行政報告では、新庄まつりの熱中症の報告もありました。また、新庄まつり百年の大計において、今後の期日について示されているようですが、猛暑対応については記載されていないようです。

祭りの主役の子供たちの健康と安全を守るため、期日について、改めて議論が必要ではないでしょうか。

4番、市有緑地について。

宅地造成などに伴い、市所有の緑地等が存在します。景観の向上や環境保全、茂みを好む熊対策の点からも、適切な維持管理が必要だと思います。現在の状況について伺います。

①市所有の緑地等はおおむね何か所ありますか。

②維持管理は誰が実施していますか。

5番、道の駅についてです。

道の駅新庄エコロジーガーデン原蚕の杜は、12月14日にオープン予定となりました。にぎわい創出を望むものではありませんが、周辺の安全確保と、地域資源のさらなる活用のため、伺います。

①道の駅周辺の交通量と今後の見込みについて。

②北側市道と国道の交差点の安全確保について。

③開府400年となり、新庄藩主戸沢家墓所へつながる南側の市道整備と案内誘導について。

以上、よろしくお願いいたします。

山科朝則市長 議長、山科朝則。

佐藤卓也議長 山科市長。

(山科朝則市長登壇)

山科朝則市長 おはようございます。

それでは、亀井議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、雪対策についての御質問であります。道路、歩道等を除雪するオペレーターにつきましては、年々、市道の延長増加に伴い、市が契約する除雪機械の台数も増加していることから、令和2年度は134名でありましたが、令和7年度は154名となっております。

また、建設業界においては、オペレーターの確保が難しい状況となってきたことから、令和2年度に新庄市建設クラブの請願を受け、人材を確保するため待機保証制度の見直しを行い、新たに最低除雪委託料制度を設けておりま

すので、今後の持続可能な除雪体制の構築につながるものと認識しております。

次に、通勤・通学に間に合うように除雪完了するための課題につきましては、本市の除雪計画において、市道除雪については、午前7時30分までの完了を目標としておりますが、日々の降雪量や降雪時間の違いにより、目標とする時刻までに完了できない場合があります。

これを改善するための取組といたしましては、毎年シーズン後に除雪業者を対象にヒアリングを実施しており、工区の調整や機械の配置台数の見直しを行い、改善に努めております。

次に、高齢者世帯玄関前除雪等の現状と課題、ボランティア確保のアイデアに関する御質問にお答えをいたします。

玄関前除雪は、低所得で独り暮らしの高齢者、高齢者夫婦世帯等を対象とした支援制度であります。

御自身での除雪が困難で、さらに親族や近隣者等の支援を得ることが難しい場合、シルバー人材センターの会員が訪問し、対象者宅の除雪作業を実施するものであります。

本制度の課題は、例年100世帯程度の利用申込みがあるものの、対象世帯全ての除雪作業を実施できない状況が続いていることにあります。

現役で働く高齢世代が増加していることなど、様々な要因により、シルバー人材センターの会員は本市においても減少傾向にあることから、申請者の近隣に会員自体がいない場合は、会員を割り当てることが難しい状況となっております。

現状の対応といたしましては、シルバー人材センターが最優先で会員の割当てを実施しており、昨年度につきましては、対象世帯の8割程度に会員を割当てし、除雪支援を実施することができました。

本制度は、冬期間の市民生活を支える重要な支援事業であり、引き続き、事業の継続に努め

てまいります。

次に、玄関前除雪に対応するボランティア確保に関する御質問についてであります。昨年度、社会福祉協議会の発案で、シルバー人材センターの会員を割当てできない世帯を対象に、中学生が除雪ボランティアを実施いたしました。

具体的には、ボランティアを実施する曜日を設定し、下校途中に複数名で対象宅を訪問し、除雪作業を実施するものであります。

今年度につきましても、中学生ボランティアによる除雪支援を継続できるよう、現在、社会福祉協議会が各校に働きかけを行っているところであります。

地域福祉を支える担い手の育成確保は、本市を含め全国的な課題と認識しております。地域の関係機関との連携を密にするとともに、関係者と知恵を絞りながら、冬期間の安全な市民生活の確保に努めてまいります。

次に、住みよさのためについての御質問にお答えいたします。

初めに、総合計画全体の評価についての御質問ですが、今年度が第5次新庄市総合計画の前期5か年の終了年度となることから、令和8年度からの後期5か年に向けた見直しを進めてまいりました。

後期5か年の取組の評価といたしましては、各施策の進捗を図るために設定したまちの状態指標の状況を分析したところ、全体の約7割の指標が目指すべき方向に向かっているという結果でありました。

この結果を基に、後期5か年に向けては、市の将来を見据えた実効性のある施策を展開していくため、取組内容について精査を行ってまいりました。

次に、人口減少対策として実効性があつた施策、事業についての御質問であります。前期5か年の取組の結果として、人口の自然増につながる出生数、合計特殊出生率、婚姻数といっ

た指標の改善には至らなかったところであります。

一方で、人口の社会増減の面では、転出超過の数字に改善の傾向が見られます。

このことは、郷土愛の醸成に向けた教育の推進や中学校への出張職場体験などの市内企業の情報発信、移住希望者への相談体制の拡充といった取組の効果が着実に現れているものと捉えております。

次に、政策決定、事務事業評価の公表スケジュールについての御質問であります。行政運営の効率化や職員の意識改革、事業の改善などを目的として、毎年、事務事業の評価を行い、成果と取組状況を確認しております。

令和6年度の事務事業評価の結果につきましては、12月を目途に市のホームページで公表を予定しております。

次に、施策の実効性を高める予算の確保についての御質問であります。令和6年度から、サマーレビュー及びオータムレビューの制度を導入しております。

レビューでは、翌年度の予算編成の前に、本市が直面している課題に対し、現行の施策が対応しているのか課題を調整、整理し、併せて今後どのように取組を進めていくべきか、方向性について庁内で協議を行い、事業内容や予算などを具体化しております。

総合計画の後期5か年におきましては、本市の最大の課題を人口減少と捉え、人口減少対策の推進と、人口減少社会に対応する持続可能なまちづくりの2点を施策展開への基本的な方向性として取り組むことにより、住みよさを形にしております。

次に、新庄まつりについての御質問にお答えをいたします。

9月定例会において行政報告をさせていただきましたが、今年の新庄まつりは270年祭、また、新庄開府400年という節目の年を迎え、昨

年を2万人上回る44万人の人出となり、大変にぎやかな祭りとなりました。

一方で、近年は気候変動の影響などにより猛暑での開催となっており、新庄まつりの実行委員会では祭りの参加者や観覧者の熱中症対策を強化しております。

特に、多くの観覧者が集まる駅前通りなど、中心市街地やアビエス観覧会場での現場対応につきましては、医療や救急の関係者の多大な御理解と御協力を得ながら、救急患者を最小限に食い止めていただいている状況にあります。

暑さ対策として、開催期日など祭り日程の変更も一つの手法であると考えておりますが、そのためには、参加者や観覧者の安全確保については当然のことながら、祭りの歴史や伝統に加え、開催に当たり、最上地域全体の学校や企業などの活動にも影響が及んでいることなどを踏まえ、地域としての合意形成が重要であると考えております。

今後は、祭りの主役である子供たちをはじめ、参加者や観覧者の健康と安全を確保するため、歴史と伝統を次世代につなげられる持続可能な祭りを目指し、関係団体との議論を早急に進めてまいりたいと考えております。

次に、市有緑地についての御質問にお答えいたします。

初めに、市所有の緑地等の箇所数につきましては、都市計画法に基づいて宅地造成により整備され、市が所有する緑地等は52か所となっております。

次に、草刈り等の維持管理につきましては、雑草の繁茂の状況により、町内会や地域の団体により、自主的に管理していただいているところであります。

景観の向上や熊対策も含めた環境保全の観点からも、状況の把握に努め、地域の方々の御意見を伺いながら、適切な維持管理を検討してまいります。

次に、道の駅周辺についての御質問にお答えいたします。

初めに、道の駅新庄エコロジーガーデン原蚕の杜周辺の交通量と今後の見込みにつきましては、令和3年交通量センサスによりますと、国道13号の交通量は、1日当たり7,351台となっております。

今後の見込みといたしましては、国土交通省から示された将来推計で、令和12年度には1日当たり8,900台と見込まれております。

次に、北側市道と国道の交差点の安全確保につきましては、道の駅整備に伴う交差点協議におきまして、公安委員会に信号機の設置を求めてきましたが、設置には至らなかったところであります。

今後の利用者の状況や交差点付近の交通量の変化などを注視しながら、状況に応じて公安委員会と協議してまいります。

次に、新庄藩主戸沢家墓所につながる南側の市道整備と案内誘導につきましては、道の駅整備に伴い、国の交付金を活用した下水道の整備や排水路の整備工事を実施してきました。

今後、交付金の対象外となった部分につきましては、舗装の劣化度合いや道の駅周辺環境整備を勘案して、整備工事の検討をしてまいります。

また、新庄藩主戸沢家墓所への案内誘導につきましては、道の駅休憩施設のデジタルサイネージの活用やパンフレット配置などのソフト対策を通して、案内誘導に努めてまいります。

以上、壇上からの答弁といたします。

2 番（亀井博人議員） 議長、亀井博人。

佐藤卓也議長 亀井博人議員。

2 番（亀井博人議員） それでは、再質問させていただきます。

最初に、1番目の雪対策、除雪関係ですけれども、この冬は12月5日、議会初日でしたけれども、初の除雪車の出動がありました。深夜か

ら早朝にかけて、本当に大変な業務だと思います。ただ、除雪車が来ないと、この新庄では生活することもできません。感謝しておりますが、今年一年またよろしく願いをしたいと思います。

また、除雪オペレーターの人材確保と除雪機械の確保については、最低除雪委託料等を設定しているようですけれども、今後も、地元の建設業者が将来にわたって地域の安全安心の守り手として冬の除雪体制をできるよう、よろしくお願いをしたいと思います。

高齢者の玄関前除排雪について、お願いをしたいと思います。

12月5日から、初めて玄関前除雪サービスもスタートしたと思いますけれども、実施状況はどうでしたでしょうか。

大野智子成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、大野智子。

佐藤卓也議長 大野成人福祉課長兼福祉事務所長。

大野智子成人福祉課長兼福祉事務所長 おはようございます。

ただいまの12月5日、除雪車の出た日の玄関前除雪の実施状況についてという御質問をいただきました。

申請をいただいた方については、シルバー人材センターのほうで対応いただいたと聞いております。

以上です。

2 番（亀井博人議員） 議長、亀井博人。

佐藤卓也議長 亀井博人議員。

2 番（亀井博人議員） この玄関前除雪サービスを申込みをしている世帯が約100世帯あるとお聞きしましたがけれども、東西南北、町なか含めて、主にその辺の地区の方が多くなっておりますか。

大野智子成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、大野智子。

佐藤卓也議長 大野成人福祉課長兼福祉事務所長。

大野智子成人福祉課長兼福祉事務所長 申請の件数の割合ということですが、東西南北、市内満遍なく申請をいただいているような状況になっております。

2 番（亀井博人議員） 議長、亀井博人。

佐藤卓也議長 亀井博人議員。

2 番（亀井博人議員） 施政方針においても、この玄関前除雪サービスについては記載がありますけれども、現在、こういった業種もしくは団体のボランティアの方が登録をしていますか。

大野智子成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、大野智子。

佐藤卓也議長 大野成人福祉課長兼福祉事務所長。

大野智子成人福祉課長兼福祉事務所長 ボランティアに関しての質問でありますけれども、先ほど市長答弁にありました中学生のボランティアは、週1回程度、下校途中のほうで複数で対応していただくというような形になっております。

令和6年度のほうは、明倫中学校の生徒と八向中学校の生徒に御協力をいただきました。その他、今年度もお声がけをさせていただいて、新たに新庄中学校のほうでも対応いただけるというような、ありがたいお話を聞いております。

その他、土日を利用した単発でのボランティア活動のほうをしていただいているという方なんですけれども、中学校、学生も含めて、企業のほう、約7団体協力をいただいております。

2 番（亀井博人議員） 議長、亀井博人。

佐藤卓也議長 亀井博人議員。

2 番（亀井博人議員） 様々な団体、企業等の登録があるようですけれども、例えば農林専門職大学の学生の方への呼びかけだったり、以前ちょっと話題になりました農業と福祉の農福連携による除雪サービスだったり、または雪のない市外のシルバー人材センターとの支援協定などが考えられます。

また、尾花沢市では、地域での除雪活動支援

として取り組んでいるようです。

シルバー人材センターだけではなかなか手が回らないという状況もあるようですので、こういった新たな委託先登録等の呼びかけも行っていただきたいと思います。いかがでしょうか。

大野智子成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、大野智子。

佐藤卓也議長 大野成人福祉課長兼福祉事務所長。

大野智子成人福祉課長兼福祉事務所長 ただいま、様々な事例を御紹介いただきましたが、市のほうで今のところ、学生といえばコアカレッジの協力や、専門職大学の附属となる前から農林大学校の方の協力のほうをいただいております。そちらのほうの協力の幅、専門職大学の学生のほうの協力の幅を広げる可能性のほうも、社会福祉協議会と検討してまいりたいと思います。

2 番（亀井博人議員） 議長、亀井博人。

佐藤卓也議長 亀井博人議員。

2 番（亀井博人議員） 次、2番目に移りたいと思います。

総合計画では、人口減少対策を一番の柱というか、据えているとお聞きしました。

様々な対策にもかかわらず、人口は減少傾向にあるようです。5年前と比べて、約3,000人が減少しているかと思っています。

例えば、旧北辰学区の人口を見ますと、現在約2,100人ということで、それを上回る、減少するというので、3,000人という数字はかなり大きいなと思ったところです。

この人口減少による大きな影響というのは、どのようなことがありますでしょうか。

鈴木則勝総合政策課長 議長、鈴木則勝。

佐藤卓也議長 鈴木総合政策課長。

鈴木則勝総合政策課長 人口減少による影響というように、幅広くいろいろなところでの影響というのがあるんだろうと思います。

10年ほど前までの計画で、やはり人口が増えるような想定で10年、20年前から進んできた

ところが、今度は様々縮小を想定した中でのまちづくりというのを考えていかなければならない。そういったところで、様々な点の見直し考え方、もう一度整理し直していく必要があろうかと思っています。

あとは、やはり人口が減っていくことで、様々な面での人手不足、医療や介護など、やはり必要な部分でも人手不足というのが懸念されてきますので、その中でどのようにまちをうまく運営、機能していけるか、そういった視点でのまちづくりに関する計画という形で、このたび総合計画の基本計画見直しの中でも含めて検討してきたところですので、そういった点を踏まえながらまちづくりに取り組んでいかなければならない、そういったところへの影響が出ているかと考えております。

以上です。

2 番（亀井博人議員） 議長、亀井博人。

佐藤卓也議長 亀井博人議員。

2 番（亀井博人議員） 最近、この議会においてお聞きした話では、人口減少によって、八向地区の学校再編であったり、あとは公共施設の今後の在り方とかとの説明があって、かなりの影響があるなと私は思ったところです。

また、歳入面では、今年、5年置きの国勢調査があったと思いますけれども、これは歳入にも大きく影響するなと感じたところです。

これ以外に何か具体的に想定されることはありますでしょうか。

鈴木則勝総合政策課長 議長、鈴木則勝。

佐藤卓也議長 鈴木総合政策課長。

鈴木則勝総合政策課長 想定されることということとは、いろいろ我々も把握していかなければならないことだと思います。

やはり人口減少によって様々なものが縮小していく、そういったところの想定ということになってくると思いますので、先ほどもちょっとお話しさせてもらったときに、様々な面

での人手不足なんかがやはり想定されてくると
思いますし、あるいは人が減るということでは、
まず利用するものというのが減ってきますので、
これに合わせた対応というものをしていかなければ
ならないというふうに考えております。

以上です。

2 番（亀井博人議員） 議長、亀井博人。

佐藤卓也議長 亀井博人議員。

2 番（亀井博人議員） 人口減少対策として、
私は工業団地の造成というのはやはり進めたほ
うがいいのではないかと考えております。

担い手不足、人材不足と言いながらも、県内
においても、山形市、米沢市、鶴岡市、上山市
などでは、工業団地の造成を計画しているよう
です。

現在の商工観光課では、持続可能な産業政策
の方向性を示す産業振興ビジョンを作成してい
ると思いますけれども、その中でも、魅力ある
働く場づくり、若者や女性が地元に着定し、地
域が活性化していくための重要な要素というこ
とで、私もこの産業振興ビジョンがどのような
ものになるのか、楽しみにしているところであ
りますけれども、現在の状況等、分かれば教え
ていただきたいと思います。

2 番（亀井博人議員） 議長、亀井博人。

佐藤卓也議長 亀井博人議員。

2 番（亀井博人議員） それでは、3 番、新庄
まつりの期日に移りたいと思います。

今年の新庄まつりは270年を迎え、天候にも
恵まれ、44万人の人出があり、成功裏に終了し
たと思います。熱中症等で救護所で処置をした
方は20人と、救急搬送された方は13人で、いず
れも軽症であったと。それはそれでよかったな
と思います。

ところで、この山車1台に参加している小・
中・高校生は、主におおむね何名くらいでしょ
うか。

高橋 潤商工観光課長 議長、高橋 潤。

佐藤卓也議長 高橋商工観光課長。

高橋 潤商工観光課長 山車1台当たりに小・
中・高生がどれだけ関わっているかというふう
な御質問でございました。

こちらについては、町内によって大分差があ
るんだろうなと。また、その状況です。天気と
か、そういったものでも変わってくるものと思
いますが、おおむね20名から50名程度の子供が
関わっているというふうに認識しております。

以上です。

2 番（亀井博人議員） 議長、亀井博人。

佐藤卓也議長 亀井博人議員。

2 番（亀井博人議員） 昨日、児童生徒の通学
時の安全確保という質問がありまして、それ
に対して、涼しい服装、帽子等、また、学校内
では暑さ指数で対応しているとの答弁がありま
した。

8月24日、25日にかけて、子供たちは長時間
にわたり、屋外での新庄まつりに参加しており
ますけれども、今年3日間の最高気温は、いず
れも33度を上回っていたようです。また、午後
2時から3時にかけて、その日の最高気温にな
る日が多いと言われております。

こうしたことも、今後の新庄まつりの期日を
議論する際に参考にいただければと思いま
すが、いかがでしょうか。

高橋 潤商工観光課長 議長、高橋 潤。

佐藤卓也議長 高橋商工観光課長。

高橋 潤商工観光課長 8月の暑い期間中の気温
を踏まえて様々検討する必要があるのではない
かというふうなお話だったかと思います。

今年も、その日の暑さ指数等出のを踏まえ
まして、実行委員会のほうで行列実施できるか
どうかというふうな判断を行いながら、祭りの
運営をしてきたところでございますが、確かに
日中の気温は大変暑くて、連盟のほうでも、子
供たちの服装の部分であったり、あとは休憩の
取り方であったり、そういうところもいろいろ

工夫して実施していただいているところでございます。

市長答弁でもございましたけれども、日程の変更ですね、時間も含めてでしょうけれども、そういったことをきちんと議論していくことも必要であるというふうに考えておりますので、そういったことも踏まえまして、今後検討を早急に進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

2 番（亀井博人議員） 議長、亀井博人。

佐藤卓也議長 亀井博人議員。

2 番（亀井博人議員） 新庄まつりの期日を変更するというのは、すごい大変なことだと思います。

全国的に見ると、夏の甲子園の高校野球大会、こちらは一部ですけれども2部制にして、一番暑い時間帯をできるだけ外していると。また、全国的には、夏の花火大会も猛暑の時期をずらすといったところもあるようです。よろしく検討といいますか、議論のほうをお願いしたいと思います。

次に、4番、市有緑地についてお願いします。

緑地を適正に管理しているということは、熊対策云々よりも、まず景観上、すごく重要なことだと思います。

52か所、市有緑地があるとお聞きしましたけれども、その中で、必ずしもこの管理が行き届いていないと思われる場所もありますでしょうか。

高橋 学都市整備課長 議長、高橋 学。

佐藤卓也議長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 市有緑地について御質問いただいております。

民間の宅地造成に伴って、都市計画法に定める緑地を設置をしなければいけないというところで、その緑地は自治体であるまち、こちらのほうでは新庄市で帰属を受けて維持管理をする

ということになってございます。

市長答弁で申し上げたとおり、52か所と、大きさもかなりまちまちでございますので、状況によっては随時管理ということでパトロール等々はしておりますけれども、特に行かないという場面ももしかするとあるのかなというふうに考えているところでございます。

今後も、状況を確認しながらやっていくということしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

2 番（亀井博人議員） 議長、亀井博人。

佐藤卓也議長 亀井博人議員。

2 番（亀井博人議員） よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、国、県が所有する緑地等もかなりあると思いますけれども、適正な管理を可能な範囲で要請をお願いをしたいと思ひます。

それでは、5番に移りたいと思ひます。

①道の駅周辺の交通量と、今後の見込みということで、令和3年ですか、13号、1日当たり7,351台。それが、将来的には8,900台くらいに増えるということでお聞きしました。

旧北辰小から13号に出てくる交差点部分の形状が大きく変わった関係で、まず、あそこを通る方、皆さん見慣れるまで時間がかかるかなと思ひます。

特に、横根山工業団地方面等に向かわれる方の通勤時間帯にかなり自動車が行き通してござりまして、右折がなかなかできないといった状況があります。

一番の希望としては、信号機設置されれば一番安全でいいと思いますが、相談していただいて駄目だと、難しいという回答もいただいたということで、現状のまま、何とか事故のないように、通行する方にはお願いするしかないかなと思ひます。

なお、あの前後に2か所、信号機はありまして、南手には、ヤマダ電機付近の十字路に1か

所あります。北手には、高壇から13号に接続するところに、比較的新しく丁字路に信号機が設置されております。高壇から出入りの丁字路よりはかなり交通量があるかなと認識をしておりますので、よろしく願いいたします。

次、③番について、お願いをしたいと思います。

道の駅ができてあまり行ったことがない方は、南側の市道からも道の駅に入れると、ちょっと誤解している方も多数おまして、オープンすればそういったこともなくなると思いますけれども、あそこの道路、舗装されていない部分が、やはり擦れ違いもちょっと大変なぐらい幅が狭いといいますか、舗装されて整備されれば印象的にも広くなると思いますけれども、改めてそこら辺の認識について、お願いします。

高橋 学都市整備課長 議長、高橋 学。

佐藤卓也議長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 新庄エコロジーガーデン 原蚕の杜の南側の市道、市道一本柳線についての御質問かということになります。

エコロジーガーデンのほうに間違っって入るといような方がいらっしゃるとい御指摘でございました。

今回の整備において、国道での標示ということも新たにされますので、そういった誘導、道路の市道のほうの北側のほうから入るんだといようなことの案内標示も新たにできますので、そういった誘導というところには、それだけではなくても、今後もいろいろな誘導というところはきちんとしていくべきだろうなというふうに考えてございます。

また、今回の整備において道路の舗装であったり、下水道の整備ということで、これまでよりも表面というか、舗装のほうも直してよくなった部分がありますけれども、そういった整備ができなかった部分もまだ残っているということになりますので、こちらのほうについては、

市長答弁でもありましたように、今後の環境等々を考えながら、その整備について検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

2 番（亀井博人議員） 議長、亀井博人。

佐藤卓也議長 亀井博人議員。

2 番（亀井博人議員） 最後に、③です。

新庄藩主戸沢家墓所へつながる南側の市道整備と案内誘導ということで、今、答弁いただきましたけれども、この国指定史跡となっている新庄藩主戸沢家墓所については、これまでもかなりの予算をかけて保存され、整備され、手入れもされている場所だと思います。

開府400年というタイミングにして、また、道の駅オープンというときに、市内外の方に今後見ていただきたい場所だと思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

終わります。

佐藤卓也議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時44分 休憩

午前10時54分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

伊藤健一議員の質問

佐藤卓也議長 次に、伊藤健一議員。

（13番伊藤健一議員登壇）

13番（伊藤健一議員） 令和7年12月定例会一般質問、議席番号13番、共に創る市民の会の伊藤健一です。本日はよろしくお願いします。

発言通告書に従って、一括方式にて3点、お伺いいたします。

まず、大枠1点目、新庄市開府400年記念事

業の進捗状況につきまして。

今年は、開府400年という節目を記念した直接実施事業、また、市民提案型の事業など、様々な事業が実施され、今後も年度内いっぱい予定されているということでもあります。

予定された事業全体の実施状況と、関連した実施予定のもの、幾つ残っているのかなどを通して、全体としてのこれまでの完了状況や、年度内の残りの見込みを伺います。

①予定された事業全体の実施状況、進捗状況につきまして、計画された事業が予定どおり実施されたのか。また、年度内に残っているものはどうなのか、その見通しなどを伺います。

②市民提案型事業について、その実施状況、件数、参画団体、成果などについて伺います。

③事業全体のこれまでのまとめと今後の方向性につきまして、400年記念事業全体の成果と課題、市民意識の変化、このことによります交流人口や経済効果への寄与などについて、当局としましてどのように評価しているのか、伺います。

大項目2点目、深刻化する熊出没と市民安全確保の施策について。

今年の熊出没は県内で過去最大級となり、新庄市でも住宅地付近まで及ぶ深刻な状況です。国は、緊急銃猟制度や法改正を進め、県も河川沿いのやぶ刈りや猟友会支援を強化し、県警もライフル銃使用態勢などを整えております。

こうした中で、本市でも連日のように職員と猟友会が中心となって対応に当たっている状況ではあるんですが、このようなことを踏まえて、今年の被害実態と行政対応、また、今後の体制強化の方向性について伺います。

①今年の新庄市における熊出没の実態。

本市における目撃、出動、捕獲のおおのの件数とか、物的・人的な被害、出没の地域や時間帯などは、傾向はどうか。

②といたしまして、国、県の制度強化を受け

た本市の対応の方針。

緊急銃猟制度や県の体制整備、猟友会の負担増などを踏まえて、本市としてのその制度の活用、もろもろの連携、あとは職員の人員確保や体制の強化などの方向性を伺います。

③現場対応の体制について。

緩衝地帯整備ややぶ刈り等の進捗、放任果樹対策、つまり、昨日などの質疑の中でやり取りがありましたが、柿の早期もぎ取りとか、放任果樹の伐採とか、そういう意味でございます。これの対策、あとは冬眠明け対応ということは私も学びました。最近是新庄市ではやってないらしいのですが、冬眠明けに狙った適正数確保のための駆除のようなことが前からあったということではありますが、この辺の準備状況を伺います。

④中長期戦略について。

ブナの豊凶作の周期が1年ごとと言われるように短くなっているとニュースでも言っておりますが、中期対策として、実のなる広葉樹の植栽を市の森林整備施策と連動させるお考えはないか、伺います。

大枠3点目。東北農林専門職大学生向けの住宅整備について。

本市では、東北農林専門職大学の学生に対して、市営の定住促進住宅を提供しており、昨年、今年度と2年間で現在15室が利用されています。

一方で、資料には築28年となっておりますが、後ほど訂正が入りまして、30年だそうです。築30年が経過して、設備の老朽化や周辺環境の管理など、幾つかの課題も指摘されています。

このような中で、市としての今後の受皿整備をどう考えているのかを伺います。

①住宅の現状の評価と課題。

市営定住促進住宅を学生向けとして活用するに当たり、本市としてはどのようなメリットと課題があるのか認識をしているのかを伺います。

このメリット、デメリットというのは、おお

むね、例えばいろいろ舟形町の提供している住宅と比べることが多いものですから、そのようなくくりの中で質問させていただきたいと思えます。

②現行住宅の抜本的な改善。

来年度までは入居が見込まれているものの、2年目以降、その後は競争環境が変化する環境も踏まえ、新たな住環境整備や改修などの検討状況について伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

山科朝則市長 議長、山科朝則。

佐藤卓也議長 山科市長。

(山科朝則市長登壇)

山科朝則市長 それでは、伊藤議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、新庄開府400年記念事業の進捗状況についての御質問であります。本事業につきましては、歴史・文化の再認識、次世代への継承、交流人口・関係人口の増加の3本の柱を中心に、新庄開府400年記念事業のキャッチフレーズである「受けつぐ想いが、未来をつくる。」に沿った事業を実施してまいりました。

今後の事業といたしましては、12月に第九を歌う会2025、年明け1月11日に、子供たちによる演劇公演を開催予定となっております。

次に、市民提案事業の状況についての御質問であります。応募状況につきましては40件の申請があり、選考審査会を経て31件が採択されております。

事業を行っていただく中で、市全体で新庄開府400年記念の意識が醸成され、地域活性化や新たな文化創出などにつながったものと考えております。

次に、事業全体のこれまでのまとめと今後の方向性についての御質問であります。10月の全員協議会でも申し上げましたとおり、このたびの一連の記念事業につきましては、市が取り組んできた事業に加え、31の市民団体の皆様が

記念事業の趣旨に沿って多彩な市民提案事業を実施していることや、市内外の多数の企業の皆様にパートナー企業として御協賛をいただくなど、市民と企業、行政が一体となって開府400年の盛り上がりを生み出したと捉えております。

記念事業のキャッチフレーズである「受けつぐ想いが、未来をつくる。」にありますように、新庄開府400年記念事業の実施に当たりましては、先人たちがこれまで幾多の苦難を乗り越えながら築き上げ、このまちで培われてきた歴史や文化、そしてまちづくりを振り返りながら、次の100年に向けて、市民の皆様の郷土への愛着と誇りをさらに高められるよう取り組んでまいりました。

今後、本市の次代を担う子供たちが新庄に生まれてよかったとすることができるよう、輝く未来へ挑戦するまちづくりを、皆様と共に着実に進めてまいりたいと考えております。

次に、深刻化する熊出没と市民安全確保のための施策についての御質問にお答えいたします。

本年は、全国的に市街地で熊の出没案件が増加しており、本市におきましても、ツキノワグマの出没が多数確認され、市民生活にも大きな影響を与えているところであります。

本市における熊出没の状況と対応につきましては、目撃及び被害等の情報が本年11月末現在で140件寄せられており、そのうち113件で市職員と猟友会及び関係機関が連携し、パトロールを実施しております。また、捕獲数は23頭で、いずれも過去最多となっております。

物的・人的被害につきましては、農作物被害のほか、熊を目撃した住民が避難する際に転倒し、軽傷を負う被害が1件報告されております。

出没地域につきましては、郊外の山際の集落への出没が多い傾向にあり、時間帯では、朝夕の熊の活動が活発になる時間帯の目撃が多くなっております。

次に、国、県の制度強化を受けた本市の対応

につきましては、本年9月1日に改正鳥獣保護管理法が施行されたことに伴い、市街地における緊急銃猟の実施に対応するための緊急銃猟マニュアルや必要な装備品を整備し、また、担い手の確保に向けた狩猟免許取得の補助制度の拡充を行い、緊急銃猟に対応する体制整備を進めているところであります。

次に、緩衝地帯整備ややぶ刈り等の進捗、放因果樹対策、冬眠明け駆除の現場対応につきましては、坂本議員の御質問にもお答えしましたが、里山と市街地の間の緩衝地帯の鳥獣が潜みやすい草むらややぶなどの環境整備のほか、収穫を行わない栗や柿などの樹木の伐採による誘引物の除去などについて市民へ周知し、協力を呼びかけているところであります。また、緩衝地帯の環境整備及び誘引物となる樹木伐採に対する補助制度について、検討してまいります。

熊の春期捕獲につきましては、個体数の調整を目的に県の捕獲許可に基づき実施されるものでありますので、県と協議し、準備を進めてまいります。

次に、ブナ等の広葉樹の植栽と市の森林施策との連動につきましては、中期的課題と捉えており、国、県の被害対策パッケージの活用のほか、森林環境譲与税や緑環境税を財源とした事業の構築について検討してまいります。

次に、農林専門職大学の学生向けの住宅についての御質問にお答えします。

本市では、学生住居の確保及び提供を図るため、定住促進住宅を活用し、学生を受け入れております。

学生が定住促進住宅を利用するメリットとしては、家賃が安価であることに加え、スーパーマーケット、飲食店、家電量販店などが付近にあり、生活する上で利便性のよい立地であると認識しております。

一方、デメリットといたしましては、築年数が経過しているため、設備の古さを否めず、ま

た、5階建ての住宅でありながらエレベーターが設置されていないなど、新生活で学生が持つイメージとは、若干の違いが感じられていると思われます。

現行住宅の抜本的な改善につきましては、現在確保をしている居室が満室になれば、令和9年度には学生向けの居室を確保することが困難になることが想定されます。

大学に関連して、学生が増えることが見込まれる中で、新たに住宅整備を行い、地域や関係機関とも連携することで、学生と地域との交流の拡大、さらには卒業後に本市での就農や就業につながるが大いに期待されます。

このため、市といたしましては、学生用住居の確保は重要課題で、早期に対応していく必要があると考えており、国の交付金を活用した整備手法や持続可能な受皿整備の在り方などを整理するとともに、必要な対応について検討を進めてまいります。

以上、壇上からの答弁といたします。

13番（伊藤健一議員） 議長、伊藤健一。

佐藤卓也議長 伊藤健一議員。

13番（伊藤健一議員） どうも御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問として多少、もう少し踏み込んで伺いたいと思います。

まず、最初の400年記念事業なんですけれども、予定された事業全体の実施状況は、今、数字的なもの等中心に教えていただきました。

具体的に例えば、予定どおりおおむね進んだのか、ちょっと苦労したものとか、予定変更になったようなものがあるのかどうか、簡単に結構なんですけれども、あればお願いいたします。

岸 聡社会教育課長 議長、岸 聡。

佐藤卓也議長 岸社会教育課長。

岸 聡社会教育課長 400年事業の進捗につきましては、議員の皆様におきましても御承知のとおりではございますけれども、全般的には全て

計画どおり進捗したかなというふうに認識しているところでございます。

ただ、1点だけ、市民提案事業につきまして、一部締切りを延ばさせていただいて、申込みしていただいた団体の皆様には若干御迷惑をおかけしたかなというふうに反省しているところでございます。

これ以外につきましては、全て順調に進んでいるものと認識しております。

よろしくお願いします。

13番（伊藤健一議員） 議長、伊藤健一。

佐藤卓也議長 伊藤健一議員。

13番（伊藤健一議員） ありがとうございます。

昨日も、同僚議員の質問で、特に市民提案型についてはやり取りがあったので、おおむね理解をしたところでございますが、事業遂行型と、ソフト型というか、情報発信型のようなタイプに分かれていろいろ進んできたし、これからもやるものがあるということで、私も小さな期待としては、これから例えば12月にあるものとか、1月の子供劇場とか、積極的に市民の一人として鑑賞させていただくつもりでおりますので、一緒に市民の側の立場として味わって行って、見守りたいと思っております。

このことについての大きな趣旨としましては、それなりに大きな予算とエネルギーを使って、今年の節目として、何年もかけて今年があるわけでございます。これらのことは、事業そのものが単年度事業というくくりになるのかなと思うのでありますが、その辺はいかがなものでしょうか。

岸 聡社会教育課長 議長、岸 聡。

佐藤卓也議長 岸社会教育課長。

岸 聡社会教育課長 予算面での御質問をいただいたところでございます。

こちらの事業展開について詳しく説明させていただきますと、実行委員会形式で行っております。

当然、議員御指摘のとおり、市の予算は単年度予算となっておりますので、その実行委員会に対しまして、負担金という形で市のほうとしては支出してございます。

実行委員会につきましては、継続的に事業展開をしておりまして、そういったところで複数年で実際のほうは事業展開をしているところでございます。

以上です。

13番（伊藤健一議員） 議長、伊藤健一。

佐藤卓也議長 伊藤健一議員。

13番（伊藤健一議員） 分かりました。

ただしといいますか、そこはそこなんですけれども、次の100年に向けて、また未来をつくる。このように、これから先につなげていく中の大きな一環の一つとしても、この今年の一大行事があるわけでございます。

その中としては、予算的には今、岸課長のおっしゃったとおりではあることは理解しますが、この新庄に対する、地元に対しては新庄の郷土愛、地元の見詰め直し、愛情の深め方、あと対外的には、シティプロモーションといいますか、新庄市を広く周りに宣伝する大きな大きな仕掛けのものと捉えております。

そのような意味におきましては、例えば、書きましたけれども、観光振興面とか、あとふるさと納税とかに対して、物すごい武器となっているはずと私なりにも捉えております。

その辺のところを、商工観光のほう、あとは施策側のほうの面などから教えていただければと思います。

高橋 潤商工観光課長 議長、高橋 潤。

佐藤卓也議長 高橋商工観光課長。

高橋 潤商工観光課長 400年を機に、今後、観光面でどういうふうにしていくかというふうな御質問だったかと思います。

議員もおっしゃってございましたけれども、今回の一連の事業で、外からの様々な人の目が新

庄に注目されたというふうなことがまず一つあるかと思っております。また、一般的に観光振興を進める上で、その土地独特の資源を活用して磨き上げて、観光振興につなげていくというふうな手法については有効なものとされておまして、現在策定中の本市総合計画の中でもそのことに触れているところでございます。

そして、今回開府400年の事業を機に再認識された本市の歴史・文化というふうなもの、その一つの大きな資源だというふうに考えております。

先ほどの亀井議員の御質問の中で戸沢家墓所のお話も出てきたところですが、こうした資源がいろいろあるところがあるというふうなことについて十分念頭に置いて、それをうまく生かせるように、今後の事業の中で考え、工夫していきたいと思っております。

以上でございます。

鈴木則勝総合政策課長 議長、鈴木則勝。

佐藤卓也議長 鈴木総合政策課長。

鈴木則勝総合政策課長 シティプロモーションということで、ふるさと納税の武器にもなってくるんじゃないかということでお話しいただいたところでしたので、私のほうから答えさせていただきたいと思いますが、ふるさと納税につきましては、市外の方から、基本的にはお礼品に対して寄附いただくみたいな形ですが、そのこの利用の用途は何に使っていただきたいかというふうなところも求めておまして、その点については教育など、福祉など、現在、大きくくりでの寄附をいただくような形になっております。

今年度、400年記念事業をしたことに対して、ちょっとどのような影響があったかというのはなかなか分析中というか、見づらいところではあるのですが、今年度は昨年と同時期から比べますと、寄附のほうも若干今伸び傾向というふうなことで認識はしておりますので、ある程度、外に対する新庄市の発信というのが今

年度も結構できていたのではないかなと思っております。

今後の武器についてというような考え方になりますけれども、様々今回400年も含めまして、まずは市でやっていること、事業に対して外に発信しながら、そういった事業に対する寄附をいただくようなやり方があるのではないかなというのは、このたびの今年度の取組を通して感じてきたところでありますので、まずは今後のふるさと納税の取組にもつなげるようなきっかけになったというように認識しているところでございます。

以上です。

13番（伊藤健一議員） 議長、伊藤健一。

佐藤卓也議長 伊藤健一議員。

13番（伊藤健一議員） ありがとうございます。

この項目、最後に質問なんですけれども、素朴な感覚で自分の感想にもなるんですけれども、これだけいろいろなものが頑張っている中でですけれども、私も多くの市民と同時に、一緒に、火喰鳥のダンスですね。子供たちのダンス、ダンスプロジェクト、特に大きなインパクトが市民の方にもあったと思いますし、対外的にも北海道、仙台と、思いっきり小さな子供たちが頑張ってくれた。物すごい、涙が出ましたですね。踊りを見ましてですね。

事業としては、今村先生は、今年だけのというふうにはおっしゃっております。それはそれとして、それだからこそ、なお価値があるということは認識しつつも、新庄市としてこれをどのように生かして利用するとか、生かしていくとか、この魂をつなげていくようなお考えというものはどうなんでしょうか。

岸 聡社会教育課長 議長、岸 聡。

佐藤卓也議長 岸社会教育課長。

岸 聡社会教育課長 ダンスにつきましては、市民、市内外に大変な感動があったのかなというところで私も大変すばらしいものであったとい

うふうに思っております。

ダンスにつきましては、これまでも市長答弁等々で繰り返しておりますけれども、今の形については、大変今村先生あつてのダンスでありますので、今村先生の御意向として、あくまでもこれは今年度限りの事業でやりますということで明言されているので、そこについては終了になるのかなと。

ただ、このままこれで終わりかということ、それはまた残念な話でありますので、議会答弁でこれまでしておりますけれども、学校等で、そのままだなかなかな難しいかもしれませんけれども、何かしらのエッセンスが残せるのではないかとということで、今現在、鋭意、教育委員会内で検討を重ねているところでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

13番（伊藤健一議員） 議長、伊藤健一。

佐藤卓也議長 伊藤健一議員。

13番（伊藤健一議員） 御答弁ありがとうございます。

やはり、今度アニメになるとか、いろいろ漫画になるとか、新庄が舞台のドラマが聖地化する。もう既にしかけているんですけども、そのようなことでは、富樫先生の新庄と、今度は火喰鳥の新庄、そのような、特に最初にも申し上げましたけれども、観光振興面ということで非常にほかにはないツールになるはずですので、しかもお金のかからないツールになりますので、絶対に有効活用していくべきと思ひます。ありがとうございます。

それでは、次に進みます。

深刻化する熊の出没に関しまして、これも昨日も別の議員から質問が出たりしまして、いろいろ分かったところではございますけれども、改めまして、私のほうが、6月と9月と熊に関して質問させていただいております。

6月の段階では、9月からの緊急銃猟法改正に伴ってのどうなんだろうということ、9月は

9月で、一步踏み込んで実際に本当に被害が増大している状況の中でどういう体制で臨むのかということ。またかと言われればそうなんですけれども、またなんです。やはり、このような予想をしたものの、その予想を超える勢いで、しかも全国的に、都市部も農村部もあったもんじゃないぐらいにどうしていいか分からない状況の中で、答えがない状況に今、みんなが見舞われている。

そういう中での質問にはなるんですけども、一つは、9月の補正で、市長からの答弁で、必要な装備品などを用意すると、支援を実施するというようなお話がありましたが、具体的に今までのところで動きはあったんでしょうか。

大江 周農林課長 議長、大江 周。

佐藤卓也議長 大江農林課長。

大江 周農林課長 ただいまの質問にお答えいたします。

9月補正で可決いただいた補助内容につきまして、熊のわなの設置に対して、それがかかったときに自動的に携帯のほうへ知らせるというふうなツールがございます。そちらのほう、今、1台しかございませんでしたけれども、こちらのほうを追加して発注して装備しているところでございます。

そのほかにも、装備の面で今、進めているところになっております。

以上です。

13番（伊藤健一議員） 議長、伊藤健一。

佐藤卓也議長 伊藤健一議員。

13番（伊藤健一議員） さきの質問と多少似たようなところにもなるんですけども、あと予算規模にもよるんですけども、必要な最低限の装備という中で今、大江課長より教えていただいたところであります。

例えば、別の予算項目で別な施策をこれからするんだよと、準備中だよということはあるのかもしれないんですけども、例えば職員、新

庄市では、特に農林課が窓口となって、直接担当者は基本2名でよろしいですね。そこに、程度によって危機管理課のほうで連動することもあるというようなところを聞きましたが、その辺のところ、どの程度だとどうなのか、連携する場合にはどうなのかというところを教えてください。

大江 周農林課長 議長、大江 周。

佐藤卓也議長 大江農林課長。

大江 周農林課長 ただいまの課の連携についての御質問にお答えさせていただきます。

基本的に熊出没につきましては、警察等から農林課のほうへ第一報が入ってまいります。また、農林課のほうに直接市民から通報がございます。

それを受けまして、農林課と猟友会でパトロール、警察のほうも当然パトロールのほうに行きます。市街地等の住宅のほうに熊が出没したというような場合は、危機管理課と連携しまして、防災無線等を地区のほうに流していただいて対応していただいて、また、パトロールもしていただいているというような状況でございます。

以上です。

13番（伊藤健一議員） 議長、伊藤健一。

佐藤卓也議長 伊藤健一議員。

13番（伊藤健一議員） 繰り返しで確認なんですけれども、市街地のような場合には、特に危機管理課等の連携もあるという理解でよろしいでしょうか。

大江 周農林課長 議長、大江 周。

佐藤卓也議長 大江農林課長。

大江 周農林課長 特に、今年につきましては、町なかに熊の出没というのは、多数出没しております。特に本当に駅前と、もう住宅が密集しているようなところにつきましては、農林課だけでは手が回らないという場合もございます。また、防災無線で広報する必要もございます。

現在、農林課のほうではスピーカー等がございませんので、なかなか広報等の手が回らないということで、危機管理課で所有している支援車等を通して市民の方へ周知というようなことで、市街地、町なかに出た場合は危機管理課のほうに協力を依頼しているということでございます。

13番（伊藤健一議員） 議長、伊藤健一。

佐藤卓也議長 伊藤健一議員。

13番（伊藤健一議員） それでは、体制の中で、熊に対する体制づくりの中の一環として伺います。

先ほど職員が主務者2名と伺いました。そのほかに、ガバメントハンターということで、行政側である程度その専門に任務を担うというような、言葉も私は知りませんでしたが、前からあるにはあったということなのですが、その辺の制度の活用というようなものはどうなっていますか。

大江 周農林課長 議長、大江 周。

佐藤卓也議長 大江農林課長。

大江 周農林課長 ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

ガバメントハンターにつきましては、前からそういうふうな制度がございました。ただ、現状の状況を受け、国のほうでもガバメントハンター保有に関する支援というようなメニューが追加されております。

ただ、市役所の内部のほうで猟銃免許を今現在持って銃を所持し、そういう猟友会に所属している方はございませんので、そちらのほうのいわゆる狩猟の知識等を持った方は、いわゆる担当の者以外はないというような状況でございますので、ガバメントハンターに関しましては、今後、猟友会とそういうふうな知識を持った方をどういうふうな形で採用できるか等も含めて、今後検討していく必要があると認識しております。

13番（伊藤健一議員） 議長、伊藤健一。

佐藤卓也議長 伊藤健一議員。

13番（伊藤健一議員） 私の認識がちょっとずれていればおわびしますが、ガバメントハンターというのは、公務員がその任に当たるというもののように理解しておりました。猟友会が頑張ってもらうのは、猟友会の仕事という感じなんですけれども、その辺、ごめんなさい、そのように思っておりました。

市としての職員、公務員としての資格取得等とか、任務遂行等とか、そのようなところの方向性はどうか。

大江 周農林課長 議長、大江 周。

佐藤卓也議長 大江農林課長。

大江 周農林課長 ただいまの私の説明がちょっと足りなかったかと。すみませんけれども。

いわゆるそういう熊等に対して知見を持っている猟友会の方が実際現場に出て、そういう知識を持っている方ということで、そういうふうな知識を持った方を市のほうに常任、常任だったり、常用雇用だったり、非常勤だったりということで雇用して、市のほうで対応していくというのがガバメントハンターだというふうに認識しております。

そのような形で、その資格取得に関しまして、現在、9月補正で可決していただきましたけれども、銃猟免許の補助について今までより拡充し、また、今まで認めていなかった銃器の購入とか、あと保管とかに対しての補助というメニューも設けて、そういう資格取得に向けて対策を取っているところでございます。

13番（伊藤健一議員） 議長、伊藤健一。

佐藤卓也議長 伊藤健一議員。

13番（伊藤健一議員） 人員体制、職員及び猟友会員の人数など、年齢的なものなどということとは、昨日も一部質問がありましたので、質問はしないんですけれども、やはり申し上げましたとおり、現状新庄市におきましては、特に主

務者が2名で、本当に連日のように熊の出動に当たっておるのを見ております。へとへとになっております。

ですから、この辺で熊に対する体制は今後も続くと捉えて、今の担当者にこれだけ負担がかかって、人事異動で次に担当になったときに、またゼロから、スキルがない人がまた来ると。異動嫌だなみたいな、貧乏くじではないようにして、みんなで組織として人数を増やすとか、支え合う、入れ替わりになっても、何らスキル不足にならない、クオリティーが落ちないというようなことを総合的に考えていただきたいなと思います。

最後に、この熊の問題の中で、広葉樹の植林、植栽ということにつきましても、昨日も市長から答弁がありました。積極的に森林環境譲与税とか緑環境税とかを活用して、広葉樹を植えていくんだというふうなことでありまして、全くそのとおりだと思いますが、この辺をいつぐらいまでにどうやるんだというような、例えば来年度の予算に盛り込むとか、そのような進んだお考えはありますでしょうか。

大江 周農林課長 議長、大江 周。

佐藤卓也議長 大江農林課長。

大江 周農林課長 ただいまの御質問にお答えします。

広葉樹の植樹等につきましては、まだ具体的にこういうふうな方針でこういうふうな計画でというまだ具体的なところまでは全然ないというふうな状況でございます。やはり今後の検討、中長期的に捉える問題だと考えております。これから検討していくということになります。よろしくをお願いします。

13番（伊藤健一議員） 議長、伊藤健一。

佐藤卓也議長 伊藤健一議員。

13番（伊藤健一議員） 9月にも、森林環境譲与税につきまして質問させていただいて、理解をしていたところです。

繰り返しますと、ざっくりなんですけれども、毎年毎年、今年も758万円、七百五、六十万円が基金として積立てになって、今年の残高は3,900万円と、きれいに750万ずつ今まで5年間、6年間積んできた基金があります。

まさに、しかも森林を目的とした税として、これ以上広葉樹の植栽等にうってつけの税金ではないかと思うので、ぜひとも積んでおくものは積んでおくんだけれども、使うべきものがあるという中では、具体的な一歩を進めていただきたいと思います。お願いしたいということでございます。

次に移ります。

東北農林専門職大学の学生アパートに関してですけれども、私も交流のある学生たちの中で、定住促進住宅と舟形町のアパートと、両方に入っている人たちとお付き合いしております。

その関係で、具体的に両方のアパートにお邪魔して、住環境とか、感想とか、実際に勉強してまいりました。その上でのメリット、デメリットというふうなことを聞いて、市長からも答弁いただいたと思っております。

特になんですけれども、都市整備課と窓口と聞いてみたところ、来年までの募集は何人、何部屋ということは決まっているが、その先はまだということなので、その辺をもう少し掘り下げる、深掘りして教えていただきたいと思います。

高橋 学都市整備課長 議長、高橋 学。

佐藤卓也議長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 定住促進住宅を活用した学生への住居提供ということの今後ということで御質問いただいております。

これまで、議員からの質問にございますように、15名、15室の提供を既にしているところでございます。

来年の春に入学をする学生向けに、8室を準備してございます。15プラス8ということで23

になりますけれども、この提供埋まりますと、定住促進住宅、2棟で80戸ございますが、おおむね空き室がなくなってくるというような状況になってございますので、今後の展開ということも踏まえて考えていかなければいけないというふうな認識でいるところでございます。

13番（伊藤健一議員） 議長、伊藤健一。

佐藤卓也議長 伊藤健一議員。

13番（伊藤健一議員） ありがとうございます。

まさに今教えていただいたとおりに、抜けている定住促進住宅が、ほかに抜ける人がいないと、2年後の入居の部屋がないという現実がある中で、次の考えをまだ発表には至らなくても考えているということよろしいですか。

高橋 学都市整備課長 議長、高橋 学。

佐藤卓也議長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 東北農林専門職大学の学生への住居の提供ということで、これまでも様々な方法でできないかということで検討をしております。

ただ、なかなか実現できていないという部分もございますので、これまでの検討も踏まえて、また、今後、新たなものということについては、これまでも様々な関係者とのお話であったり、お聞きしたりということで検討している状況でございますので、新たなものの整備なり、提供ということについては、今後も検討しながら、実現できるような形を模索していきたいというふうに思っているところでございます。

13番（伊藤健一議員） 議長、伊藤健一。

佐藤卓也議長 伊藤健一議員。

13番（伊藤健一議員） ありがとうございます。

課長は、今の段階で今のような答弁、理解申し上げます。

一般論で、具体的な踏み込んだところではないので、単なるいろいろな人の意見ということなんですけれども、例えば看護師学校候補地だった空き地、あそこは地価も高くてどうなんだ

ということはありませんけれども、あそこはまだ一つの可能性として、費用面とかの問題はあるかもしれません。

ただ、舟形町が毎年10人分ずつ、1棟ずつ予算、補助を使って建てると。4年間で完了すると。そういう着々とした事業の進め方の中で、例えばあそこも一つの候補とかいう可能性、メインの住居としての話なんですけれども、そのような考えはこれ、財政面とかからどうなんですかね。財政課長のほうがいいんですかね。

私はそういう思いもあるんですけども、伺います。

川又秀昭財政課長 議長、川又秀昭。

佐藤卓也議長 川又財政課長。

川又秀昭財政課長 看護師養成所候補地の活用の方角性というふうなところでございますけれども、当該候補地につきましては、これまでも入札をして売れなかったというふうな経緯がございますけれども、今回また改めて、あその候補地につきましては、一般競争入札で売れないかというふうなところを模索しておりますので、専門職大学の学生寮につきましては、またそれとは別な場所での各課連携しながら検討していくことになろうかと思っております。

以上でございます。

13番（伊藤健一議員） 議長、伊藤健一。

佐藤卓也議長 伊藤健一議員。

13番（伊藤健一議員） ありがとうございます。

いずれにしても、新庄市に建った専門職大学で、市長以下、みんなで新庄市が応援して大学を支える。お互いに大学もそうなんですけれども、お互いに歩み寄りながらできる協力をしていこうと、市民全体で大学を支えていこうという市長の旗振りがございまして、私どもも賛同しているつもりでございます。

ぜひとも、大学生はやはり当然のことながら、毎年毎年出入りを繰り返して、多くの人たちが新庄市民として巣立っていきますので、その人

の第二のふるさととなるべく、新庄市も学生さんをぜひとも育み、応援していきたいというふうにお伝えしまして、質問を終わります。

以上です。

佐藤卓也議長 ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時43分 休憩

午後1時00分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

今田浩徳議員から、これより欠席の届出が出ております。

なお、田中 功議員より、少し遅れるとの連絡がありました。

山科春美議員の質問

佐藤卓也議長 次に、山科春美議員。

（7番山科春美議員登壇）

7番（山科春美議員） こんにちは。12月定例会2日目の3番目に質問をさせていただきます議員番号7番、新政・結の会の山科春美でございます。

12月定例会の一般質問者が14名ということで、8番目で折り返しになりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従い、質問をさせていただきます。

大きな1点目、泉田保育所の今後の在り方についてということで、中部保育所が、いよいよもみのき保育園として、令和8年夏頃に開所予定となっております。本市の保育の基幹的な役割を持つ公立保育所として、もみのき保育園が予定どおり開園してくださることを願いたいと思います。

また、本市もう一つの公立保育所であります泉田保育所に関しては、令和5年8月7日の全員協議会において、整備の方向性が示されました。築49年となり、老朽化が進む泉田保育所の整備や今後の在り方について、現時点でのお考えをお伺いいたします。

泉田保育所は定員80名となっていますが、ここ5年間の入所児童の推移について、お伺いします。

また、泉田保育所の現状と課題について、また、公立保育所整備計画を令和7年度中に策定する予定となっていますが、進捗状況についてお伺いいたします。

また、泉田保育所も、もみのき保育園と同様、公設公営で運営される予定となっておりますが、設置の方法、運営の方法についての課題がありましたら、お聞かせください。

次に、大きな2点目です。

市民連携事業についてということで質問させていただきます。

市職員の関わる大規模なイベント、これはちょっと新庄まつりのような大きなイベントは除かせていただきます。それはどのくらいありますか。民間の力を借りられるように、イベントの見直しを行うことは検討していますか。

開府400年記念事業での市民提案事業への参加がとて多く、市民が率先して参加し、実行されておりました。この事業を通して、市民が活躍する場をつくってくれたという喜びの声もある中、これらの経験を生かし、市民提案事業を毎年度行ってはいかがでしょうか。

大きな3点目の質問です。

市の広報についてということですが、アパートなどで市報が届かない市民がいると聞いています。そのような中で、LINEはとても有効であると思います。市の公式LINE登録者はどうなっていますか。

LINEは、情報を伝えるための即効性が高

く、特に熊等の出没状況を伝えるような緊急時にはありがたい情報だと思います。登録者を増やすためにどのようなことを行っていますか。

また、市に転入してきた人に、LINE登録の仕方やLINEで配信される内容などを簡単にまとめたチラシを配って、LINE登録を勧めてはいかがでしょうか。

大きな4点目です。

東北農林専門職大学との連携についてということで、市長は、令和6年施政方針にて、産学官連携の仕組みを検討し、取組を進めていきたいとおっしゃっておりますが、現時点で連携して行っている事業はどんなものがありますか。

東北農林専門職大学から市へ要望されていることがありますか。

開校から来年4月で3年たち、あと2年で4学年の生徒が全て埋まります。貴重な若い人に新庄を第二のふるさととして、楽しい学校生活を送ってほしいと考えます。現在、市内に在住している学生の人数と、あと2年で市内に住んでいただきたいと思っている目標数などについて、考えていますか。

以上、4点を質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

山科朝則市長 議長、山科朝則。

佐藤卓也議長 山科市長。

(山科朝則市長登壇)

山科朝則市長 それでは、山科議員の御質問にお答えいたします。

初めに、泉田保育所の今後の在り方についての御質問であります。入所児童数の推移につきましては、定員80名に対し、令和2年は71名でしたが、令和7年4月1日現在では60名となっており、減少傾向が見られます。

次に、現状と課題につきましては、泉田保育所は昭和51年に建設され、老朽化対策など適宜修繕を行いながら、児童の安全性の確保や保育環境の向上に努めておりますが、配慮が必要な

児童のクールダウンルームがないこと等が課題と捉えております。

次に、公立保育所整備計画の策定についての御質問であります。現在の計画においては、中央保育所の整備を優先し、その後に泉田保育所の方向性を検討することとしておりますが、想定を上回る少子化が進んでいる状況において、今後、就学前児童の人口推計や、教育、保育の需要と供給量の見込みなどの課題を整理しているところであります。

泉田保育所につきましては、市全体の将来的な保育提供体制を確保しながら、さらなる少子化の状況や、民間立施設の体制などを総合的に勘案し、最適な運営方法や整備の方向性を検討する必要があると考えております。

次に、市民連携事業についての御質問にお答えします。

本市の職員が関わっている大規模なイベントにつきましては、新庄まつりをはじめ、キャッスルサイドリレーマラソン、新庄味覚まつりや新庄そばまつりなどがあります。

各イベントでは、実行委員会の事務局として企画、運営を行っており、各イベントの趣旨を切り口とした地域振興を目的に開催しております。

民間力を活用したイベントの運営につきましては、既にリレーマラソンで周回計測や警備などの業務を民間事業者へ委託を行っており、さらにスポーツ推進委員やボランティアから運営に御協力をいただいているところであります。また、そばまつりや味覚まつりにおきましても、主な運営業務を新庄観光協会へ委託し、民間の経験や知見を十分に発揮して運営に当たっていただいております。職員の負担軽減にもつながっているところであります。

今後も民間や市民団体などに御協力をいただきながら、効果的なイベント運営が図られるよう、随時見直しを検討してまいります。

次に、市民提案事業についての御質問にお答えをいたします。

今年度は、新庄開府400年を記念し、市主催の記念事業や市民提案事業を実施してきたところであります。

市民提案事業につきましては、これまでも市制施行70周年などの記念すべき年に、行政と市民と一緒に地域を盛り上げるため、実施してきました。今後も、記念すべき年には、市民の皆様と一緒に地域を盛り上げるため、事業として実施していきたいと考えております。

今年は市民提案事業を通し、多くの市民の方々に参加いただき、地域の活性化にもつながったものと認識しておりますが、毎年実施するには、事業の目的や財源の確保など、整理しなければならない課題も多くあります。

今年度の市民提案事業の効果なども検証しながら、今後も市民が活躍できる場の創出について、検討していきたいと考えております。

次に、市の広報についての御質問であります。本市の公式LINEアカウントの登録者数は、11月末時点で、友だち数が6,162名、ブロック数が665名、有効友だち数が5,497名となっております。

本市の公式LINEアカウントは、令和6年8月1日に、機能拡張に伴うリニューアルを実施しております。機能拡張の主な内容といたしましては、自分の住んでいる地域や年齢などのほか、必要なジャンルを選択して受信設定することにより、自らの欲しい情報がお手元に届くようになりました。また、簡単に調べたい情報にたどり着けるように、トーク画面のメニューの項目を拡充いたしました。

ほかにもチャットボットなどの自動問合せ対応機能を実装するなど、登録者一人一人のニーズに応じた使いやすいツールにブラッシュアップしていくことで、多くの方に友だち登録していただけるように努めております。

また、広報紙やホームページなどを通して友だち登録を呼びかけているほか、市民課の窓口には二次元コード入りのパネルを設置するなどして周知を図っております。

今後はさらに、市内の施設や協力いただける店舗などにポスターやチラシを設置するなどを検討し、さらなる登録者数の増加を目指してまいります。

今後、市の行政情報やイベント情報、生活に役立つ情報など、市内外の皆様が必要とする情報を必要な方に届けるため、積極的に情報発信をしてまいります。

次に、東北農林専門職大学の連携についての御質問ですが、地域における連携推進は、本市の農林業の持続可能な発展に最も重要な取組の一つと認識しております。

開学年度である令和6年度におきましては、産学官連携の枠組みを構築し、これまで着実に事業を展開しております。

現在連携している事業といたしましては、本市が目指す産学官連携の基礎となる取組として、本市と東北農林専門職大学及び株式会社南東北クボタの三者間連携協定の締結により、大学の知見や企業が持つ技術力と、市の行政力を結集し、スマート農林業技術の研究や普及拡大を共同で推進しており、企業からのデモンストレーションの機会の提供や、大学においては、地域農林業の課題解決に向けた研究などが行われています。

また、現在策定中の新庄市産業振興ビジョンにつきまして、東北農林専門職大学の教授に策定委員として参画いただき、専門的見地から御意見をいただいているほか、東北農林専門職大学と市内の立地企業が連携し、共同研究を行うなど、農林業を起点としながら、商工業など産業全般にも連携の枠組みが広がってきております。

また、さきに実施されました2地域居住モデ

ル事業においては、コーディネーターとして専門職大学教授からも協力いただいたところであります。

これらの事業は、地域経済や交流人口の拡大に対応するため、大学という新たな知的資源を最大限に活用していく考え方を具現化したものであります。

今後、これらの枠組みをさらに発展させ、地域経済の活性化や交流人口の拡大につながる産学官連携事業を積極的に推進してまいります。

次に、専門職大学から本市への要望についての御質問ですが、市内の農林業現場や行政施設及び地域企業などにおける実習先の提供に関する教育・研究活動への協力や、地域企業や農業法人との調整など、産学官民連携の推進への協力支援が求められております。

また、学生に対する支援といたしましては、県外から入学する学生や教員のための住環境に関する情報提供や、地域行事のボランティアにスムーズに参加できるよう、受入れ態勢の調整を行うなどへの支援が求められております。

次に、現時点での市内在住学生数と今後の目標とする在住者数、定着目標についてですが、現時点での学生数は、1・2年生合計で85名で、そのうち48名が市内在住と伺っております。今後の目標とする在住者数につきましては、2年後には100名以上の在住を目指したいと考えております。

その後の卒業生の地元定着につきましては、学生のキャリア支援として、地域農業法人等関係機関との連携を深め、学生が在学中から地域での就農、就職、起業を具体的にイメージできるよう、インターンシップや個別相談の機会を創出するとともに、新規就農支援策の拡充や情報発信、地域の農業法人や関連企業の受入れ支援など、様々な取組により、卒業後の進路として、市内での就農のほか、農林業や関連産業への就職、起業など、様々な受皿を用意し、卒業

後も本市に定着していただけるように取り組んでまいります。

また、学生が地域の祭りやボランティア活動などに継続的に参加できる仕組みを大学と共同で構築し、地域への愛着を醸成するとともに、快適な居住環境の提供により生活の満足度を向上させることで、第二の故郷として地域に親しんでいただけるよう取り組んでまいります。

これらの取組を通じて、学生が本市での生活に価値と喜びを見だし、卒業後も本市に定着し活躍していただけるよう、支援してまいります。

以上、壇上からの答弁とします。

7 番（山科春美議員） 議長、山科春美。

佐藤卓也議長 山科春美議員。

7 番（山科春美議員） 御答弁いただき、ありがとうございます。

では、最初の泉田保育所の今後の在り方についてということで、再質問をさせていただきます。

想定を上回る少子化ということで、保育の需要、また、供給なども鑑みて、いろいろ今後の状況を考えるというふうなお話もございました。

令和5年のときの資料に提示していただいた内容と何か状況が随分変わってきているんだなというふうに感じますけれども、これは多分出生率の問題でもあると思いますが、具体的にどのように変わってきているのか、お聞かせください。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、土屋智史。

佐藤卓也議長 土屋子育て推進課長兼福祉事務所長。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 それでは、泉田保育所等に関する状況の変化というようなことでお答えしたいと思います。

令和5年の全員協議会において、泉田保育所の整備の方向性について御説明したところでし

た。公立2所体制を基本として、ニーズ調査や子ども・子育て支援事業計画での保育量の見込みに関する調査などを行った結果、民間事業者などにも意見を聞きながら検討課題を整理して、泉田保育所整備に関する考え方をまとめていきたいというような御説明をしたところです。

当時の説明については、令和3年に策定いたしました公立保育所整備計画での児童数や保育の必要性、確保数などの推計を基にしたものでありますけれども、現在、そのときの公立保育所整備における令和7年度の就学前児童、ゼロ歳から5歳までの児童のそのときの見込み数は、1,177人ということでした。しかしながら、今年度の実態としましては1,001人ということで、実に176人の大きな乖離が生じている状況であります。

さらに、令和6年度の就学前児童数は1,096人ということでしたけれども、この1年間で約100人近く減少しておりまして、少子化が極めて速いスピードで進行していることが分かります。

このような急激な人口動態の変化を踏まえますと、今後の就学前児童の推計、また、民間立保育所などの整備の予定と民間保育所も含めた市全体の保育量の確保の状況などの課題を整理した上で、泉田保育所の設置運営規模など、整備の方向性を検討していきたいというような考えでございます。

以上です。

7 番（山科春美議員） 議長、山科春美。

佐藤卓也議長 山科春美議員。

7 番（山科春美議員） ありがとうございます。

令和3年度の計画時では、今年は1,177人子供が生まれている。ゼロ歳から5歳までですが、いる予定だったのが今、1,001人ということで、176人が減っているという話を聞いて、本当に相当の少子化が進んでいるんだなというのがすごく現実的に分かりました。

産業厚生常任委員会では、毎年、新庄市民間立保育園協議会との懇談会を開催させていただいております。そこでも、民間立保育園協議会の方々、先生方から、出生率に対してとか、待機児童や未満児、また、異常児の入園状況や課題についても、よく説明していただいております。

民間立としても課題として挙げられることが、配慮が必要な児童が増加しているために、そのための対応について苦慮されているということや、また、保育の充実を図るために、配置基準以上保育士を確保したいんだけど、保育士の確保が難しいということとか、また、保育士の質の向上、研修とかいろいろもうちょっとしていきたいなどといった、喫緊の課題というのがあるということも聞かせていただいております。

そういった点に対して、公立保育所の現在の状況はどのようになっているのか、お聞かせください。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、土屋智史。

佐藤卓也議長 土屋子育て推進課長兼福祉事務所長。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 民間立保育所での課題、配慮が必要な子供とか、保育所の質の向上などの課題について、公立ではどうかというような御質問でありましたけれども、民間保育所の抱える課題については、市全体で公立のほうでも同じような課題があるのかなと認識しております。

例えば、配慮が必要な児童については、市内全体で毎年100名前後といるような状況でございます。これについては、その配慮が必要な児童数については、増えているわけじゃなくてほぼ横ばいの状況ではありますけれども、全体の児童数が減っている中では、相対的には率としては増えてきているというような状況でござい

ます。

公立保育所については、例えば今年で言えば、配慮が必要なお子さんについては約25名前後、毎年受入れというところでありますけれども、こちらについては、民間立も含めて民間と公立で、それぞれで受けていただいている状況です。

公立保育所につきましては、配慮が必要な児童数、翌年度の児童数を見込んだ上で人員確保して、人員配置をしているというような状況でありますので、まずは保育所については確保はできているという状況であります。

また、保育士の質の向上ということで、研修などの実施もしているわけですが、公立保育所については、職員が必要な研修を計画的に受講して、保育の質の向上を図っているところです。また、来年度開所する予定の新しい市立保育所につきましては、市の基幹保育所として位置づけておりまして、研修機能を持つというような予定となっております。

今年度、民間立保育所の保育士の皆さんにアンケートを取りまして、来年度以降、市内全体の保育士の研修を行っていくと。公立、民間立も含めて、市内全体の保育士の質の向上を目指しているというような状況でございます。

以上です。

7 番（山科春美議員） 議長、山科春美。

佐藤卓也議長 山科春美議員。

7 番（山科春美議員） 子育て推進課としましては、民間立だとか公立だとか関係なくて、やはり市内全体の子供を把握しながら、いろいろなそういった体制を整えてくださっているんだなというのが分かりました。はい。

ちょっと泉田保育所の件なんですけど、定員が80人とされていますけれども、現在、入所定員として60人となっているようです。この入所定員は、子育て推進課が市全体の子供の数から検討して、他の民間立との話合いを経て、利用定員を決めていくと聞いておりますけれども、泉

田保育所に通所する児童の多くは萩野学園区内に住んでいて、それ以外の児童については、保護者の勤務先に近いという理由から、泉田保育所に入所を希望しているというふうに、令和5年の資料にもありますけれども、利用定員以上に応募があったかなど、直近の状況について、分かることがあったらお聞かせください。

また、ゼロ歳から2歳の保育施設の需要はとも多いと聞いておりますが、泉田保育所の未満児の定員とか充当率についてどのようになっているか、聞かせください。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、土屋智史。

佐藤卓也議長 土屋子育て推進課長兼福祉事務所長。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 それでは、泉田保育所の入所の状況というようなことで御質問いただきました。

泉田保育所につきましては、萩野学区の全体の児童のうち、約半数が泉田保育所に入所しているような状況でございます。残りの半分の方は、市内の保育所に入所しているというような状況でございます。大変地域ニーズが高い状況であるなど認識しているところです。

市内保育所の入所につきましては、各園で年齢ごとに利用定員を設定した上で、市で入所の申込みをもらって、市で保育ニーズの高い順から入所調整を行っているような状況です。

泉田保育所の定員は80名ということになっておりますけれども、入所児童数は現在60名となっております。初期の泉田保育所への申込み状況としましては、第1希望として、14名の方から泉田保育所への申込みがありましたが、うち1名については、第2希望の園での入所になるというような状況になって、13名については泉田保育所というようなことになっております。

年によって違いますけれども、第2希望、第3希望の園に調整される方というのは、泉田保

育所に限らず、各園にいらっしゃるような状況であります。逆に、年齢によっては、第2希望で泉田保育所に行きますというような場合もございます。

泉田保育所の年齢別の人数ということですが、定員としまして、泉田保育所、ゼロ歳児が3名、1歳児が5名、2歳児が12名、3歳から5歳児が各20名というような状況になっております。そのうち、実際の入所者数ですが、ゼロ歳児が3名、1歳児は12名、2歳児が9名、3歳児が12名、4歳児が11名、5歳児が13名、合計60名というふうになっております。

7 番（山科春美議員） 議長、山科春美。

佐藤卓也議長 山科春美議員。

7 番（山科春美議員） ありがとうございます。

結構、未満児の子供たちもきちんと泉田保育所に入れているんだと分かりました。

結構、未満児の子供たちの需要がすごく多いと思いますので、やはりその地域的には本当に必要なのではないかなと考えますが、ちょっといろいろ体制が変わってきたということなんです。令和5年の全員協議会の資料によると、公立2所体制ということで、その効果として、市の政策を直接的に反映できる。少子化は進むが、市内の北部地区には、保育施設が民間立も含めて泉田保育所1か所しかないので、地域ニーズに対応する必要がある。また、特別な配慮を必要とする児童について、民間立での受入れが困難な場合、公立で受け入れる必要がある。また、災害など緊急時の受入れに対応する必要がある。2所体制をすることで、人事異動による組織の活性化につながるということであるんですけれども、やはり公立保育所1か所になると、親の送迎の問題も出てきますし、また、ゼロ歳、1歳の子供を受け入れる施設が北部にもないことも挙げられます。

また、2所体制にすることで、やはり人事異動による組織の活性化につながるということも

ありますので、市職員である保育士の方々の処遇改善、安心して働いていただくためにも、やはり2所体制というのが必要だと思いますけれども、いかがお考えでしょうか。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、土屋智史。

佐藤卓也議長 土屋子育て推進課長兼福祉事務所長。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 2所体制での効果というようなところでの御質問でございました。

令和5年度に提示しました公立2所体制の意義については、現在も重要性を認識しており、変わるところはないのかなと思っております。

民間にて受入れ困難な配慮が必要な児童の受入れというようなところがございますけれども、障害児保育などの公的な役割ということでは、公立保育所が担うというのが重要なのかなと考えております。新中部保育所におきましては、医療的ケア児の受入れ機能などを有することになっております。

また、先ほども申しましたが、配慮が必要な児童については、市全体で、民間立の保育所も含めて、公立保育所も含めて対応しているというような状況でございます。

また、人事異動のお話もありましたが、現在、公立保育所の保育士につきましては、人事異動は公立の2所と子ども・子育て支援センターの3つの施設について、人事異動を行っているところでございます。こういったことで、人事内の体制の活性化を確保されていると考えております。

泉田保育所につきましては、こういったこととか、就学前児童の推移などを勘案しながら、課題の整理などを行っていきたいと考えております。

以上です。

7 番（山科春美議員） 議長、山科春美。

佐藤卓也議長 山科春美議員。

7 番（山科春美議員） ありがとうございます。

いろいろ今後検討されていくということでありまして、先日の全員協議会の新庄市財政説明の資料でも、建物系公共施設の利用者数、コストの推移の中で、泉田保育所老朽化率144.1%とありました。結構本当に古くなってきたんですけれども、また、保護者の声とかで、やはり道路の問題とか、送迎、送り迎えのときに擦れ違うのが困難ということで、何か地域の方々も今後どうなるのかなと。中部保育所ができた後、また泉田保育所、ぜひいいものを造っていただきたいねという、そういう声もすごく聞かれるところであります。

ぜひ早めに方向性も決めていただきまして、対応していただきますようによろしくお願いいたします。

それでは、次なんですけれども、市民連携事業についてということで再質問をさせていただきます。

開府400年市民提案事業ということで、まだ途中ということではありますけれども、結構本当に市民の皆様が、すごく何かこの事業、市職員もすごく頑張ってくださいと、また、市民の方々が本当にこの400年祭の行事をすることによって、市民の活力が見てとれたんじゃないかとか、本当にこの市民活力が現れた年なんじゃないかというふうな声で、すごくこう言っている方があります。

やはり市民の活躍する場をつくってくれたということもおっしゃっていますけれども、やはりこういったことも、パートナー企業の方々のお力添えもあつたり、本当にいろいろな方々のお力添えもあつたのではないかなと思うんですけれども、やはりこういったことも、ほかの議員の方々も皆おっしゃっていらっしゃると思いますが、やはりこれから続けていくことも大事なんじゃないかなと思います。

質問の中で、その事業の目的、また、財源のこともお話ありましたけれども、事業の目的は、やはり市民の皆様の声聞いてみると、やはり自分たちもいろいろできるんだというふうに何か言っている声があったので、そういうふうに市民の方が思えることが本当に目的だなというふうに思うんですが、やはりこの流れを止めない、この流れを育てていくということで、市民が主役になるイベント、この活力となる場をつくってくれる、そういった目的もあり得るのではないかなと思っていますところす。

そういったところで、やはりこの市民提案事業を進めていっていただきたいという市民の方々の声です。そこら辺はいかがでしょうか。

鈴木則勝総合政策課長 議長、鈴木則勝。

佐藤卓也議長 鈴木総合政策課長。

鈴木則勝総合政策課長 市民提案事業、今年度は400年記念ということですが、今後続けていくという形になれば、全体的に提案事業の進め方というようなことになろうかと思しますので、私のほうからお答えさせていただきたいと思いますが、目的が市民が活躍できる場になる、それが目的としてできないだろうかというようなことで、御提案いただいたものかと思します。

そういった点も踏まえまして、やはり今年度してきたところが、やはり市民の方が活躍した上で、今後の新庄市の未来にどうつながっていたか、そんなところはしっかり検証しながら、今後の展開というのを考えていかなければならないんだらうなというふうに思っておりますので、やはりこういった市民の活躍の場をつくっていくというのはちょっと大変重要なことで、まちづくりの中でも必要なことかと思します。

今年度の中でも、やはり行政と市民と一緒に地域を盛り上げるために市民提案事業をしてきたということで、市長のほうからもお答えいただいたところですが、やはりこれは市民

協働のまちづくりのような観点の中で、やはり一緒になって何ができるか、そういったところは、様々な観点から検討させていただければというふうに思っております。

以上であります。

7 番（山科春美議員） 議長、山科春美。

佐藤卓也議長 山科春美議員。

7 番（山科春美議員） ぜひ、やはりそうですね、やはり本当に育て上げていくというか、やはり市民の皆様が創造性を働かせて自由な発想の下、各団体がつくり上げていったと、そういったところに感動が生まれるし、その感動が魅力あるまち新庄市につながっていった、そういう事業を新庄市が行っているんだよということで、また人口増にもつながると思いますし、そういった新庄市に行ってみたいという方も増えまして、関係人口にもつながっていくと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

例えば、そういった事業ですけれども、いろいろ他市とかの事例ではまちづくりの提案を募集しますということで、市民と協働によるまちづくり提案事業とかやっているところもございますので、これは国の補助とかもある事業だと思しますが、そういったことも加味しながら、ぜひ市民が元気にできるイベントなどをつくっていただけるようお願いしたいと思います。

次、3番目のところの市の広報についてということで再質問させていただきます。

登録者が6,162名ということで、以前聞いていたよりも本当に増えたなというふうに思します。また、様々なこの機能があるんだなと思って、私も機能を使い切れていないところがあるので、もっともっと便利な機能のところも伝えていって、登録者を増やしていけたらなというふうに思っております。

市民の皆さんの声で、災害、イベント情報、ごみの収集日が分かるということで、とても便利だというふうに、結構聞きます。また、今年

は新庄開府400年記念市民事業など、様々な情報もLINEで知ることができて、改めてこれだけのイベントがあって、また、様々な情報発信がなされているということが分かりました。

本当に初めてもう新庄市に來られて転入していた方からも、内容を見て、すごく活性化されているんだな、魅力あるまちなんだなということも理解できるんじゃないかと思います。

また、他町村の方々も、市の公式LINEに登録している方もいて、様々なイベント情報を見て参加されている方も多いと聞いております。最上郡内からも、通勤・通学などで新庄市に來られる方も多いようですけれども、市のイベントを見ている方もすごく多いなというふうに思います。

けれども、ちょっと自分が興味や関心のあるイベントがあったときに申し込んだんですけれども、それはちょっと新庄市民しか行けないという何か行事もあったということも、他の市町村の方から言われたこともあります。

本当に多くの方が登録されておりますけれども、広域性のあるものとなっておりますが、やはり今後の何か公式LINEの方向性について、また再度、他の町村の方とかたくさんの方が見ているということで、それももうちょっと発信してきたらいいかと思うんですけれども、そのあたりについてお聞かせください。

鈴木則勝総合政策課長 議長、鈴木則勝。

佐藤卓也議長 鈴木総合政策課長。

鈴木則勝総合政策課長 LINEの登録者数が11月時点で6,162名、令和6年度末、令和7年の3月時点では4,800数人ぐらいでしたので、ここ数か月でかなり2割以上が増えたなということで、登録いただきまして、市の情報も大変伝わるようになったかと思っております。

ただ、登録数がどのぐらいが妥当なのかというのはなかなか難しいところで、市内の世帯数から見れば半分程度というようなこともあります。

ですので、やはり今後もっとこう広く周知しながら登録いただいて、市民に情報がより届くようなことで工夫をしてみたいと考えております。

御案内の仕方としましては、市報の先頭のページにQRコードを載せながら、そういったところで誘導するようなこともしておりますけれども、なかなか手法がそこで即ダイレクトに行くとも限りませんので、今後は何かチラシとかいったものを作ったことはございませんでしたが、そういったもの、ちょっと下にポスター掲示など、いろいろ工夫しながら、周知に努めてみたいというふうに考えているところであります。

7 番（山科春美議員） 議長、山科春美。

佐藤卓也議長 山科春美議員。

7 番（山科春美議員） ぜひよろしくお願いいたします。

本当に高校生の方にも登録していただいて、もし卒業して一度ちょっと新庄を離れることもあったとしても、何か当市の情報を見て、ふるさとのことを思い出して、新庄まつりには帰ってきたいとか、郷土愛の醸成にもつながることもあると思いますので、ぜひ皆さんで登録していただきたいなというふうに思います。

最後に、農林専門職大学の連携についてということですが、改めて市長の答弁から見て、様々なことの取組をされているんだなというふうに、ちょっと改めて思わせていただきました。そういったところの市民への周知というのはされていますでしょうか。お聞かせください。

大江 周農林課長 議長、大江 周。

佐藤卓也議長 大江農林課長。

大江 周農林課長 私のほうからは、農林専門職大学との連携の周知についてということで答弁させていただきます。

農林専門職大学と連携してやっている事業に

つきましては、うちのほうではスマート農業という形でやっておりますけれども、そのほかに農林専門職大学のほうで、市民向けのセミナーということを行っております。そちらは先ほどありましたけれども、LINE等を使いまして、市民の方に周知をしているところでございます。

7 番（山科春美議員） 議長、山科春美。

佐藤卓也議長 山科春美議員。

7 番（山科春美議員） すみません。市民への周知と私、ちょっと間違っただけなんですけれども、こういったことを新庄市と連携してやっているんだということをもうちょっと、市民の方々がどういうことやっているんだろうっていうふうにおっしゃっていることを聞いたので、そのことでした。

LINEとかでもいろいろな情報を聞きまして、ありがとうございます。

最後なんです、先日11月28日に、市議会でも議員研修会ということで、青森大学の教授の佐藤教授と共に、サウンドカードで考える10年後の新庄の未来ということで、専門職大学の学生と意見交換をしてきました。

陸前高田から来た方とか、あと、また新潟から来た方、本当に新庄のいいところも、また、こういうところがちょっとお願いしたいなというところもありました。

でも、その陸前高田から来た子供は、新庄でこの雪国なんだけれども、おいしい果樹を育てたいみたいな形で、新庄市の未来のことについて目をきらきらさせながら言っている方もおりましたので、本当にすばらしい学生たちがこの地に大学があるということであるということで、すごく明るい未来を感じたところです。これからも、さらなる連携を深めていっていただきたいと思います。

以上です。

佐藤卓也議長 ただいまから10分間休憩いたします。

す。

午後1時50分 休憩

午後2時00分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

高橋富美子議員の質問

佐藤卓也議長 次に、高橋富美子議員。

（15番高橋富美子議員登壇）

15番（高橋富美子議員） 定例会2日目、9番目に質問いたします新政・結の会の高橋富美子でございます。

通告に従いまして、一括方式にて一般質問をさせていただきます。

1点目は、子宮頸がん及びHPV関連がんの撲滅に向けてです。

今回は、女子定期接種の現状と男性接種への助成についてお伺いいたします。

子宮頸がんは、予防可能ながんでありながら、依然として若年女性の命を脅かす深刻な疾患です。日本では、年間約1万人の女性が子宮頸がん罹患し、約2,900人が子宮頸がんによって亡くなっています。HPVワクチンの接種率が一時的に著しく低下した影響により、今後数十年にわたり、予防可能だったがんによる罹患と死亡が増加することが懸念されております。

令和4年度から令和6年度に実施されていたHPVワクチンのキャッチアップ制度が終了し、令和7年度から、新規で接種できるのは小6から高1の定期接種対象者のみとなっています。

厚生労働省が公表した令和4年、令和5年、令和6年度の都道府県別の接種率では、全国的に毎年度回復傾向にあるものの、地域差が生じていることも明らかとなっています。

また、年齢別に状況を分析した生まれ年度ごとの累積初回接種率では、令和6年度末時点の公費最終年度である高1及びキャッチアップの方は20%程度、標準接種年齢である中1終了時点では約25%と公表されています。

世界保健機構WHOは、2030年までに、女子の90%が15歳までにHPVワクチンを接種することを目標に掲げ、子宮頸がんの撲滅を国際的に推進しています。

このようなことから、接種率をさらに上げていくために、本市においても積極的な取組が不可欠であると思います。そこで、これまでの取組内容と今後のさらなる施策について、お伺いいたします。

1、女子定期接種の接種状況について。

2、令和6年度及び令和7年度の対象者の啓発状況について。

3、令和8年度以降、定期接種全学年の未接種者に対して、毎年、接種勧奨通知を行ってはいかがでしょうか。

次に、男性への接種についてお伺いいたします。

今年8月に、日本でも9価HPVワクチンの男性への接種が承認されました。男性も、HPV感染による肛門がんや尖圭コンジローマなどの疾患に罹患するリスクがあり、ワクチン接種でこれらの疾患を予防することができます。

また、HPVワクチンを男女双方に接種することで社会全体のHPV感染率を下げ、集団免疫効果が得られたといった報告もありました。子宮頸がん及びHPV関連がんを減少させるために、男女ともに予防していくことが重要と考えます。

実際に、HPVワクチンは80以上の国と地域で男女ともに定期接種の対象となっており、G7諸国の中で男性への定期接種が実施されていないのは、日本のみとなっています。

現在は、男性への接種は全額自己負担であり、

9価ワクチンを3回接種すると約10万円と、接種費用が大変高額です。経済的負担を理由に、ワクチン接種を諦める市民もいらっしゃると思います。

こうした状況を受け、国の定期接種化を待たずに自治体独自で接種費用の助成を開始する動きが全国的に広がっており、現在60以上もの自治体において任意助成が実施されています。

そこで、お伺いいたします。

本市においても、HPVワクチンを男性に任意助成してはいかがでしょうか。

2点目に、子供のネット依存、ゲーム依存対策についてお伺いいたします。

子供のインターネット利用時間が増加しているという話題は、多くの保護者の間でも関心が高まっていると感じます。

こども家庭庁の調査によると、令和5年度時点で、10歳から18歳までの青少年のスマートフォン利用率は、98.7%となっております。また、インターネットに触れる年齢が、以前よりも低下する傾向が明確になっています。

オンライン学習や情報収集の機会が増えた一方で、長時間にわたってインターネットを利用することで、様々なリスクが懸念されるようになっていきます。ネット依存、ゲーム依存から子供たちを守るための対策について、お伺いいたします。

1、本市の小中学生のネット依存の状況把握について。

2、ネット依存、ゲーム依存が及ぼす身体や心への悪影響についてはどのような見解をお持ちでしょうか。

3、それらの悪影響に対して、どのような啓発活動をなされているのでしょうか。

4、ネット依存、ゲーム依存の悪影響の中で、睡眠不足による健康被害が大きく取り上げられますが、どのような対策を講じられていますか。また、児童生徒の実態調査を行う必要性について

て、お伺いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

山科朝則市長 議長、山科朝則。

佐藤卓也議長 山科市長。

(山科朝則市長登壇)

山科朝則市長 それでは、高橋議員の御質問にお答えします。

子供のネット依存、ゲーム依存対策につきましては、教育長が答弁しますので、よろしくお願いいたします。

初めに、子宮頸がん等の撲滅に向けた取組についての御質問であります。本市では、子宮頸がんワクチン接種について、定期接種のほか、国による積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方を対象にしたキャッチアップ接種を実施してまいりました。また、今年度はキャッチアップ接種の経過措置として、令和4年度から令和6年度までのキャッチアップ接種期間で接種が完了しなかった方を対象に、無料接種期間を令和8年3月31日まで延長しており、接種率向上のため、勧奨周知に努めているところであります。

本市における女子定期接種の接種状況であります。令和7年10月末時点での概算の初回接種率は、高校1年生で63.2%、キャッチアップ接種経過措置対象者では47.4%となっております。

次に、令和6年度及び令和7年度における子宮頸がんワクチン接種対象者に対する周知についてであります。標準的な接種期間が始まる中学1年生及び定期接種の最終年度となる高校1年生、キャッチアップ接種対象の未接種者に対し、個別勧奨を各年度で行うとともに、市報への記事掲載やLINEなどでも周知を行ってまいりました。また、市独自にポスターを作成し、医療機関に対して掲示の御協力を依頼しております。

また、今後、定期接種全学年の未接種者に対

し、毎年接種勧奨を行ってはどうかとの御意見であります。引き続き、様々な媒体を活用しながら、効果的な周知広報により、接種率向上に向けた取組を推進してまいります。

次に、子宮頸がんワクチンの男性への接種についての御質問であります。男性を対象とした子宮頸がんワクチンにつきましては、令和7年8月に肛門がん及び尖圭コンジローマへの予防効果が承認され、国において定期接種化を検討しているところであります。

国の厚生科学審議会においては、ワクチンの有効性、安全性は一定程度確認されておりますが、費用対効果に課題があるとされ、対象者の設定も含め、引き続き議論を継続していくとされております。

本市といたしましては、国の動向を踏まえながら、今後の対応を検討してまいります。

以上、壇上からの答弁とします。

津田 浩教育長 議長、津田 浩。

佐藤卓也議長 津田教育長。

津田 浩教育長 それでは、私から、ネット依存、ゲーム依存対策についての御質問にお答えいたします。

初めに、ネット使用状況の把握についての御質問にお答えいたします。

児童生徒の使用状況につきましては、昨年度まで、小学校6年生、中学校3年生を対象とした全国学力・学習状況調査の質問の中に、1日当たりどれくらいの時間ゲームをするか、また、SNS利用や動画視聴するかという項目がございました。

結果は、どちらの学年ともに、ゲーム、SNS等とも3時間以上と答えた割合が全体の3割から4割を占め、全国平均よりも高くなっており、中にはネット依存が疑われる状況もあるというふうに把握しているところでございます。

次に、ネット依存、ゲーム依存が及ぼす悪影響についての御質問でございますが、身体的影

響といたしましては、睡眠不足や視力の低下、精神的影響として、感情の不安定化や思考力の低下が考えられます。また、それらによって社会性が低下し、将来の自立が妨げられてしまうことを危惧しております。

最後に、悪影響に対する啓発活動と対策についての御質問でございますが、併せてお答えいたします。

各学校におきましては、道徳や家庭科、保健体育などの教科の学習として、ネットやゲーム等との関わり方や危険性について学ぶとともに、最上教育事務所青少年指導担当や警察署等の外部講師を招いて、教員や児童生徒向けの講話を行っております。

また、PTA主催により、保護者を対象とした家庭でのネットの扱い方研修を開催したり、児童生徒会が主体となって適正なスマホ利用について自分たちでルールづくりを行い、実践している学校もございます。

ゲームやネットへの依存が心配される場合には、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの協力を得るとともに、必要に応じて医療機関等の専門的なアドバイスを基にした対応を求めてまいります。

ですが、そうなる前の段階として、学校、家庭、児童生徒が連携し、適切な使い方を学んでいくことが大切であるというふうに考えております。また、児童生徒の実態把握についても、独自の調査が必要と考えておりますので、どのような方法で実施していくか、研究してまいります。

以上でございます。

15番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

佐藤卓也議長 高橋富美子議員。

15番（高橋富美子議員） 御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。

初めに、子宮頸がん及びHPV関連がんの撲

滅について、お伺いします。

先ほど、定期接種の接種状況についてお伺いしました。山形県は、子宮頸がんワクチンの定期接種、16歳時点の接種率で全国1位との報道がありました。これは本年3月末時点でのデータで、山形県の16歳女性の累積初回接種率、1回以上接種した割合で82.1%で、全国平均の55.8%を大きく上回っているということでした。

本市の接種率も先ほどお伺いしましたが、全国平均よりは上ですけれども、まだ山形県の接種率には届いていない状況だと思います。この点で、再度、どういったら接種率を上げることができるのか、お伺いしたいと思います。

佐藤朋子健康課長 議長、佐藤朋子。

佐藤卓也議長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 子宮頸がんワクチン接種のさらなる接種率向上に向けた取組、今後について御質問いただきました。

本市におきましては、個別通知の勧奨通知とともに啓発活動に取り組んでまいったところですが、今年度10月におきましても、個別の勧奨通知ということで、高校1年生の最終年度の方々に対して個別の通知をお送りしております。まだ未接種の方が50数名いらっしゃることから、こうした方々に何とか年度末までに接種をしていただきたいと考えておりますので、年度末にかけて、さらなる広報も含め、周知について実施してまいりたいと考えております。

以上です。

15番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

佐藤卓也議長 高橋富美子議員。

15番（高橋富美子議員） ありがとうございます。

はがきでの個別勧奨を10月にということで、まだ50数名の方が未接種だということ、また、年度末に勧奨の通知をしていただくということで、ありがとうございます。

先ほども市長の答弁にありましたけれども、

市報の特集とか、LINEでの周知、また、本市独自のポスターを作っていたり、チラシの啓発を行っていただいていることが、まずは接種率の向上につながっていると感じております。ありがとうございます。

昨年の12月の定例会においても子宮頸がんについて質問をさせていただきまして、その中で、出前講座の実施についてお伺いいたしました。

市長からは、「学校における子宮頸がんについて学ぶ出前講座の提案についてはありますが、本市では、心の教育などの学校と連携した取組を行っておりますので、他の事業と組み合わせて子宮頸がんについて学んでいただける取組を検討してまいります」との答弁をいただきました。

このことについて、その後の進捗状況等についてお尋ねいたします。

佐藤朋子健康課長 議長、佐藤朋子。

佐藤卓也議長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 出前講座の取組についての御質問にお答えいたします。

昨年度、心の教育とともに組み合わせた検討ということでお話しさせていただき、今年度、SOSの出し方教育ということで、市内の中学と実施させていただいた際に、組合せについて検討いたしました。SOSの出し方教育につきましては、外部講師の方を招いて、アンケート調査も実施してということで、組み合わせた時間にちょっと制限があるということで、実施には至っておりません。

議員おっしゃるような出前講座につきましては、国において優良事例として紹介されておりますので、今後とも引き続き出前講座の実施に向けて検討してまいりますので、よろしくお願いいたします。

15番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

佐藤卓也議長 高橋富美子議員。

15番（高橋富美子議員） 様々な自治体でい

ろなやはり出前講座をされておりまして、親子で一緒に受けることで、子宮頸がんについてよく学ぶことができているということを伺っております。

今、課長のほうから答弁いただきまして、今後検討してまいりたいということなので、本当に早い実施をお願いしたいと思います。

次に、定期接種者、全学年の未接種者に対して、毎年接種勧奨通知を行う必要性について、再度お伺いしたいと思います。新庄市においては、小学校6年生と最終年度高1ということで、2回勧奨通知を出されているということでしょうか。お願いします。

佐藤朋子健康課長 議長、佐藤朋子。

佐藤卓也議長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 定期接種対象年齢の方々に対する勧奨通知の時期という御質問でございますが、本市におきましては、中学1年生と、最終年度であります高校1年生の方への勧奨通知をお出ししております。

小学校6年生の方につきましては、希望があれば接種可能ということで、お問合せいただく形で広報しているところでございます。

以上です。

15番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

佐藤卓也議長 高橋富美子議員。

15番（高橋富美子議員） 中学校1年生と高校1年生ということで、分かりました。

ワクチン接種の啓発に先進的に取り組んでいる宮崎市の事例を紹介したいと思います。

宮崎市は、接種率が大変もう全国でも後ろから数えたほうが早かったということで、いろいろな取組をされたということです。その中で、産婦人科医による各中学校での出前講座、これは参観日等での実施で、保護者にも働きかけをしたそうです。また、テレビCM、ウェブ広告の配信、新聞広告の掲載、そして接種勧奨はがきの送付等です。

これらの啓発活動の中で何より功を奏したのは、やはり接種が完了していない全対象者に送付した個別通知による接種勧奨だったと聞いております。

予防接種法で、定期接種については送付が原則義務化をされています。年1回送付の市町村が少なくないが、宮崎市の場合、内容や回数に特徴があります。2023年度は夏休み前と年度末に1回ずつで計2回、2024年度はこれまでに計4回送付をしています。

また、若い世代に自分の将来の健康のことを説いても、なかなか響かない。自分事として理解されにくい。そのようなことから、接種勧奨はがきに、機会を逃すと約10万円自己負担と強調するなど、頭に入りやすい内容を工夫しているということです。

再度になりますが、この定期接種対象の全学年に対して、毎年個別通知を行うことについて、再度お願いしたいと思います。

佐藤朋子健康課長 議長、佐藤朋子。

佐藤卓也議長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 宮崎市の事例を御紹介いただき、全学年への個別勧奨通知をしてはどうかという御質問をいただきました。

おっしゃるとおり、保護者様へのアプローチというのは重要であると考えておりますので、来年度の取組といたしまして、夏休みですとか、長期休みの前に、市独自の作成したチラシを学校を通して全保護者様に配布させていただきたいと考えておりますし、また、前回への個別勧奨通知につきましても、令和8年度の実施に向けて検討しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

15番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

佐藤卓也議長 高橋富美子議員。

15番（高橋富美子議員） 本当に前向きな御答弁をいただき、ありがとうございます。

来年度は夏休み前の実施、勧奨通知を出していただくということ、また、様々なチラシ等とかでということで、本当にありがたく思います。

9価ワクチンは、15歳未満では2回で接種を終了できるということで、被接種者の接種行為に対する負担軽減だけでなく、自治体にとっての費用の削減のメリットでもあると思います。本当に定期接種対象の全学年に対して毎年個別通知を行うことで、早期からの接種が進み、結果的に2回接種で終了する対象者も増えると感じますので、よろしくお願いいたします。

次に、HPVワクチンを男性に任意助成する件について、市長答弁では、国の審議会で今、審議を行っているということですが、費用対効果などについて、引き続き国の動向を見てという御答弁をいただきました。

本当に大切なパートナーを子宮頸がんから守るためにも、男性のワクチン接種は非常に重要であると考えます。

HPVワクチンは、子宮頸がんをはじめとするHPV関連疾患の予防に有効であり、男女ともに接種の意義があります。しかし、女子の定期接種率は依然として低く、男子は制度上の対象外であり、子宮頸がんやHPV関連がんの撲滅に向けて積極的に取り組んでいく必要があるとあります。予防できるがんで苦しむ市民を減らせる重要な施策です。

先ほどありました接種率向上に向けた全対象者へ毎年個別通知を実施していただくなど、接種勧奨の徹底と、男子への接種費用助成制度の導入の検討を要望いたしまして、この項目を終わります。

次に、子供のネット依存、ゲーム依存対策について、再質問をいたします。

初めに、本市の小中学生のネット依存の把握については、どれほどいるかということのあれは、使用時間、1日当たり、SNSとかゲーム3時間以上ですか、しているお子さんたちが全

体の3割から4割というお話でした。

2018年に厚生労働省の研究班が発表した調査結果によると、ネット依存が疑われる中高生の数は全国で推計93万人に上ることが明らかになりました。これは、中高生全体の12%から16%に相当し、スマートフォンの普及を背景に、2012年度の51万人に比べて約2倍に増加しています。中高生の7人に1人がネット依存の可能性があるという結果です。

スマホを日常的に使っていると、知らず知らずのうちにネット依存になっているかもしれません。

ネット依存のチェックリストというのがあるんですが、そういうものを使用して、児童生徒自身が早期に気づくことが大事だと思います。

このチェックリストは、8問中5問以上に当てはまると、依存の疑いが強いとなりますようです。生活習慣の乱れからも依存の疑いにつながるとは思いますが、こういった簡単なリストを活用していただき、ネット依存の把握をされてはいかがでしょうか。再度、お伺いいたします。

大町 淳学校教育課長 議長、大町 淳。

佐藤卓也議長 大町学校教育課長。

大町 淳学校教育課長 ただいま、ネット依存の把握についての御質問をいただきました。

学校におきましては、生活リズム調査等、各学校で独自に行っているものがございます。また、児童会・生徒会活動の中で、保健に関する委員会の生徒が実際にアンケート調査を行って把握しているものもございます。

学校におきましては、家庭科、また、保健体育、道徳等で、ネット依存につきましても、その生活リズムの在り方であるとか、健康に関わる部分について学習しておりますが、ただいま議員から御指摘いただきましたチェックリスト等も有効なものかと思っておりますので、その辺につきましても、子供たちが自分自身の生活を振り返る、また、自分自身の様子を知るため

にも必要だと思いますので、検討を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

15番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

佐藤卓也議長 高橋富美子議員。

15番（高橋富美子議員） ありがとうございます。

先ほど児童会、また、生徒会で使用時間を決めているということでしたが、こういった内容でしたでしょうか、お伺いしたいと思います。

大町 淳学校教育課長 議長、大町 淳。

佐藤卓也議長 大町学校教育課長。

大町 淳学校教育課長 それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

これはある学校の一例ではございますが、中学校区におきまして、中学生については、SNS等を含む携帯電話の使用時間につきまして、7時から22時まで、また、小学生、1年生から6年生につきましては、7時から21時までというようなことを子供同士で考えて、提案をしております。

また、併せまして、テスト期間中につきましてはSNSの使用を控える、また、悪口など相手が傷つくような言葉は使わないといったようなことも、生徒会が中心になって呼びかけているところでございます。

以上です。

15番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

佐藤卓也議長 高橋富美子議員。

15番（高橋富美子議員） 児童会・生徒会で、自主的にそういった9時以降は使用しないというふうなことを取決めをされているということですが、この時間等に対しては守られているのか、こういったふうになっているのでしょうか。お願いします。

大町 淳学校教育課長 議長、大町 淳。

佐藤卓也議長 大町学校教育課長。

大町 淳学校教育課長 それでは、時間等が守ら

れているかということに對しまして、お答えいたします。

やはりこれにつきましては、なかなか子供たちの家庭生活の中で見えにくくなっている部分があるかと思ひます。

ただ、各学校のPTAにおきましては、大変やはりこのネット、携帯電話等の利用については保護者の方々も問題視されており、ある学校におきましては、警察等の関係機関、また、県の家庭教育アドバイザーの方から子育てという観点から講演をいただくなど、そのような形で各保護者の方も大変危機感、また、課題意識を持っておられると思ひております。

子供たちには、やはりこういうネットにつきましては大変魅力的な部分があるかと思ひます。ただルールをつくったり、ただ使うなど言っても、なかなか難しい面もあるかと思ひます。

代替という意味で、御家族と一緒に時間を過ごす中で、携帯電話以外の、例えば今日の学校生活の様子であるとか、また、一緒にカードゲーム等をする時間であるとか、そういう代替という部分でも、保護者の方にも御協力いただきながら、学校では正しい知識、判断力を磨き、家庭で実践力を磨くということを、家庭にも御協力を求めてまいりたいと思ひております。

以上です。

15番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

佐藤卓也議長 高橋富美子議員。

15番（高橋富美子議員） 本当に先ほどありました、見えにくい、やはり分からないですね。部屋に入ってから、もう9時になってもやっている子もいるかもしれないんですけども、やはりそういった点は、やはり学校はもちろんあれですけども、やはり家庭での取決めというか、家庭でのコミュニケーションが大切なんだなということを今感じたところです。

前に、何かPTAの方でつくられたのかどう

か、ちょっとその辺お聞きしたいんですが、子育て10か条について、ちょっと教えてもらいたいんですけども。

大町 淳学校教育課長 議長、大町 淳。

佐藤卓也議長 大町学校教育課長。

大町 淳学校教育課長 今お話にございました、新庄子育て10か条につきまして、御説明申し上げます。

これは、令和4年2月に新庄市のPTA連絡協議会のほうでつくっていただいた、本市の子供たちの家庭での過ごし方等を含めた10か条でございます。

一例を申し上げますと、第7条には「早寝・早起き・朝御飯、生活リズムを守れる新庄っ子」、また、第8条には「家族の絆を深め、いつも笑顔の新庄っ子」というものがございます。

これにつきましては、各学校におきまして、4月のPTA総会等、様々な折に、この10か条につきまして、PTAの方にお声がけをいただいているところでございます。

今年度行いました市のPTA連絡協議会におきましても、各校の代表の皆様、また、各校の校長等が集まった際に、この10か条につきまして話し合いも行ったところであります。

以上です。

15番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

佐藤卓也議長 高橋富美子議員。

15番（高橋富美子議員） PTAの連絡協議会でというお話でした。

さらに、例えば各御家庭に掲示していくなどして、その子育て10か条について、事あるごとに目につくようなことを考えていただければなと思うんですが、どうでしょうか。

大町 淳学校教育課長 議長、大町 淳。

佐藤卓也議長 大町学校教育課長。

大町 淳学校教育課長 ただいまの御提案でございますけれども、このプリントにつきましては、各学校におきまして各御家庭にもお配りしてい

るものかと思いますので、ぜひ御家庭で、ただ配られただけではなくて、御活用いただけるような、PTAの活動と連携しながら、学校、また、教育委員会でも進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

15番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

佐藤卓也議長 高橋富美子議員。

15番（高橋富美子議員） 生活の基本であると思いますので、学校でも家庭でもお声がけをよろしくお願いいたしますと思います。

ネット依存、また、ゲーム依存、依存症はいろいろあるんですが、このほかにも介護の依存症とかアルコール依存症、ギャンブル依存症と、様々な依存症があります。やめようとしても、なかなかやめることができない。脳の異常であったり、時々そういうこともなっております。

依存症が長く続くと、身体や精神面への影響はもちろん、周囲の方との人間関係が破綻したり、経済的な混乱に陥ることもあります。一人で悩むことのないように、心の相談窓口、もう新庄市であります、相談体制の確立について、ちょっと何か手だてがあれば、お知らせください。

大町 淳学校教育課長 議長、大町 淳。

佐藤卓也議長 大町学校教育課長。

大町 淳学校教育課長 それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

本市におきましては、電話相談、また、子供たちのタブレットを活用したインターネットを使っている相談等もございます。

また、各学校におきましては、中学校区にスクールカウンセラー等も配置されておりますので、中学生はもちろん、小学生、また、その保護者の方も含めて、心配なことがあれば御相談できる体制を整えております。

そして、何よりも御家庭、また、担任のほうがお子さん方の朝の様子であるとか、様々な子供たちの様子について、アンテナを高く張って

子供たちの様子を見守り、そして必要な場合には助言、また、相談に乗るということをお心がけていくことが大事だと思っておりますので、今後もそのような形で子供たちの状況の把握に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

15番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

佐藤卓也議長 高橋富美子議員。

15番（高橋富美子議員） ありがとうございます。

その相談体制というか、様々ありますけれども、そういった本当に依存症がないのが一番いいんですけれども、依存症になられた家族会の方とかもいらっしゃいまして、体験談とか、そういったものを聞く機会とかがあればいいのかなと思っております。そういった講演会などの開催等などについてはどのようにお考えでしょうか。

佐藤卓也議長 暫時休憩いたします。

午後2時39分 休憩

午後2時40分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

佐藤朋子健康課長 議長、佐藤朋子。

佐藤卓也議長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 それでは、私のほうから、依存症を含めたそういった家族会の方などの講演会の開催をしてはどうかという御質問にお答えさせていただきます。

本市では、メンタルヘルス、精神保健の分野におきまして、様々な関係機関と協議会、会議等を開催してございます。

御意見ありました家族会の講演会、そういったところをお話しいただける団体があるのかどうか含めまして、調査してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

15番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。
佐藤卓也議長 高橋富美子議員。

15番（高橋富美子議員） ありがとうございます。

11月の初めに、酒田市主催でこういったネット依存についての講演会がありまして、私も受講させていただきました。

最後のほうで精神科の先生のお話の中にあつたんですが、「デジタルとともに生きる時代、必要なのは禁止ではなくバランスだ。また、スマホやゲームは脳の仕組みと設計によって、やめにくくできている。原因は意志の弱さではない、誰にでも起こり得る。生活リズムや感情の変化に早く気づくことが大切だ。叱るより整える。人との関係、日常の安心、褒められる体験が自己制御を育てる。完璧を目指さず、昨日より少しうまくいったで十分だ」という締めくくりの挨拶がありました。

本当に未来を担う小中学生、子供たちの未来のために、私たち大人がしっかりと姿勢を見せていかなければならないなと実感しております。今後ともよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

佐藤卓也議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後2時42分 休憩

午後2時52分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

辺見孝太議員の質問

佐藤卓也議長 次に、辺見孝太議員。

（9番辺見孝太議員登壇）

9番（辺見孝太議員） 本日最後に質問に立ち

ます議席番号9番、新政・結の会の辺見孝太です。

大変お疲れの時間帯となりますが、最後までどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従い、質問させていただきます。

初めに、財政調整基金の適正規模と効果的な活用についてお伺いします。

新庄市では、災害復旧地方債の繰上償還、その他財源の不足が生じたときのため、財政調整基金を設置しておりますが、新庄市で現在積み立てている財政調整基金について、標準財政規模の5%から10%と言われる適正規模と照らし、残高をどのように評価しているか、お伺いします。

また、財政調整基金の適正規模を確保した上で、地域課題の解決や住民サービスの向上、将来的な税収を伸ばす事業へ、交付金と組み合わせて効果的な活用ができないか、お伺いします。

続いて、タクシードライバー不足への対応についてお伺いします。

新庄市では、タクシードライバー不足によりタクシーの運行台数が減少し、市民や観光客の移動の足に影響が出ています。今後、ドライバーの高齢化により、さらなる運行台数の減少が予想されますが、市としてこの問題をどのように考えているか、お伺いします。

最後に、屋内遊戯場の検討状況についてお伺いします。

新庄市こどもスマイルプラン策定に当たって実施したニーズ調査及びアンケートでは、屋内遊戯施設の充実へのニーズが高く、令和7年度施政方針においても、屋内型の子育て支援施設整備の在り方や方向性について検討を進めるとありますが、現在の検討状況についてお伺いします。また、整備に当たっての課題等についてもお伺いします。

以上、御答弁よろしくお願いいたします。

山科朝則市長 議長、山科朝則。

佐藤卓也議長 山科市長。

(山科朝則市長登壇)

山科朝則市長 それでは、辺見議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、財政調整基金についての御質問ですが、財政調整基金の残高は、令和6年度末現在で25億6,700万円となっております。

財政調整基金につきましては、災害などの不測の事態や年度間の財源不足に備える目的で設置しており、積立額の目安といたしましては、一般的に標準財政規模の10%から20%とされております。

本市の標準財政規模から算出しますと、およそ10億円から20億円が目安となりますが、昨年度の豪雨災害への対応を振り返りますと、12月までの補正予算の財源として、一時的にはありますが14億円を財政調整基金から繰り入れており、大規模災害への備えとしても、20億円程度は必要と捉えております。

また、御質問の地域課題の解決や市民サービスの向上、将来的な税収を伸ばす事業の実施に向けた財源といたしましては、まちづくり応援基金や市有施設整備基金などの特定の目的に対応した基金の活用を想定しております。

国においても地方創生を進めているところであり、本市といたしましても、DXのさらなる推進や地域経済の循環を図るため、時期を逸することなく、新たな事業に積極的に取り組む必要があると考えておりますので、既存事業の見直しにより、一般財源の確保に努めるとともに、各種基金や交付金などの財源を効果的に活用することで、地域課題の解決に取り組んでまいります。

次に、タクシードライバー不足への対応についての御質問にお答えをいたします。

昨年度、市内タクシー事業者1社が廃業するなど、本市におきましてもタクシーの運転台数

が減少し、市民の皆様や観光でお越しいただく方々の移動手段に影響が生じていることは、事業者からお聞きしております。

また、全国的にもドライバーの高齢化が進行しており、従業員の確保が困難な状況にあることから、今後さらにタクシードライバー不足が深刻化することが懸念されております。

市といたしましては、市民や観光客をはじめとする利用者の皆様の移動の足に影響が出ないような環境の整備を目指していきたいと考えております。

具体的には、ドライバーの確保、市民や観光客の移動手段の確保などの取組を中心に、交通事業者や関係部署と連携しながら、対応策について検討してまいりたいと考えております。

次に、屋内遊戯場の検討状況についての御質問にお答えいたします。

人口減少が進む状況において、未来を担う子供たちが健やかに育つ環境を整えることは、まちづくりにおける重要な課題の一つと捉えており、これまで先進地の視察等による調査研究を行ってまいりました。

その中で、既存の公共施設を再利用する場合や、新たに施設を整備する場合など、様々なケースについて検討しているところでありますが、既存公共施設の活用については、施設の規模や空調設備などの面に課題があると認識しております。また、新たな施設を整備する場合におきましても、工期や多額の建設費、維持管理費の確保が大きな課題と認識しております。

こうした状況を踏まえ、既存施設であるわらすこ広場のリニューアルによる機能向上や民間活力の導入、最上地域での連携など、幅広い選択肢を視野に入れる必要があると考えております。

整備に当たっては、将来的な人口動態や財政負担を見据え、持続可能な施設となるよう、他の公共施設との複合化なども含め、多角的な視

点から引き続き検討を進めてまいります。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

9 番（辺見孝太議員） 議長、辺見孝太。

佐藤卓也議長 辺見孝太議員。

9 番（辺見孝太議員） ありがとうございます。

それでは、財政調整基金の適正規模と効果的な活用について、再質問をさせていただきます。

基金残高が25億6,700万円というところで御回答いただきました。

標準財政規模の10%から20%、災害で14億円ほど使ったので一時的ですか、20億円ほどは欲しいんだという御回答だったと思いますが、昨年の答弁では、標準財政規模の10%、10億円から15億円が適正というような答弁がございました。

また、中期財政計画、令和4年度から令和8年度の基金残高の見通しでは、こちらも標準財政規模の10%以上は最低でも残高を確保していきたいというところで、基金の見通しでは、令和8年度末残高は約14億5,100万円を入れ込んでいるという資料がございまして、こうした見通しより今、上振れている状況なのかなと思っています。

災害とかを経験して、ちょっと目安のほうを変えられているのかなと思いますが、近年の自然災害や、また、将来的な人口減少による税収の先細りまで踏まえて、先ほどおっしゃった20億円というのが一つ、今の目安であるか、お願いいたします。

川又秀昭財政課長 議長、川又秀昭。

佐藤卓也議長 川又財政課長。

川又秀昭財政課長 財政調整基金の適正規模というふうなことでの御質問ですけれども、過去に適正規模というふうなところで、10%程度というふうなところで発言した経緯はあるかと承知しておりますが、一般的には、その前は5%程度というふうに言われておりまして、その後10%程度というふうに言われてきたわけですが

れども、ここ数年の大規模災害の頻発によりまして、全国の自治体で適切適正とする規模についてはばらばらな捉え方になっておりますが、15から20%程度必要ではないかという自治体が増えてきているというふうなところが現状としてあります。

その中で、今回、市長も答弁申し上げましたけれども、昨年、一時的ではありますが、14億円を一時的に執行の段階で支出したというふうなところから、今現在は、標準財政規模の20%程度は、新庄市にしてみれば20億円程度でありますけれども、必要ではないかと捉えております。

質問にありました、将来の人口減少の先細りを見据えた上での20億円ということもあるのかというふうなところになりますけれども、また、先の将来につきましては、人口減少によって税収も減ってきますと、予算規模全体が縮小してくるというふうなところも想定されますので、5年後、10年後、20年後に適正な規模の新庄市の予算というのが一体幾らなのかというところも変わってくると思いますので、段階的にはちょっとずれてくると思っておりますので、この20億円というのは、今現在必要と捉えている数値と捉えていただければと思います。

以上でございます。

9 番（辺見孝太議員） 議長、辺見孝太。

佐藤卓也議長 辺見孝太議員。

9 番（辺見孝太議員） 分かりました。

我々議会では議会報告会を行っておりますが、その中で感じることをして、新庄市は過去に財政危機を経験しており、やはりまた危機になってはいけない、大切な税金を浪費されたくないという感情をお持ちの方が多く感じています。

その一方で、現在の財政が過去とは違うんではないかということを認識されている方も当然おりまして、財政状況の過去との違いに対する質問や、余裕があるのに、決算で黒字が出てい

るのに、サービスが増えないんじゃないかという意見も、先日いただいたところであります。

私としては、こうした市民の方々の思いに寄り添い、過去の経験を前向きに生かして、20億円という目安をお伺いしましたけれども、その適正規模をしっかりと守った上で、無理に基金を取り崩してくださいということではないんですけれども、適正規模を超えた部分については、財政調整基金に積むだけではなくて、人口減少対策や、例えばふるさと納税の返礼品の強化など、将来の税収を増やす取組に効果的に御活用いただければ、将来の備えにもなるかと思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

川又秀昭財政課長 議長、川又秀昭。

佐藤卓也議長 川又財政課長。

川又秀昭財政課長 ただいま辺見議員おっしゃったとおり、確かに25億円という適正規模をオーバーしているような数字に現実としてなっておりますので、その部分については、ため過ぎではないかというふうな一部声があるというふうなところは承知しておりますし、市側といたしましても、あまりため過ぎては、やはりサービス、行政サービスに還元すべきであるというふうなところは考えているところであります。

ただ、財政調整基金につきましては、御存じのとおり、著しく財源が不足した場合でありますとか、あと災害等緊急な場合というふうな特定目的の中での積立てとなっておりますので、今後、補正予算とかを組む際に、全体的に不足した場合については、そういう効果的に市民サービスに還元するような事業に一旦は支出させていただいて、その後剰余金が出るようであれば、施設整備基金でありますとか、ほかの目的の基金に積替えをするなどしながら、適正な規模に少しずつ持っていくなどの手法などもできないかというところで、内部で検討しているところであります。

おっしゃるように、住民サービスにそのオー

バーした部分については還元してまいりたいなというふうには捉えております。

以上です。

9 番（辺見孝太議員） 議長、辺見孝太。

佐藤卓也議長 辺見孝太議員。

9 番（辺見孝太議員） 分かりました。

税収を伸ばす事業ということについて、少し視察先のお話をさせていただきたいのですが、先日、茨城県境町に、産業厚生常任委員会で視察に行つてまいりました。

境町へは子育て支援の視察で伺ったのですが、視察の中で、切っても切り離せない話として、ふるさと納税の取組もお伺いする機会がございました。

境町では、現在、ウナギの産地ではないのですが、ウナギの加工場をまちが建設し、業者にテナントで入ってもらい、焼きとパック詰めを行い、そうすることでふるさと納税の返礼品にできるということでした。返礼品として大変人気で、建設費用はそちらから回収できたということです。町民の方にもウナギを振る舞う機会を設けており、大変喜ばれているということでした。

これは、関東に物流拠点をもちたい九州の業者と利害が一致して実現したということですが、これも将来の税収を伸ばす投資という一例かなというところで視察をしてきたところですよ。

現在の財政調整基金の状況なんですけれども、様々コロナだとか、災害の交付金の戻しとかがあつて、意図してこういった目的でためないといけないよねというところでためた以上に積み上がっているという、積み上がってしまったというか、そういったところもあるのかなと思つておりまして、無理に、先ほども言っていますけれども、基金を取り崩してくださいということではなくて、基金を取り崩さずに必要な事業が行えていればいいんですが、もし必要以上にため込んだまま、人口減少や高齢化が進んでし

まうと、結果的に税収が下がれば規模も小さくなるというお話でしたけれども、再び財政危機ということになるようなことがないように、その意図せずにはまったかはちょっと私の想像なんですけれども、より戦略的に出していく必要があるのかなと思っております。

目的別の基金に積み替えていくというお話もありましたが、そういった戦略的なお金の使い方というのが市民からも求められていると思いますが、そのあたり、いかがお考えでしょうか。

川又秀昭財政課長 議長、川又秀昭。

佐藤卓也議長 川又財政課長。

川又秀昭財政課長 財政調整基金についての戦略的な出し方というふうな部分ですけれども、まず、財政調整基金につきましては、地方財政法の中で、実は決算額の剰余金が出た半分以上を翌々年度まで積まなければならないというふうな縛りがあります。

その中で、ですので年度間で裕福な年と言うとちょっと語弊がありますけれども、分かりやすく言いますと、そういった年に剰余金がいっぱい出た場合には、財政調整基金に万が一のために積まなければいけないというのが制度上ありまして、一方で、ぎりぎりの剰余金があり出ない年には積立てする額も当然低くなっていくわけなんですけれども、そういった年のために財政調整基金は積んでおかなければならないというふうなところがあるので、毎年そういう縛りの中でどうしても増えてきている部分というのは確かにあるかと思っています。

その一方で、やはり出し方については、まちづくり応援基金でありますとか、そういった部分との積替え、先ほど施設整備基金とか、そういった積替え部分も含めて、戦略的という言葉がふさわしいかどうかは別といたしましても、検討していかなければいけないというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

9 番（辺見孝太議員） 議長、辺見孝太。

佐藤卓也議長 辺見孝太議員。

9 番（辺見孝太議員） 交付金と組み合わせて効果的な活用ということで、通告に書かせていただきました。

この意味なんですけれども、今、様々な勉強会に出ておりますが、国の動向として、積極財政にかじを切り、補助率アップや新規メニューの拡充が増えていくのではないかという話をよく聞くようになりました。

こうした積極財政の流れが本当に来て、続くのかということは分からないんですけれども、積極財政で補助率が、様々な事業の補助率が上がったときに、そうした流れというのは当然永遠に続くわけではないと思っております。

だからこそ、国の動向を見極めて、令和8年度から本当に事業の補助率が様々上がっていく、拡充されるということであれば、この期間は特に積極的に市で事業を行ってほしいなど、勉強会に出て感じたところであります。

そうすることで、国や県の補助を最大限取っていく。これが国や県との連携ではないかなと思うんですが、そのあたりはいかがお考えでしょうか。

川又秀昭財政課長 議長、川又秀昭。

佐藤卓也議長 川又財政課長。

川又秀昭財政課長 国の地方創生の中で、やはり頑張る市町村を応援するというふうな中で、市町村が頑張った分だけ国でも交付金を支出しますよというふうな流れがあるかと思っておりますけれども、市長も答弁申し上げましたけれども、やはり財政調整基金そのものは特定目的がある基金でありますので、その辺をうまく活用しながら、まちづくり応援基金でありますとか、そのほかの目的に応じた基金を活用して、そういった地方創生のメニューを効果的に活用していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

9 番（辺見孝太議員） 議長、辺見孝太。

佐藤卓也議長 辺見孝太議員。

9 番（辺見孝太議員） よろしくお願ひいたします。

財政の健全さというのは、本当に大切なことだと思っております。

新庄市がこうなっているという話ではなくて、数字の上、構造的な話としてなんです、この財政調整基金をいっぱいたくさん積みば積むほど、また、サービスや事業を行わないほど、あるいは少ない職員で業務を回すほど、ある意味では財政指標というのはよくなって、この健全さというのは増していくのかなと思っております。

もちろん、この財政の健全さという数字的なものと、行政としての健全さというのは当然違って、あくまでも財政の健全さは、市民の暮らしを維持する、発展させる、そうした行政運営を確かに行うための手段であると思っております。

なので、ここには大変難しいこの攻めと守りのバランスというのが求められると思うんですが、この部分、攻めと守りのバランスというところに、新庄市は強みがあるんじゃないかなと思っております。過去に財政危機を経験した自治体だからこそ、この財政調整基金の重要性を理解している議員の皆様や職員の皆様や市民の方々が多くいらっしゃって、議会報告会なんかやっても、特に市民の方は財政への関心がすごく高いなと感じます。

なので、いわゆる危機に気づけるというか、財政危機を見過ごさないような、そういった市民、自治体であるかなと思います。

だからこそ、必要な守りというのを明確に把握した上で、攻めと守りのバランスをしっかりと持った行政運営が新庄市だからこそできるのではないかと期待しますが、いかがでしょうか。

川又秀昭財政課長 議長、川又秀昭。

佐藤卓也議長 川又財政課長。

川又秀昭財政課長 攻めと守りのバランスという財政運営というふうなところで、今、本当におっしゃる言葉を聞いていまして、市民の方が財政に対して危機感を抱いている方が多いというふうなところは、まさに過去の財政難を経験しているからだからこそというふうに認識しております。

実は、平成15年の財政危機周辺の平成15年の財政調整基金については、残高が5,000万円というふうなところもありました。そのときに災害が来ていたら一体どうなるんだろうというふうなところを、そういうふうな頻発するような時代でもなかったので切り抜けてきたわけですが、まさにそういった部分もあるので、多少抑えぎみにいっているかなというふうなところもありますけれども、今、辺見議員おっしゃったような攻めと守りのバランスというふうなものを考慮しながら、今後は適正な財政運営に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

9 番（辺見孝太議員） 議長、辺見孝太。

佐藤卓也議長 辺見孝太議員。

9 番（辺見孝太議員） どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、財政の質問を終わりにして、タクシードライバー不足への対応について、再質問させていただきます。

タクシードライバーが不足しており、市民の生活の足に影響が出ています。

具体的には、通院や買物でのタクシー利用が平日の午前中に集中しており、ドライバー不足によりタクシーの台数が限られている中で、交代で勤務されておりますので、例えば需要が集中する平日の午前中に台数を増やすと、夜の台数が足りなくなってしまうということで、なかなか平日の午前中のこの集中する需要に対応できておりません。

結果、平日の午前中はタクシーが来るまでの

待ち時間が長くなってしまったり、事前の予約、前の日に「あしたの午前中予約したいんだけど」ということも同時刻に集中するため、予約自体を受けられないという状況になっています。平日の午前中に大切な用事や急用ができたりすると、大変困る方が出てしまうという状況になっています。

そうした中で、鶴岡市では、新庄市と同じように平日の午前中にタクシー利用が集中している状況を平準化しようと、タクシーピークシフト実証事業を行っています。

9月16日から12月12日までなので、今、実施中というところですが、平日午後1時から5時に利用した市民を対象に、運賃から200円を割り引き、乗車時には簡単なアンケートに答えてもらい、利用目的やふだん利用する時間帯や頻度など、利用の実態を調べているとのこと。

「午後の時間帯の利用でスイスイ&お得に移動しませんか？」というキャッチコピーで行っており、私は、平日午前中に利用が偏っているということを市民の皆様にお知らせする意味でも大変いい取組だと感じました。

また、病院の予約の時間などはなかなかずらせないかと思いますが、買物や銀行など、あるいは予約のない通院などでも、午後でも可能な用事を時間をずらしてもらい意識づけと、データを集めるということを同時に行い、今後の支援策に生かすという取組ですが、新庄市でも大変参考になる取組かと思います。

事業者に聞いたところ、新庄市の場合は、午前中のタクシー利用の3分の1程度を午後1時から3時の利用にずらしてもらおうと、現在の午前中にタクシー利用が集中している状況を平準化できるということでしたが、こうした取組、いかがでしょうか。

鈴木則勝総合政策課長 議長、鈴木則勝。

佐藤卓也議長 鈴木総合政策課長。

鈴木則勝総合政策課長 今年度鶴岡市で実証され

ているピークシフトについて、新庄市でもどうかということでの御提案だったと思います。

ちょっとこの話をお聞きするまで、私も午前中にタクシーが非常に集中しているということはよく存じ上げていなかったところでして、鶴岡市でも面白い実証実験をされているなというふうに考えたところでございます。

ただ、やはり午後の部分に、市で行政で補助という形になるんでしょうか、一旦200円分を支援するというような形になってくるというようなことですので、当然利用される方から見ると、そこら辺お得感、利用しやすいという中で午後に移動していくということは当然考えられるのかなというふうには思っております。

ただ、一旦事業として始めた場合に、利用者が増えれば増えるほど財政の負担というものも当然増えていくわけですし、そこら辺、費用対効果の面どうだったのか、あるいは将来的に長く続けられるのか、そういったところは十分検討した上でやらなきゃいけないことかと思しますので、鶴岡市は12月2日まででしたということで、終わられたというようなことですので、ちょっとこういった話もやった状況を伺いながら、考えていければというふうには思っております。

また、午後のほうが若干空いている時間もタクシー業者にはあるというような話で捉えたところでございますが、これまで市でいろいろ交通を入れようとしたときに、令和4年度、デマンド型乗合タクシーを実証したところですが、利用者が少なかったことに加えまして、やはりドライバー不足で台数が確保できずに継続できなかったというようなこともございました。

あるいは、このピークシフトという形がいいのか、デマンドタクシーという形がいいのかは別としまして、そういった時間帯をずらしてまた公共的な交通というのを考えていくということも一つの在り方かと思しますので、そういっ

た点は事業者ともいろいろ情報を共有しながら、どのようなことができるかというのは事業者も含めていろいろ検討していければというふうに思ったところでございます。

以上であります。

9 番（辺見孝太議員） 議長、辺見孝太。

佐藤卓也議長 辺見孝太議員。

9 番（辺見孝太議員） 午前中利用する方の習慣をちょっと変えてもらおうという、そういった事業の真の目的が鶴岡市ではあるのかなと思っております。

新庄市でちょっと200円出せるか分からないというようなことでした。100円で習慣を変えてもらえるか、お願いベースで変えていただけるか、様々検討してやっていただければと思います。

タクシードライバー不足が根本的な原因でございまして、昨日も山科正仁議員の話の中で様々ありましたけれども、ドライバー不足の要因はやはり高齢化の影響が大きいようです。

現状でも、ドライバーの方は、タクシードライバーの方は60歳以上の方が多く、ここ六、七年で約2割程度人員が減っているということでした。個人差があって、長く働ける方もいらっしゃいますが、やはり5年後、10年後を考えると、ドライバーの成り手を増やさないと、現在のタクシーの台数が維持できず、市民の生活の足に影響が出るものと思われます。

今後、タクシー需要がどうなっていくかは分かりませんが、人口減少の一方で、昨日も話が出ましたが免許の返納が進むということもありますし、タクシーがつかまらないからそもそも外出を取りやめるということになると、地域経済にも少なからず影響があるのではないかと思います。

また、観光誘客に新庄市が力を入れていく中でも、こうした問題にももっとしっかりと目を向けていくべきと思いますが、いかがお考えで

しょうか。

鈴木則勝総合政策課長 議長、鈴木則勝。

佐藤卓也議長 鈴木総合政策課長。

鈴木則勝総合政策課長 ドライバー不足によって、やはり市民の方あるいは観光客にとっても、足がなくなっている移動が困難になってくる、いろいろなところが回らなくなっていくというのは、やはり将来に向けての大きな課題というふうに考えております。

今、市としても市営バスを運行しているわけですが、こちらについてもやはり委託という形でドライバーをお願いしていますが、そういったドライバー不足というのは、やはり公共でやっているところにも将来的にどうなるか、そういうようなところは心配しなければならないという課題であると捉えております。

特に、やはり人を輸送するということで、輸送の運行には運輸局の許可を取ったり、当然そこに資格を持っている職員の方がいらっしゃるというようなことで、この辺も高齢化になって大変苦勞するという部分あると思いますが、そういった例えば第2種運転免許証ですか、そういった方の有資格者等を増やすような取組なんかは少し考えられないかなということでは思っております。

それがやはりタクシー事業者なのか、市で考えるのか、形は様々とは思いますが、そういった資格を持っている方がいることによって、例えば助け合いで乗り合いにらせていただく場合ですとか、様々な場合に応用ができるかというふうに思いますので、そういった点につきましても、地域の公共交通を考える場合に、地域公共交通活性化協議会ということで、地区の交通の計画の策定であったり、事業実施に向けて協議する場もありますので、関係者の皆様を交えながら、今後のことについていろいろ議論していければというふうに考えているところでございます。

以上であります。

9 番（辺見孝太議員） 議長、辺見孝太。

佐藤卓也議長 辺見孝太議員。

9 番（辺見孝太議員） 2種免許取得の補助だとか、そういったことは大変事業者補助にもなると思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

様々サポートしていただきたいんですけども、交通事業者の場合、バスも含めてになるかと思いますが、就職説明会で、実際の業務について詳しく話ができることが就職につながりやすいようです。

新卒の就職説明会とは別で、少し年上、上の年代に絞った就職説明会や、工場などの就職説明会と、ある程度職種を分けた就職説明会の開催が、事業者のドライバー確保の支援になるかと思います。正社員で勤めていただけることが理想ですが、冬だけ、あるいは毎年決まった時期だけ働きたいなどのニーズに対してうまくつなげていくことも、ドライバー不足への支援や対策になるかと思います。こういった取組はいかがお考えでしょうか。

鈴木則勝総合政策課長 議長、鈴木則勝。

佐藤卓也議長 鈴木総合政策課長。

鈴木則勝総合政策課長 ドライバー確保に向けた就職説明会をしてはどうかというようなことでの御意見だったというふうに認識したところでございますが、格別これまでやはりドライバーの就職説明会という形、交通という面からはちょっとしてきたことはございませんでしたので、また、恐らく様々な業種が混ざった中では、就職説明会という、いろいろある中で、なかなか交通関係の業者のほうには人が集まってこなかったという現状があったのかなというふうに思っております。

ただ、ここでやはり特定の業種の説明会をちょっと考えた場合に、様々な人材不足の分野もあるかと思うので、そういったところのバ

ランスなんかも考えながら、在り方についてはちょっと丁寧に考えていかなければいけないかなというふうに思っております。

いずれにしても、先ほども申し上げましたとおり、ドライバー不足というのはやはり様々な課題とは捉えておりますので、そういった点も踏まえまして、どのような在り方ができるかというのは今後検討していければというふうに思っております。

以上でございます。

9 番（辺見孝太議員） 議長、辺見孝太。

佐藤卓也議長 辺見孝太議員。

9 番（辺見孝太議員） どうぞよろしくお願いいたします。

公共交通の維持について、昨日の正仁議員のお話から聞いておりましたが、今後、より一層力を入れていただけるものだと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、最後に、屋内遊戯施設の検討状況について再質問させていただきます。

整備に当たっての検討状況について、お伺いいたしました。わらすこ広場のリニューアルだったり、民間活力を活用したり、最上郡で連携と、あるいは複合化ということも検討の中に挙がっているというお答えでした。

アンケートなどにも常にトップに来るこの施策ですが、当然たくさん検討する事項や課題があると認識しておりますし、公共施設マネジメントの集約化や複合化ということにも当然関係してくると思っております。少子化ということもありますが、やはり子育て世代に必要とされる施策ですので、ぜひ前向きな検討をよろしくお願いいたします。

今後ですが、複合化というお話もありましたので、どういった施設と複合化させるのか、多世代で利用できる施設にしていくのか、有料・無料テナントを入れるのかなど、検討するべき内容が非常に多くあるかと思います。早急に市

役所内の議論を進め、子育て世代の代表や保育・教育関係者など、市民を交えた幅広い検討の場を設けるべきと思いますが、いかがお考えでしょうか。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、土屋智史。

佐藤卓也議長 土屋子育て推進課長兼福祉事務所長。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 それでは、屋内遊戯場の検討状況というようなところで、検討会など開けるかというような御質問をいただきました。

屋内遊戯場の整備に当たりましては、議員おっしゃるとおり、複合化も含めてその施設の規模とか機能、多世代、子供だけではなく、もうちょっと上の世代まで、どういった機能や規模が必要なのかというような議論が必要というようなところで認識しております。

実際に施設を利用される保護者の方々や、もしくは有識者の方、そういった御意見を伺うことは大変重要だと認識しております。

現時点においては、まずは既存施設の活用の可能性とか、財政的なシミュレーションなど、基礎的な課題整理を行っている段階でありますけれども、市民や有識者を交えた検討の場につきましては、今後市としての整備の方向性や複数の選択肢など、ある程度具体化した段階だとか、時期を見ながら、施策の実現性を高めるための有効な検討手法の一つとして検討してまいりたいと考えております。

以上です。

9 番（辺見孝太議員） 議長、辺見孝太。

佐藤卓也議長 辺見孝太議員。

9 番（辺見孝太議員） 今後検討を進めるに当たっても、現在の屋内遊戯施設であるわらすこ広場の利用状況をさらに詳細に分析する必要があるのではないかと思います。

利用人数が日ごと、毎月ごとに多いとか少な

いというのは把握されていると思いますが、気温や天候のデータと照らし合わせて、猛暑日や気温の低い時期の利用がどうだったのか。雨の日にわらすこ広場助かるという声も聞きますが、実際に雨の日でも来ているのか。猛暑の日であれば、人数的にカバーし切れているかなど、分析が必要かと思います。また、毎日ではなくても、時折にでも滞在する時間帯の傾向などのデータなども、分析に生かせるのではないかと。

そうした分析を進めて、わらすこ広場で満たせていない本当のニーズは何なのか。あるいは、アンケートでは屋内遊戯施設というのが上位に来ますけれども、本当のニーズというのは、もっと探っていくと細かく拾えるのではないかと考えております。そういったことを明確にしていくことも検討を進める上では重要かと思います。

このわらすこ広場で満たせていないニーズが今、何なのかということも含めて、御答弁よろしく願いいたします。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、土屋智史。

佐藤卓也議長 土屋子育て推進課長兼福祉事務所長。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 わらすこ広場の現状と課題というようなところでの御質問であったと思います。

わらすこ広場につきましては、令和6年度につきましては、だんだん来場者が増えてきたということもありまして、3万2,000人ほどの利用がありまして、コロナ禍前に戻ったというような状況であります。

利用者人数につきましては、平日で大体70人から80人ほど、休日につきましては150人から250人ぐらい、お盆とか祭りの期間につきましては、300人を超えるときもございます。1日平均で言うと、100人から110人ほどというふうになりますけれども、天候や気温などの分析等、

詳細にしているわけではございませんけれども、例えば雨の日とか、冬期間については、大体1日で10名ほど、100人のところが110名ぐらいへの増加、特に猛暑日につきましては、20人以上大きく増加しているというようなところでございます。

そのほか、例えば長期休みだとか、そういったときには来場者が大きく増えているというところがございます、月別で見ますと、12月、1月については、気温が低いとか、雪が降るというような時期ではございますけれども、年末年始の忙しさとか、4月、5月については年度初めなどのことで、ちょっと来場者が落ち着くような状況が見られます。逆に、3月など春休み、あと小学校入学前、あと8月の帰省の時期などは来場者が増えるというような状況にあります。

これらのことから、冬場や雨天時の遊び場としての機能に加えて、やはり熱中症対策や夏の避難場所というようなニーズもあるんじゃないかなと考えているところでございます。

また、現在のわらすこ広場のニーズに対する課題というところでしたけれども、今、わらすこ広場については、小学校の低学年までというような利用の制限をしておりますけれども、やはり高学年の方、特に小さい兄弟、弟、妹なんかと来た上の学年の子供、4年生以上の子供も一緒に遊びたいというようなニーズ、お声もいただいております。

また、天井が低いというところで、立体的な遊具がないとか、あとこれがちょっとなかなか大きいところだと思うんですけども、全体的なりリニューアルというのをしていない状況でありますので、ちょっと古い、床とか壁が老朽化していると。見た目の問題だと思うんですけども、そういったところがニーズに対する課題かなと思っております。

一方で、利用者の方から好評いただいている

部分もありまして、わらすこ広場については、ほかの県内の屋内遊戯場に比べて、時間の制限がない。ほかのところだと90分とかという時間制限があったり、予約をしないと入れないというところもありますけれども、わらすこ広場については予約が必要ない。

もう一つ、結構いろいろな利用者の方から多い声は、未満児のエリア、エリア分けしてありますけれども、未満児のエリアが広くてゆったりしてゆっくりできるということと、あと以上児のエリアについても、直線距離で走り回れるこんな広い場所ないんだというような声も多くいただいている状況です。ほかの自治体の屋内遊戯場に行くと、走るとちょっと止められるというような状況もあるようですので、伸び伸びと走り回れるというような声をいただいているところです。

また、地域子育て支援センターも一緒に併設しておりますので、土日でも子育ての相談ができるというような声もいただいております。

以上です。

9 番（辺見孝太議員） 議長、辺見孝太。

佐藤卓也議長 辺見孝太議員。

9 番（辺見孝太議員） 大変よく分かりました。ありがとうございます。

わらすこ広場のほうでは、私も少し意見聞いて、今、課長の中でなかったのは、ちょっと駐車場が止めにくいという声がやはりありました。

もう1点、窓がないため、換気が心配、感染症をもらいやすいんじゃないかという声があったんですけども、これはイメージなのか、事実なのかというところで、やはり換気自体は換気扇でなっていると思うんです。そういったところ、やはり感染症予防をしていますということ伝えてあげるのも、イメージで行かないというようなこともあるようでした。仮にというか、猛暑対策で施設利用が一番動機としては大きいというのであれば、やはり今後、真夏の屋

内施設の利用のニーズというのは、どんどん高まり続けるのではないかなと思います。やはり35度を超える公園でというのはちょっと遊べないので。ただ、猛暑を避けるのには屋内遊戯施設は人気ですが、水遊びができるというような場所も人気のようです。今言ったように、ちょっと感染症流行時は屋内じゃないほうがという人も一定数いるということで、方針として、新設にこだわらずに既存施設のリニューアルうまく組み合わせて、いろいろな施設で総合的に子育て世代のニーズをカバーしていくという、そういった考えもあるかなと思います。

いずれにしても、その検討会ということ、市民も交えた幅広い検討会をしないと、テレビとかでやはりほかの市町村でも大きい立派な施設がばんばん情報として入ってきて、そういった市民との施設に対する期待値と、我々市と議会で考える、いわゆるある種現実的な施設との考えの溝というのが大きくなり過ぎて、せっかく整備しても、何だか議会と行政、私たちの意見聞いてくれないよねと、そんなふうになってしまうのが非常に不安ですので、幅広い検討の場、早急に必要かなと思いますが、最後、いかがお考えでしょうか。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、土屋智史。

佐藤卓也議長 土屋子育て推進課長兼福祉事務所長。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 検討会ということでの御質問でありますけれども、先ほども答弁しましたけれども、今後、検討の一つの手法として検討してまいりたいと。そのときには、保護者の方から意見を、保護者、行政、有識者などの御意見を検討する場としたいと考えております。

以上です。（「終わります」の声あり）

散 会

佐藤卓也議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

10日午前10時より本会議を開きますので、御参集願います。

本日は以上で散会いたします。

御苦労さまでした。

午後3時42分 散会

令和7年12月定例会会議録（第4号）

令和7年12月10日 水曜日 午前10時00分開議
議長 佐藤 卓也 副議長 山科 春美

出席議員（17名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	亀井博人	議員
4番	鈴木啓太	議員	5番	坂本健太郎	議員
6番	田中功	議員	7番	山科春美	議員
8番	鈴木法学	議員	9番	辺見孝太	議員
10番	渡部正七	議員	11番	新田道尋	議員
12番	今田浩徳	議員	13番	伊藤健一	議員
14番	山科正仁	議員	15番	高橋富美子	議員
16番	佐藤卓也	議員	17番	小野周一	議員
18番	小嶋富弥	議員			

欠席議員（0名）

欠 員（1名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山科朝則	副市長	石山健一
総務課長	小関孝	総合政策課長	鈴木則勝
財政課長	川又秀昭	税務課長	小関紀夫
防災危機管理課長	柏倉敏彦	市民課長	高橋智江
環境エネルギー課長	井上徹	成人福祉課長 兼福祉事務所長	大野智子
子育て推進課長 兼福祉事務所長	土屋智史	健康課長	佐藤朋子
農林課長	大江周	商工観光課長	高橋潤
都市整備課長	高橋学	上下水道課長	阿部和也
会計管理者 兼会計課長	杉澤直彦	教育長	津田浩
教育次長 兼教育総務課長	伊藤リカ	学校教育課長	大町淳
社会教育課長	岸聡	監査委員	須田泰博

監事	査務委員	局長	井上利夫	選挙管理委員会	武田清治
選挙管理委員会	局長	沼俊司	選挙管理委員会	農業委員会	浅沼玲子
農業委員会	局長	今田新			

事務局出席者職氏名

局長	山科雅寛	議会総務主査	伊藤幸枝
主事	小野一樹	主事	秋葉佑太

議事日程（第4号）

令和7年12月10日 水曜日 午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

1番	小嶋富弥	議員
2番	今田浩徳	議員
3番	佐藤悦子	議員
4番	鈴木法学	議員

本日の会議に付した事件

議事日程（第4号）に同じ

令和 7 年 1 2 月定例会一般質問通告表（3 日目）

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	小 嶋 富 弥	1. 持続可能な市政運営について 2. 学校教育について	市 長 教 育 長
2	今 田 浩 徳	1. 地域農業を守る担い手の確保と持続可能な市農業の将来展望の検討を	市 長
3	佐 藤 悦 子	1. 消費税減税こそ、物価高騰対策として必要ではないか 2. 誰もが安心して、医療と介護を受けられる新庄市にするために 3. 人口減少の中での公共施設管理計画について 4. 人口減少の中、宅地開発よりも、既存の住宅の活用を 5. エネルギー自給, 温暖化ストップの新庄市へ	市 長
4	鈴 木 法 学	1. 社会体育施設の整備について 2. ネーミングライツについて 3. クマ対策について	市 長 教 育 長

開 議

佐藤卓也議長 おはようございます。
ただいまの出席議員は17名です。
欠席通告者はありません。
これより本日の会議を開きます。
本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第4号）によって進めます。

日程第1 一般質問

佐藤卓也議長 日程第1 一般質問。
本日の質問者は4名です。
これより3日目の一般質問を行います。
なお、質問時間は、答弁を含めて1人50分以内といたします。

小嶋富弥議員の質問

佐藤卓也議長 それでは最初に、小嶋富弥議員。
（18番小嶋富弥議員登壇）
18番（小嶋富弥議員） おはようございます。
令和7年新庄市議会12月定例議会一般質問3日目、朝一番にて質問いたします。議席番号18番、新政・結の会の小嶋富弥であります。簡にして要を得た質問をいたしたいと思しますので、執行部の皆さん、よろしくお願いいたします。
それでは、今般、私がお伺いいたします発言事項は、持続可能な市政運営についてと学校教育についての2点であります。通告の順に従いまして質問をいたしたいと思います。
まず初めに私が伺いますのは、持続可能な市

政運営についての3点であります。

1つ目は、道の駅新庄エコロジーガーデン「原蚕の杜」についての質問であります。

市では今年1月31日に県内24番目の道の駅の登録を受けました。オープンに向け、駐車場、休憩・情報発信施設等の整備が進み、12月の中旬から利用可能、すなわち施設供用の運びとなりました。県内では24番目ではありますが、本市初の道の駅が誕生し、新たな歴史を刻むわけがあります。新庄開府400年の年でもあり、市民にとっても明るい話題として期待をしておるところではないでしょうか。

もとより、この地は申すまでもなく旧蚕糸試験場跡地を利用し、平成14年に新庄市エコロジーガーデン「原蚕の杜」としてオープン、キトキトマルシェ等の地域住民の交流拠点、また桜の花、桑の木、菜の花畑のロケーションとしては内外でも知る人ぞ知る自然豊かな地でもあり、国登録有形文化財でもあり、これらの施設と広大な屋敷を利用、活用し推進を図る、後発の道の駅ではありますが、しっかりと道の駅のコンセプト、ビジョンを内外に発信し続けて理解されれば市勢の発展に十分寄与すると期待されるわけであります。

それには手だてが必要不可欠ではないのでしょうか。そこでお伺いいたしますのは、この道の駅は何を標榜し、どう進めるかのビジョンとコンセプトについてお聞きいたします。よろしくお願いいたします。

次に、住民生活に大きな影響を来しております熊問題についてお聞きいたします。

今年は2月に最上公園に熊が居座り、大騒ぎとなり、猟友会、消防団130人がかりで麻酔銃により捕獲し、山に帰しました。また、秋になりますと市街地まで熊が頻繁に出没し、市民生活や交通機関に深刻な社会問題となりました。これらの対策、対応に、自治体、各関係各位は大変苦慮されたことと思います。

これらの熊問題に関して今定例会で多くの議員が質問しておりますが、それだけ市民生活に及ぼす社会問題が大だからだと思います。それらについての熊対策に対して、今日までの行政の取組についてお伺いいたします。

今日までの熊の出没は、吉村知事は定例会見や緊急対策会議で「災害に近いのではないかな。災害と同じと考えている」と述べていました。

この問題は、まず市民の生命、安全の確保だと思います。これには、県、市、警察、猟友会の連携による迅速な対応が大事であり、猟友会の皆さんのお力がなければ、捕獲、駆除等はできません。そして、猟友会の会員の方々は、今日まで熊出没を含め有害鳥獣駆除を通じて地域農業や我々住民の生活の安全に向けて貢献なされておるのであります。特に、我が身に危険が迫りくる思いをしながら被害防止を含め獣害対策に尽力されておるのであります。

そこで、市猟友会の現状と課題をお聞きし、それらについての今後の課題対応をお伺いいたすものでございます。

あわせて、長期的視点での狩猟免許を持つ人を市の公務員に任用するガバメントハンターの人材育成の考えについてのお考えを併せてお尋ねいたすものであります。

次に、新庄市物価高騰対策生活応援プレミアム商品券、新庄開府400年記念商品券の事業が令和7年5月3日から令和7年8月31日までの使用限定での展開をいたしました。これらの事業が地元商店街や小規模事業者にどれほど恩恵を与えたのでしょうか。また、発行総額に対してどれだけ使われたのか。また、未使用はありませんでしたか。これらについての成果と検証をお伺いいたします。

それでは、次に発言事項2つ目の学校教育についてお伺いいたします。

学校はもとより安全であるべき施設でなければなりません。市内の小中学校、義務教育学校

の生徒が健康で安全に過ごせるために、行政の環境整備は申すまでもありません。

近年、学校を取り巻く環境が時代とともに変化しております。様々なトラブル等に対するリスクマネジメントがとても必要だと思います。事案の発生を未然に防ぐために、教育委員会はこれらの管理の手だてを行っていると思いますが、昨今の熊出没は学校にも及び、10月に南陽市の小学校敷地に侵入し、校舎玄関の窓ガラスを割って立ち去り、学校が臨時休校となりました。この事件はリアルタイムに全国に報道され、学校に設置の防犯カメラが生々しく伝えており、びっくりいたしました。

今般、私が申し上げたいのは、学校のリスクマネジメントの管理の一つとして、防犯機器、すなわち防犯カメラを学校に導入することにより、監視の可視化が図られ、ハード面、ソフト面の強化が図られ、防犯対策が可能ではないかと思うのであります。

そこで、当市の防犯機器、防犯カメラの設置状況と課題をお伺いし、これらの環境整備についての今後のお考えをお尋ねいたすものでございます。

次に、学校教育について2つ目の質問です。

児童生徒の登下校を含め、熊被害対策等の学校での安全確保の周知についてはどのように図られておるのかお伺いいたします。

以上、私が通告いたしました12月定例議会における一般質問でありますので、御答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

山科朝則市長 議長、山科朝則。

佐藤卓也議長 山科市長。

(山科朝則市長登壇)

山科朝則市長 おはようございます。

それでは、小嶋議員の御質問にお答えします。学校教育についての御質問につきましては教育長が答弁しますので、よろしくお願いします。初めに、持続可能な市政運営についての御質

問であります。道の駅新庄エコロジーガーデン「原産の杜」は、国の有形文化財に登録されている新庄市エコロジーガーデンの建物群を活用した全国でも珍しい道の駅として12月14日に施設全体を供用開始いたします。

施設が目指す将来像として、これまで全員協議会等で御説明しておりますように、様々な人が集い、憩い、つながり、新たな価値が生まれる場所を掲げ、蚕糸試験場がこの場所に誕生した背景や、その後受け継がれてきた環境など、施設にまつわる歴史や文化を大切にしながらも、現代的な活動や交流を生み出し、新たな価値やにぎわいが創出される場となるよう取り組んでまいります。

多くの方が原風景と感ずるであろう施設環境の中で、老若男女それぞれが楽しめる多様な活動が活発に行われる状況をつくり上げ、目的道の駅として愛され、にぎわう場所にしてまいりたいと考えております。

これを踏まえ、今議会に候補者決定の議案を上程させていただいております指定管理者制度を十分に活用し、民間事業者の柔軟な発想や企画力により、エコロジーガーデンの魅力を最大限に引き出していくとともに、交流、観光、産業、文化といった多様な分野を結びつけ、エコロジーガーデンが地域の魅力向上につながる拠点となるよう取り組んでまいります。

次に、熊対策についての御質問にお答えいたします。

本年は全国的に市街地で熊の出没件数が増加しており、本市におきましてもツキノワグマの出没が多数確認され、市民生活にも大きな影響を与えているところであります。

本市の有害鳥獣駆除につきましては、坂本議員への御質問にもお答えいたしました。新庄猟友会と連携し有害鳥獣捕獲業務を実施しているほか、農林課が事務局を担う鳥獣被害防止対策協議会の実施隊として参画していただい

るところであり、連携を密にし、鳥獣の被害防止活動に取り組んでいるところであります。

現状と課題につきましては、本市猟友会の会員数は40名であり、ここ数年は横ばいで推移しておりますが、会員の高齢化や鳥獣の出没件数の増加による会員の負担増が喫緊の課題となっております。

熊対策につきましては、警察と猟友会が連携し取り組んでおりますが、熊の出没件数や捕獲件数の増加に伴い、わなの見回りや捕獲後の処理など、猟友会が担う役割について負担が増加している状況にあります。

また、本年9月1日に改正鳥獣保護法が施行されたことに伴い、市街地における緊急銃猟の実施に対応するため、体制整備を進めているところであり、今後も猟友会の負担がさらに増大することが懸念されております。そのため、負担軽減に係る支援として、本年9月定例会において補正予算を御可決いただき、装備品の充実などの支援を行ったところであります。

今後も猟友会と協議し、負担軽減に向け、必要な支援策について検討し実施してまいります。

ガバメントハンターの人材育成につきましては、自治体職員が狩猟免許を取得し、専門的な知識を持って有害鳥獣駆除業務に携わることは、持続可能な被害防止体制の整備に向けて有効な手段であります。

そのため、本年9月定例会において補正予算を御可決いただき、担い手の確保に向けた狩猟免許取得の補助制度の拡充と銃保管庫等購入補助制度の導入を進めているところであり、一般市民のみならず、市職員も狩猟免許を取得しやすい体制を整備したところであります。

また、地域おこし協力隊の制度を活用した会計年度任用職員の配置についても検討しているところであり、専門知識を持つ人材の育成と担い手の確保に努めてまいります。

今後も猟友会と連携して有害鳥獣被害防止に

対する取組を強化してまいります。

次に、新庄市物価高対策生活応援プレミアム商品券についての御質問にお答えをいたします。

本事業につきましては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金及び県の地域経済活性化物価高騰対策事業費補助金を活用した事業であります。物価高騰の影響を受けている市民生活を支援するため、物価高騰対策事業を実施し、市民の家計負担を軽減し、消費の下支え等を行うとともに、市内の個人消費を喚起し、物価高騰により大きな経済的影響を受けた地域経済の活性化を図ることを目的として実施したものであります。

商品券は1冊6,000円分を5,000円で販売し、20%分の1,000円をプレミアム分としたものですが、商品券は完売で利用率は99.5%となり、金額にして約1億9,000万円分が市内で利用されました。アンケート等の効果検証は実施していませんが、生活者支援及び地域経済の活性化に一定の効果があったものと考えております。

今後も、国・県の動向を注視しながら、効果的な物価高騰対策事業の実施に取り組んでまいります。

以上、壇上からの答弁といたします。

津田 浩教育長 議長、津田 浩。

佐藤卓也議長 津田教育長。

津田 浩教育長 それでは、私から初めに学校の環境整備についての御質問にお答えいたします。

学校を取り巻く安全安心な環境整備につきましては、防犯対策の強化が求められていることに加え、学校施設付近への熊の出没が多数報告されるなど、これまでになかった課題も発生しており、各学校からも防犯カメラ等の設置を要望されている状況であります。

そこで、安全対策の強化のため、既に設置済みである明倫学園以外の全ての学校に防犯カメラの設置を進める検討を開始したところでございます。

今後も、児童生徒が安心して学べる環境整備に努めてまいります。

次に、熊被害対策についてでございますが、本市では11月に新庄市立学校熊等野生生物出没対応ガイドラインを策定し、各校における基本的な対応方針を周知いたしました。そのガイドラインの中で、熊出没时间帯に合わせた安全確保のための対応を示しております。

また、各校への熊出没时间の周知につきましては、連絡システムで伝えるとともに、必要に応じて管理職に電話をし、確実に情報が伝わるように対応しております。

熊等の対応につきましては、出没时间や時間、状況によって大きく変わってきますので、教育委員会が関係機関と学校と情報共有を密に行いながら児童生徒の安全確保を図ってまいります。

以上でございます。

18番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

佐藤卓也議長 小嶋富弥議員。

18番（小嶋富弥議員） 多岐にわたる御答弁をいただきました。ありがとうございました。

通告の順序と逆になりますけれども御了承いただいて、最初に学校の防犯カメラと学校問題について再質問いたします。

今、学校ではガイドラインを出して周知徹底ということですが、特に中心学区の方々には保護者が送り迎えをしたということです。そういった学区での保護者の見送り等は、現状はどうなのか、まずお伺いいたします。

大町 淳学校教育課長 議長、大町 淳。

佐藤卓也議長 大町学校教育課長。

大町 淳学校教育課長 それでは、ただいまの御質問にお答え申し上げます。

市内中心部におきましても熊等が出ております。それに伴いまして、保護者の送迎をお願いしているところでございます。また、近隣の他の学校におきましても熊出没时间等が出ておりますので、それにつきましても保護者の送迎、また

場合によっては子供たちが歩く通学路を人目が多いところに変更するなどして対応いただいているところでございます。

以上です。

18番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

佐藤卓也議長 小嶋富弥議員。

18番（小嶋富弥議員） さしたる大きな事件もなく、子供たちの安全安心が確保されたと理解してよろしいですね。分かりました。

次に、防犯カメラ、学校について聞きます。

今日、ラジオで、NHKですか、朝、「きょうは何の日」ということで、12月10日、昭和43年、府中市で3億円事件がございました。昭和50年に時効になったんですけれども、あれは白バイに乗って現金輸送車を、人に危害を与えないで、時効になったと。非常に大きな話題だったんです。

私が何を申し上げたいかというと、今の時代だったら防犯カメラがあればいろいろなことですぐ検挙になると思うんだけれども、残念ながらあの当時はなかった。そんな思いをしながら学校の防犯カメラの重要性をつくづく、たまたま今日は一般質問に当たりましたので、何かそんな思いを強くしたわけであります。

各学校、明倫以外から来ている、当然だと思います。それに応えていただきたい。カメラの重要性は、私から申すまでもなく、緊急時の対応、火災も含め、カメラは犯罪の予防と抑止力に寄与するわけであります。もし、南陽市の学校の防犯カメラがなかったら、大きな事件だと思います。あれだけ窓ガラスが割られて、しかし防犯カメラがあることによって、熊の威力というか、すごいなと、あれが全国に流れて、非常にショッキングな事件でありました。

そういった意味で、学校の安全対策、全国では64%の学校に普及している。残念ながら当市は後れておるわけでありまして、設置の場合、恐らく国の補助金活用等あると思うんですけれ

ども、その辺を今後予算的なものも含めてどうお考えか、一つお聞かせいただければありがたいと思います。

伊藤リカ教育次長兼教育総務課長 議長、伊藤リカ。

佐藤卓也議長 伊藤教育次長兼教育総務課長。

伊藤リカ教育次長兼教育総務課長 それでは、小嶋議員の防犯カメラに関する質問にお答えさせていただきます。

予算に関する御質問ですけれども、補助金に関しては国の交付金がございます、学校施設環境改善交付金というものがございます。こちらは防犯カメラなどにも使えまして、2分の1の補助が受けられるというものでございます。

ただ、令和7年度についての通知しか来ておりませんので、令和8年度以降の活用についてはまだ詳しい内容が来ておりませんので、来年度以降はまだ不明ですけれども、そういったものも活用しながら今後防犯カメラの設置について検討してまいりたいと考えております。

18番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

佐藤卓也議長 小嶋富弥議員。

18番（小嶋富弥議員） 私の認識でも国の補助金があって設置を進めている、文科省も進めているということでございますので、その辺、文科省あたりの制度を利用してやっていただければと。

国では、熊対策、いろいろ含めてパッケージでかなり予算を使えと高市総理が訴えていますけれども、その辺あたりも、活用になるかならないか分かりませんが、そういう手だてもあると思いますので、ひとつよろしく早めに学校の要望に応じて、子供たちの安全安心の確保をお願いするものであります。

防犯カメラ、広い学校敷地の中で今後考えるということは、例えば校門とか子供たちの通路というか、玄関とかあるんだけれども、考えたとすれば、何台ぐらい最低限必要かということ

を考えているか、分かればね。なかったらなかったでいいんですが、あったら考えをまずお聞きしたいなと思います。

伊藤リカ教育次長兼教育総務課長 議長、伊藤リカ。

佐藤卓也議長 伊藤教育次長兼教育総務課長。

伊藤リカ教育次長兼教育総務課長 防犯カメラの設置についてということですが、防犯カメラを設置している学校については、人の出入りのあるような場所に複数台設置しているという現状のようです。

現在、教育委員会といたしましても、各学校と相談しながら、またそういったことに詳しい事業者とも相談させていただきながら、どういった場所にカメラが必要なのかといったところは検討しているところでございます。

職員が各学校に赴いて状況を確認したところ、1つの学校に対して三、四台は必要ではないかという検討をしております。

18番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

佐藤卓也議長 小嶋富弥議員。

18番（小嶋富弥議員） 今後の課題だと思いますけれども、その辺もよろしくお聞きしたいなと思います。

小学校の熊、防犯カメラもございますので、熊問題についてお聞きいたします。

新庄の猟友会の会員は、市長答弁で40人ぐらいとおっしゃいました。その中で、このたびは何人ぐらい、見回り等も含めてどのぐらいの方が協力というか、お力をいただいたかお聞きしますけれども、昨日の一般質問の中で、捕獲数が23頭、目撃情報が140件あったと。このうち113件がパトロールだと。もちろん市の職員の皆さんと猟友会の方々もしたと思うんですが、市において鳥獣保護区は何か所あるのか、また見回りは猟友会の皆さんはどのぐらいの回数、頻度で見回りなされたか、一つお聞きしたいと思います。

大江 周農林課長 議長、大江 周。

佐藤卓也議長 大江農林課長。

大江 周農林課長 ただいまの質問にお答えさせていただきます。

申し訳ございません、鳥獣保護区の個数については、手元に資料がございません、申し訳ございません。

常に猟友会に出ていただいている人数ですが、約9名の方が常に出ていただいているという現状になっております。

ただ、年齢構成を申し上げますと、大半が70代以上という形になりまして、50代が1名、40代が2名ということで、9名の方が常に出動していただいているという状況でございます。

以上です。

18番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

佐藤卓也議長 小嶋富弥議員。

18番（小嶋富弥議員） 本当に難儀をかけているわけでございますけれども、今回、私は会員の知り合いの方にお会いする機会がございまして、その方はかなりやっているんですが、奥さんは御主人が出ていくとき、危険な場所にあるから心配だと、大変だという思いをしていることを伝えていただきました。その話の中で、今般、市の職員が夜討ち朝駆けで訪ねてきたと、その方の熱意、誠意に応えるために、奥さんは「うちの旦那が心配だけでも送っている」ということも聞きました。本当に地域の安全を守るために、職員の名前は私は知っていますが、言えませんが、そういったことで頑張ったなということは分かりました。

そこで、問題となるのは猟友会の方々の報酬ですね。他市に比べて非常に低いということで、制度的な問題で非常に不均衡、これは当市だけじゃなくて、山形県全体でばらつきがあるんですね。

猟友会の報酬で時給を採用している自治体は14市町村だそうです。この最低は、人のことを

言うこともないと思うんだけど、最低は鶴岡市が時給956円、最高水準は米沢市、舟形町、大蔵村、時給が2,000円だそうです。米沢市は緊急対応時に3,000円に引き上げた。また、日当制を採用している自治体は5市町村で、もちろん新庄市4,000円、東根市が8,200円、金山町は1万円だと。捕獲単位制を採用している自治体が12あって、戸沢村が1頭500円、南陽市は3万円、上山市は捕獲件数にかかわらず1件10万円、大江町は被害現場の確認時、箱わな見回り時など細かく6件やっていると。あと複合型といいまして、山形市、飯豊町など9市町村は、時給、日当に加え、捕獲1頭当たりの報酬と。ばらつきがあって均衡が取れていない。

今後、熊問題、いろいろやりましたけれども、一回確認するんだけど、「検討します」という答弁だったんですけども、報酬の見直しを検討するんでしょうね。検討するというその辺、まず報酬と思うんですけども、いかがでしょうか。報酬見直しを検討、見直しを図るという理解でいいでしょうか。

大江 周農林課長 議長、大江 周。

佐藤卓也議長 大江農林課長。

大江 周農林課長 小嶋議員の質問にお答えさせていただきます。

小嶋議員がおっしゃるように、時給でやっているところ、そのほかに捕獲1頭について幾らと出している自治体があるということは承知しております。そちらと比べまして新庄市の日当が十分なのかということを含めて検討させていただいて、報酬について改定の作業を進めているという認識であります。

以上です。

18番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

佐藤卓也議長 小嶋富弥議員。

18番（小嶋富弥議員） ぜひよろしくお願いいたします。

報酬問題は、人口減少や財政の制約と直結し

ているわけですが、新庄市のように財源が限られている自治体では危険業務に十分な報酬が出せず、結果といたしまして安全確保の持続性が揺らぐのではないかなということが心配されるわけです。これは自治体だけでなく、自治体の報酬格差是正は、国や県に補助金制度の強化を訴えていかなければならないし、若手人材確保のためのインセンティブ計画が政策課題としてあるということでございますので、ぜひよろしくお願いいたしますと思うんです。

もちろん駆除には猟友会との連絡調整が大事でございますけれども、新庄市の予算は当初予算で91万1,000円でございます、市長の答弁でおっしゃいましたけれども、補正予算で147万7,000円アップして238万8,000円、これを全部使い切った、全部消化しましたか、余っていませんか、大丈夫ですか、いかがでしょうか。

大江 周農林課長 議長、大江 周。

佐藤卓也議長 大江農林課長。

大江 周農林課長 小嶋議員の御質問にお答えします。

まず初めに、鳥獣保護区につきまして、新庄市は1か所ということになっております。すみませんでした。

予算につきまして、補正予算を9月に可決していただきましたけれども、そちらの予算につきましては、まだ納品になってない部分もございますけれども、備品購入と負担金ということで、鳥獣被害防止対策協議会に日当分ということで足りない分を追加で補正させていただきましたけれども、備品はまだ納品になってない部分もございますけれども、日当部分につきましては使い切っているという状況でございます。

以上です。

18番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

佐藤卓也議長 小嶋富弥議員。

18番（小嶋富弥議員） 率直に聞くけれども、余っている、余ってないということを知りたい

ったのよ。おたくたちの命を守っていただくから、そのためにはまだ足りないかな、税金投入だってこれは致し方ないし、すべきだと。大変だなといって県も5,300万円予算計上しているわけだ、山形県全体で。国でもパッケージということで増額しているわけだから、その辺の活用はどうかなと。使って、皆さん方に納得というか、御苦労分的なものをしっかりしていただいてもいいなという思いで私はお聞きしたんです。恐らく足りないと思います。

そこで、ふるさと納税「さとふる」というポータルサイトを見たら、新庄市もふるさと納税、熊、返礼品をしないから、報道では鶴岡市が山形県で一番先に、新庄市も同じぐらいしているんだけど、何で新庄市は出ねんながと私はいささか思うんだけど。

そこで、ふるさと納税なったべ。どのぐらい集まったか分がつか。そして、その使い道、これからたまるけれども、どういう使い道をするかな。何で聞くかという、鶴岡市では、柿があるから切れと言われたけれども、最初12本だか何ぼしたけれども、予算したけれども、足りなくて、上限2万円で柿の木を切っていただくということだけでも。

新庄市は補正予算も大体尽きたような感じでございますけれども、ふるさと納税をどうしたこと、どのぐらいの金額が集まっているか、理解していただいたか、その使い道をどうするかということが分かれば教えてもらいたい。

鈴木則勝総合政策課長 議長、鈴木則勝。

佐藤卓也議長 鈴木総合政策課長。

鈴木則勝総合政策課長 ふるさと納税の件で質問でありますので、私からお答えさせていただきます。

ふるさと納税「さとふる」というサイトで、地域住民を鳥獣被害から守るためにということで、使い道を指定して寄附の募集、11月の中旬からさせていただいております。これまで集ま

った寄附につきましては、昨日までの時点で59件、金額にしまして35万6,000円の寄附を頂いております。12月に入ってから連日数件ずつということで、また12月は例年寄附が一番多い時期でありますので、これからまだ期待できるのかなと思っております。

使い道指定の寄附ということですので、ホームページ上に使途も記載させていただいておりますが、ホームページ上に出している事業の名前ですが、箱わなやセンサーなどの設備費用、防護柵の整備費用、猟友会の活動費用、柿や栗などの誘引物撤去を促す啓発活動費用、こういったことに使わせていただきたいということで出しておりますので、集まった寄附につきましてはそのとおりに扱うような形で組み立てていくものと考えてございます。

以上であります。

18番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

佐藤卓也議長 小嶋富弥議員。

18番（小嶋富弥議員） ありがとうございます。

的を射た活用をしたなど。こういったこともいろいろな面で知恵を絞っていただいて、これから人口も少なくなる、いろいろ公共的なあれの管理も大変だという説明をこの前受けたわけですので、ある部分では従来の行政手法を変えていがない時期の一つのヒントになるんねかなと思うわけです。

あと、ガバメントハンターの件についてお聞きします。

熊がいっぱい出ているけれども、イノシシとか鹿とかハクビシンとかいっぱい出てくる。例えばイノシシ、何か田んぼに入ると土をかますということで、もし米があったら臭くて食べられなくなるということも聞きました。農家も被害を受けて、特におしっこをすると辺り一面にその臭いがついて駄目だと。そういう問題も、今までイノシシなんて雪があるから来ないと言っていたけれども、今どんどんと来ていると。

猟友会にお聞きすると「すごいよ。畔なんか皆やられている」ということで、そういった意味でもガバメントハンターというのもぜひしていたほうがいいなんねがな。今般の議会において市の職員の増員の請願なんかも出て、やはり人手不足で、現在の職員では手詰まりじゃないかなと。地域おこし協力隊のあれを募集するなんていうのはいい方法で、聞くところによると新庄市の職員で狩猟免許を持っている方もいるということで大変心強いんだけど、課長、現場として、職員の増員というのは、ガバメントハンターの必要性をどう捉えているかお聞きしたいなと思います。お願いします。

大江 周農林課長 議長、大江 周。

佐藤卓也議長 大江農林課長。

大江 周農林課長 ガバメントハンターについてお答えさせていただきます。

その前に、先ほど鳥獣保護区ということで1か所と説明させていただきましたけれども、再度訂正ということで、新庄市は神室、東山、八向山の3か所が指定になっているところで、申し訳ございません。訂正させていただきます。

ガバメントハンターにつきましては、当市としても大変重要と考えております。市役所の職員で取った方もいるということで、今後免許を取得するという方も何名かございます。また、東北農林専門職大学の学生でわなの免許の試験を受けたいという方もいらっしゃるみたいですので、そういう形で免許が広がっていくのかなと思います。

そのような専門的な知識を持った方を市の職員として採用する、それは重要なことだと思っておりますので、今後そのような方向で検討を進めてまいりたいと考えております。よろしくお聞きいたします。

18番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

佐藤卓也議長 小嶋富弥議員。

18番（小嶋富弥議員） ありがとうございます。

た。市民の安全安心を守るために、いろいろなことが出てきますので、時代に合ったようなことをお願いしたいなと思っております。

次に、道の駅についてお聞きいたします。

道の駅、地域経済の持続性も含めて、文化と歴史の継承を備えるということだと思っておりますけれども、文化と観光も含めて、あそこは養蚕文化が主でございますので、その辺、今後、指定管理者をお願いするためには、どういう拠点の場として、どんなフラッグを掲げて向かうかということをお聞きしたいと思います。

高橋 潤商工観光課長 議長、高橋 潤。

佐藤卓也議長 高橋商工観光課長。

高橋 潤商工観光課長 エコロジーガーデン道の駅についてのコンセプトといたしますか、旗印といたしますか、そういったものに関する御質問ということでいただきました。

先ほど市長も答弁さしあげましたように、市が目指す施設の将来像として、様々な人々が集い、憩い、つながり、新たな価値が生まれる場所ということで掲げております。

こちらにつきましては、これまでも説明してまいった内容でございますが、エコロジーガーデンについては、昭和初期からの歴史と活動を受け継ぎつつ、現在の活用に合わせて整備や工夫を行うことで新たな価値を見いだしてきた施設と捉えております。この考え方を今後もしっかりと維持していくということが一番であると考えております。

エコロジーガーデンの特徴であります文化財登録されている歴史的建造物群と試験場時代をしのばせる自然環境が作り上げる景観、またその癒やしの雰囲気といたしますか、それがエコロジーガーデンにおけます一番の魅力であると捉えております。

今般、これに加えまして道の駅ということになりますので、その注目度の増加の効果、そしてPR効果の強化というものが加わるわけでご

ざいますが、こうしたものを最大限に生かしながらかれまで以上に人々が集い交流する場として考えていきたいと考えておるところです。

また、指定管理者募集に当たりまして、この将来像について説明しておるところでございます。

以上でございます。

18番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

佐藤卓也議長 小嶋富弥議員。

18番（小嶋富弥議員） 私は、あそこは情報発信すれば、楽しい、いい道の駅になるんじゃないかなと。普通、一般的には道の駅というと皆さんは物販を想像しますが、テーマパークもございませんけれども、あそこはロケーションが売りだと思うんですね。そこで、キトキトマルシェの例を捉えれば、ああいう若い方々の集まるイベント、企画をしっかりコンセプトとしてつないで頑張ってもらえば、新庄の理念に寄与すると思いますので、御努力のほど希望いたしまして、終わります。

ありがとうございました。

佐藤卓也議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

今田浩徳議員の質問

佐藤卓也議長 次に、今田浩徳議員。

（12番今田浩徳議員登壇）

12番（今田浩徳議員） それでは、よろしくお願ひします。議席番号12番、共に創る市民の会、今田浩徳です。発言通告書にのっとり、一括に

て質問いたします。

令和7年も師走、気ぜわしく過ごす日々です。私たちの生活を取り巻く環境が物価高騰の影響で変わり、暮らしづらく感じる市民は少なくないと思います。さらに、進む人口減少の影響は、私たちの生活にゆがみを及ぼし、地域運営、町内運営の停滞の一因になっています。

農村集落も同様に、集落運営はもちろん、農地の維持管理の負担増に悩む地区が多くなりつつあります。地域を牽引してきた50代、60代の方々が平均健康寿命の70歳を超え、農業経営の一線から退く方も年々増える傾向にあります。

そのような中、昨年より米価を筆頭に農産物の価格高騰が続き、一息つけると思った生産者は多くいたと思いました。が、いかんせん、同様に、肥料、農薬など資材の高騰により、生産費が収益を下げる結果となっています。決算期を迎えるに当たり、頑張っている農業者への対応、対策や支援、担い手対策、そして何よりも市の農業、農業者の現状をどう把握しているのかを伺い、抱えている問題の解決に向けて共に検証してまいりたいと思います。

まずは現状把握のために何点かお聞きします。

当市の耕作面積、農業者数、1人当たりの農地面積の変化は、ここ5年でどう推移してきたのでしょうか。

次に、当市が主体もしくは関連団体が主催して行った若者園芸実践塾や青年農業士会など、担い手育成事業を経験した農業者は延べ何人になるのか、またその定着数と定着率はどうなっているのでしょうか。

次に、認定農業者制度が制定されて20年以上経過しましたが、開始時の人数から現在に至るまでの登録者数の推移と年齢分布、また直近の作付品目の状況と経営改善計画達成の進捗状況はどうでしょうか。家族経営協定や農業法人の設立、集落営農の組織化など、取組の状況は進んでいるのでしょうか。

また、多様な担い手確保・育成の方策、手段に向けて、産業高校、農林専門職大学、附属大学と連携していく計画はあるのでしょうか。

また、新たに農業に取り組みたいと考えている方、再度詳しく学び直したい方などを対象にしたリカレント教育の受皿の対策の考えについて伺います。

自身の加齢とともに我が家の経営に危惧を持つ農業者は多くなる一方です。国が示す施策が二転三転と、現場の負担が重く、安心して農業に取り組めない中で、自治体の判断、執行が農業者の指針になり得ると食料・農業・農村基本法でうたっていると私は理解します。地域農業を守り、持続可能な農業継続のために、関連機関の協力を念頭に多様な農業者の育成を望むわけですが、市の考え、望む方向づけは、市の希望を含め、どう進めていくのでしょうか、お伺いいたします。よろしくお願いします。

山科朝則市長 議長、山科朝則。

佐藤卓也議長 山科市長。

(山科朝則市長登壇)

山科朝則市長 それでは、今田議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、新庄市の農業と農業者の現状把握についての御質問であります。本市におきましても農業従事者の高齢化が進行しており、地域の中心となるべき担い手が減少傾向にあります。

この結果、農地の維持管理が特定の農業者へ集中し、集落機能の維持そのものが困難になりつつある地域があることを把握しております。また、経営の規模拡大を図る大規模経営体への農地の集積が進む一方で、離農や引受手のない農地等の増加といった傾向にあると認識しております。

耕作面積と農業者数と1人当たりの農地面積の推移であります。いずれも減少傾向にありますが、特に農業者数の減少率が大きくなっていることから、1経営体がより多くの農地を担

うという大規模化、集約化が進んでいるものと推察しております。

次に、担い手対策についてであります。本市の担い手育成事業を経験した人数につきましては59名、定着者数は53名、定着率は89.8%となっております。

新たな担い手、特に若手農家や新規就農者に対しましては、就農前の研修から経営開始後に至るまで、資金や技術及び農地の確保等を一体的に支援する仕組みづくりに取り組んでまいります。

次に、認定農業者制度の登録者数の推移と作付品目の内容と計画の達成状況についてであります。登録者数は380経営体となっており、そのうち60歳以上の経営体が70%を占めていることから、高齢化が進んでいるものと認識しております。

また、作付品目につきましては、水稻が73%、以下、園芸作物、畜産と続いております。その計画を達成している経営体は10.6%となっております。

次に、家族経営協定及び農業法人化、集落営農の組織化の取組の状況についてであります。家族経営協定につきましては、国庫補助を受けるためのポイント加算や農業者年金の国庫補助等が受けられるなどのメリットがありますので、今後機会を捉えて周知してまいります。

また、農業法人は18経営体ありますが、集落営農を組織化している経営体はありません。法人化、組織化につきましては、集落説明会等を通じ丁寧に説明を行いながら、地域の実情に合った選択ができるよう地域の話合いについて支援してまいります。

次に、担い手育成に向けた教育機関との連携とリカレント教育の受皿についてであります。新庄神室産業高校、東北農林専門職大学、農林大学校の3教育機関が地域農業を支える人材育成の中核拠点であり、それぞれの強みを生かし、

本市と連携を進めているところであります。

また、農業に意欲を持つ社会人の学び直し（リカレント教育）の受皿といたしましては、東北農林専門職大学と農林大学校がその中心的役割を担っていただいております。これらの教育機関が提供する実践的かつ専門性の高い研修プログラムを新規就農希望者や現役農業者の経営高度化の場として最大限に活用できるよう、関係機関と連携して周知、支援を強化してまいります。

本市の農業の持続的な発展に向け、教育機関との連携を深め、意欲ある人材を地域に迎え入れるための環境整備を進めてまいります。

新庄市の農業が抱える問題は、地域社会の根幹的な課題であると捉えており、厳しい状況の中でも農業者の皆様が安心して経営に取り組める環境を整備することこそが行政の役割であると深く認識し、決算期の分析を生かした実効性のある施策を今後も推進してまいります。

次に、地域農業を守り、持続可能な農業継続に関する御質問であります。国の施策が変動する中であっても、食料・農業・農村基本法は市町村に対して「区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と定めております。

本市におきましても、基幹産業である農業の担い手の高齢化という現実に向き合い、この地域の特性を最大限に生かし、農業者の皆様が安心して経営に取り組める指針として、新庄市農業振興地域整備計画や新庄市農業経営基盤強化促進基本構想を策定して取り組んでおります。

地域農業を守り、持続可能なものとして次世代に引き継ぐことは、本市の未来を左右する重要な使命であると認識しております。農業者の皆様一人一人が誇りを持ってそれぞれの農業の維持継続に取り組める新庄市を実現するため、農業関係者皆様のお声を聞きながら着実に支援を継続してまいります。

以上、壇上からの答弁といたします。

1 2 番（今田浩徳議員） 議長、今田浩徳。

佐藤卓也議長 今田浩徳議員。

1 2 番（今田浩徳議員） 丁寧な回答、ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。

最初に、担い手といいますか、新規就農者の動向についてお伺いしたいと思います。

山形県も含め、新規就農者、担い手の数が増えているというところでは、そこは自信を持て言えるところであります。若年層の就農形態、さらにはその反対側にある定年帰農についてありますが、なかなかこの数字は分かりづらいとは思いますが、二面的なところでの新規就農の動向についてお伺いしたいと思います。

大江 周農林課長 議長、大江 周。

佐藤卓也議長 大江農林課長。

大江 周農林課長 ただいまの若年層の就農形態と定年帰農者数の変化についてということで答弁させていただきます。

新規就農の状況につきましては、ここ5年間で約33名となっております。その内訳としましては、農業法人等への雇用就農が1名、親元就農が7名、独立就農が25名という形でございます。過去5年間の新規就農者は10年前と比べてほぼ横ばい状態と認識しております。

新規就農の確保に向けて、本市として様々な支援策を講じておりますが、高齢化による離農者数を補うにはまだ至っていないという状況となっております。

また、定年帰農者数につきましては、いろいろなお聞きしたところではございましたけれども、情報がありませんでした。本市としましてこの把握につきましては重要な課題であると思っておりますので、今後独自に調査を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

1 2 番（今田浩徳議員） 議長、今田浩徳。

佐藤卓也議長 今田浩徳議員。

12番（今田浩徳議員） 新規就農の状況で、法人は分かりますが、親元就農が1名、独立というところで、その独立というところの内容について分かるのであれば教えてください。

大江 周農林課長 議長、大江 周。

佐藤卓也議長 大江農林課長。

大江 周農林課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

独立就農25名と、ただいま数字として申し上げましたけれども、個別具体的な事例については手元に資料がありません。申し訳ございません。

12番（今田浩徳議員） 議長、今田浩徳。

佐藤卓也議長 今田浩徳議員。

12番（今田浩徳議員） いろいろ学んだ上で独立、年齢の幅もあると思いますけれども、農業に取り組む新規就農者が33名いるということは、それは一番いいことだと思いますので、この数を減らさないためにも様々な支援、バックアップをお願いしたいと思いますが、新規就農に関してバックアップであったり様々な助成、補助の内容についてお伺いしたいと思います。

大江 周農林課長 議長、大江 周。

佐藤卓也議長 大江農林課長。

大江 周農林課長 ただいまの質問にお答えさせていただきます。

新規就農支援事業としましては、農地確保、農業機械導入補助、経営開始資金、経営発展支援事業、こちらの様々な支援メニューが用意されております。

12番（今田浩徳議員） 議長、今田浩徳。

佐藤卓也議長 今田浩徳議員。

12番（今田浩徳議員） では、その内容につきまして、それを利用した件数とか分かればその数もよろしくお伺いしたいと思います。

佐藤卓也議長 暫時休憩いたします。

午前11時18分 休憩

午前11時19分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

大江 周農林課長 議長、大江 周。

佐藤卓也議長 大江農林課長。

大江 周農林課長 申し訳ございません。

新規就農等の支援に向けた人数については、手元に資料がありませんので、後ほど改めて答弁させていただきたいと思います。申し訳ございません。

12番（今田浩徳議員） 議長、今田浩徳。

佐藤卓也議長 今田浩徳議員。

12番（今田浩徳議員） では、新規就農の流れからといいますか、その中で今度は営農の形態として、なかなか専業だけではやっていけないというところで多角的に、農業だけの多角経営もそうなんですけれども、新庄市の農業を支える農家は兼業農家の数が多くあります。その中で、第1種兼業農家、第2種兼業農家を含め、今一番言われているのは「半農半X」という言葉になりますけれども、農業以外の仕事をしながらというところでのリスク分散経営を目指す方が大半であると思います。そういう方に対しての対応、対策について、どうしても農政というのは専業農家というところに対する助成が一番多くなっているのですが、半農半Xで頑張ろうとしている方々への対応について、今後、市としてどういう対応をしていくのかというところをお伺いします。

大江 周農林課長 議長、大江 周。

佐藤卓也議長 大江農林課長。

大江 周農林課長 それでは、今田議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほど新庄市では専業農家より兼業農家のほうが多いという御指摘を受けました。数字的にも示されておりまして、最近ですと令和2年の農業センサスにおきましては専業農家が162戸、

第1種兼業農家が137戸、第2種兼業農家が499戸という数字になっております。また、農家の総数につきましても減少傾向にあるということで認識しております。

また、兼業農家にかかわらず、本市の農家数は減少傾向にあり、国の制度である経営所得安定対策により、この支援は兼業農家でも受けられるという形になっております。これまで同様、これらを活用していただき、農業者の持続可能な農業を実現するため、持続していくため、支援を続けていきたいと考えております。

また、半農半Xにつきましては、各経営体で様々な経営方針をお持ちになり、先に進んでいる方やトップランナー的な経営の方もいるということは承知しております。

また、一方で、現状を維持することに限界を感じておられる農家もいるであろうと。こうした方々には国・県で行っている補助制度をまず知っていただくのが先かなと考えております。少しでも長く農業経営を続けられる、農地維持をしていただけるよう、「農業だより」による情報提供を行っています。

また、昨年度、令和7年3月に地域計画というのを新庄市の全ての地区において作成させていただいております。その中で、地域を担う者ということで、認定農業者以外、多様な兼業農家につきましても位置づけさせていただいているところがございます。地域計画に基づいて、地域の農業を維持していただければと考えております。地域計画は毎年見直しを行っていくということになりますので、その中で地域で話し合っていただき、地域農業を守っていただく担い手として兼業農家の方々も担っていただければと考えております。

以上でございます。

12番（今田浩徳議員） 議長、今田浩徳。

佐藤卓也議長 今田浩徳議員。

12番（今田浩徳議員） 地域を担うのは専業農

家だけでは無理という状況にあります。その中で、様々な形で自分の農業に取り組む多様な農業の取組姿勢があるところでもありますので、そういう方々をしっかりと確保というか、お願いしながら、それで地域計画をつくるというところが基本になってくると思います。

地域計画をつくる上に当たって、地域、地区の様々な色が出ているところはあると思いますけれども、市側から専業農家であったり担い手であったりというところに過大な負担をかけないで、全体的に集落を運営できるような形で取り組んでいただくのが本当の地域計画になると思います。

その中で、先ほど言ったように様々な集落の地域計画が出ていると思いますけれども、どうしても専業農家の担い手の負担になっているところが、それを回避するために、半農半Xというか、兼業農家をお願いをするという方向づけをもう少しつけていただけたらと思うんですけども、その点に関しましては、現在の地域計画の見直しであったり考え方の変更ということは考えているでしょうか。

大江 周農林課長 議長、大江 周。

佐藤卓也議長 大江農林課長。

大江 周農林課長 ただいまの今田議員の質問にお答えさせていただきます。

地域計画、全地区で作成させていただきましたけれども、まだまだ白い部分、いわゆる10年後の耕作がまだ確定してない地域もございます。10年後、誰が担っていくのかということが位置づけされていない地区も多く見られますので、そういうことも含めて、誰が担っていくのか、地域計画を作成するために主に集まっていた方というのか、話合いに交ざっていただいた方というのは、認定農業者、いわゆる大規模農業者とか地域を代表するような方が多かったかなと認識しておりますけれども、地域を担っていただく方につきましては、認定農業者以外、

大規模化する方以外でも、兼業農業者もそういう位置づけをさせていただいて、地域の農業を担っていただく、地域を守っていただくというのが重要であると思っております。

今後も、引き続き地域計画の見直しにつきましては各地域の中で話し合っていていただいて、市としても話合いの場を設けさせていただいて進めていきたいと考えております。

以上です。

12番（今田浩徳議員） 議長、今田浩徳。

佐藤卓也議長 今田浩徳議員。

12番（今田浩徳議員） 集落は、集落に住むみんなで守っていくという考え方を定義づけることが大切だと思いますので、地域の皆さんが全員参加でそういう計画を立てられる環境の醸成をよろしく願いたいと思います。

その中で、集積の話も出てきました。担い手であったり認定農業者への集積というところで、市長答弁にもありましたが、集積の進捗状況について、7ヘクタールを基準としますと、7ヘクタール以上の経営体は当市では170経営体のうち13法人が占めていると。新庄市の耕地面積5,320ヘクタールのうち170経営体が1,954ヘクタール、およそ2,000ヘクタールの集積が進んでいる結果になっています。

さらに、170経営体の年齢構成は、若い方で34歳、上の方で82歳、平均しますと62歳ぐらいの方々が集積農業をやっているとあります。

その中で、認定農業者は基本構想水準到達者を含め159経営体あり、認定農業者で90%を占めているという状況にあります。

新庄市とすれば集積がかなり進んだと感ぜられるんですけども、先ほど言ったように平均年齢が62歳で、個人個人を見ますと年齢の分布はかなり高齢化が進んでいるところになります。そういう中で認定農業者を今後も増やし、増やすというか、お願いしながら、この数字を維持していくのか、それともさらに集積を

進めていくのか、新庄市の指針、考え方についてお伺いしたいと思います。

大江 周農林課長 議長、大江 周。

佐藤卓也議長 大江農林課長。

大江 周農林課長 ただいまの質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、確かに集積化はかなり進んでいるのかなという認識はございます。ただ、地域話を聞いてみると「これ以上はできないわ」という農家もいらっしゃいます。私は実際にその場でお聞きしたこともございます。「米が高いので、あと1年ぐらいは続けるか」という農家も多かったかと認識しております。ただ、その方につきましても将来的に続けるということではないのかなと考えておりますので、そういう方に対してどういう支援ができるか、ちゃんと地域の中で話合いができるかということも重要なことと考えております。

また、集積は進んでいますけれども、なかなか集約化が進んでいないということも現状でございます。地域計画の地図を見ますと、点々とあちこちにあるという農家もその地域の中にございますので、そういう形で集約化を進めていく必要もございまして、「大規模に拡大しなくても現状の中で続けていくよ」という農家もいらっしゃいますので、そちらのお話も聞きながら地域計画の中で位置づけをさせていただければと考えております。

以上です。

12番（今田浩徳議員） 議長、今田浩徳。

佐藤卓也議長 今田浩徳議員。

12番（今田浩徳議員） 規模拡大にとらわれないうで経営基盤の強化に取り組める環境の整備、助成はまさに喫緊の課題と捉えております。

そういう中で、新たな作目の取組であって、新庄市であればネギであったりニラであったりというところにシフトして、そこで営農していく方も増えつつあります。そういう方々への支

援もそうなんですけれども、そういう方々が増える環境をどうこれから取り組んでいくのかというところを考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

大江 周農林課長 議長、大江 周。

佐藤卓也議長 大江農林課長。

大江 周農林課長 今田議員の質問にお答えさせていただきます。

いわゆる高収益作物ということで、新庄市でも進めているところでございます。

この間、全国ねぎサミットということで、私も出席させていただきましたけれども、新庄市の芋煮とか大変好評をいただいたところでございます。新庄市のネギ、そういう作物を全国的に発信していく取組ということも重要なと思います。

また、新庄市ではこういう作物を作っているよということを市民にも知らせて、農業に興味を持っていただく、農家にもこういう作物は収益が上がりますといった情報提供的なことも今後ますます重要になっていくと認識しておりますので、そのような形で広めさせていただきたいと考えております。

以上です。

12番（今田浩徳議員） 議長、今田浩徳。

佐藤卓也議長 今田浩徳議員。

12番（今田浩徳議員） 土地利用型農業の規模拡大に向けては、なかなか厳しい状況になりつつあるという中でも営農活動は続けていかなければならないというのは当然でありますし、様々な経営の多角化というところを考えていけば、新たな作目を取り入れながら営農継続をしていくということは当然のことと思います。

その中で、先ほど市長が答弁していただいたように、家族経営協定の中で、前はその主たる方は認定農業者であり経営の中心であったところに家族経営協定を取り入れて、奥さんであったり息子さんであったりという新たな経営を取

り入れている方々が増えていただければ、またそれで新しい農業の形になると感じております。

家族経営協定に関しての内容がまだ理解されてないところがありますし、家族経営協定を取り入れたら多分いいだろうという農家はたくさんいると思います。そういうことに関しての家族経営協定の内容について説明いただければと思いますので、その点はどうか。

今田 新農業委員会事務局長 議長、今田 新。

佐藤卓也議長 今田農業委員会事務局長。

今田 新農業委員会事務局長 家族経営協定の内容ということですので、農業委員会事務局の私からお答えさせていただきたいと思います。

昭和の時代から家族経営協定の取組はあったわけですけども、家長である家主が1つの口座で収入を得る、それに対して奥様の懐には入らない、それは不公平じゃないかというところから始まったものと認識しております。このようなことから、ぜひ男女平等にということと仕事の役割ということで仕事の分担をしながら、収入も月額なり年額なり決めた上で協定をしていくということで始まったもので、農業関係者の皆様がそろそろここで、紅白幕の前で協定をしたという過去の事例がございますし、議員本人もそうだと思います。

そのような中、今般、お子様が担い手として引き継いでいくために、お父様の口座とともに自分の口座にも収益を入れたいんだという部分から、親子間ということが扱われるようになってきたところでございます。

それ以上に、最近では、お父さんはしねげんと孫がするんだという方向性もございますので、専門職大学や附属大学校の卒業生が、孫だからじいさんの土地を使用貸借してやるんだという事案も今年見受けられました。

そんなことで、実は法人化しますと役員で分配するわけなので、お父さん、お母さん、息子で法人化すればいいことで、そこは必要なくな

ってくるわけですがけれども、法人化までいかな
い家族の皆さんが家族経営協定をするというこ
とであれば、それは大変有意義なことだと思っ
ておりますし、お父さんだけじゃない、お母さ
んも息子も孫も担い手として位置づけられると
いうことであれば、補助事業への参画もしやす
いということでございます。

よろしくお願いいたします。

12番（今田浩徳議員） 議長、今田浩徳。

佐藤卓也議長 今田浩徳議員。

12番（今田浩徳議員） 先ほど言った認定農業
者と基本構想水準到達者で159経営体あります
けれども、家族経営協定をやっているのは大体
20組ぐらいです。その159経営体の中でもう少
し増えるような環境というか、そういうところ
はないんでしょうか。

今田 新農業委員会事務局長 議長、今田 新。

佐藤卓也議長 今田農業委員会事務局長。

今田 新農業委員会事務局長 ただいま御質問の
増える可能性ということですが、先ほど
農林課長も申し上げたとおり、人・農地プラン
の実質化を図るための地域計画がスタートしま
したということになっております。市内では40
地区を定めておりますけれども、その地区で話
合いがもっと深まっていくだろうと思います。

そのような中で、担い手となる方々が法人化
を目指すのか、法人化を目指せない、目指せな
いのであれば家族内で家族経営協定を結び、子
供に教えながら共に担い手となって進めていく
かという選択肢を会話の中の一つとして進めて
いくことが可能でありますでしょうし、それ
を利用していただければという気持ちがございま
す。よろしくお願いいたします。

12番（今田浩徳議員） 議長、今田浩徳。

佐藤卓也議長 今田浩徳議員。

12番（今田浩徳議員） 新しい形をどんどん増
やしていくことは大切でありますので、
家族経営協定がさらに進んでいけば新庄市の農

業の形は変わっていくのかなと思いますので、
そのところは漏れなくバックアップのほどよろ
しくお願いしたいと思います。

そういう中で、生産者サイドの話を今までや
ってきましたけれども、農業理解を消費者に図
りながらというところで、そして生産者と消費
者の信頼関係を築けるよう進めていかなければ
ならないと思います。どうしても高い米価だけ
がクローズアップされておりますが、生産、販
売に至るまでにかかる生産費の推移についても
ぜひ一度知っていただく機会が必要と思います。
関係機関、もちろん民間事業者と連携しながら、
消費者理解を図る方策について伺いたいと思
います。

大江 周農林課長 議長、大江 周。

佐藤卓也議長 大江農林課長。

大江 周農林課長 ただいまの今田議員の質問に
お答えさせていただきます。

報道等では昨年から米価が高い高いという報
道がされております。米価の高い原因というこ
ともございますけれども、米価と同様に、農業
資材や農業機械等の価格も物価高騰により農業
経営を圧迫しているという現実もございます。

県の公表資料から、種苗費や肥料、農薬等の
10アール当たりの生産費につきまして、つや姫
を例にしますと、令和3年度に比べますと10ア
ール当たり約2万円ほど、率にして142%、生
産費の上昇が見られるという状況でございます。

こうした状況につきましては、県をはじめ農
業団体等関係機関と連携する中で、消費者の理
解が得られるような周知方法が必要かなと考
えております。本市の持続可能な農業経営につ
きまして、高品質な米の生産、多様な活用、そ
して消費者とのつながりが重要であると考えて
おります。農業者、消費者、関係団体が相互に理
解を深めることにより、市場の希求や価格変動
リスクを軽減し、地域の農業を将来にわたり育
てていく基盤づくりができるものと認識してお

りますので、説明させていただきたいと考えております。

以上です。

1 2 番（今田浩徳議員） 議長、今田浩徳。

佐藤卓也議長 今田浩徳議員。

1 2 番（今田浩徳議員） 米価と生産費の比率についてお答えいただきましたが、私の手元の令和5年と令和7年の県の中での比較というところでいいますと、令和5年は60キロ当たり大体1万2,700円ぐらいの生産費で米価が60キロ1万5,315円、ほとんど手元に残る金額が少ないという状況でありましたが、今年、令和7年は米価は3万6,965円まで上がっていますが、生産費も2万4,226円と、手元に残るお金は大きくなりましたが、生産費も先ほど言ったように140%というところになっています。

そういうところでの消費者理解というか、どうしても米価米価という話になっているんですけども、生産に係るお金がこのぐらいというところをもう少し提示といいますか、PR、知らしめていく必要があると思います。生産者、消費者の相互理解の中でいろいろ進めていくためにはもう少し農林サイドでPRしていくべきだと思います。

来年、再来年、生産できる、生産する喜び、そして収穫を得る喜び、お金を手にする喜びということが3つそろって初めて来年も頑張ろうという気持ちになると思います。生産者を鼓舞しながら政策を進めていかなければならないですし、それを理解していただく消費者をどんどん増やしていかなければならないと思います。

今、人口減少であったり、農家の数が減っている中で、厳しい状況ではありますが、きっちり農業に夢を持って頑張る人たちはまだまだいます。そういう方々へ、ぜひ市長、エールをお願いしたいと思います。市長の思いも含めて、これからの新庄市の農政についてこうやっていきたいというところがあれば、ぜひお

聞かせさせていただきたいのですが、どうでしょうか。

山科朝則市長 議長、山科朝則。

佐藤卓也議長 山科市長。

山科朝則市長 ただいま議員から様々な面から掘り下げて農業の助成ということで御質問いただいたところでございます。

議員おっしゃるとおり、いろいろな形の営農、就農方法があるわけでございますけれども、何といっても専業の方、そして兼業の方、あるいはいろいろな経営に参画する方と多様でございますので、そのような方々のいろいろなメニューに対応し得るような取組を新庄市として進めていって、何とか地域の基幹産業である農業の維持継続、そして未来につながる農業、地域をつくっていかねばならないと感じているところでございます。

議員もおっしゃられるように、専門職大学を含めた農業の教育機関もございますし、その連携はもちろんでございますけれども、取組を進めていかなければならないと思っています。

あわせて、消費者への理解ということでもありますけれども、これも大切なことでございまして、様々な形で農業の大切さ、そしていろいろなことを皆さんは感じ始めておられると思います。学校教育を含め、さらには消費者へのいろいろな形でのお知らせを含めて、農業のあるべき姿というのを農村地域である新庄市から発信していくことによって、相互理解の中でしっかりとお互いが納得できる形をつくるべく、取組を進めてまいりたいと思います。

そしてまた、新庄市では高収益作物の取組が進んでいる地域と進んでない地域が顕著になっておりますので、米がこんな状況で高値が続いておりますけれども、その辺は地域バランスの中で考えていかなければならないし、それには営農組織の問題というのも避け切れない部分がございますので、特に新庄市内において高収益作物の取組が若干遅れている部分、新庄市内と

いいですか、旧新庄市内でありますけれども、その辺のところはこれからも皆さんと共に推進していかなければならないと思っておりますし、何といたっても若い方の営農意欲を支える制度もしっかり拡充してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解願いたいと思います。

佐藤卓也議長 ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午後 1時00分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

ここで、農林課長より発言の申出がありますので、これを許可します。大江農林課長。

大江 周農林課長 先ほど今田議員の質問で、新規就農者の人数、就農者の補助制度を利用している人数ということで御質問いただきましたけれども、それについて回答させていただきます。

新規就農補助制度を利用している延べ人数につきましては11名、そのうち9名が経営開始資金関係、2名が機械補助となっております。

以上です。

佐藤悦子議員の質問

佐藤卓也議長 次に、佐藤悦子議員。

(1番佐藤悦子議員登壇)

1 番(佐藤悦子議員) 日本共産党の佐藤悦子です。

本題に入る前に、約2分ほど一言申し上げさせていただきます。

「中国軍機が自衛隊機にレーダー照射」と報道され、日本から抗議がありました。これは当然です。さらに私は対話が重要だと思います。

最近の日本と中国の急激な関係悪化は高市首

相の発言が原因です。台湾海峡で米中の武力衝突が起こることを想定して「存立危機事態になり得る」という発言でした。

存立危機事態とは、日本に対する武力攻撃がなくても、米軍を守るために自衛隊が外国に対して武力行使をすること、つまり日本が中国に対して戦争を行うことがあり得ると発言したのです。もし参戦すれば日本は戦争当事国になります。日本本土にミサイルが飛んでくるとにもなります。高市発言は、戦争放棄をうたった日本国憲法に真っ向から反するものです。

日中国交正常化の土台となった1972年の日中共同声明、これは「台湾は中国の一部である」と合意した内容です。これを壊す発言です。関係改善にはまず高市首相の発言撤回です。そして、日本は中国に対して台湾の人々の意思を尊重しての平和的解決を求め続けるべきです。日本は、台湾有事への軍事介入を示唆したり、アメリカと一緒に戦争の準備をしたりすることはやめるべきです。軍事ではなく、外交によって平和を予防する、これが平和憲法を持つ日本の役割です。対話で戦争を予防する道こそ、日本がアジアの平和に貢献できる現実的な選択です。日本だけでなく、どこの国も戦場にしないための議論と運動を起こしていきましょう。

私は、アメリカ言いなり、大企業優先の政治をやめて、国民の命と暮らし優先の政治にという立場から一般質問をいたします。

1番目は、消費税減税こそ、物価高騰対策として必要ではないかという点です。

物価高騰対策として一律に消費税5%減税をやれば、1世帯当たり年12万円の減税、月にすると1万円の減税となります。財源は国債ではなく、大企業の法人税をアベノミクス前の28%にし、所得1億円を超える富裕層の株の配当や取引に係る所得税率を45%に引き上げるだけで、必要な財源である年間14兆円を捻出することができます。経済活性化策であると考えますが、

新庄市民の生活を守る市長の見解を伺います。

2番目は、誰もが安心して、医療と介護を受けられる新庄市にするためにという点で質問します。

①物価高騰と人件費上昇により、医療機関の経営は6割以上が赤字という深刻な状況です。診療報酬の引上げと人件費などのために緊急に5,000億円の国の財政出動の要請が必要ではないでしょうか。

②コロナ禍で不足した入院ベッドのさらなる削減やOTC類似薬の保険外しなどが行われようとしています、これでは必要な医療を受けられなくなるのではないのでしょうか。

③国保に加入する前に病気で社会保険をやめざるを得ない方に対して、傷病手当についての周知が必要ではないかと考えますが、どうでしょうか。

④2000年に開始した介護保険は、当時、介護の社会化として国民の8割が導入を支持していました。65歳以上の保険料が2倍以上に上がる一方で、特別養護老人ホームなどは不足、そして低年金で行き先を見つけられずに漂流する介護難民、在宅介護ヘルパーは若い人の応募がなく、高齢化し、不足しています。家族による介護離職は年間10万人です。

原因は、介護報酬の大幅削減です。2003年度から2024年度まで介護報酬はマイナス5.13%でした。これは「議会と自治体」2025年2月号に書いてあります。介護報酬の連続削減が介護事業所、施設の経営を逼迫させ、職員の給与、労働条件を劣悪な状態にする根本要因となっています。

若い人が介護職員として働けるよう、賃金の大幅引上げ、介護事業所の経営の安定のために、国へ国庫補助を10%増額するように要望するとともに、市として一般会計で支援するべきではないでしょうか。

3つ目の質問は、人口減少の中での公共施設

管理計画についてです。

①公共施設は100年以上使う立場に立つ長寿命化計画を立て、修繕を小まめに行うことで市負担額を大幅に抑えることができます。と同時に、中小業者の稼ぐ力、仕事になりますから、稼ぐ力を市内で育てることになるのではないのでしょうか。

②PFIなどを新しいインターチェンジ道の駅の中でやろうかなみたいな話が上がっていますが、これは民間会社の利益、役員報酬、株主配当などが優先され、人件費が縮小し、公共の福祉、安全が脅かされるものと思います。国内外で事故が起きたり、民間が撤退したりして、実施した自治体が大きな負担を負わせられています。慎重にすべきと考えますが、いかがでしょうか。

大きな4つ目の質問は、人口減少の中、宅地開発よりも、既存の住宅の活用をということで提案します。

①空き家を利用して、新築よりも安く提供していただけないのでしょうか。また、公共住宅として活用し、一定の年限を過ぎたら持家に転化できる制度をつくり、既存の住宅地に住む人を増やしてはどうでしょうか。

②低所得者にとって市内のアパートなどの家賃負担が非常に重いと言われています。新築よりも既存住宅を活用できるよう、家賃補助制度の創設などがあればいいと思うのですが、どうでしょうか。

5つ目の質問ですが、エネルギーの自給、温暖化ストップの新庄市にしようということですが。

①新型コロナなどの新しい感染症の出現、また経験したことのない豪雨災害、猛暑、森林火災など気候危機と呼ぶべき非常事態であります。

国連のIPCCによりますと、2030年までにCO₂の思い切った削減を行い、2050年までにCO₂排出ゼロができないと温暖化を止めるこ

とができないとのことでした。

本市のCO₂排出ゼロに向けた計画の内容について伺います。

②再生可能エネルギー資源の地域内循環に向けた市の考えを伺います。

③再生可能エネルギーの電力利用、税の優遇、補助、脱炭素に有効な製品、サービスの選択の相談窓口の設置についての市の考えを伺います。

以上です。

山科朝則市長 議長、山科朝則。

佐藤卓也議長 山科市長。

(山科朝則市長登壇)

山科朝則市長 それでは、佐藤議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、物価高騰対策としての消費税減税についての御質問であります。消費税の減税につきましては、社会保障費や地方財政の財源に影響を及ぼす可能性があるため、この点につきましては国において議論すべき課題と認識しております。

なお、物価高騰対策につきましては、国の補正予算の動向を踏まえ、可能な限り早期の実施に努めてまいります。

次に、医療と介護についての御質問にお答えをいたします。

初めに、診療報酬の引上げ等のために国の財政出動の要請が必要ではないかとの御質問であります。本市におきましては、物価高騰等の影響を受けている医療機関の負担軽減と安定的な事業運営を支援するため、本年8月から9月にかけて、市内の有床病院や診療所等の68事業所を対象に物価高騰等対策支援金交付事業を実施しております。

また、全国市長会において、国に対し、物価高騰等の影響が地域における社会保障サービスの中核となる医療機関等の経営に甚大な影響を及ぼしていることから、医療機関等への十分な財政支援を行うことを申し入れているところで

あります。

次に、入院ベッド削減やOTC類似薬に関する御質問であります。医療機関の入院病床数につきましては、国において地域医療構想により、適切な医療を効率的に提供できる体制を確保することとされており、山形県では、山形県地域医療構想を策定し、医療機能ごとの需要と必要量の分析を行い、入院医療全体の強化を図ることとしていることから、最上地域においても地域の実情に応じた必要病床数が確保されているものと認識しております。

また、医薬品の医療保険適用の可否につきましては、国において医療保険制度を持続していくために様々な検討が行われております。OTC類似薬につきましては保険適用外とすることには限定せず、複数案で十分な検討を行っていることから、今後も国の動向を注視してまいります。

次に、傷病手当金制度についてであります。傷病手当金は、社会保険の被保険者が業務外の病気やけがによる療養のために仕事に就くことができず、給与を受けられない場合に支給される制度であり、申請窓口は加入している全国健康保険協会や健康保険組合等となっております。

次に、若い人が介護職員として働けるよう、賃金の大幅引上げや介護事業所の経営安定のための支援につきましては、令和7年9月定例会においても答弁をいたしました。全国知事会並びに全国市長会において、国に対し、各種制度の拡充や見直しをはじめ人員確保の観点から他業種と比べて遜色のない賃金水準となるよう底上げを図ることや、物価高騰に対する事業者への財政支援を行うことを申し入れているところであります。

また、市の一般会計での支援につきましては、国の物価高騰対策を踏まえながら市としての対応を検討してまいります。

次に、人口減少の中での公共施設管理計画に

についての御質問にお答えをいたします。

本市の公共施設等総合管理計画につきましては、平成29年3月に策定し、これまで長期的な視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理運営を行っているところであります。

公共施設を100年以上維持するとなりますと定期的な大規模改修や設備の交換が不可欠となり、その費用は新規建設費用を上回る可能性もあります。特に人口減少や税収減が予想される中、老朽化した公共施設を全て長期的に維持していく財源を確保し続けることは極めて難しいと考えております。

また、本市が抱える既存施設の数が多いことから、個々の施設に係る維持、改修、修繕費の合計額が本市の財政規模を大きく超えてしまうおそれもあります。そのため、公共施設マネジメントの方向性として、多くの自治体と同様に集約化や複合化と長寿命化を併せながら総合的に取組を進めてまいります。

次に、PFIについての御質問であります。PFIにつきましては、官民連携手法、いわゆるPPPの枠組みの中の手法の一つですが、議員御指摘のように、民間事業者の利益優先の影響により、公共性が低下するリスクがあることは存じております。

しかしながら、一方では、民間事業者の創意工夫や専門的な知見が最大限に引き出され、利用者のニーズに合った、より質の高いサービスが提供されるなど数多くのメリットも期待されるものであります。

現在はPFIを活用する予定の事業はございませんが、今後PFIを含む官民連携手法を活用する際には様々な視点を持って慎重に判断してまいります。

次に、既存住宅の活用についての御質問にお答えをいたします。

初めに、空き家の提供及び持家に転化できる制度につきましては、本市では最上地域空き家

活用促進協議会との連携により、空き家バンクを通じた既存住宅の流通促進に取り組んでおります。これにより、新築住宅よりも安価な既存住宅の提供が可能となり、既存の住宅地における居住者の増加に一定の効果を期待しているところであります。

空き家の利活用につきましては、民間での流通を主体として考えており、御提案いただきました公共住宅としての活用や、一定期間経過後に持家に転化できる制度につきましては現在のところ導入の予定はございませんが、今後住宅施策を検討する中で様々な手法について研究してまいりたいと考えております。

次に、既存住宅を活用し家賃を補助する制度の創設につきましては、低所得者の負担軽減の一助となると思われませんが、本市といたしましては公営住宅の趣旨を踏まえ、住宅に困窮する低所得者世帯に対しては公営住宅の提供を基本としているところでありますので、現時点では既存住宅を活用した家賃補助制度につきましては創設する予定はございません。

今後もし市営住宅の適切な管理運営を通じて低所得者の方々の住宅確保に努めてまいります。

次に、地球温暖化対策についての御質問にお答えをいたします。

初めに、本市のCO₂排出量実質ゼロに向けた取組を取りまとめる地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定についてであります。現在、庁内での会議を中心に鋭意協議中であり、今年度中の策定完了を目指しております。

具体的な内容についても現在検討中ですが、CO₂排出量の削減に向けた方策につきましては、市民や市内事業者の皆様がいかに関心事と捉えて省エネに取り組んでいただくかを中心に体系的に整理する予定であります。

次に、再エネ資源の地域内循環に関する御質問であります。再エネ電力の地域内循環を目指し、全国各地で様々な地域新電力会社が設立

されてきております。

本市におきましても、再エネ資源の地域内循環は重要であると認識しており、ハードルの高い中長期的な課題ではありますが、エネルギー政策を通じたまちづくりをより一層推進させるため、関係機関と連携し、可能性について検討してまいります。

次に、再エネ、省エネに関する相談窓口設置についての御質問であります。地球温暖化対策につきましては国・県等を中心に多岐にわたる支援が展開されており、どの支援を活用すべきかについて苦慮されることもあり得ることから、利用者が気軽に相談を行うことができる窓口の存在は重要であると認識しております。例えば、国が設置している相談窓口や伴走支援など様々な相談支援があることから、効果的に情報発信を行うことで、適切な支援制度の利用に結びつけられるよう努めてまいります。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員。

1 番（佐藤悦子議員） 1 番について再質問します。

市民から、物価高で毎日値上げがあり、物が買えない、このままでは自殺者が出るのではないかとされるほどです。

ところが、政府の物価対策は逆に物価高を招く対策になっているのではないのでしょうか。11.6兆円もの国債を追加発行することから、円売りが加速して円安になり、輸入物価の値上がりを招くことになり、国民生活を苦しめます。円安加速と同時に長期金利も上昇しています。これでは投資に冷や水を浴びせることになります。ガソリン税を廃止した政策も無になります。物価高対策としては難ありではないのでしょうか。

消費税を減税した国は11月時点で116か国だそうです。大もうけを上げている富裕層と大企

業への増税で財源を捻出することができるということを先ほど質問で述べました。こうしたことで消費税減税はできるんです。必要だと考えるべきではないでしょうか。

川又秀昭財政課長 議長、川又秀昭。

佐藤卓也議長 川又財政課長。

川又秀昭財政課長 ただいま佐藤議員より様々な御意見を頂戴いたしました。国において物価高対策の様々な施策を講じていることは承知しておりますけれども、新庄市議会において議論する、所管する部署もございませんし、市長が御答弁申し上げましたが、消費税の減税等につきましては国において議論すべき課題と認識しておりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員。

1 番（佐藤悦子議員） しかし、市長のお答えを聞いてなるほどと思うところはたくさんあるんですけれども、市長会で言うということもあるわけです。そういう意味で、市長の認識が大事なわけで、自分が市長会で言えることはないかなと考えていただければ、国の課題であつても市長としてその方向で市長会で述べるということもできたはずなんです。その立場に立つように要望します。

それから、次の質問です。

医療機関や薬局に対する物価高騰対応や賃上げ支援に、11月29日の朝日新聞によりますと、政府が5,341億円計上したとのことでした。これは、私たちが考えた緊急の予算が必要だということと合致しますので、評価しております。

しかし、政府が進める4兆円の医療費抑制、このために入院ベッド11万床削減と言っております。これが地域医療でやられたら、コロナのような新型感染がまた出てくる可能性があるわけです。そのときに、感染のときに、もし減ら

したら対応できるのでしょうか。

また、ＯＴＣ類似薬の保険外しが形を変えて様々こうするか、ああするかとなっているんですが、これが進んだときに、市がやっている子ども医療費無料化、難病医療費の助成、がん患者の治療などはどうなるのでしょうか。

また、現役世代と比べて三、四倍の医療費負担、今の高齢者です、高齢者への医療費の負担割合を増やすという案も出ています。これでは支える現役世代の負担増もあるのではないのでしょうか。

狙いは大企業の社会保険料負担を軽減することではないのでしょうか。こういうことでは駄目だと思うんです。国の医療費抑制は見直すべきではないかなと思うんですが、どうでしょうか。

佐藤朋子健康課長 議長、佐藤朋子。

佐藤卓也議長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 医療費につきまして、病床数、ＯＴＣ類似薬、それらが影響を及ぼすのではないかという御質問であったかと思います。

市長答弁にありましたように、国において様々な議論がなされております。病床数につきましては、地域医療構想という枠組みの中で、国が削減数を求めてイコール削減ではなく、県においても必要病床数というところを、二次医療圏内、最上地域の必要病床数というところを定めております。目標病床数、それから実際の病床数ということで決めています。

令和７年におきましては、県では最上地域で必要なベッドは574床、それに対して最上地域の現在実際にあるベッドは706床ということで、123%の量となっており、123床多いということで、必要な病床数が確保されていると認識しております。

そういったことから、削減イコール地域に影響を及ぼすものではないと考えておりますし、ＯＴＣ類似薬におきましても、国において患者団体の意向調査を行っているなどという情報も

ありますので、様々な視点で検討していると思われましますので、本市におきましては国の動向を注視してまいります。

以上です。

１ 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員。

１ 番（佐藤悦子議員） 次に、③のことですけれども、40代の働き盛りの市民が、がんと診断され、1月に手術し、体調不良で仕事を続けられないということで会社を退職してしまいました。今、重い国保税と山大病院への通院費、子供の教育費の捻出に苦しんでいます。がん患者への障害者並みの支援が必要ではないかとの声でした。

また、社会保険の傷病手当については、1年6か月まで給与の3分の2が支給される制度です。会社を辞める前に休職して傷病手当をこの人は最大限使えたのです。その制度を知らなかったのです。社会保険加入の職員及び市民の皆さんにこのことをお知らせすれば、救われる方が少なくないと考えますが、いかがでしょうか。

佐藤朋子健康課長 議長、佐藤朋子。

佐藤卓也議長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 傷病手当金の周知を市として行ってはどうかという御意見でございました。

国民健康保険に加入される方というのは、議員おっしゃるように、病気になられた方、けがを負われた方、会社が倒産した方、解雇された方ですとか、様々な事情を抱えながら加入される構造となっております。

それぞれの社会保険におきまして、傷病手当金を含め、制度の周知に努めているものと認識しておりますので、本市におきまして、他保険、他制度について周知をするというところは難しいと考えております。

以上です。

１ 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員。

1 番（佐藤悦子議員） 他の制度だから言うことはできないというお話でありましたが、しかし、この方のように仕事を続けられない、辞めてしまった、収入が少なくなったという方が入るのが国保です。そうすると、高い国保税であります。そして収入がぐっと減っていく中で、がんの治療なども続くという形で、大変困窮した方々が国保に入ります。そういう意味では、国保に入る前のことでありますが、社会保険の関係者の皆さんにこういう制度を使えるようにお知らせしておけば、その一人一人が助かるんだと思うんです。そういう意味では、多くの方にこの制度を知っていただきたいということをお願いというか、期待して終わります。

それから、次に、④介護現場の処遇改善ということで、政府は介護職員1人当たり最大で月1万9,000円の賃上げを12月から5月までの半年間支援すると、これは11月29日付の朝日新聞にありました。生産性向上と職場環境改善分の9,000円を引くと直接賃上げ支援は月1万円かと見えています。

山形県の最低賃金は、12月23日から時給77円の引上げとなります。これを一月にしますと1万2,320円となります。政府の対応では全く足りません。介護の人手が足りないのにさらに人を減らすことになるのでしょうか。これについて見解をお願いします。

大野智子成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、大野智子。

佐藤卓也議長 大野成人福祉課長兼福祉事務所長。

大野智子成人福祉課長兼福祉事務所長 介護現場の報酬について質問をいただきました。

11月の新聞報道で様々な金額とか範囲とか発表されておりますが、こちらにはまだ正式な通知は来っていない状況ですので、国の動きを注視してまいるとともに、通知が来ましたら対応を検討していきたいと考えております。

以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員。

1 番（佐藤悦子議員） 12月2日、山形県が中小企業の賃上げ支援を行うことになりました。正職員には1人当たり5万円、非正規職員には1人当たり3万円を支援すると言っています。

最低賃金の引上げを雇う側から見ると1人当たり年間14万7,840円も増額になります。そういう意味では、先ほど言った国の制度と県の支援を事業主の皆さんに最大限活用していただくことが重要だと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

一方、介護職員の平均賃金を見ますと全産業より月8万3,000円も低いんです。事業所の社会保険料負担にも全く足りない状況だと思います。足りないのではないのでしょうか。介護事業所の相次ぐ倒産を防ぎ、介護の担い手を増やすためには、当面、県とともに市独自の支援が必要ではないかと思うのですが、どうでしょうか。

大野智子成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、大野智子。

佐藤卓也議長 大野成人福祉課長兼福祉事務所長。

大野智子成人福祉課長兼福祉事務所長 介護従事者に対して、市として独自の支援が必要ではないかということで御質問をいただきました。

国と県が支援の施策を発表している状況であります。市としても、医療現場と同様に8月の補正予算で物価高騰の支援金を給付させていただきました。介護保険の事業所、障害者支援の事業所全てに現時点で給付させていただいております。不足する部分についてはいろいろあるかと思いますが、今後国の動き、県の動きを注視しながら市としても検討していきたいと思っております。

以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員。

1 番（佐藤悦子議員） 多分国と県だけでは足

りないので、どうか市の支援も考えていただきたいということを切にお願いします。

ちなみに、もう一押しさせていただきますが、訪問介護事業所のない大蔵村や戸沢村の住民の依頼に応えるという事務所もありまして、その状況をお聞きすると、距離が28キロもあるところに朝晩2回、訪問介護に行っているヘルパーがいるそうです。月に最大2万円のガソリン代を事業所の持ち出しで出しているそうです。足りないところはヘルパー個人の負担だそうです。こんなことではいつまで続くか分かりません。また、市内だけの利用者に限っている社会福祉協議会の訪問介護職員は、かつての人数の半分しかありません。

低年金の高齢者は、施設料が高いと入れません。在宅介護を支える訪問介護が命の綱です。介護保険料を払う高齢者が訪問介護を使いやすいよう、どうか市として、状況を聞いて、赤字を埋めてやれるように考えていただきたいということを要望します。

次に、3番目のことについて質問します。

国土交通省は、将来にかかる維持管理費と更新費を抑制するとして、2020年10月10日、今後30年間の費用がどうなるかということが載ってありました。診療所は事後保全が多いような気がします、事後保全というやり方だと費用は年に今の約2.4倍へ、私は予防保全がいいと思うんですが、予防保全へ転換すれば約1.3倍に抑えられる、そして1年当たりの費用は予防保全にすると約5割も縮減すると。これは国土交通省がインフラのことについて言っていますが、施設も同じだと思います。

ここで、昭和活性化センターのことをちらっと言わせていただきますが、赤さびだらけの屋根になっています。こんなことになる前に予防保全で計画的にペンキ塗りなどで補修したほうが負担は低くて済むということです。

公共施設全部とは言いませんが、100年もた

せる長寿命化計画を考えるべきではないですか。

川又秀昭財政課長 議長、川又秀昭。

佐藤卓也議長 川又財政課長。

川又秀昭財政課長 公共施設の管理計画について、100年もつ公共施設という御意見につきましては、委員協議会、全員協議会のときから頂戴している御意見であります、そのときと同様の答弁になると思いますけれども、今ある施設を100年間もたせることは躯体としては可能かもしれませんが、同じ施設数を修繕しながら維持していくことは、市長も答弁申し上げましたけれども、全てを維持していくことは膨大な金額がかかる、人口減少の中、多大な財政支出になるというところを申し上げてきたところであります。

例えば100年もたせるとなりますと、この市役所庁舎をあと30年もたせるということになるわけですが、この施設を取ってみれば、例えばエレベーターがございませんし、市民が来庁したときにワンストップで手続きできるような動線とか空間になっておりません。それで本当に市民がよしとするのかというところが重要なところでありまして、公共施設を維持管理するためだけに税金を投入するということではなく、それを集約化して効率よく回すことで、限りある財源を、先ほど来、佐藤議員から福祉サービス等に様々な御意見を頂戴しておりますけれども、そういった財源に充てるために公共施設を効率よく集約化していく必要があるというところになりますので、膨大なお金で公共施設を維持しながら福祉のサービスも向上するということは財源が限りある中で不可能だということですので、御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員。

1 番（佐藤悦子議員） このまま、そのまま維

持しろということを言っているわけじゃないんです。改築、建て替えではなくて、長寿命化で改修すると。その中には、先ほど言った市の庁舎で足りないところがあるわけですが、そこも長寿命化しながら改修を中心に整備するという立場に立てば、新しく建てたりするよりずっと安くできるということなんです。

例えば文科省は、今後30年で必要な更新費用について、従来の改築中心の整備では約38兆円もかかるが、長寿命化改修を中心に整備すれば約30兆円でできるとしています。長寿命化のメリットは、工事費用が約4割縮減し、工期も短縮が可能、また建て替えと同等の教育環境確保が可能、また廃棄物量が少ないと言っています。

そう考えて、集約化が全部駄目だとは申し上げません。集約化もありますが、できるだけ長寿命化できるものはやっていく、100年使えるものは使うと考えていくことを中心に、一つ一つ考えるべきじゃないかと言っているんです。どうですか。

川又秀昭財政課長 議長、川又秀昭。

佐藤卓也議長 川又財政課長。

川又秀昭財政課長 ただいま御意見を頂戴いたしましたけれども、市としましては長寿命化だけでいくということではございませんで、先ほど市長も申し上げましたが、集約化と複合化と長寿命化をケース・バイ・ケースで組み合わせながらというところで答弁したとおりでございますので、御理解いただきたいという部分です。

100年もたせられるかどうかという部分につきましては、それぞれ個々の施設の事情にも異なりますし、本庁舎、先ほど大丈夫ではないかというところがありましたけれども、エレベーターがない部分を修繕で外づけしたりとか、あるいは各部署ごとに手続する窓口があるものを1か所にまとめるというのは、空間の構成上、修繕ではなかなか不可能であります。

新しくした酒田市の庁舎については、財政課

の課長から聞いたお話ですと、デジタル化も一気に導入いたしまして、書類もなく、文書のキャビネットが財政課の中にはないというところをお聞きしました。

今の現庁舎ではそういった部分を導入するというのは相当厳しいと捉えております。そういう部分では様々な職場のDX化というのも庁舎の建物と同時に自治体間の格差が広がってくるというところがありますので、そういった様々を総合的に考えたときに、施設の集約化も含めて何が一番妥当かというところを議員の皆様、市民の皆様と共に考えながら進めていく時期に来ているのではないかなと捉えております。

以上でございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員。

1 番（佐藤悦子議員） 分かりました。

次に、IC付近の道の駅の建設検討に当たって、PFIなどの活用が検討されています。PFIは、設計、建設、運営まで民間に任せ、長期にわたって自治体が賃料を払う形です。

PFI発祥の地であるイギリスでは、会計検査院から「PFIは財政の節約につながると認めるに足る証拠は見いだせなかった」とする報告書が出されました。新たなPFIはイギリスでは実施しないとされています。

日本の会計検査院も2021年5月の報告書で多数のサービス低下の例やコスト高の例を指摘しています。我が国は、経済界の要請を受けてPFI支援を拡大しています。しかし、PFI神話は既に崩壊していると言えます。

1つは事業所破綻のリスク、2つ目は事故などの損失の負担、3つ目は経費節減は必ずしも実現しない、4つ目は、長期間の契約の利権をめぐり、行政と担当民間業者との癒着が生じるおそれ、5つ目は、担当事業者やその下請で担い手の非正規化、職員の非正規化が生じるなどの問題があるのではないですか。どうですか。

川又秀昭財政課長 議長、川又秀昭。

佐藤卓也議長 川又財政課長。

川又秀昭財政課長 ただいまPFIに関する御意見を頂戴いたしましたけれども、佐藤議員がおっしゃったデメリットという部分は様々情報収集すればあるかと思えますけれども、その一方で数多くのメリットがあって導入している自治体が多いというところも事実でございます。

先ほど市長も答弁申し上げましたが、現在、PFIを活用する予定の事業というのは具体的にないという状況でありますので、今後導入をする際には、先ほど答弁いたしましたとおり様々な視点を持って検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員。

1 番（佐藤悦子議員） ぜひ慎重に、デメリットについて慎重に見ていただきたいということをお願いいたします。

次に、5番目のことについて質問します。

環境省は、2018年に日本のエネルギー消費量に対して再エネによる供給力は2.2倍あると言っていますが、新庄市の再エネによる供給力、消費量に対しての供給力、ポテンシャルともいいますが、どのぐらいあるのでしょうか。

井上 徹環境エネルギー課長 議長、井上 徹。

佐藤卓也議長 井上環境エネルギー課長。

井上 徹環境エネルギー課長 新庄市のポテンシャルについての御質問であります。

環境省の地域経済分析によりますと、新庄市の場合ですと12.39倍あるとなっております。

以上でございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員。

1 番（佐藤悦子議員） ありがとうございます。
つまり新庄市の再生可能エネルギーを広げた場合、そのエネルギー力は12.39倍、今使っ

ているエネルギーの12.39倍もあるというすばらしい再生可能エネルギー地帯になっているということです。

次に、新庄市のエネルギーの収支金額はどのぐらいでしょうか、現在。最近のが分かれば。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員。

1 番（佐藤悦子議員） すみませんでした。

年間48億円というお金、地域外からエネルギーを買っているお金として新庄市は2018年の段階で使っているようです。この48億円を地域内循環し、自給できるようにすれば、市内の中小業者の仕事になり、雇用創出になるのではないのでしょうか。地域内総生産も大いにこれによって上がるし、石油、ガス、石炭の輸入物価値上がりの影響を受けなくなります。そういう意味で、思い切って再エネでエネルギー自給する新庄市にするという立場に立つということで、どうでしょうか。

その意味で、1つなんですけれども、再生可能エネルギーの発電をどんどん進めていただきたいわけですが、木質バイオマス発電は、産業技術総合研究所の歌川 学氏によりますと、発電のCO₂排出は、大型バイオマス施設で排熱を利用しない場合、利用エネルギー当たりで化石燃料発電、石炭火力発電を上回るCO₂排出になるとのことでした。

森林の有効活用として、木質バイオマス発電よりも暖房用などの熱源としての利用のほうが効率がいいのではないのでしょうか。

井上 徹環境エネルギー課長 議長、井上 徹。

佐藤卓也議長 井上環境エネルギー課長。

井上 徹環境エネルギー課長 バイオマス発電についての御質問でございます。

バイオマス発電につきましては、先日の総合計画の全員協議会でも答弁させていただきましたけれども、間伐材の製材の際に出る端材等を原料にして発電を行っておりまして、木を伐採

した後は必ず植林をし、その植樹した木の成長過程でCO₂を吸収することによって排出量を実質ゼロにできるというカーボンニュートラルな発電であるということでございます。

こちらにつきましては自然由来の発電ということでございますので、また木質バイオマス発電は天候に左右されない比較的安定した発電が可能でございまして、植林した木も特に樹齢の若い木ほどCO₂吸収能力が高いため、脱炭素に向けては有用な再生可能エネルギーの一つと言えるかと思います。この点が化石燃料を使った発電と大きく違うところでございます。

また、バイオマス発電の熱量が発電以外に使われる、川下の事業として排熱の利用もできるということで、こういった活用もできればいいのかなと考えております。

以上でございます。

佐藤卓也議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後1時52分 休憩

午後2時02分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

鈴木法学議員の質問

佐藤卓也議長 次に、鈴木法学議員。

(8番鈴木法学議員登壇)

8 番(鈴木法学議員) 12月定例会、最後に一般質問させていただきます。新政・結の会、議席番号8番、鈴木法学です。皆様、大変お疲れのことと思いますが、どうぞ最後までよろしく願いいたします。

それでは、通告書に従いまして一括方式で質問させていただきます。

最初に、項目1、社会体育施設の整備についてです。

市テニスコートLED照明改修工事や市民球場投光器LED化工事など、公共施設のLED化はスポーツ施設も例外なく進められています。市民目線では、単にLEDへの交換作業としてだけではなく、東山を中心とする社会体育施設のよりよい環境整備が今後もさらに進んでいくと行政に期待を感じているそうです。

そこで、全体的な社会体育施設整備計画策定の必要性を問うとともに、このたびは武道館と陸上競技場に文字どおりスポットを当て、スポーツ施設整備について伺います。

(1) 武道館では、近年の猛暑の影響で道着や防具をつけた状態での稽古や大会運営が難しくなっています。熱中症対策として冷房設備の設置が必要だと考えますが、どうでしょうか。

(2) 陸上競技場にはナイター照明設備がないため、夕方から夜にかけた練習に支障が出ています。常設の照明設備の設置をお願いしたいのですが、どうでしょうか。

(3) 陸上競技場に電気掲示板によるタイム計測器の導入を望む声が多いです。100分の1秒までの計測が可能になることで、既存の練習会の意欲や大会の価値も上がり、何より市外から競技する選手たちが集う大きな大会を誘致できると思いますが、市の考えはどうでしょうか。

(4) 市民のニーズに応えるための環境整備を行うために、全体的なスポーツ施設の今後の在り方を踏まえた社会体育施設整備計画を早急に策定すべきだと考えますが、どうでしょうか。

項目2、ネーミングライツについてです。

県内各所でネーミングライツについての取組をよく見聞きするようになりました。ネーミングライツとは、スポーツ施設や公共施設に企業名やブランド名等を含む愛称をつける権利のことです。企業は命名権を得る対価として自治体

に費用を支払います。これにより、企業は宣伝効果や企業イメージ向上につながり、自治体は施設の維持管理費や新たな整備投入の財源を確保できます。

(1) 県内外のネーミングライツの事例について、情報収集など調査研究を行っているか伺います。

(2) 当市でもネーミングライツスポンサーを募集し、スポーツ施設や公共施設の維持管理と新たな財源確保に役立ててはどうか。

次に、項目3、熊対策についてです。

今年に入ってから熊の出没が増えており、日々目撃情報が後を絶ちません。市民の皆様の熊に対する不安は大きく、解消への取組が急務となっております。

(1) 小中学校周辺、通学路、特に熊の活動が活発だと言われている朝夕の時間帯とかぶる登下校時の児童生徒の安全確保について、児童生徒や保護者、関係者にどのような対応や案内を行っていますか。

(2) 今までの熊の出没データから行動パターンを分析し、熊対策をすべき場所や通り道を割り出すような調査研究はできないか伺います。

(3) 長井市では、熊等の出没が懸念される場所にモーションセンサーカメラを設置し、AI判断による24時間体制の定点観測を行っているようです。この事例を含め、他の自治体の有害鳥獣対応への取組をどのように調査研究しているか伺います。また、この定点観測は当市でも有効だと思いますが、どうでしょうか。

以上、大きく3つの項目の質問についての答弁、よろしくお願いいたします。

山科朝則市長 議長、山科朝則。

佐藤卓也議長 山科市長。

(山科朝則市長登壇)

山科朝則市長 それでは、鈴木議員の御質問にお答えします。

社会体育施設の整備についてと小中学校にお

ける熊対策につきましては教育長が答弁しますので、よろしくお願いいたします。

初めに、ネーミングライツについての御質問にお答えいたします。

近年、県内外においてスポーツ施設等で施設命名権、いわゆるネーミングライツの導入が進んでいることは承知しております。

ネーミングライツとは、企業等が施設の愛称に自社名やブランド名を付す権利を取得し、自治体はその対価を施設の維持管理費や改善費用に充てる仕組みであり、双方にとって利点がある一方、景観や地域イメージとの整合性など配慮すべき点もあると認識しております。

初めに、ネーミングライツの事例についての情報収集などの調査研究につきましては、現在、社会教育課を中心に、県内外の自治体での実施状況、対象施設、契約期間、契約金額、活用状況など情報収集を行っております。

次に、本市でのネーミングライツスポンサーの募集につきましては、ネーミングライツの導入が施設の維持管理費や更新投資の新たな財源確保に資する有効な手段であると考えておりますので、本市の導入に向けて検討を進めてまいります。

次に、熊対策についての御質問にお答えいたします。

初めに、熊出没のデータ分析による熊対策につきましては、熊による被害防止のため、データ分析により行動パターンを把握し、出没の予測をすることは重要であると認識しております。

山形県では、第4期山形県ツキノワグマ管理計画に基づき、山形大学の協力の下、個体数や分布の調査研究が行われておりますが、市街地における熊対策をすべき場所や通り道を割り出すといった具体的な研究結果までは示されていない状況にあります。

本市におきましては、市独自の調査研究は実施しておりませんが、これまで市に寄せられた

目撃情報などから、収穫後の農作物の残渣や収穫を行わない栗や柿が誘引物になっているものと分析しております。

また、市街地の移動経路としまして、草むらや河川敷のやぶなどの人目につきにくい経路を使って移動している可能性が高いと認識しており、これらの行動パターンを分析し、注意を呼びかけ、対策を実施しているところであります。

次に、カメラを用いた定点観測につきましては、市鳥獣被害対策実施隊では自動撮影センサーカメラを導入し、有害鳥獣の行動パターンの把握と鳥獣被害の防止対策に役立てております。

今後は、ＡＩが判定し自動通知を行うシステムなど高度なデジタル機能を有する機器の導入につきましても国・県の熊被害対策パッケージを踏まえながら対策を強化してまいります。

以上、壇上からの答弁といたします。

津田 浩教育長 議長、津田 浩。

佐藤卓也議長 津田教育長。

津田 浩教育長 私からは、社会体育施設の整備についての御質問にお答えいたします。

初めに、熱中症対策として武道館の冷房設備の設置についてでございますが、近年は猛暑が続いており、館内も高温になることから、利用者の熱中症や体調不良の危険性が高まるため、施設管理面における現在の暑熱対策には大きな課題があると考えております。

市といたしましても、冷房設備の整備が暑熱対策に大きな効果があることを認識しております。そのため、武道館への冷房設備については速やかに設置できるよう取り組んでまいります。

次に、陸上競技場への照明設備の設置についてでございますが、照明設備は夕方以降の練習時間の確保や利用者の安全性を図る上で重要な設備であり、大会運営や練習環境の質の向上にも資するものと認識しております。

照明設備の新設には多額の経費を要するほか、電気設備容量の増強やランニングコストなど維

持管理面での課題がありますので、今後、体育施設全体の整備の在り方を見直す中で検討してまいります。

次に、陸上競技場の電気掲示板によるタイム計測器の導入につきましては、機器の導入により競技環境が向上し、公認陸上競技場としての施設価値を高める重要な要素であると認識しております。

しかし、導入には多額の経費を要するほか、更新サイクル、保守管理など維持管理面での課題がありますので、機器導入につきましては、照明設備の設置と同様、体育施設全体の整備の在り方を見直す中で検討してまいります。

次に、社会体育施設整備計画の策定につきましては、本市の社会体育施設は、老朽化対策、安全性の確保、競技力向上、健康増進、さらには多様化するスポーツニーズへの対応など、求められる役割が広がっております。こうした状況の中、まずは全体的な公共施設の在り方の視点を持った新庄市公共施設等総合管理計画の見直しの中で社会体育施設の整備について検討してまいります。

次に、熊出没に対する登下校時における児童生徒の安全確保についての御質問にお答えします。

本市では、11月に新庄市立学校熊等野生生物出没対応ガイドラインを策定し、各校に基本的な対応方針を周知いたしました。

ガイドラインには、登下校前に学校周辺で熊の出没情報があった場合は、保護者の送迎を依頼したり、自宅または学校での待機を求めたりすること、それでも安全確保が困難なときは臨時休校にするなどして、危険な状況下で児童生徒が歩くことのないよう示しているところでございます。また、出没区域によっては送迎を依頼するエリアを限定した対応を行っております。

今後も、熊出没情報の第一報を迅速かつ確実に学校に伝えるとともに、ガイドラインを基に

しながら対応を即座に保護者に伝えられるよう努めてまいります。

以上でございます。

8 番（鈴木法学議員） 議長、鈴木法学。

佐藤卓也議長 鈴木法学議員。

8 番（鈴木法学議員） ただいま大きく3つの項目について答弁いただきました。

最初に、1、社会体育施設の整備について整理していききたいと思います。

近年は、部活動の地域展開による地域クラブ活動への機運が高まり、社会体育施設を利用する児童生徒の利用幅も広がりを見せていると感じています。したがって、誰もが安心安全に運動できるような環境の整備は必要不可欠であり、特に東山総合スポーツ公園、運動公園の各スポーツ施設の役割はとても大きなものであります。

（1）武道館についてです。

この夏、私は現調依頼をいただき、剣道の稽古、クラブ活動を見させていただきました。剣道は、室温に合わせて練習の可否を判断し、面などの防護を外して休憩を取るなど、暑さ対策をしております。剣道連盟からの熱中症予防ガイドラインに基づき、WBGTにて環境状況の評価を行っています。

しかしながら、評価どおりに活動した場合、練習時間、練習量は半減します。また、これだけ配慮しても、今年の6月、7月の時点で熱中症ぎみの練習生が数人確認され、特に熱中症になりやすい子供たちの心配を常々しなければならぬと指導者や保護者の方々から聞きました。

再質問になりますが、先ほど武道館に冷房設備等を設置できるように取り組んでいきたいという市長の答弁がございましたが、具体的に現段階で答えられる内容があれば教えてください。

岸 聡社会教育課長 議長、岸 聡。

佐藤卓也議長 岸社会教育課長。

岸 聡社会教育課長 武道館に対します冷房施設の御質問でございます。

こちらにつきましては、今議会におきまして12月補正の中に当課の要求として冷房設備の予算を備品として計上させていただいております。

こちらにつきましては、体育施設、今般の高温が続いている状況という部分がございますし、さきの議会におきましても一般質問をいただいたところでございますので、教育委員会内で検討を重ねまして、移動式のエアコンが他市の同様の施設において導入が進んでいるという状況を把握できましたので、そういった部分について整備を行いたいということで予算計上しているところでございます。

また、武道館につきましては、大きさが様々あるんですが、比較的小さめのタイプのものを3台配置予定でございます。

以上です。

8 番（鈴木法学議員） 議長、鈴木法学。

佐藤卓也議長 鈴木法学議員。

8 番（鈴木法学議員） ただいま内容を聞きました。冷房機能のある備品を準備されているということで、補正予算でも質問できると思うんですが、これに関して少し確認をさせていただきたいと思います。

まずは、先ほど私が現調した武道館の説明をさせていただきました。担当課もしくは職員の方は炎天下の武道館などは現調というか、視察されたのかなということと、そういったところを踏まえて、効果的な機能がどこまであるのかの見込みというのは準備している備品にあるのかなというところ、分かる範囲でいいので教えてください。

岸 聡社会教育課長 議長、岸 聡。

佐藤卓也議長 岸社会教育課長。

岸 聡社会教育課長 私も含めて当課の職員が実際に夏の間の競技について見に行ったということとはございません。こちらの施設につきましては指定管理者制度ということでスポーツ協会にお願いしておりますので、そちらについてはス

スポーツ協会で適宜適正に管理していると考えております。もし何かありましたら速やかに当課に連絡していただく体制は整えているところでございます。

また、配備予定の冷房機、エアコンですけれども、こちらについては、正直なところ、例えばこの議場のように機械の形で二十数度まで冷やせるというものではなく、大空間を冷やすような専用の機械となっております、基本的には熱中症にならないような30度程度ぐらいまで、35度を30度に下げるぐらいの機能を持つような製品となっております。

以上です。

8 番（鈴木法学議員） 議長、鈴木法学。

佐藤卓也議長 鈴木法学議員。

8 番（鈴木法学議員） スポーツ協会に確認をしていただいたということと、35度ぐらいの気温が30度ぐらいに下がるのではないかという見込みということを伺いました。後ほどでいいので、いろいろと製品の詳細などを教えていただければと思います。

あとは、武道館の熱中症対策として常設の冷房設備の設置をもちろん望んでおりました。しかしながら、ただいま答弁あったとおり、全館対応でなくても、一部に大型扇風機の増設やシーズン中のみのスポットクーラー等の設置、または休憩所となるクールスポットを設営できないかという再質問も実は用意しておりました。

先ほど課長から答弁がありましたとおり、9月定例会の一般質問で「東山体育館に冷房を」と説いた同僚議員、鈴木啓太議員の声を武道館と併せて即座に対応していただいたと受け止めております。ありがとうございます。

引き続き来年度、導入後の館内で効果的な空調機能が発揮されているのか、設置台数は適正であるのか、検証と対応もお願いしたいのですが、どうでしょうか。

岸 聡社会教育課長 議長、岸 聡。

佐藤卓也議長 岸社会教育課長。

岸 聡社会教育課長 そちらにつきましては実際に配備して使っていただいてから分かってくる部分もあるかと思うので、そちらについては、教育委員会、社会教育課直接ということではないかもしれませんが、スポーツ協会を通じて利用者のアンケートを取るとか声を収集し、また先ほど大型扇風機みたいな話もありましたけれども、空気を回すということも有効だと思っておりますので、今後追加が必要かどうかも踏まえまして、現状については引き続き調査していきたいと思っております。

以上です。

8 番（鈴木法学議員） 議長、鈴木法学。

佐藤卓也議長 鈴木法学議員。

8 番（鈴木法学議員） よろしく申し上げます。

次に、（２）陸上競技場についてです。

こちらも現調を入れていただき、私が初めて夜の陸上競技場へ行ったのは去年の秋でした。聞いている以上に真っ暗でした。執行部の皆さんの中で夜に行ったことがある方はおりますでしょうか。担当課長、代表して申し上げます。

岸 聡社会教育課長 議長、岸 聡。

佐藤卓也議長 岸社会教育課長。

岸 聡社会教育課長 代表して私という御指名ですが、大変申し訳ございません、行ったことはございません。

8 番（鈴木法学議員） 議長、鈴木法学。

佐藤卓也議長 鈴木法学議員。

8 番（鈴木法学議員） ないとのことだったので、ぜひ来春、雪解けしましたら足を運んでください、皆様もぜひ。

さて、一般的なグラウンドには少なからず鉄塔が立ち、上から照らす照明設備があるのですが、陸上競技場には1灯もないです。既存のものは、スタンド、観覧席のある建物の館内照明だけです。専用駐車場側には外灯もなく、夜は本当に常に真っ暗です。なので、競技場の常

設の唯一の明かりは建物の館内照明だけ、これが頼りになります。

再質問ですが、シーズン中は夜7時まで陸上競技場を使用できるようですが、安全面の確保や管理を踏まえた場合、使用許可を出している新庄市は、もし夜間使用の練習中に事故があった場合、どのような対処をされますか。

佐藤卓也議長 暫時休憩いたします。

午後2時25分 休憩

午後2時26分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

岸 聡社会教育課長 議長、岸 聡。

佐藤卓也議長 岸社会教育課長。

岸 聡社会教育課長 失礼しました。

使っていただいている方の活動の中で、おのおのが保険等を掛けていただいて対応という形になろうかと思います。

また、時間的には7時までとなっておりますけれども、季節に応じて適宜使える範囲内で使っていただくことになっていると思います。

以上です。

8 番（鈴木法学議員） 議長、鈴木法学。

佐藤卓也議長 鈴木法学議員。

8 番（鈴木法学議員） まずは保険等ということでお聞きしました。

競技場、私が現調した話をさせていただきます。今年の秋に行った際は、夕方5時半ぐらいを回ったあたりから日が暮れまして、指導者が駅伝関係の充電式の灯光器6台をトラックコース手前側、建物側の地面に直置きして点灯しました。あとは新東（東高）のワイヤードタイプの投光器を地面に直置きして点灯することで、暗くなってから、夕方を回ったあたりから夜の対応を行っております。

正直、今言った充電式の6台の光源は目印代わりにしかありません。ワイヤードタイプは例

えるなら車の片目ハイビームのようなものなんですけれども、これも直置きにしているものが1台だけです。これらの投光器は全て競技団体の持込みとなっております。

自分が行ったときは、中高生を中心にたくさんの生徒が練習に励んでいました。指導者や保護者を入れると五、六十人は常に集まっております。ちなみに、行ったのは11月の頭ぐらいです。トラックコースの奥側では、一切光が届かない中、バトンリレーをしているチームもありました。ただ、今の熊騒動の中、真っ暗で周囲が確認しづらい環境はとても不安になりました。また、中央の芝生では、やり投げや円盤投げなどの練習も行っています。日中でさえ配慮が必要な練習が、この時間、この状態で行われております。

12月に入り、シーズンは閉じましたが、この競技場の現状はどこまで把握されておりますでしょうか。

岸 聡社会教育課長 議長、岸 聡。

佐藤卓也議長 岸社会教育課長。

岸 聡社会教育課長 利用形態につきましては、詳細については把握してございませんけれども、先ほど議員から紹介ございました照明器具等を利用者が持ち込んで使用されていることについては、話についてはお伺いしております。

以上です。

8 番（鈴木法学議員） 議長、鈴木法学。

佐藤卓也議長 鈴木法学議員。

8 番（鈴木法学議員） 本日冒頭に申しましたとおり、テニスコート、市民球場に万全なLEDナイター照明が設置されました。次は陸上競技場にと、利用者の皆様も思うところがございます。ぜひこの流れも含めてLEDナイター照明設備設置計画を検討願えないでしょうか。

また、照明があれば、ほかのスポーツ体育施設と同様に、夜8時から8時半の使用というのは本当は皆さんが願っているところではないか

など思っております。現在、夜7時までしか使用できない、「シーズンによる」という答弁がございましたが、それも含めて、どうお考えか答弁をお願いします。

岸 聡社会教育課長 議長、岸 聡。

佐藤卓也議長 岸社会教育課長。

岸 聡社会教育課長 陸上競技場への照明設備でございすけれども、あつたほうがよろしい設備なのかなというのはそのとおりでありますけれども、ただ、新たな投資になりますので、新庄市全体の公共施設の中で統廃合しなければならないという話が出ている中でのものになりますので、全体的な話の中での整備の可否についての議論になるのかなと考えているところです。以上です。

8 番（鈴木法学議員） 議長、鈴木法学。

佐藤卓也議長 鈴木法学議員。

8 番（鈴木法学議員） ただいま答弁ありましたとおり、全体的な検討、討論といいますか、時間を要するという返答がございました。

そこで提案なんですけれども、現場で使っている、先ほど言いました車のハイビームに近いワイヤードタイプの投光器は定価7万円ほどだと聞いております。例えばこれを市で四、五台購入して、スタンド、観覧席の高さのある場所に外づけをし、照射機能を常設できれば、それだけでもかなりの効果があると思います。実際にそういった現場の声もあります。低予算や仮の措置でもよいので、現状の危険な状態の改善にレスポンスよく努める工夫が何かできませんでしょうか。

岸 聡社会教育課長 議長、岸 聡。

佐藤卓也議長 岸社会教育課長。

岸 聡社会教育課長 御提案ありがとうございます。何分予算が関係するものですから、この場で「できる」とは当然言えませんので、鋭意検討したいと思います。

8 番（鈴木法学議員） 議長、鈴木法学。

佐藤卓也議長 鈴木法学議員。

8 番（鈴木法学議員） よろしく願います。明かりに関してもう1点だけ。

専用駐車場に外灯が何もない件について、何かありましたらお願いします。

岸 聡社会教育課長 議長、岸 聡。

佐藤卓也議長 岸社会教育課長。

岸 聡社会教育課長 陸上競技場の前の駐車場につきましては、基本、陸上競技場は夜使わない施設ですので、そういったところで照明がないのかなと思っているところです。

以上です。

8 番（鈴木法学議員） 議長、鈴木法学。

佐藤卓也議長 鈴木法学議員。

8 番（鈴木法学議員） ぜひ、真っ暗な競技場に光をとす件、トータル的によろしく願います。

次に、（3）電気掲示板によるタイム計測器の導入を含めた競技場についてです。

2017年に改修されたトラックコース等の環境は非常に質がよく、新庄最上地区唯一の日本陸上競技連盟公認第4種陸上競技場として運営されています。第4種は地域教育用に特化していると認識しています。また、第3種になると中規模の大会や競技会に対応可能で、記録の信頼性も高いと聞いています。

再質問ですが、そもそも2017年の改修の際に第3種を目指す案などはあつたのでしょうか。先ほど触れたナイター照明や電気掲示板のタイム計測器の導入案の議論もあつたのか伺います。また、公認の更新時期に合わせてこれらの協議はされておりますでしょうか。

岸 聡社会教育課長 議長、岸 聡。

佐藤卓也議長 岸社会教育課長。

岸 聡社会教育課長 計測器につきましては、検討の結果、コスト面と実際の大会実施の状況を踏まえまして、その当時、トラックのみの整備ということで、第4種ということで今現在の形

ができていますと捉えております。

また、協会からは、できれば設置をお願いしたいという要望が上がっておりますが、何分高額な設備となっておりますので、そちらについてはなかなかすぐには難しいのかなと考えているところです。

以上です。

8 番（鈴木法学議員） 議長、鈴木法学。

佐藤卓也議長 鈴木法学議員。

8 番（鈴木法学議員） 分かりました。

高額であるということは、私も調べたところであります。そういったものが必要になった場合、そういった金額がかかるということは承知しております。

電気掲示板によるタイム計測器一式と言われた場合にどういった設備が必要かというのは調べていただければ分かると思いますが、重ねて質問といいますか、最近見たデータの話を見せていただきますと、直近の陸上競技場の利用者数の推移を見ますと、平成25年は5,688人でしたが、令和5年は1万6,192人、184.7%増となっています。市のスポーツ施設及び公共施設の中で10年経過して断トツに利用率が増えています。この点についての理由、何か分かりましたら教えてください。

岸 聡社会教育課長 議長、岸 聡。

佐藤卓也議長 岸社会教育課長。

岸 聡社会教育課長 すみません、明確な理由については承知してございません。

8 番（鈴木法学議員） 議長、鈴木法学。

佐藤卓也議長 鈴木法学議員。

8 番（鈴木法学議員） 利用が増える中、新庄最上地域唯一の全天候型の陸上競技場の存在はとても大きな役割を担っていると思います。

フィールド記録会等で写真判定できない状況や、手押しのストップウォッチで10分の1秒までの計測が行われていることを見直し、より精密なタイムを公式記録として認定したいと考え

ている方々は多いと聞いております。こういった計測器の導入を検討課題にさせていただきたいなと思っておりますが、改めてどうでしょうか。

岸 聡社会教育課長 議長、岸 聡。

佐藤卓也議長 岸社会教育課長。

岸 聡社会教育課長 議員からありましたけれども、陸上競技場といった施設につきましては、新庄市の施設ではありますが、郡内では新庄市にしかないという状況は当市も認識しております。そういった部分を踏まえまして、今後陸上競技をどうしていくかという観点の議論が必要なのかなと。そういった部分も踏まえまして、その中で必要なのかどうなのか、我慢できるのか、そういった部分は協議していきたいなと考えております。

以上です。

8 番（鈴木法学議員） 議長、鈴木法学。

佐藤卓也議長 鈴木法学議員。

8 番（鈴木法学議員） よろしく申し上げます。

（４）の答弁はいただいておりますが、既に市の財政説明や公共施設マネジメントもお聞きしております。ただ、スポーツ関係の振興計画をしっかりと定めて、現代スポーツに合わせた整備、設備は何が必要か、スポーツ分野に特化した整備計画をぜひ考えていただければと思います。

次に、項目２のネーミングライツに移ります。

市でもネーミングライツに関心を持っていたいっていることを伺いました。また、調査研究もされているということで、ありがとうございます。

私も近隣の事例を確認しております。

村山市では、今年４月より募集してきたネーミングライツパートナーについてですが、募集から僅か２か月で２施設の命名権者が決まりました。愛称を含めて決まったのは市民体育館と運動広場です。ほかに市民会館やグラウンドゴルフ場の命名権者も継続募集しています。

また、鶴岡市では5例目の命名権導入となった加茂水族館が先日決まりました。新たな施設通称は来春から開始する予定なので、間違いなく話題になるんじゃないかなと思っております。

山形市では、体育館、武道館、弓道場、プールを備えた市総合スポーツセンター、新庄に重ねるとまさに東山総合運動公園全体の命名権者を現在募集しているようです。

これが県になりますと、施設特定型や提案募集型で広く県有施設で募集しているようです。

再質問になりますが、先ほど説明もあったんですけれども、何というか、なかなか予算面で陸上競技場などスポーツ施設への設備投資とか財源確保は悩ましいところがあると思います。ぜひネーミングライツのスポンサー募集の準備に取りかかっていたきたいのですが、何か注意する点や決め事などはありますでしょうか。

岸 聡社会教育課長 議長、岸 聡。

佐藤卓也議長 岸社会教育課長。

岸 聡社会教育課長 ネーミングライツにつきましては、対象となる施設がおおむねスポーツ施設等々ですので、私から回答させていただきたいと思います。

注意事項というところでございますけれども、市長答弁にもありましたとおり、公共の施設に対する名前ですので、そういった部分に反しないという配慮が必要なのかなと考えているところでございます。

また、当課で今現在苦慮しているところは、金額の設定でありますとか期間、どういった方法のやり方というのが非常に策定に頭を抱えているところでございます。

それぞれの市、県も含めて様々なやり方をしておりますして、入札でありますとか公募でありますとか、手挙げ方式みたいな形で広く募集して、手を挙げてもらったらその都度審査して任命するみたいなやり方もあるようですし、様々なやり方があるということで、なかなか標準が

ないというところがありまして、そういった部分について、どういったところで公平性を担保していくかという部分は気をつけていかなきゃいけないところかなと考えているところです。

以上です。

8 番（鈴木法学議員） 議長、鈴木法学。

佐藤卓也議長 鈴木法学議員。

8 番（鈴木法学議員） ただいまありまして、特に契約金額の設定なんかは悩ましいところかなと思います。ただ、対象施設と愛称基準、希望契約金額や費用負担の内訳、契約期間等、ほかの自治体、特に契約金額はピンキリといますか、額面が低いところから大きいところまでございます。できれば早急に協議していただいて、ネーミングライツスポンサー募集の件、来年始動できないかなと思いますが、どうでしょうか。

岸 聡社会教育課長 議長、岸 聡。

佐藤卓也議長 岸社会教育課長。

岸 聡社会教育課長 今現在は情報収集の段階でするので、いつからできるという御答弁を差し上げられるような状況にございませんけれども、なるべく早く実施できるよう頑張りたいと思います。

以上です。

8 番（鈴木法学議員） 議長、鈴木法学。

佐藤卓也議長 鈴木法学議員。

8 番（鈴木法学議員） よろしく申し上げます。

ちなみに、キャッスルサイドリレーマラソン大会ですが、多くの地場産業、中小企業がエントリーしております。走り好きな起業家もたくさんいますので、ぜひ施策の策定ができましたらこの方々にアプローチをしたいなと思います。今回提案した陸上競技場などが対象施設になることを楽しみにしております。

では、次の質問に移ります。

次は、項目3の熊対策についてです。

新庄市立学校熊等野生生物出没対応ガイドラ

イン、こういった名称だったと思うんですが、こちらの策定した件を含め答弁いただきました。

私も「t e t o r u (テトル)」アプリという情報を常に確認しております。市の公式LINEよりも学区ごとの情報が逐一届けられます。テトルを見るたびに、各学校の教員、学校関係者の皆様の御苦勞はもちろんですが、毎日朝夕の対応に追われる保護者の送迎等の御負担を考えると本当に難儀な思いをされていると感じております。だからこそ、子供たちとともに地域に暮らす皆様の安全を第一に、緊急的な対応、短期的な対応、地域の取組を考えていく上で、熊の行動範囲を理解し、対策していかなければならないと思っております。

この通告書を作成したときは、国では熊被害対策パッケージ案の概要が策定され、熊被害対策等に関して関係閣僚会議で決定された頃でした。その中には緊急的に対応することとして効果的な事例の共有など、熊対策の必要性に関する理解醸成と学校及び登下校時の安全確保に関する取組の周知を重点的に着手する項目がありました。何としても子供たちの登下校時の安全確保、熊と遭遇しないための努力を惜しまずに頑張らしましょう。

先ほどの答弁でもございました。今のところ臨時休校や自宅待機をするような最悪の状況にはなっていないと思っております。

ただ、確認ですが、このたびの一連の熊に関する一般質問の中で1点だけ確認したいんですが、下校中に万が一があった場合、近所のお店に逃げ込むような答弁があったと思いますが、お店側や市民の皆様への周知をどのように行っておりますでしょうか。

大町 淳学校教育課長 議長、大町 淳。

佐藤卓也議長 大町学校教育課長。

大町 淳学校教育課長 下校中の子供たちが様々な商店や施設等への避難ということでの周知ということでしたけれども、これまでも各地区に

は「こども110番」ということで様々な商店、施設等に御協力をいただいております。

各学校におきましては、春、新しく年度が替わった際に、それぞれのこども110番等にお邪魔をさせていただいて、協力の依頼をお願いしているところでございます。

今般の熊騒動につきましても、同様の形でお願いするとともに、また各学校では「学校だより」等を通じて各地区の皆様には様々な情報の共有、またお願い等をさせていただいておりますので、そういう形で協力依頼をさせていただいているところでございます。

以上です。

8 番（鈴木法学議員） 議長、鈴木法学。

佐藤卓也議長 鈴木法学議員。

8 番（鈴木法学議員） ありがとうございます。

引き続き市民一体となって子供たちを守る意識を高めていただけるよう、広報ツールはもちろんですが、様々な発信をして、多角的な呼びかけをよろしくをお願いします。

先ほど私が言いました国の方針の続きですが、短期的に取り組むことにICT等による出没情報の提供があり、各種対策の交付金等による速やかな支援を実施する対象経費に、箱わな等の熊対策関連機材はもちろんですが、ICTを活用した出没対策費も準備されています。

先ほど市長答弁でも様々な準備をされていると聞きましたが、今回、私が着目した長井市の施策を少し説明させていただきます。

長井市で採用しているモーションセンサーカメラは、SIMカードによる通信機能があり、市販の乾電池によりワンシーズン自動で稼働し続けます。猟友会のアドバイスで熊などが出そうな場所、17か所ほどに設置しているそうです。カメラの前で何かが動けば画像を撮影して送信し、クラウド上のAIが判断、撮影データから出没する鳥獣の種類や出没時期、時間などを把握し、効率的に対処できるという仕組みです。

出没地域にわなを設置し、カメラで捕獲を確認すれば猟友会が出向いて対処する流れとなっております。

これに近い形で新庄市も準備しているということで、大変ありがたいなと思っています。

ただ、24時間観測できると、日中に市民からの通報で動くのが基本になっている現在、夜間の情報はなかなか広く拾えません。猟友会の方々は、わなに入っているか確認するために現場を巡回する必要があります。

デジタルはこうした課題解決に適しています。このシステム導入により、夜間、早朝の熊出没の起点となる場所が判明したそうです。さらに踏み込んで話をしますと、高精細カメラやサーマルカメラ、撮影対象の温度を検知し可視化するカメラなんですけれども、こちらを搭載しているドローンで空中から安全に熊の位置を把握する実証実験も進めているようです。通常の見視では見つけづらい熊をより迅速に発見し、人的被害を最小限に抑えるための取組となります。

このような他自治体も参考にしながら、国・県が示す熊被害対策パッケージを積極的に活用することで、市の財政負担を軽減しながら成果を創出する施策を継続して考えていただきたいです。

熊対策でのICT機器の活用は使えます。ぜひ市でも、そうですね、猟友会、保護者や学校関係者の皆様、特に市の職員の負担を少しでも緩和、軽減する上で、デジタル機器をどんどん導入していただいて、ICT活用の御検討をお願いしたいのですが、どうでしょうか。

大江 周農林課長 議長、大江 周。

佐藤卓也議長 大江農林課長。

大江 周農林課長 ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

鈴木議員からこういうのがあるということでお知らせいただき、私たちも長井市に実際に現調で聞き取りしたところでございます。

こちらの機器につきましては、モーションセンサーカメラにつきましては鳥獣被害対策協議会でも数台持っていて、どのような鳥獣が出ているか確認のために使っているという形でございます。ただ、そのカメラは、持って帰って画像を再生して初めて確認するという機能になっておりますので、その場ですぐに確認できるというものではございません。

鳥獣等を発見してすぐに通報できるというシステムは大変有効であると当課も認識しておりますので、今後このような技術を有効に活用し、素早く情報を伝達し、熊の生態等を正確に把握できるように努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

8 番（鈴木法学議員） 議長、鈴木法学。

佐藤卓也議長 鈴木法学議員。

8 番（鈴木法学議員） よろしくお願ひします。

皆さんには本当に御負担がかかっている今現状です。職員の負担、猟友会の負担、本市の方々のいろいろな負担を考えて、様々な機器の導入をよろしくお願いいたします。

最後になりますが、このたびは多くの議員より熊対策に関する質問がございました。様々な視点、手法をぜひ実証実験や行動に移し、よりよい成果を上げていただければ幸いです。

来年に向け、ますます市民の皆様が安心安全に生活できますよう切に願ひまして、私からの一般質問を終了します。

皆様、お疲れさまでした。

佐藤卓也議長 以上で今期定例会の一般質問を終了いたします。

散 会

佐藤卓也議長 お諮りいたします。

今期定例会の本会議を明日12月11日から16日

まで休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の本会議を12月11日から16日まで休会し、12月17日午前10時から本会議を再開いたしますので、御参集願います。

本日は以上で散会します。

御苦労さまでした。

午後2時52分 散会

令和7年12月定例会会議録（第5号）

令和7年12月17日 水曜日 午前10時00分開議
議長 佐藤 卓也 副議長 山科 春美

出席議員（17名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	亀井博人	議員
4番	鈴木啓太	議員	5番	坂本健太郎	議員
6番	田中功	議員	7番	山科春美	議員
8番	鈴木法学	議員	9番	辺見孝太	議員
10番	渡部正七	議員	11番	新田道尋	議員
12番	今田浩徳	議員	13番	伊藤健一	議員
14番	山科正仁	議員	15番	高橋富美子	議員
16番	佐藤卓也	議員	17番	小野周一	議員
18番	小嶋富弥	議員			

欠席議員（0名）

欠 員（1名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山科朝則	副市長	石山健一
総務課長	小関孝	総合政策課長	鈴木則勝
財政課長	川又秀昭	税務課長	小関紀夫
防災危機管理課長	柏倉敏彦	市民課長	高橋智江
環境エネルギー課長	井上徹	成人福祉課長 兼福祉事務所長	大野智子
子育て推進課長 兼福祉事務所長	土屋智史	健康課長	佐藤朋子
農林補課長	井上勝人	商工観光課長	高橋潤
都市整備課長	高橋学	上下水道課長	阿部和也
会計管理者 兼会計課長	杉澤直彦	教育長	津田浩
教育次長 兼教育総務課長	伊藤リカ	学校教育課長	大町淳

社会教育課長	岸 聡	監査委員	須田 泰博
監査委員局長	井上 利夫	選挙管理委員会 委員長職務代理者	佐藤 利美
選挙管理委員会 事務局長	長沼 俊司	農業委員会 会長	浅沼 玲子
農業委員会 事務局長	今田 新		

事務局出席者職氏名

局長	山科 雅寛	議会総務主査	伊藤 幸枝
主事	小野 一樹	主事	秋葉 佑太

議事日程（第5号）

令和7年12月17日 水曜日 午前10時00分開議

日程第 1 田中功議員に対する懲罰の件

（総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

- 日程第 2 議案第73号最上広域市町村圏事務組合規約の一部変更について
- 日程第 3 議案第74号新庄市市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第81号新庄市民プラザの管理を行わせる指定管理者の指定について
- 日程第 5 議案第82号新庄市立図書館の管理を行わせる指定管理者の指定について
- 日程第 6 議案第83号新庄市体育館等の管理を行わせる指定管理者の指定について
- 日程第 7 請願第4号新庄市職員の適正な人員確保と定着率向上に向けた措置を求める請願

（産業厚生常任委員長報告、質疑、討論、採決）

- 日程第 8 議案第75号新庄・最上さくらが丘斎苑の管理を行わせる指定管理者の指定について
- 日程第 9 議案第76号児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第10 議案第77号新庄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第78号新庄市萩野児童センターの管理を行わせる指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第79号新庄市升形児童館の管理を行わせる指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第80号新庄市エコロジーガーデンの管理を行わせる指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第84号新庄市農業委員会の委員等の定数に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第 15 議案第 85 号新庄市水道給水条例及び新庄市下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 86 号最上圏域下水道共同管理協議会規約の一部変更について
- 日程第 17 請願第 5 号道路復旧工事についての請願

(質疑、討論、採決)

- 日程第 18 議案第 68 号令和 7 年度新庄市一般会計補正予算 (第 6 号)
- 日程第 19 議案第 69 号令和 7 年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 20 議案第 70 号令和 7 年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 21 議案第 71 号令和 7 年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 22 議案第 72 号令和 7 年度新庄市水道事業会計補正予算 (第 3 号)

本日の会議に付した事件

議事日程 (第 5 号) のほか

- 日程第 23 田中功議員に対する懲罰の件
- 日程第 24 議案第 91 号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 25 議案第 87 号令和 7 年度新庄市一般会計補正予算 (第 7 号)
- 日程第 26 議案第 88 号令和 7 年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 27 議案第 89 号令和 7 年度新庄市水道事業会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 28 議案第 90 号令和 7 年度新庄市下水道事業会計補正予算 (第 3 号)

開 議

佐藤卓也議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は17名です。

欠席通告者はありません。

なお、選挙管理委員会委員長が欠席のため、選挙管理委員会から佐藤利美職務代理者が、また、農林課長が欠席のため、農林課から井上勝人課長補佐が出席しておりますので、御了承願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第5号）によって進めます。

日程第1 田中功議員に対する懲罰の件

佐藤卓也議長 日程第1 田中功議員に対する懲罰の件を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長山科正仁議員。

（山科正仁議会運営委員長登壇）

山科正仁議会運営委員長 おはようございます。

それでは、議会運営委員会における協議の経過と結果について御報告申し上げます。

本日午前9時半から議会運営委員6名出席の下、議会運営委員会を開催し、本日の本会議における議事日程の追加について協議したところであります。

協議の結果、田中功議員に対する懲罰の件について、本日の議事日程とすることにいたしました。

以上、議会運営委員会における協議の経過と結果についての御報告といたします。

よろしくお願いいたします。

佐藤卓也議長 ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、田中功議員に対する懲罰の件を本日の議事日程とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程とすることに決しました。

地方自治法第117条の規定により、田中 功議員の退場を求めます。

（6 番田中 功議員退場）

佐藤卓也議長 12月15日、田中 功議員に対する懲罰の動議が提出者3名の連名で議長宛てに提出されました。発議者が3名ですので、地方自治法第135条第2項議員定数の8分の1以上を満たしております。

懲罰の動議が受理された段階で、委員会条例第7条の規定により懲罰特別委員会が設置されたものとなり、また、懲罰議決については、会議規則第161条の規定により委員会の付託を省略することができないこととされております。よって、懲罰特別委員会の委員構成については7名とし、これに付託の上、審査したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、本件については、7人の委員をもって構成する懲罰特別委員会に付託の上審査することに決定しました。

懲罰特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、佐藤悦子議員、鈴木啓太議員、鈴木法学議員、新田道尋議員、伊藤健一議員、高橋富美子議員、小嶋富弥議員を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました議員を懲罰特別委員

会の委員に選任することに決しました。

それでは、これより懲罰特別委員会の正副委員長との互選をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時05分 休憩

午前10時12分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

それでは、懲罰特別委員会の正副委員長の互選の結果が議長の手元に参っておりますので、報告いたします。委員長新田道尋議員、副委員長高橋富美子議員であります。

暫時休憩いたします。

午前10時13分 休憩

午前10時14分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

総務文教常任委員長報告

佐藤卓也議長 日程第2議案第73号最上広域市町村圏事務組合規約の一部変更についてから日程第7請願第4号新庄市職員の適正な人員確保と定着率向上に向けた措置を求める請願までの6件を一括議題としたいと思います。

本件に関し、総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長山科正仁議員。

(山科正仁総務文教常任委員長登壇)

山科正仁総務文教常任委員長 それでは私から、総務文教常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案5件、請願1件であります。

審査のために、12月11日午前10時より、議員協議会室において委員8名出席の下、審査を行いました。

まず初めに、議案第73号最上広域市町村圏事務組合規約一部変更については、総合政策課職員の出席を求め、補足説明を受けた後に審査を行いました。

委員から、質疑は特になく、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第74号新庄市市税条例の一部を改正する条例については、税務課職員の出席を求め、補足説明を受けた後、審査に入りました。

審査に入り、委員より、都市計画用途地域となると都市計画税が農地にも課税されるのはどうかといった質疑があり、税務課からは、地方税法、市税条例の定めと趣旨にのっとり、用途地域のうち一部のみを課税区域から除外するような不均一課税はできず、また、用途地域内の農地は、市街地化を想定しているために都市計画税の課税が相当であるとの説明がありました。

また、別の委員からは、加熱式たばこの増税によりどのくらい影響額があるのかとの質疑があり、税務課からは、加熱式たばこの申告本数が制度上不明確であるために、あくまでも試算による想定であるが、概算で3,400万円ほど増える見込みであるとの説明がありました。

その他、特定親族特別控除の創設等についての質疑がありましたが、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第81号新庄市民プラザの管理を行わせる指定管理者の指定について、議案第82号新庄市立図書館の管理を行わせる指定管理者の指定について及び議案第83号新庄市体育館等の管理を行わせる指定管理者の指定については、社会教育課職員の出席を求め、補足説明を受けた後、審査を行いました。

まず初めに、議案第81号新庄市民プラザの管理を行わせる指定管理者の指定については、審

査に入り、委員より、団体の職員の賃金や黒字額は幾らかといった質疑があり、社会教育課からは、人件費のトータルの金額しか把握はしておらず、また、指定管理料の収支は同額となっているとの説明がありました。

また、別の委員からは、指定管理料について1年ごとに協議できるのかとの質疑があり、社会教育課からは、年度協定で経費面について毎年協議をさせていただいているとの説明がありました。

また、別の委員からは、3件とも1団体しか応募がないことについてどう考えているのかといった質疑があり、社会教育課からは、もともと受託できる団体が市内では多くなく、なかなか難しい課題と考えているとの説明がありました。

その他、審査票による評価点についての質疑がありましたが、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第82号新庄市立図書館の管理を行わせる指定管理者の指定についての審査に入り、委員から、質疑は特になく、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第83号新庄市体育館等の管理を行わせる指定管理者の指定についての審査に入り、委員からの質疑は特になく、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決しました。

最後に、請願第4号新庄市職員の適正な人員確保と定着率向上に向けた措置を求める請願については、紹介議員及び総務課職員の出席を求め、審査を行いました。

初めに、紹介議員から請願の趣旨説明の後、審査に入り、委員より、時間外労働時間や休暇取得率についての質疑があり、総務課からは、令和6年度の災害対応で時間外労働は増えている。年休の取得率は平均で10.2日となっているとの説明がありました。

また、別の委員から、中途退職の要因につい

てどのように捉えているのかといった質疑があり、総務課からは、聞き取りを行った中で、第二の人生、第二のキャリア、これを希望して早期退職が多かったとの説明がありました。

その他、ハラスメント等の対応についてなどの質疑がありましたが、採決した結果、全員異議なく、採択すべきものと決しました。

以上で総務文教常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についての御報告いたします。

よろしくお願い申し上げます。

佐藤卓也議長 ただいまの総務文教常任委員長の報告に対し、質疑に入ります。

初めに、議案第73号最上広域市町村圏事務組合規約の一部変更について、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第73号は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第73号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号新庄市市税条例の一部を改正する条例について、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ
討論の通告はありません。討論ありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 討論について賛成ですか、反対ですか。

1 番（佐藤悦子議員） 反対です。

佐藤卓也議長 反対。ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 討論の発言を許します。原案に反対討論として、佐藤悦子議員。

（1 番佐藤悦子議員登壇）

1 番（佐藤悦子議員） 議案第74号新庄市市税条例の一部を改正する条例に反対します。

反対する部分は、都市計画税課税区域を増やすところでは、令和8年度から、桧町の2区、川西町1区、川西町2区の対象地域に都市計画税を課税する内容について反対です。

その理由は、この中に田畑として活用を図っている部分があります。そこに都市計画税を課税するということは、離農を促進するということです。そして、新たな宅地開発を進めるように誘導するということです。今、米不足、農家担い手がいない、こういうことで苦しんでいます、私たちは。そういうときに農家を続けていただき、田畑を守っていただく。そうすることで、米増産につなげ、国民の皆さんに国産の米を保障する立場に立つことができます。そういう意味で、農業者の支援を私たちはしなきゃいけないと思うんです。続けていただけるように、もしかしたら新しい担い手が出るように願っていかねばいけないところだと思います。

ところが、それに逆行し、田畑をやっている方々に増税して離農を促進する内容となっています。私は、それは間違いだと思います。人口減少、2050年には1万9,000人、あるいは2万人かと言われています。この中で、新たな宅地開発促進は問題だと思うのです。そうではなく、田畑を守り、今既存の住宅に、住宅地と言われ

るところの空き家や空き地に安く新築できるよう、あるいは住めるよというふうに誘導すべきが私は今人口減少の中で必要な持続可能なまちづくりだと思うのです。そういう意味で、新たな田畑への増税である都市計画税を課す、これはやめるべきだと私は思い、反対討論をいたしました。

以上です。

佐藤卓也議長 ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 ほかに討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第74号は反対討論がありましたので、電子表決システムにより採決を行います。

議案第74号については、委員長報告のとおり決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

（電子表決）

佐藤卓也議長 投票を締め切ります。

投票の結果は、賛成15票、反対1票、賛成多数であります。よって、議案第74号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第81号新庄市民プラザの管理を行わせる指定管理者の指定について、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ
討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第81号は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第81号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第82号新庄市立図書館の管理を行わせる指定管理者の指定について、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第82号は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第82号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第83号新庄市体育館等の管理を行わせる指定管理者の指定について、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第83号は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第83号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第4号新庄市職員の適正な人員確保と定着率向上に向けた措置を求める請願について、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

請願第4号については委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、請願第4号は委員長報告のとおり採択とし、執行機関に送付の上、その処理経過及び結果の報告を請求することに決しました。

産業厚生常任委員長報告

佐藤卓也議長 日程第8議案第75号新庄・最上さくらが丘斎苑の管理を行わせる指定管理者の指定についてから日程第17請願第5号道路復旧工事についての請願までの10件を一括議題としたいと思います。

本件に関し、産業厚生常任委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長辺見孝太議員。

(辺見孝太産業厚生常任委員長登壇)

辺見孝太産業厚生常任委員長 おはようございます。

私から、産業厚生常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案9件、請願1件です。

審査のため、12月12日午前10時より、議員協議会室において、委員7名出席の下、審査を行いました。

初めに、議案第75号新庄・最上さくらが丘斎苑の管理を行わせる指定管理者の指定については、市民課職員の出席を求め、補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り、委員からの質疑はなく、採決の結果、議案第75号については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第76号児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、議案第77号新庄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第78号新庄市萩野児童センターの管理を行わせる指定管理者の指定について及び議案第79号新庄市升形児童館の管理を行わせる指定管理者の指定については、子育て推進課職員の出席を求め、補足説明を受けた後、審査を行いました。

初めに、議案第76号児童福祉法等の一部を改

正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については、審査に入り、委員からの質疑はなく、採決の結果、議案第76号については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第77号新庄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、審査に入り、委員からの質疑はなく、採決の結果、議案第77号については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第78号新庄市萩野児童センターの管理を行わせる指定管理者の指定については、審査に入り、委員から、集団指導人数、自由来館人数及び指定管理料についての質疑がありました。子育て推進課からは、集団指導については現在8名で、来年度については6名の予定である。自由来館では年間1,255人が利用され、今年度は1,703万9,000円の指定管理料で全ての業務を行っているとの説明がありました。

その他、質疑はなく、採決の結果、議案第78号については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第79号新庄市升形児童館の管理を行わせる指定管理者の指定については、審査に入り、委員から、集団指導人数、自由来館人数及び指定管理料についての質疑がありました。子育て推進課からは、升形児童館において、集団指導は既に停止しており、自由来館のみ実施している。自由来館は年間1,080名で、その他年間138名の地域住民の使用がある。指定管理料は993万円となっているとの説明がありました。

その他、学校統廃合に伴う今後の運用についての質疑がありましたが、採決の結果、議案第79号については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第80号新庄市エコロジーガーデ

ンの管理を行わせる指定管理者の指定については、商工観光課職員の出席を求め、補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り、委員から、指定管理開始が令和8年4月1日だが、準備期間を設けるのかとの質疑がありました。商工観光課からは、今回議決いただいた後には、引継ぎや指定管理業務の内容の共有、エコロジーガーデンに関する情報共有など、今年度からやり取りを進める基本協定を締結するとの説明がありました。

また、別の委員からは、共同で行う株式会社JPDコミュニケーションズは、ゆめりあの指定管理も行っており、人員体制等は大丈夫なのかとの質疑がありました。商工観光課からは、一般社団法人温故知新が代表名で出ており、ゆめりあで雇用している方とは別に職員を雇用すると聞いている。円滑に管理をする体制をつくと説明を受け、選定委員会においても様々質問等をした結果、大丈夫であると判断したとの説明がありました。

その他、募集時の指定管理料の予定価格について、審査結果に伴う点数について、自主事業の提案内容について、遊具等を設置する場合のプロセスの質疑がありましたが、採決の結果、議案第80号については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第84号新庄市農業委員会の委員等の定数に関する条例の一部を改正する条例については、農業委員会事務局及び総務課職員の出席を求め、補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り、能率報酬の額の詳細についての質疑がありました。農業委員会からは、今後規則の中に、農地利用最適化交付金事業実施要綱に規定する交付金の交付対象となるものについて実施報告をすることによって交付決定いただいた額とする。これを委員の数で割って得た額を年度末に年額で各委員にお支払いすると規定

しますとの説明がありました。

その他、質疑はなく、採決の結果、議案第84号については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第85号新庄市水道給水条例及び新庄市下水道条例の一部を改正する条例について及び議案第86号最上圏域下水道共同管理協議会規約の一部変更については、上下水道課職員の出席を求め、補足説明を受けた後、審査を行いました。

初めに、議案第85号新庄市水道給水条例及び新庄市下水道条例の一部を改正する条例については、審査に入り、委員から、被災地以外のところから応援いただけるという認識でよかったのかとの質疑がありました。上下水道課からは、被災地以外の自治体の市町村長が指定をした業者でも対応できるようになるとの説明がありました。

ほかに質疑はなく、採決の結果、議案第85号については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第86号最上圏域下水道共同管理協議会規約の一部変更については、審査に入り、委員から、処理能力が減少した自治体と減少しなかった自治体があるのはなぜかとの質疑がありました。上下水道課からは、実際処理能力も減少しているが、新庄市においては、前回の見直し時に計画を見直し、減少している状況にある。今回は、町村において一部処理能力が変更されたことにより、負担割合が見直されたという状態であるとの説明がありました。

ほかに質疑はなく、採決の結果、議案第86号については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、請願第5号道路復旧工事についての請願については、請願者及び説明員として都市整備課の職員の出席を求め、請願者からの趣旨説明の後、審査を行いました。

審査に入り、委員からは、署名簿について市へ提出されたかとの質疑があり、請願者からは、市へ提出はしていなかったとの説明がありました。

他の委員からは、新庄市法定外公共物管理条例第16条に、「法定外公共物において、天災地変又は不可抗力により生じた損害については、市はその責を負わない」と記載があるが、詳細はいかがかとの確認があり、都市整備課からは、条文のとおり、天災地変を想定外の災害等と解釈しているとの説明がありました。

他の委員からは、矢目田川の河川改修と当該箇所への被害についての確認があり、都市整備課からは、当該箇所や周辺地区において冠水し、床下浸水等の被害が及び大変な思いをされていることは重々感じている。そのため、矢目田川の河川改修で放水路を整備した。この整備により、これまでの水量の場合では冠水を免れたが、今回の400ミリを超える大雨の場合には、放水先の升形川も水が多く、のみ込んでいかない状況で、想定を超える大雨だと認識している。今後も想定外の大雨がいつ来るか分からない状況のため、改修や対策を進めていく必要があると認識しているとの説明がありました。

他の委員からは、昨年7月の水害により、今回の請願以外で生活道路の整備に関する要望等があった町内はあったかとの確認があり、都市整備課からは、何かしらの支援ということで要望いただいている箇所はあるとの説明がありました。

他の委員からは、基本的にはルールの中でやっていくのが必要であるが、新庄市でも災害が起きてきている。今後、災害等に対応した特例的な対応ができる仕組みも必要となってくると思うがいかがかとの質疑があり、都市整備課からは、現時点では、条例や施行規則のルールの中でいくと、なかなか手が出せない。想定していないような規模の災害が頻発するような状況

になっているのも事実のため、勉強する部分であると認識しているとの説明がありました。

その他、該当箇所の取扱いについて、新庄市生活道路整備費補助金交付要綱について、新庄市内生活道路の延長についての確認がありました。

その他、議員間で討議がされ、委員からは、産業厚生常任委員会が市民の生活に密着した委員会だとすれば、市民のためを考え採択すべきとの意見がありました。

他の委員からは、現状のルールの中では難しい部分もある反面、住民の方が多く署名されたということで、災害により困っている部分もある。そういったことも踏まえ、もう少し調査研究する期間が必要ではないかとの意見がありました。

その後も議員間で討議がされましたが、継続審査とすべきといった意見があり、継続審査とすることに関して採決した結果、請願第5号については賛成多数で継続審査すべきものと決しました。

以上で、産業厚生常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。

よろしくお願い申し上げます。

佐藤卓也議長 それでは、ただいまの産業厚生常任委員長の報告に対し、質疑に入ります。

初めに、議案第75号新庄・最上さくらが丘斎苑の管理を行わせる指定管理者の指定について、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。こ

れに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第75号は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第75号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第76号は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第76号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第77号新庄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ

討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第77号は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第77号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第78号新庄市萩野児童センターの管理を行わせる指定管理者の指定について、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第78号は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第78号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第79号新庄市升形児童館の管理を行わせる指定管理者の指定について、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第79号は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第79号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第80号新庄市エコロジーガーデンの管理を行わせる指定管理者の指定について、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第80号は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第80号は委員長報告のとおり可決されまし

た。

次に、議案第84号新庄市農業委員会の委員等の定数に関する条例の一部を改正する条例について、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第84号は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第84号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第85号新庄市水道給水条例及び新庄市下水道条例の一部を改正する条例について、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第85号は委員長報告のとおり決すること

に御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第85号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第86号最上圏域下水道共同管理協議会規約の一部変更について、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第86号は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第86号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第5号道路復旧工事についての請願について、質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員。

1 番（佐藤悦子議員） 先ほどの報告によりますと、市の法定外公共物についての条例によると、市は天災であっても責任を負わないんだという条例があるというふうにあったようです。これについてです。

これは、私は問題ではないかなと思います。なぜかという、今回の想定外の水害による道路損傷でした。これは、想定外、今回は想定外

ですが、今温暖化であり、地球がどんどん暑くなり、また短い期間の間に繰り返される可能性が非常に大きいです。もし、頑張って地域の人たちが生活道路として住民負担でやったとしても、また繰り返される可能性が大きい災害でした。この繰り返された場合も、住民負担を強いるのでしょうか、新庄市は。この点についてどうでしたか。

辺見孝太産業厚生常任委員長 議長、辺見孝太。

佐藤卓也議長 産業厚生常任委員長辺見孝太議員。

辺見孝太産業厚生常任委員長 委員会では、繰り返された場合、負担はどうなるのかという質疑はありませんでした。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員。

1 番（佐藤悦子議員） 災害復旧の責任は、市ではないのでしょうか。住民の安全、生活維持のために、速やかに応急処置、復旧工事を実施する義務が、市が所有する道路であり、義務があるのではないのでしょうか。これについての質疑はありましたか。

辺見孝太産業厚生常任委員長 議長、辺見孝太。

佐藤卓也議長 産業厚生常任委員長辺見孝太議員。

辺見孝太産業厚生常任委員長 委員会の質疑の中では、市にそういった義務があるのではないかといった質疑はありませんでした。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員。

1 番（佐藤悦子議員） 国家賠償法に基づく責任があるんです、新庄市は。国家賠償法第2条第1項、ここでは、道路の管理に瑕疵、欠陥があり、他人に損害を与えた場合、市は損害賠償責任を負います。この道路について、里道のような法定外公共物であっても、一般の通行に供されている公の営造物とみなされます。災害で壊れた道路を放置し、通常備えるべき安全性を欠いた状態（瑕疵がある状態）のままにすると、この賠償責任を問われる可能性があるため、市

は迅速な復旧（再舗装など）を行う義務を負います。実質的な管理責任があるんです。市町村は、損害賠償責任が生じます。あの道路にガス管があり、水道管があります。これが露出しておりまして、今確かに砂利などを敷いていただいているかもしれませんが、いつ剥がれ、露出し、除雪で壊れて大事故が起きる可能性があります。これで住民が被害を受けたら、市は多大な損害賠償責任を負うことになります。その点について、質疑がなかった。産業厚生常任委員会は、私は質疑が足りないと思います。もう一度やり直すべきではないですか。

辺見孝太産業厚生常任委員長 議長、辺見孝太。

佐藤卓也議長 産業厚生常任委員長辺見孝太議員。

辺見孝太産業厚生常任委員長 質疑の中で、損害賠償、また賠償責任についての質疑はありませんでした。

また、委員長報告は、委員会の審査結果を報告するものであり、新たな質疑を行う場ではないと理解しております。本会議で、その是非ややり直しを議論するものではないと考えております。

佐藤卓也議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 賛成ですか、反対ですか。請願に賛成ではなくて、継続審査ですので、継続に対して賛成か。

ここで、佐藤悦子議員に申し上げます。

委員長報告は継続審査の申出でありますので、この請願は、まだ委員会に付託された状態にあります。よって、この場合の討論については、請願の賛否についての討論をすることができません。討論の対象は、委員長報告にあった継続

審査とするかどうかについて限定されますので、その辺をどうか御理解を得て討論をお願いします。よろしいでしょうか。

1 番（佐藤悦子議員） はい。

佐藤卓也議長 それでは、反対討論として、佐藤悦子議員。

（1 番佐藤悦子議員登壇）

1 番（佐藤悦子議員） 継続審査に反対します。

理由は、産業厚生常任委員会の質疑が足りないからです。足りない内容は、先ほど質疑で述べたとおりであります。もう一度述べさせていただきます。

市が所有する道路が災害で壊れた際に、市が再舗装や修繕を行う責任を負うものです。主な法的根拠は、国家賠償法に基づく責任です。国家賠償法第2条第1項、道路の管理に瑕疵、欠陥があり、他人に損害を与えた場合、市は損害賠償責任を負います。

この道路について、里道のような法定外公共物であっても、一般の通行に供される公の営造物とみなされます。災害で壊れた道路を放置し、通常備えるべき安全性を欠いた状態（瑕疵がある状態）のままにすると、この賠償責任を問われる可能性があるため、市は迅速な復旧（再舗装など）を行う義務を負います。実質的な管理責任があります。市町村は損害賠償責任が生じます。

ここにはガス管があり、水道管があり、これが露出している状態に近いです。これで住民が被害を受けたら、市町村は多大な損害賠償責任を負うことになります。そういう意味で、今回の災害は想定外の、今まで市が考えられなかった想定外の状況だったというお話でありましたが、今温暖化で、また繰り返されます。今一旦住民がもしかして頑張って生活道路として負担して直したとしても、また同じことが起きます。そのときにまた住民に負担させるんですか。私は、それは絶対にあってはならないと思います。

実際、酒田市で、大水害により様々ありました。酒田市では、法定外のものであっても、道路の災害について、市として責任を負うと言っています。そのようにやっている自治体が全国にあります。それを調査もせず、話にならないような審議だったということで、とても残念です。

私は、直ちに採択し、直ちに復旧をやるべきだと思います。これを遅らせてはならないと思います。そういうことをさせるためにも、市の総意として、継続審査ではなく、採択というふうにして、急いで復旧工事をさせるべきだと思います。

以上から、委員長の継続審査に反対して討論を終わります。

佐藤卓也議長 ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 ほかに討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

請願第5号については、産業厚生常任委員長より継続審査の申出が出されております。

反対討論がありましたので、電子表決システムにより採決を行います。

請願第5号について、委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

（電子表決）

佐藤卓也議長 投票を締め切ります。

投票の結果は、賛成15票、反対1票、賛成多数であります。よって、請願第5号は委員長報告のとおり継続審査となりました。

ただいまから10分間休憩いたします。

午前11時07分 休憩

午前11時17分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

日程第18議案第68号令和7年度新庄市一般会計補正予算（第6号）

佐藤卓也議長 日程第18議案第68号令和7年度新庄市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

10番（渡部正七議員） 議長、渡部正七。

佐藤卓也議長 渡部正七議員。

10番（渡部正七議員） 3点ほど質問させていただきます。

23ページ、10款5項11目社会体育費の各種大会出場助成金46万円、これ当初予算で多分92万4,000円ほどあったんですけれども、大会の出場、成績がよかったので、こういう補正になって喜ばしいことだと思います。そういう、どのような内容というか、成績あってこのような補正になったか、ちょっと教えていただければなと思います。

あと、22ページの10款5項の社会教育費の6目の文化財の保護費、埋蔵文化財の発掘調査費用が委託料として15万7,000円ほどあります。これは当初予算の新庄城の二の丸跡の出土の整理等業務委託料、当初2,668万9,000円ほどあったんですけれども、それに追加するような補正になっているのか。

そして、この3年ほどずっと調査してきたわけなんですけれども、いつ頃終了して、どのような

形で最終的に公表されるのか。ずっと補正補正が最近続いていますので、その点ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

あと最後に、23ページの10款5項の体育施設の修繕料188万4,000円、修繕料の内容についてお聞かせ願いたいと思います。

よろしくお願いします。

岸 聡社会教育課長 議長、岸 聡。

佐藤卓也議長 岸社会教育課長。

岸 聡社会教育課長 3点御質問いただきました。

まず最初に、10款5項11目の各種大会出場助成金でございます。こちらについては、議員御指摘のとおり小中学生の大会、主に東北以上、東北大会、全国大会に出場した際の参加に要する費用をこちら助成してございます。こちらにつきましては、すみません、こういった大会にこういった方が参加されているというのはまだ取りまとめ終わっておりませんので、この場での答弁は差し控えさせていただきたいんですが、当初で頂いた予算につきましては、皆さん大変優秀な成績を収められておりまして、全て使い切っているような状況にございますので、残り3か月間の予算が必要だということでの上程でございます。

次に、10款5項6目の文化財の調査業務委託料につきましては、議員御指摘の二の丸の遺跡の発掘ではなくて、市内にも様々な文化財の遺跡等がございますけれども、そちらのほうの土地に対しての建設工事を予定されている部分がございますして、そちらの部分について、文化財の追加の調査が必要であるということでの業務委託料となっております。

二の丸につきましては、今現在県のセンターのほうに委託しておりまして、今年度、その結果が報告予定となっております。そちらの部分、報告されまして、ある程度精査した後、御報告というような形になろうかと思います。

最後に、体育施設の修繕料でございますけれ

ども、こちらにつきましては、備品購入費として計上しております。さきにも一部御紹介いたしましたけれども、冷房設備を備品として購入する予定でございます。こちらにつきましては、100ボルト、200ボルトを使う機器でございますけれども、大電流が流れるということで、専用のコンセント、こちらを増設しなきゃいけないという部分になりますので、こちらの増設の修繕料となっております。

以上です。

佐藤卓也議長 ほかにありませんか。

9 番（辺見孝太議員） 議長、辺見孝太。

佐藤卓也議長 辺見孝太議員。

9 番（辺見孝太議員） 10ページ、18款1項2目ふるさと納税寄附金についてお伺いいたします。

ふるさと納税の寄附のピークは例年ですとまさにこれからということかと思いますが、本年度は制度改正がありまして、ポイントがつかなくなるということがありまして、全国的には9月に駆け込み需要があったと報道等で認識しておりますが、新庄市ではそういった駆け込み需要というのはあったのでしょうか、お伺いします。

鈴木則勝総合政策課長 議長、鈴木則勝。

佐藤卓也議長 鈴木総合政策課長。

鈴木則勝総合政策課長 ふるさと納税の寄附の状況というようなことになりますが、やはりポイントの駆け込みというようなお言葉のとおり9月にはかなり多く、例年より多い寄附を頂いているところでございます。

11月までの寄附の状況でいいますと、今6億4,800万円ぐらい、昨年度よりも今時点でもかなり多くの寄附を頂いているというようなことで、今後の寄附などもちょっと見越しまして増額の補正をさせていただいたということでございます。

以上であります。

9 番（辺見孝太議員） 議長、辺見孝太。

佐藤卓也議長 辺見孝太議員。

9 番（辺見孝太議員） 分かりました。

かなり駆け込み需要があったということで、例年ですと、これから給料が確定して年末上限額がはっきり分かったところで、かなりの数が寄附のほうへ入ってくるのかなと思います。これは9月に駆け込み需要があったということで、12月の年末の需要が前倒しで入ったというふうに考えていいでしょうか。

鈴木則勝総合政策課長 議長、鈴木則勝。

佐藤卓也議長 鈴木総合政策課長。

鈴木則勝総合政策課長 ポイント制度の話は一つのきっかけだったのかなと思いますが、10月以降も特に寄附が急に途絶えるというようなことはなく、12月に入ってから昨年度並みのペースぐらいコンスタントに寄附を頂いておりますので、また年末は年末という一つのピークの中での寄附の需要というものはあるのではないかなというふうに考えております。

以上であります。

9 番（辺見孝太議員） 議長、辺見孝太。

佐藤卓也議長 辺見孝太議員。

9 番（辺見孝太議員） だとすると、新庄の場合は固定で毎年新庄市に寄附してくれる方がしっかりいるのだなというふうに感じました。分かりました。

以上で終わります。

佐藤卓也議長 ほかにありませんか。

11 番（新田道尋議員） 議長、新田道尋。

佐藤卓也議長 新田道尋議員。

11 番（新田道尋議員） それでは、5点ありますので、よろしくお願いします。

まず初めに、10ページの18款1項、3、4、5目、ここのところに寄附金がありますけれども、どこから頂いたのか、そしてこの使い道、どういうふうに使われたのか、ここをお知らせいただきたいと思います。

次に、12ページの2款1項4目、7目のところですが、財政調整基金の積立金の現在残高、その下の市有施設整備基金積立金、これ2つの現在高をお願いいたします。

それから、7目のまちづくりの基金の積立金、ここにありますけれども、これの現在残高、これをお知らせいただきたいと思います。

それから、16ページ、3款2項の2目、児童手当関係の国返還金というのが3件ありますけれども、この3件はいかにして、どうして国に返還しなければならなかったか。余したということだと思うんですけれども、なぜ余ってしまったかということをお伺いします。

それから、22ページ、市民プラザの改修費がありますけれども、7億円を超える全体的な大規模改修があるわけですが、このプラザは、前々から、建設当時から何年もたたないし、雨漏りが3階のほうから2階のほうにありまして、依然として今でも雨が降ると、たびじやないんですけれども、風を、暴風を伴ったような雨が降った場合に必ず漏れてくるんです。2階に上がっていくと分かりますけれども、天井に穴が空いている。そこから常時漏れてきて、雨漏りの処理をしてやっていた。今回の改修でこの雨漏りをどういうふうに対応していくのか、お答えいただきたいというふうに思います。

以上、5点お願いします。

岸 聡社会教育課長 議長、岸 聡。

佐藤卓也議長 岸社会教育課長。

岸 聡社会教育課長 私には2点御質問いただいたと思います。

まず初めに、歳入のほうの18款1項3目教育費寄附金、社会教育総務費寄附金277万円の内容でございます。こちらにつきましては、400年記念事業におきまして企業様等から協賛金のほうを頂いてございます。こちら、まだ計上していない部分があったので、こちらのほうを計上させていただいたところでございます。

今回の補正予算には支出の分は載ってございませんけれども、既に支出しております負担金のほうに充当になるというようなことでございます。

次に、最後の22ページ、10款5項2目のプラザの改修についての御質問でございますけれども、議員御指摘の雨漏りにつきましては、議員御指摘のとおり、以前は雨漏り、度々といいますか、あったということについては私も認識してございます。多分議員のほうから御指摘いただいた箇所につきましては、ギャラリーの前の部分かなというふうにちょっと考えているところでありますけれども、指定管理のほうから御報告いただいている部分につきましては、修繕対応いたしまして、今現在は雨漏りのほうは発生していないというふうに認識してございます。以上です。

鈴木則勝総合政策課長 議長、鈴木則勝。

佐藤卓也議長 鈴木総合政策課長。

鈴木則勝総合政策課長 それでは、初めに歳入のほう18款の寄附金、2項のふるさと納税寄附金につきまして、4億5,000万円で増額の計上させていただきます。こちらにつきましては、市外の方から市の事業にということで寄附を頂くわけですが、使い道としましては、まず今年度頂いた寄附につきましては、かかった経費などを差し引いて一旦基金のほうに計上させていただきます。その後、来年度以降、市の事業のほうに適切に使わせていただくというような使い方をしていただいております。

あわせまして、歳出のほう、2款1項7目企画費の中のまちづくり応援基金積立金の現在高というようなことになりましたが、令和6年度末の残高というようなことになりましたが、15億6,644万80円が令和6年度末での基金の残高となっております。

以上であります。

佐藤朋子健康課長 議長、佐藤朋子。

佐藤卓也議長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 寄附金の御質問の中で、4目の民生費寄附金と5目の衛生費寄附金につきましては、同一寄附者からの御寄附でございますので、私から御説明いたします。

本市と健康づくりの協定を結んでおります明治安田生命保険総合会社様から91万2,898円を御寄附いただきました。

用途としまして子育て支援と健康増進にという御意向でございましたので、児童福祉費寄附金として60万円、健康増進として31万3,000円を計上してございます。

使い道でございますけれども、歳出の16ページ、健康増進事業費の中で、項目としましては、17ページになります報償費としまして歩数が計れます活動量計、それから消耗品費としまして健康タオル、備品購入費としまして動脈硬化体感モデルを購入し、出前講座やサロン等での普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

川又秀昭財政課長 議長、川又秀昭。

佐藤卓也議長 川又財政課長。

川又秀昭財政課長 それでは、私のほうから、12ページ、財政管理費の財政調整基金の積立金に関連しての基金の現在高というふうなところでの御質問にお答えさせていただきます。

財政調整基金、こちらにあります積立金につきましては、利子の不足分というふうなことになりますけれども、今現在の財政調整基金積立金の現在高につきましては、令和6年度末で25億6,700万円ほどというふうなところになっておりますけれども、利子分の積立分は除きまして、今年度取崩し額の予定額として、今回の補正にも1億円を足して5億円の取崩し、繰入金を予算化しておりますので、今現状としては5億円ほどマイナスになっている、20億円ちょっとというふうな進捗の状況になっているかと思っております。

また、市有施設整備基金積立金につきましては、令和6年度末の現在高といたしまして21億8,000万円ほどとなっている現状でございます。以上でございます。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、土屋智史。

佐藤卓也議長 土屋子育て推進課長兼福祉事務所長。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 それでは、私のほうから、最初に児童福祉費の寄附金についての使い道について御説明申し上げます。

寄附金につきまして、頂きました寄附金を用いてこども家庭センターのチラシ及びPRグッズを作成したいと思っております。

また、相談室のとことこルームというのがありますけれども、ここの環境整備について9万円と、備品購入となっております。

続いて、3款2項2目の児童手当事業についての返還金につきましてですが、令和6年度の児童手当交付金につきまして、実績額に基づいた確定金、確定しましたので、その差額を返還するものです。

また、児童扶養手当につきましても、同様に令和6年度の実績額に基づいて交付金の額の確定に基づく返還金でございます。

以上です。

11番（新田道尋議員） 議長、新田道尋。

佐藤卓也議長 新田道尋議員。

11番（新田道尋議員） 各課において私が一番気にしているのは、返還金と、国・県に返す金が出てくるというのは非常に納得いかないんですよ。当初から予算に上げるということは、これをやりますよということで予算編成して国・県に申請するわけでしょう。それが余ったということは、どうも納得いかない。いつもそういうふうに感じているものですから、今回質問させていただいたということです。やはり一旦頂いたものは上手に使っていくべきだと。大

変貴重な財源でありますんで、なるだけこの返還というような項目が出ないように、各課が鋭意努力するべきだというふうに私いつも考えておりますので、質問したわけでございます。

それから、寄附金については、内容は分かりますけれども、寄附される方がどういうふうにするかと納税も同じですけども、どういうふうなほうに使っていただきたいというふうな要望があると私は思っているんです。それが、相手が言った方向に使っているかどうか。それとも、こういうふうな、こっちもらったほう、市のほうからこういうふうに使わせてもらいたいというふうなことで理解を得るというふうな、どういうふうな方法でこの寄附金の取扱いをやっているか、お答えいただきたいと思います。

佐藤卓也議長 暫時休憩いたします。

午前11時36分 休憩

午前11時37分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

川又秀昭財政課長 議長、川又秀昭。

佐藤卓也議長 川又財政課長。

川又秀昭財政課長 それでは、様々な事業に基づく国・県等の返還金について、使い切るべきではないかといったような御意見いただきましたけれども、国・県からの支出金の体系につきましては様々な形態がありまして、物価高騰重点支援交付金、今物価高騰で様々な議論されているようなものについては、全部市のほうで自由に使うものとして交付されるというふうなところがある一方で、様々な福祉関係、特に事業を推進していく上で国や県から交付されるものについては、かかる経費が分からないものですから、概算で一旦交付されまして翌年度に正式な金額を精算して余った分を返還するというふうなところで、金額が分からないので当初予算に措置できないというふうなものでございまして、翌

年度精算が整いましたら補正予算においてその金額を計上させていただいて精算するというふうな、年度ごとの精算方式で行うというふうな事業の性質になっておりますので、そういった部分について一部あるというふうなところで御理解いただければというふうに思っております。

以上でございます。

鈴木則勝総合政策課長 議長、鈴木則勝。

佐藤卓也議長 鈴木総合政策課長。

鈴木則勝総合政策課長 それでは、ふるさと納税のちょっと使い道の内訳みたいなお話をさせていただきたいと思いますが、寄附の受付をする際には、寄附していただける方に使い道の使途というのを指定していただけるようにしております。

使い道としては大きく6つの分類がございまして、1つが産業の振興に関する事業、2つ目に医療や福祉の充実に関する事業、3つ目に教育、文化、スポーツの振興に関する事業、4つ目に社会生活基盤の充実に関する事業、5つ目に環境の保全に関する事業、6つ目に地域づくりに関する事業というような使途を指定していただいております。中にはちょっと指定がなくて自由に使ってくださいみたいなものもございますが、そういった使い道ごとに一応基金のほうにはその分類ごとの比率に応じて積立てをしておりますので、使途を指定していただいたものに応じまして事業のほうに、それぞれ各種事業に使わせていただける、そのような今寄附金の使い方をしていただいております。

11番（新田道尋議員） 議長、新田道尋。

佐藤卓也議長 新田道尋議員。

11番（新田道尋議員） 寄附金については、相手から恐らく、何%か分かりませんが、要望があって、ふるさとも含めてあると思うんです。こういうふうにお願ひしたいということで寄附をなされると私は理解しています。それで、寄附される方がそういうふうな事業を指定した場

合、そのとおり執行部としては実行するか、やるか。何々の備品をそろえてくれとか、そういうふうな事業にこの寄附金を使ってほしいと言われた場合、寄附者の申出のとおりやるかどうかと、そこら辺をお伺いしておきます。

鈴木則勝総合政策課長 議長、鈴木則勝。

佐藤卓也議長 鈴木総合政策課長。

鈴木則勝総合政策課長 頂いた寄附につきまして、使途を指定いただいたものについては、そのとおり使っていくべきものと考えております。

先ほど基金の残高も御報告させていただきましたが、基金の中には、この指定していただいた使途ごとにさらに分類をしておりますので、指定していただいた寄附に対する事業というような形で使わせていただいて、残っている部分については、まだ積立金の中に残っているというような形になります。

実際に使わせていただいた事業につきまして、翌年度報告という形で、こういった事業に使わせていただきましたというような報告もさせていただいておりますので、その点につきましては、実際に寄附いただいた意向に沿った使い方というのを今させていただいているというふうな認識をしているところでございます。

以上であります。

佐藤卓也議長 ほかにありませんか。

4番（鈴木啓太議員） 議長、鈴木啓太。

佐藤卓也議長 鈴木啓太議員。

4番（鈴木啓太議員） 私のほうから2点質問させていただきます。

2款1項7目企画費のふるさと納税事業費の広告料について、もう1点が太相撲地方巡業開催事業費について、それぞれお伺いいたします。

まず初めに、ふるさと納税事業費の広告料ですが、50万円ほど予算ついておりますが、先ほど辺見議員からも12月の需要が高いというふうなお話があったと思いますが、それに向けたPRというか広告に関するものなのかなと思うん

ですけれども、この広告料についてはどのように広告していくのかをお伺いしたいと思います。

もう1点の大相撲のほうなんです、こちらの予算について、440万円ついていますが、財源の内訳については全て一般財源なのか、それとも国・県支出金、何らかのものがあるのか、内訳についてお伺いいたします。

鈴木則勝総合政策課長 議長、鈴木則勝。

佐藤卓也議長 鈴木総合政策課長。

鈴木則勝総合政策課長 2款1項7目企画費の中のふるさと納税事業の中の広告料、このたび寄附金が今後も多く見込めるということで、全体的な経費かかる部分、計上させていただきました。

その中で、広告料を50万円と設定しておりますが、この広告の仕方につきましては、検索連動型広告ということで、インターネット上でふるさと納税に関するキーワードを検索していただいた場合に、新庄市の返礼品が表示しやすくなるようにといったことでの予算計上をさせていただいております。

この広告の仕方については、当初予算から見たしか696万円ほど当初から見て、年間通して今年度は広告といったところで力を入れて寄附を募りたいということで、今年度戦略を練ってきたところであります。

全体的な募集に係る経費につきましては、5割以内という基準もありますので、その中で広告料取れるところは取らせていただいて、効果的に使っていただきたいというような戦略で今考えてきたところでございます。

あともう1点、大相撲地方巡業開催委託料の部分につきましては、こちらについては特に国・県補助等はありませんので一般財源での対応となっております。

以上であります。

4 番（鈴木啓太議員） 議長、鈴木啓太。

佐藤卓也議長 鈴木啓太議員。

4 番（鈴木啓太議員） 大相撲のほうの内訳については理解いたしました。

広告料、ふるさと納税の広告料のほうなんです、当初予算からコンスタントにやられているというふうなことだったんですが、今回この50万円というのは、いろいろポータルサイトがあると思うんですが、全体的に広告を打つというふうな中身なんでしょうか。

鈴木則勝総合政策課長 議長、鈴木則勝。

佐藤卓也議長 鈴木総合政策課長。

鈴木則勝総合政策課長 広告料につきましては、当初予算からの予算も合わせまして効果的に使っていきたいとは考えておりますが、やはり各様々なポータルサイトの中で広告の仕方というのも変わってきて、先ほど申し上げました検索連動型広告というのも、今年度からそういった広告ができるようになったサイトもありますので、当初では想定していなかったようなサイトについて新たな予算のほうは使わせていただきたいというふうなことで考えているところであります。

以上です。

4 番（鈴木啓太議員） 議長、鈴木啓太。

佐藤卓也議長 鈴木啓太議員。

4 番（鈴木啓太議員） 分かりました。

新庄市だと、さとふるが一番寄附額が多いんですが、全体的に見ると、楽天とかほかのサイトもマーケットシェア的には大きいので、そちらのほうにもうまく広告を出せると、もっと上がってくるのかなと思いますので、先ほど戦略的などというふうなお話ありましたが、ぜひふるさと納税額が上がるようによろしくお願いいたします。

以上です。

佐藤卓也議長 ほかにありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員。

1 番（佐藤悦子議員） 17ページの6の1の5、

環境保全型農業直接支払交付金226万8,000円の内容をお願いします。

2つ目は、18ページの7の1の3、エコロジーガーデン推進事業工事請負費、マイナス2,243万9,000円となっていますが、この内容についてをお願いします。

3つ目は、21ページの10の2の3に小学校給食物価高騰対策事業費補助金270万4,000円。以下、中学校、また義務教育学校の同じ給食の物価高騰対策の事業費補助金、合わせると707万4,000円になっていますが、この内容についてをお願いします。

井上勝人農林課課長補佐 議長、井上勝人。

佐藤卓也議長 井上農林課課長補佐。

井上勝人農林課課長補佐 6款1項5目の環境保全型農業直接支援対策事業費につきましてですが、こちらのほう補助金でありますけれども、取組の内容としましては、各19団体のほうで取り組んでいただいております。

取組の事業としましては、施肥の施用、あと緑肥の施用、有機農業の取組、あと総合防除、炭の投入等になります。

こちらのほう今年度予定していた面積よりも11町歩ほど増えておりますので、こちらのほうの計上となりました。

以上です。

高橋 潤商工観光課長 議長、高橋 潤。

佐藤卓也議長 高橋商工観光課長。

高橋 潤商工観光課長 それでは、7、1、3、観光費のうちのエコロジーガーデン推進事業費、このうち南側エリア広場整備工事についての御質問でございました。

こちらの工事につきましては、先日竣工いたしましたエコロジーガーデンの新しい施設、休憩・情報発信施設と駐車場があるエリアと既存の建物があるエリアの間をつなぐ敷地に関して、新施設と既存エリアをつなぐ歩道や新旧駐車場をつなぐ車道を設置したり、暗渠埋設などの工

事をしたものでございます。

このうち、新規設置した歩道に関しまして、当初は融雪設備を設置する予定としておりましたが、財源や工期、また事業効果などを踏まえた結果、それを設置せずに工事を進めたというふうなことがございましたために事業費を減額したというふうなことでございます。

大町 淳学校教育課長 議長、大町 淳。

佐藤卓也議長 大町学校教育課長。

大町 淳学校教育課長 ただいまございました10款2項、3項、4項に係ります学校給食に対する補助金のことでございますけれども、昨今の物価高騰の中で11月1日から基本物資であります米飯の価格が10円程度値上がりしております。また、そのほかの食材につきましても、物価高騰のあおりを受けておりますので、それらに対しまして1食当たり40円、11月1日からの給食に対して補助を行うものでございます。

以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員。

1 番（佐藤悦子議員） まず、環境保全型農業直接支払交付金ということで、11町歩増えているということで、環境保全型の農業をやる方が頑張っているということが分かりました。これを拡大したいというふうに市は考えていると思うんですけども、申請の仕方の支援とか、拡大のための施策はこれで十分なのか、もう一度お願いします。

また次に、エコロジーガーデン推進事業工事請負費については、歩道の融雪装置を設置しないことにしたということで減額になったということが分かりました。エコロジーガーデン推進事業の工事請負の中で、国道13号から駐車場へ向かう拡幅、あるいは新設の道路があります。これの道路を見たときに、現在ポールが立っていますが、これだけでは視覚的に弱いように思います。段差が非常に大きいので、車が転落す

る危険があるという指摘がありました。それで、ガードレールのようなものを設置していただいて視覚として意識づけを強めることを考えたらどうかという市民からの提案がありましたが、これについてどう考えるか、お願いします。

それから次に、給食物価高騰対策ということで、1食当たり40円補助を増やすということで、大変ありがたいことだと思います。ところで、物価高騰の中で大変市民は苦しんでおります。そこで、滞納数など、あるいは金額はどうなっているか、お願いします。

井上勝人農林課課長補佐 議長、井上勝人。

佐藤卓也議長 井上農林課課長補佐。

井上勝人農林課課長補佐 御質問いただいた有機農業のほうですけれども、市でも取組を進めたいと考えているところでございます。

取組の進め方につきましては、冬期間、1月ぐらいから地域説明会ということで、地域に入ってまいりますので、その中で御説明していきたいと思います。

申請方法等につきましては、農林課のほうで御相談にまいりますので、その都度いらっしゃっていただくなり、こちらから出向くなりしたいと考えているところでございます。

以上です。

高橋 学都市整備課長 議長、高橋 学。

佐藤卓也議長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 新たな道の駅エコロジーガーデンへの国道からの取付けということで、このたびの補正予算の中には入ってございませんが、そういった要望というか、御意見があったということでお伺いしたいと思います。

整備につきましては、国と一緒にやってきているということの中で、そういった安全対策というのも、今後もきちっと見ながらやっていかなきゃいけないというふうに思いますので、国との協議もしながら対策をしていきたいというふうに考えているところでございます。

大町 淳学校教育課長 議長、大町 淳。

佐藤卓也議長 大町学校教育課長。

大町 淳学校教育課長 給食費の滞納についての御質問でございましたが、本市におきましては、保護者の皆様の御理解、御協力の下、滞納はございません。

以上でございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員。

1 番（佐藤悦子議員） 滞納がないということで、大変ありがたいなと思います。でも、中には、校長先生が払っているという方もおると聞いております。大変なことだなと思います。給食についてです。

国で、どうやら、鈴木啓太議員もおっしゃっていましたが、小学校から無料にする方向で、予算をどのぐらいにするかという話になっているようですが、ぜひ市が小中一緒に無料にするように、市長として、公約でもありますので、その考えなどをぜひお聞きしたいと思います。

大町 淳学校教育課長 議長、大町 淳。

佐藤卓也議長 大町学校教育課長。

大町 淳学校教育課長 給食の無償化についての御質問ですけれども、先日の一般質問の中でもお答え申し上げましたけれども、現在様々な報道等が出ておりますが、正式な発表等はない段階でございます。正式な国の通知等を持ちまして、本市としての取組につきまして検討してまいりたいと思っております。

以上です。

佐藤卓也議長 ほかにありませんか。

1 8 番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

佐藤卓也議長 小嶋富弥議員。

1 8 番（小嶋富弥議員） 私から、二、三お聞きします。

14ページの総務の統計調査、国勢調査の件と、もう1点は、15ページの民生費の児童行政事業費の中でお聞きしたいと思います。

国勢調査、今年ありましたけれども、調査員もなかなか集まらない、大変だという時代と認識しますけれども、ある地域に調査票が来なかったという問題が発生しました。今はパソコンというかあれでやることできるんだけれども、ここで5万5,000円の調査費の補正ですけれども、それも含めてなんですけれども、そういった調査票がぎりぎりまで来なかったというような事態が私のところに来ているんだけれども、そういった来なかったとか、そういったトラブルはどうだったか、まずお聞きします。

鈴木則勝総合政策課長 議長、鈴木則勝。

佐藤卓也議長 鈴木総合政策課長。

鈴木則勝総合政策課長 国勢調査における調査員の伺ったかというような話でございますが、本来であれば10月1日が基準日になりますので前日まで調査票をお届けしなければいけないところでありましたが、ちょっとそこまで届かなかったという話も私は報告いただいております。

1つには、やはり調査員がなかなか確保できないということで、調査員の方もお仕事を持ちながらやって、それを前提の上に引き受けてはいただいているものの、なかなか1地区に1人という調査員配置ができずに複数地区を持っていたりした場合とかがございまして、ちょっと間に合わなかった事例があったということで、10月入って早々になるべく対応早くなさせていただきますというようなこともございます。

また、調査票が届かなかった事例としまして、基本的には住宅地図を見ながら調査票をお配りするような形ですが、新築の住宅が、目で確認はしながらちょっと漏れた例があったというようなことでお問合せがあつて対応させていただいたというようなこともございましたので、こういった事例、今後の対応については、やはり担当の中でも漏れがないような対応をしっかりと検討していかなければならないかなと反省しているところでございます。

以上であります。

18番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

佐藤卓也議長 小嶋富弥議員。

18番（小嶋富弥議員） 確かにそういう事例があったというような今お話でございましたけれども、あつては大変困るんですけれども、大変忙しい中ですけれども、調査員に対して、やはり行政のほうで配付したかとか、どうだったかというようなこともやらないと、やはりぎりぎりになってから、俺、電話来るんです。来ねや、どげんしたや。役所さ言ってっけども、調査員さやってっから分からね。分からねじゃない、その人だべやみたいなのやり取りみたいになって、非常に何というか5年に一遍の国の根源を返す調査票ですから、やはり何を私言いたいかというと、そういうことをやっている行政不信に陥るんじゃないかなというのが一番心配するものですから、今後、あと5年後でしようけれども、それだけでなくやはり時にはチェックして、配付したか、大丈夫だかというぐらいのやっぱり配慮をしていただいて、新庄市の行政の信頼度を高めてもらいたいということをお願いしますので、ひとつよろしくをお願いします。

あと、もう1点、この児童福祉祝い金、これ入学前にお金配られるというのは、大変いいし、タイムリーなことだなと思っています。やはり子供を持つ親御さんは入学といういろいろな物入りでございまして、まず対象、対象人数、今回何人を対象としてこの予算を盛ったかというようなことをお聞きしたいと思います。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、土屋智史。

佐藤卓也議長 土屋子育て推進課長兼福祉事務所長。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 小中学校等新入学祝い金についての御質問でございます。

このたびにつきましては、新小学校1年生を

225名、新中学校1年生を265名と見込みまして、合わせて490名と見込んでおります。

18番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

佐藤卓也議長 小嶋富弥議員。

18番（小嶋富弥議員） 大変喜ばしいことだと思います。金額は1人当たり幾らなんでしょうか。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、土屋智史。

佐藤卓也議長 土屋子育て推進課長兼福祉事務所長。

土屋智史子育て推進課長兼福祉事務所長 こちらにつきましては、今年度と同様に1人3万円としております。

以上です。

佐藤卓也議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第68号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

日程第19議案第69号令和7年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

佐藤卓也議長 日程第19議案第69号令和7年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第69号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

日程第20議案第70号令和7年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

佐藤卓也議長 日程第20議案第70号令和7年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第70号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

日程第21議案第71号令和7年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

佐藤卓也議長 日程第21議案第71号令和7年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。こ

れに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第71号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

日程第22議案第72号令和7年度新庄市水道事業会計補正予算（第3号）

佐藤卓也議長 日程第22議案第72号令和7年度新庄市水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第72号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、

議案第72号は原案のとおり可決されました。
ただいまから3時まで休憩いたします。

午後0時06分 休憩
午後3時00分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。
ただいまより3時半まで休憩いたします。

午後3時01分 休憩
午後3時30分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。
これより追加日程について、議会運営委員会
を開会しますので、暫時休憩いたします。

午後3時31分 休憩
午後3時44分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

日 程 の 追 加

佐藤卓也議長 追加案件が出ておりますので、こ
こで議会運営委員長の報告を求めます。
議会運営委員長山科正仁議員。

(山科正仁議会運営委員長登壇)

山科正仁議会運営委員長 それでは、議会運営委
員会における協議の経過と結果について御報告
申し上げます。

本日午後3時32分から議会運営委員6名出席
の下、執行部から副市長及び関係課長の出席を
求めて議会運営委員会を開催し、本日の本会議
における議事日程の追加について協議したとこ
ろであります。

協議の結果、田中功議員に対する懲罰の件、

議案第91号新庄市一般職の職員の給与に関する
条例等の一部を改正する条例についての議案1
件、議案第87号令和7年度新庄市一般会計補正
予算(第7号)から議案第90号令和7年度新庄
市下水道事業会計補正予算(第3号)までの補
正予算4件を本日の議事日程に追加することと
いたしました。

以上、議会運営委員会における協議の経過と
結果についての御報告といたします。

よろしくお願いいたします。

佐藤卓也議長 お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長から報告のありまし
た田中功議員に対する懲罰の件、議案1件、補
正予算4件を本日の議事日程に追加することに
御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、
田中功議員に対する懲罰の件、議案1件、補正
予算4件を本日の議事日程に追加することに決
しました。

ここで追加日程を配付するため暫時休憩いた
します。

午後3時47分 休憩
午後3時48分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

日程第23 田中功議員に対する懲 罰の件

佐藤卓也議長 それでは、追加日程に入ります。

日程第23田中功議員に対する懲罰の件を議題
といたします。

地方自治法第117条の規定により、田中 功
議員の退場を求めます。

(6 番田中 功議員退場)

佐藤卓也議長 本件に関し、懲罰特別委員長の報告を求めます。

懲罰特別委員長新田道尋議員。

(新田道尋懲罰特別委員長登壇)

新田道尋懲罰特別委員長 それでは私から、懲罰特別委員会の審査の経過と結果について御報告いたします。

12月12日の産業厚生常任委員会において、委員会の秩序を乱し進行を妨げたとして議員3名が懲罰動議を提出されたことで、委員会条例第7条の規定に基づき、田中功議員に対する懲罰の件について審査するため本懲罰特別委員会が設置され、12月17日午後1時より議員協議会室において、委員7名全員出席の下、議会事務局職員並びに動議の発議者の小野周一議員及び動議を提出された田中 功議員の出席を求め審査を行いました。

審査に先立ち、本懲罰特別委員会においては、市議会基本条例第6条第2項並びに委員会条例第19条第1項の規定に基づき、公開で進めることを委員に了承いただき会議を進めました。

初めに、小野議員より、動議を提出した経緯について説明を受けました。小野議員の説明では、各委員の闊達な質疑、意見等を受け、挙手多数により採決したにもかかわらず、議会の多数決の原則をないがしろにし、委員長の有する議事整理権、秩序保持権に従わず、議会の品位を損ね、遵守すべき重要な規範である新庄市議会会議規則第114条及び123条の規定に抵触すると思われるとの説明がありました。

その後質疑に入り、委員からは、継続審査の進め方をもう少し丁寧に行ってもよかったのではないかとの質疑があり、小野議員より、動議の提出理由にはそのことは触れていないとの回答がありました。その他、休憩中の発言について質疑があり、小野議員より、休憩中の発言については一切触れていないとの回答がありまし

た。

次に、田中議員に出席を求め、説明を受けました。田中議員の説明では、地域住民の生活に直結する切実な要望を議会として受け止めるべきではないかとの思いから発したものであり、委員長の発言の許可を得ず、また、採決後という発言のタイミングについて、議事運営の配慮が欠けており、深く反省しているといった説明がありました。

また、他の委員より、議員は地方自治法というルールの中で行動することとなる。委員長には秩序保持権と議事整理権があるが、ルールについてどう感じているかとの質疑があり、田中議員より、その点については欠如していたと感じている。また、十分認識もしていなかった点について反省しているとの回答がありました。

その後質疑に入り、委員からは、継続審査という意見が出たときに、採決の順序が分からなかったのではないかとの質疑があり、田中議員より、そういう状況だったと思うとの回答がありました。

両議員からの聞き取りを終えた後、審査を行いました。

初めに、田中議員に懲罰を科すかどうか、また、懲罰を科すとすれば、地方自治法第135条に定めるいずれの懲罰を科すかについて協議を行いました。

田中議員に懲罰を科すかどうかについて、委員より、委員会において採択、不採択の採決を行う前に、継続審査とすることについての採決を行うということを丁寧にすべきだった。本人も進行の順序について知らなかったと言っているため、懲罰を科すべきではないといった意見。

別の委員より、決まりは決まりとしてあることから、戒告を科すことはどうかといった意見。

別の委員からは、委員長の言葉を遮るように発言したこと、休憩中ではあるものの、採決後の結果に対し意見する形になったが、これから

先同じようなことが起こったときにどうなるのか。当日傍聴した方もいたが、採決の結果が決まった後に、このような形で結果がひっくり返されるのではないかと。継続審査が不採択という意味に捉えられるのではないかと様々危惧している。今回の件を市民の皆様に伝えるためにも、陳謝の懲罰を科すことがよいのではないかと考えているといった意見が出されました。

また、別の委員からは、地方自治法会議規則を重んじるのは会議の秩序維持のためであり、今回のことは委員長の権限に背いていると考えるため、今後のためにも懲罰を科すことが必要と考えるといった意見が出されました。

また、別の委員からは、委員長の指名前に発言した点、また採決後に発言した点において、ルールから逸脱していると思う。また、休憩中ではあるものの、10分ないし12分ほど審査が止まっているという事実もあるため、懲罰は必要だと考えるといった意見。

別の委員からは、私たちは地方自治法にのっとって行動している。委員会の議事進行には問題がないと捉えており、議会の品位を損なわないという点で、今後のことも考え懲罰を科すべきといった意見が出されました。

初めに、採決した結果、賛成多数で懲罰を科すことに決したところであります。

次に、どのような懲罰を科すかについて採決を行いました。

初めに、戒告の懲罰を科すことについて採決した結果、賛成少数で否決されました。

その後、他の懲罰について協議を行ったところ、陳謝が妥当であるとの意見が出されました。陳謝の懲罰を科すことについて採決した結果、全員異議なく陳謝の懲罰を科すことに決したところであります。

陳謝文について協議を行ったところ、「議会の品位を保持し」を削除すべきとの意見が出されましたが、配付したとおり決することについて

て採決した結果、賛成多数で案のとおり決したところであります。

以上、本委員会に付託されました案件の結果と経過の報告といたします。

よろしくお願い申し上げます。

佐藤卓也議長 ただいまの懲罰特別委員長報告に対して質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 ただいまの発言に対して賛成ですか、反対ですか。

1 番（佐藤悦子議員） 反対です。

佐藤卓也議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 原案に反対討論として、佐藤悦子議員。

（1 番佐藤悦子議員登壇）

1 番（佐藤悦子議員） 私は、ただいまの委員長の中の議会の品位を保持することを、そこを壊したようなことがありましたが、その部分を削るべきだと思います。

理由は、地方自治法第132条に品位の保持について述べておりますが、何と言っているかといいますと、地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならないと、議員の発言における品位の保持を定めています。これに違反すると懲罰の対象となり、また院外、無党籍の特権がない地方議会の議員にあつては、民事上、刑事上の制裁を受けることもあるということです。議員は公の使命を持つものであり、本会議の議場、委員会の会議会場は、公の問題を論議するところであるから、必要以上に不快感を与える言葉、公の問題と関

係のない私生活にわたる言論により会議を混乱させることを防止するための規定である。これは、地方議会運営事典にはっきり載っております。また、かすみがうら市の議会だよりも載っております。

委員長の懲罰の中の議会の品位を保持するのを、それを損なったみたいな、議会の品位という言い方をしましたが、これは、私は損なっておりませんと思います。この地方自治法第132条のとおりの内容で、田中議員は発言しておりません。ですから、ここは削るべきだと私は委員会の席でも主張いたしましたが、ほかの議員が反対ということで、それを入れるような方向にしていしましたが、私はこれを入れた内容はそぐわないと、間違っていると思います。議会の品位の保持という内容について、しっかり認識していただきたいと私は思います。

以上です。

佐藤卓也議長 ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 ほかに討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

田中功議員に対する懲罰の件については、表決システムにより採決を行います。

本件に対する委員長の報告は、田中 功議員に陳謝の懲罰を科すことであります。

それでは、本件について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

（電子表決）

佐藤卓也議長 投票を締め切ります。

投票の結果は、賛成14票、反対1票、賛成多数であります。よって、懲罰特別委員長の報告のとおり、田中 功議員に陳謝の懲罰を科すこ

とは可決されました。

ここで田中 功議員の入場を求めます。

（6番田中 功議員入場）

佐藤卓也議長 ただいまの議決に基づき、これより田中 功議員に懲罰の宣告を行います。

田中 功議員に陳謝の懲罰を科します。

田中 功議員は起立の上陳謝願います。

（6番田中 功議員起立）

6 番（田中 功議員） 陳謝。

令和7年12月12日の産業厚生常任委員会の請願審査において、委員会の秩序を乱し、進行を妨げたことは、議会の品位を保持し秩序を守るべき議員の職責を顧みて誠に申し訳ありません。ここに誠意を披瀝して衷心から陳謝いたします。

令和7年12月17日。

新庄市議会議員田中 功。

佐藤卓也議長 田中 功議員は着席してください。

日程第24議案第91号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

佐藤卓也議長 日程第24議案第91号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

山科市長。

（山科朝則市長登壇）

山科朝則市長 議案第91号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、山形県人事委員会勧告等を勘案し、本市の一般職の職員及び特別職の職員の給与につきまして必要な改正を行うものであります。

主な改正の内容といたしましては、一般職の職員の給与表につきまして、若年層に特に重点

を置きながら全ての給与月額を引き上げるとともに、期末勤勉手当の支給月数を年間0.05月引き上げるものであります。

あわせて、特別職である市長、副市長、教育長及び市議会議員の期末手当の支給月数を年間0.05月引き上げるものであります。

これらの改正につきましては、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用することといたします。

加えて、令和8年4月1日からの施行する部分といたしまして、一般職、特別職ともに令和8年度以降に支給する期末勤勉手当につきまして、6月と12月の支給月数を平準化するとともに、その他所要の改正を行うものであります。

御審議いただき、御可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

佐藤卓也議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第91号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第91号は、委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員。

1 番（佐藤悦子議員） この物価高の中で働いている職員の一般職の皆さんに賃金引上げ、人勧に基づいて引上げすることについては大賛成です。しかし、特別職も上げるということなんです。これは特別職の場合、人勧でも特別職を名指しで上げるべきだという話はあるのでしょうか。

それから、それぞれの特別職、市長、副市長、教育長、議長、副議長、議員、それぞれの年間における、年間どのぐらいの金額が上がること

になるのか、お願いします。

そして、特別職の総額についてもお願いします。

小関 孝総務課長 議長、小関 孝。

佐藤卓也議長 小関総務課長。

小関 孝総務課長 それでは、お答えさせていただきます。

議員おっしゃいますとおり、人事委員会勧告、人事院勧告は、あくまで一般職の国家公務員のものでありまして、市としては一般職の改定は県の改定に準拠して改定しているということでございます。

議員の皆様や特別職の期末手当の引上げに関しては、一般職の改定があった場合には、一般職との均衡を考慮しながら、ほかの自治体の状況ですとか勘案する事項があれば盛り込むとして、最終的には議会の皆様の承認を得て改定を行っているところでございます。

それから、特別職の手当分についての御質問ですが、引上げ額につきまして、市長が6万4,400円、副市長が4万9,000円、教育長が4万1,300円、議長が3万1,360円、副議長が2万7,650円、議員の皆さんが2万5,900円の引上げとなります。

その総額、特別職の総額につきましては、62万7,000円となります。

以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員。

1 番（佐藤悦子議員） ただいま特別職については、人事院勧告にはないんだという明確なお答えがありました。市民の気持ちとしては、市民の収入に比べて特別職が特別に高いというふうに市民は見ておりまして、これ人事院勧告にもないのに、なぜ上げなければいけないのかという疑問が市民からは寄せられております。

そこで、ほかの市などで、市あるいはほかの自治体などで、特別職については人勧にないか

ら上げないという自治体などは全くないんでしょうか。

小関 孝総務課長 議長、小関 孝。

佐藤卓也議長 小関総務課長。

小関 孝総務課長 御質問にありました全国の自治体については、手元に資料がございませんが、県内の状況をお伝えしたいと思います。県内のほかの12市が引上げを行う予定と確認してございます。

以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員。

1 番（佐藤悦子議員） 私は、市民の中に、特別職の報酬は高いと、そういうのを見て議員定数削減されんじゃないかみたいなことまでおっしゃる方がいらっしゃいますが、そんなことをするよりも、引上げなどを抑えて、そして人勧にないから抑えたんだと、そして市民のためにそれぞれ頑張っているんだということを言っていたきたいですし、そのお金があれば、もっと困っている人たちに少し手厚く出してやることもできるかもしれないしと考えると、私は、特別職の引上げには反対です。

以上です。

佐藤卓也議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第91号は原案のとおり決することに御異

議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議がありますので、表決システムにより採決を行います。

議案第91号については、原案のとおり決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

（電子表決）

佐藤卓也議長 投票を締め切ります。

投票の結果は、賛成14票、棄権2票、賛成多数であります。よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

議案4件一括上程

佐藤卓也議長 日程第25議案第87号令和7年度新庄市一般会計補正予算（第7号）から日程第28議案第90号令和7年度新庄市下水道事業会計補正予算（第3号）までの補正予算4件につきましては、会議規則第35条の規定により一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第87号から議案第90号までの補正予算4件を一括議題とすることに決しました。提出者の説明を求めます。

山科市長。

（山科朝則市長登壇）

山科朝則市長 議案第87号から議案第90号までの令和7年度一般会計及び介護保険事業特別会計並びに水道事業会計及び下水道事業会計の補正予算について一括して御説明申し上げます。

本案は、先ほど御可決いただきました議案第91号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴い、各会計に

おきまして職員給与費等の所要額を補正するとともに、一般会計におきまして物価高騰対策などに係る予算を補正するものであります。

各会計の補正の内容であります、議案第87号一般会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ3億4,783万円を追加し、補正後の予算総額を224億8,203万5,000円とするものであります。

7ページの歳入につきましては、15款国庫支出金に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金及び物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金、16款県支出金に特定管理鳥獣対策事業費補助金を補正しております。

8ページからの歳出につきましては、全体を通して各款ごとに職員給与費を増額補正しております。

このほか10ページの3款民生費におきましては、子育て世帯に対し、子供1人当たり2万円の物価高対応子育て応援手当を支給するために必要な予算を計上しております。

また、11ページからの6款農林水産業費におきましては、今般の熊出没の増加への対応として、県が専決処分により措置した緊急対策費を活用し、I P無線等の通信機器を整備するとともに、出勤手当を増額するための鳥獣被害防止対策協議会負担金を増額補正しております。

12ページの7款商工費におきましては、物価高騰対策生活応援商品券として、市民1人当たり5,000円の商品券を発行する事業に必要な予算を計上しております。

次に、議案第88号介護保険事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ35万3,000円を追加し、補正後の予算総額を40億6,667万2,000円とするものであります。

内容といたしましては、職員給与費等の所要額を補正するものであります。

続きまして、議案第89号水道事業会計補正予算につきましては、収益的収支に153万3,000円、

資本的支出に27万円を追加し、議会の議決を経なければ流用することのできない経費において、職員給与費として180万3,000円を増額するものであります。

最後に、議案第90号下水道事業会計補正予算につきましては、収益的支出に129万6,000円、資本的支出に25万9,000円を追加し、議会の議決を経なければ流用することのできない経費において、職員給与費として155万5,000円を増額するものであります。

このたびの補正予算につきましては、職員等の給与費のほか、国の補正予算が成立されたことに伴い、早期に事業に着手するため予算化するものでありますので、御審議いただき、御可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

佐藤卓也議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第87号から議案第90号までの補正予算4件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第87号から議案第90号は、委員会への付託を省略することに決しました。

日程第25 議案第87号令和7年度新庄市一般会計補正予算(第7号)

佐藤卓也議長 初めに、議案第87号令和7年度新庄市一般会計補正予算(第7号)について、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ
討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって、討
論を終結し、直ちに採決したいと思います。こ
れに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第87号は、原案のとおり決することに御
異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、
議案第87号は原案のとおり可決されました。

日程第26議案第88号令和7年 度新庄市介護保険事業特別会計補 正予算（第4号）

佐藤卓也議長 次に、議案第88号令和7年度新庄
市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）に
ついて、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 質疑なしと認めます。よって、質
疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ
討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって、討
論を終結し、直ちに採決したいと思います。こ
れに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第88号は、原案のとおり決することに御
異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、
議案第88号は原案のとおり可決されました。

日程第27議案第89号令和7年 度新庄市水道事業会計補正予算 （第4号）

佐藤卓也議長 次に、議案第89号令和7年度新庄
市水道事業会計補正予算（第4号）について、
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 質疑なしと認めます。よって、質
疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ
討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって、討
論を終結し、直ちに採決したいと思います。こ
れに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第89号は、原案のとおり決することに御
異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、
議案第89号は原案のとおり可決されました。

日程第28議案第90号令和7年 度新庄市下水道事業会計補正予算 （第3号）

佐藤卓也議長 次に、議案第90号令和7年度新庄

市下水道事業会計補正予算（第3号）について、
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 質疑なしと認めます。よって、質
疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ
討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって、討
論を終結し、直ちに採決したいと思います。こ
れに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第90号は、原案のとおり決することに御
異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、
議案第90号は原案のとおり可決されました。

閉 会

佐藤卓也議長 ここで市長より御挨拶があります。
山科市長。

（山科朝則市長登壇）

山科朝則市長 12月定例議会を閉じるに当たりま
して私から一言御挨拶を申し上げます。

御提案申しあげました全ての案件に御承認、
御可決賜りましたこと、誠にありがとうございます。
私どもも、御可決いただいた予算につい
て速やかに執行してまいりたいと考えておりま
す。

特に、今回の議会におきまして、物価高対策
だとか、さらには熊の対策だとかというふうな
ことが集中して議論がされたというふうに感じ
ています。本当に市民生活をしっかりとお支え

するのも私ども行政の役割でありますし、議会
の皆さんも同じであるというふうに感じており
ます。市民の幸せ、そして持続可能な新庄市を
目指して、これからも議会と我々執行部が両輪
となってしっかりと共に手を組みながら頑張っ
てまいりたいというふうに思うところでござい
ます。よろしくどうぞお願いします。

そしてまた、今年もあと残すところ僅かとな
ったわけでございます。また、改めて今年の話
をさせていただきますと、何といたっても本市最
大のイベントであります新庄開府400年という
ふうなことで、まだ全てが終了しているわけでは
ありませんけれども、一応400年の年という
ふうなことでございまして、皆様方からもいろ
いろ御指導いただきながら何とか順調に進んで
いるというようなところでございますし、そし
てまた新庄まつりも270年というようなことで
あります。

そしてまた、先般12月14日は待望の道の駅が
オープンするというようなことで、新庄エコロ
ジーガーデン「原蚕の杜」がオープンしたとい
うようなことでございます。

様々新庄市、明るい未来に向けて取組を進め
ていかなければならないわけでございますけれ
ども、やはり人口減少に歯止めをかける、そし
てさらには交流人口・関係人口を増やしていく
ということも大きな大きな柱の一つでございま
すので、これも併せて皆さんと共に取り組んで
まいりたいというふうに思います。

これをもちまして12月定例会の私からのお礼
の言葉とさせていただきます。どうもありがと
うございました。

佐藤卓也議長 以上をもちまして、令和7年12月
定例会の日程を全て終了いたしましたので、閉
会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後4時28分 閉会

新庄市議会議長 佐藤卓也

会議録署名議員 田中 功

〃 〃 伊藤 健一